

共同体・宮座・家族

— 奈良県山辺郡都祁村

吐山・針報告書 —

森 謙 二 編著

「特色ある教育研究」

共同体・宮座・家族―都祁村調査メモ

目次

・共同体・宮座・家族―都祁村調査メモ	
一 これまでの都祁村研究史の概況	一
二 垣内・ムラ・祭祀共同体	三
三 家族・親類構造・トウマイリ―祖先祭祀との関連で	十
・奈良県山延郡都祁村吐山	
一 村制	三九
二 生業	六六
三 家族・親族	七一
四 人生儀礼	七八
五 年中行事	八八
六 祭り・信仰	九七
・奈良県山辺郡都祁村針	
一 村制	一七
二 生業(略)	二五
三 家族・親族	二五
四 人生儀礼(略)	四〇
五 年中行事(略)	四〇
六 祭り・信仰	四〇

共同体・宮座・家族 ― 都祁村調査メモ

森 謙 二

一 これまでの都祁村研究史の概況

都祁村についてはこれまでに多くの調査・研究が行われている。

昭和二十六（一九五二）年に実施された奈良県教育委員会による奈良県総合文化調査は、翌二十七年度に『奈良県総合文化調査報告書―都介野地区』として刊行された。この報告書は五百頁を越える大著であり、その内容は、社会諸科学だけではなく、自然科学・美術・建築史を含む学際的な調査報告書となっている。この調査報告書の執筆者には、宮本常一・平山敏次郎・蒲生正男の各氏が加わり、泉靖一氏もこの調査に立ち寄られたと記録されている。この調査は、数多くの資料を提供しており、我々の調査の指針を与えてくれるものである。

この報告書のなかで、宮本常一氏は年中行事を、平山敏次郎氏は吐山の太鼓踊りを、蒲生正男氏は社会構造、特に吐山の家族・親族の執筆を担当している。また、この調査がきっかけになったものかどうかは明らかではないが、平山敏次郎氏はこの地域の藤堂藩の無

足人制度について詳細な論文がある。また、蒲生氏は『奈良県総合文化調査報告書』に掲載した報告を若干手直しをして、彼の主著『日本人の生活構造論序説』に転載し、またその後学生を連れて昭和五十三年度に吐山で調査を実施し、その報告書『明治大学政経学部社会学関係ゼミナール報告』第十五集（昭和五十三年度）も刊行されている。

また、竹田聰洲氏は、来迎寺・吐山を中心とした調査報告書がある。竹田氏の名著『仏教民族と祖先信仰』（東大出版会、昭和四六年・後に『著作集』所収〔国書刊行会〕）の一部がこの地域の報告に充てられている。この報告では、中世末期から近世の資料を整理を中心としてまとめられているが、この調査を通じてまとめられた中世墳墓の研究は、庶民階層の墓の形成、またいわゆる「両墓制」の形成に関する研究にとって、必読の資料を提供している。

また、地元の郷土史家の研究も見逃せない。『都介野村史』（昭和三十年）や『都祁村史』（昭和六十年）だけではなく、都祁郷土会会長である今西忠男氏によって『都祁郷土史』がまとめられている。

今西忠男氏は今回の私たちの調査でも色々ご教示をいただき、『都祁郷土史』には掲載されていない資料をまとめたノート『針資料―三』を見せていただき、今回の報告書でも利用させていただいた。また、近世の郷土史家小山戸の北弥兵衛吉品『聞書覚書』が『都祁郷土史』に納められている。このような記録が、これからの調査のなかでも十分に生かされなくてはならないだろう。

さらに、吐山では岡田秀郎氏の『吐山の近代史』（昭和六十年）は、近代の吐山を理解するためには不可欠な資料になるだろう。岡田氏は、明治初年からダイジや垣内に残される資料を丹念に集め、それを忠実に活字にし、整理したものである。吐山で調査を実施した蒲生正男や竹田聴州の各氏が岡田氏の収集した資料を事前に見ることができたとすれば、おそらく吐山について異なったアプローチができたかも知れない。というのは、蒲生氏や竹田氏は、その詳細な調査であるにもかかわらず、この地域に明治初年まで残されていた宮座について言及することはなかった。この宮座組織は、昭和二十年代でもすでに人々の記憶から消されていたのであろう。岡田氏は、その書のなかに明治十二年の「村社祭典規則」を掲載しており、ここには旧来の座の廃止や新たに再編した祭典の規則が書かれている。その意味では、私たちの吐山の調査でもこの書が貴重な資料となっている。本書において、いくつかの資料を掲載しているが、岡田氏の資料に基づいて改めて現物にあたって掲載したものが多い。

また、都祁郷友田には式内社として著名な都祁水分神社がある。

この水分神社については久保虎三氏の『都祁水分神社御由緒』（大正十三年）と題した手書きの冊子が奈良県立図書館に所蔵されている。この『御由緒』は都祁水分神社の関連する資料を丹念に集めている。水分神社の縁起については、水分神社のオワタリを描いた絵巻物にある縁起が有名であるが、久保氏はこれとは異なった説を提唱している。この水分神社のある友田はこれから調査を行おうとしている地域でもあり、まだ十分な形で資料を収集していないが、水分神社は多くの人々が関心を持っている問題でもある。

さて、私たちの問題関心は、この地域の社会構造にある。蒲生正男が問題としたトウマイリの習俗、竹田聴州が問題とした垣内と墓制、とりわけ両墓制の習俗、そして宮座の問題もまた私たちの関心領域のなかにある。

私たちの調査は、平成元（一九八九）年に始まったが、なお調査を継続中である。一九八九年の調査の終了時にとりあえず「都祁村の民族と社会―奈良県山辺郡都祁村針調査・予備的報告」（『創造』第十九号）としてまとめ、その時点で考えていた私の問題意識もまとめておいた。その後、一九九一年・一九九二年・一九九三年にも都祁村での調査を継続してきたが、一九九三年度に実施した甲岡・来迎寺での調査結果は「都祁村の民族と社会（その二）」（『創造』第二十三号）でまとめていたが、なお十分な形で報告書の作成には至っていない。今回の報告書は、針と吐山を中心として、過去三カ年の調査の成果をまとめたものであるが、なお資料の整理が十分な形で行われていない。ここでは、改めて調査についての問題意識を

整理、今後の調査に備えたいと思う*。

【補注】

この原稿の大部分は一九九二～四年に執筆をしたものである。その後、一九九四年および一九九五年度にも都祁村での調査を続行し、それぞれの報告書はすでに別に発表した。一九九一年・一九九二年度の吐山の調査報告だけが私の怠慢によって遅れることになった。これについてお詫びするとともに、またこの地区の墓制についての報告も改めて発表することにした。

なお、この調査報告は一九九二年度「特色ある教育研究」の成果の一部である。

二 垣内・ムラ・祭祀共同体

1 垣内

この地方の「垣内」は、ムラ（ダイジ＝大字）の下位集団にあたるものであり、きわめて凝集力の強い集団である。それぞれの垣内は、共有地や垣内寺と呼ばれる寺（ほとんどが無住の寺）を所有し、さらに垣内を単位として墓地を所有している。もっとも垣内が所有する墓地は針においてははいわゆる垣内寺と結びついた「詣墓」＝非埋葬墓地であり、「埋葬」は大字（だじ）によって管理されているが、吐山では双方の墓地が垣内の所有である。

また、ムラの行政は垣内の代表者である組頭（組長・評議員と呼

ぶ地域もある）と惣代（区長）によって運営されている。一般的に、この地域に住む場合、ムラ入りだけではその手続きは終了しない。ムラ入りのためには、それ以前に垣内入りが必要であり、垣内入りとムラ入りの二重の手続きによって初めて正式のムラの構成員として認められることになる。さらに、垣内は労働の相互交換であるユイを組む単位であったり、結婚や葬式のための相互扶助のための単位であり、「彼岸の道作り」のなかで一括して行われる若子の垣内入り、成人儀礼あるいは還暦の儀礼を行う単位でもある。このように共有財産や年中行事などを共有しており、垣内は一つの共同体を形成しているかのような外観を示している。

これまでの都祁村の調査のなかでも「垣内」の存在に多くの人々が注目をしてきた。たとえば、蒲生正男は、垣内集団の日常的な生活共同の紺帯に注目し、「彼岸の道作り」や垣内集団の機能、つまり結婚や葬式に際して現れる垣内の機能は、「垣内としての強い精神的結合によってのみ可能ならしめるものであり、その支柱が垣内のなかに秘められているのではないかと思う」と論じている¹⁾。このような凝集力の強い垣内の存在に注目し、垣内を独立したムラと据えたのが竹田聰洲である。竹田は次のように論じている。「地縁集団としての垣内がそれぞれ寺という形で会所を有していることや、埋葬・詣墓両種の共同墓の設定単位体としてなっていることは、垣内が実質において一つの村落共同体であることを象徴的に示すとともに、またそれが近代の新しい設定でないことを暗示している」と論じている²⁾。

竹田が垣内が一つの村落共同体と存在すると主張するのは、次のような資料に基づいている。まず第一に、「吐山七村」と呼ばれるように江戸時代の段階から垣内が「村」を私称していたこと。第二に庄屋・組頭などの村役人を垣内においたこと。第三に「垣内外」のような制裁手段を垣内が持っていたこと。このように垣内が独立した村落共同体であるのに対し、吐山七垣内は「一種の広域共同体」を構成していた、とするのである。

しかし、このような竹田聴洲の理解は、私には極端なもののように思える。垣内が共同体的な性格を持つものであることは私にも異論がない。しかし、これらの垣内が「村」を私称しているとしても、垣内が独立した「村落共同体」として存在していたかどうか別のフアクターを入れて考えなければならぬ。

2 垣内と村落共同体

竹田は垣内が独立した村落共同体であることを強調した。しかし、垣内は凝集力の強い集団であったとしても、それぞれの垣内は吐山村の低位集団であるというべきであろう。幕藩時代、吐山村の一垣内が清水村として分離され、吐山村は幕府領、清水村は藤堂藩の領地に組み込まれていたが、両村の間で「耕地人家錯雑社寺に至る迄区別之無」（明治八年『合併願書』）、この両村に明確な区別があるわけではなかった。各垣内間においても、地理的な境界領域は明確ではなく、村人でさえも垣内の境界線を意識しているわけではない。問題となるのは地理的な堺域ではなく、誰がどの垣内に属するかで

ある。

針の報告で触れておいたように、A垣内に属したものが分家をした場合、それが地理的には明白にB垣内に家を建てたとしても、実際はA垣内の構成員として行うのであり、B垣内の構成員になるわけではない。垣内の構成が純粹に住所地で決定されるわけではない。同様なことは、吐山においても見ることができる。

また、垣内は、その適正規模に応じ、構成員の増減によって分裂・統合を繰り返す。針では東垣内から堂脇が分裂し、再び統合された。吐山では清水垣内が南北に、中南垣内が東西に分裂をし、長野垣内が南北に分裂しその後統合された。垣内は、垣常にまとまりを持った集団であるのではなく、その適正規模によって分裂と統合を繰り返すのである。この意味において、垣内の存在は相対的であり、垣常的な集団とは言い難いのである。

垣内は、その領域が明確ではなく、分裂と統合を繰り返す集団である。このように不安定な構造を持つ垣内は完結した共同体であるとは言い難い。

村落共同体として認められるには、それがどのように形成されたものであるかどうかは別にしても、ムラとしてもまとまりを持つ、一定の条件が必要であるだろう。第一は、ムラの領域が確定されていることである。ムラの領域とは一般的にはムラによって占拠されている土地である。ムラによって占拠されている土地といっても、その土地は必ずしも同質のものではない。ムラの構成員によって所有される屋敷地、田畑などの耕作地、そして山林や墓地などの共有

地である。福田アジオはこれをムラ（集落Ⅱ定住地としての領域）、ノラ（耕地Ⅱ生産地としての領域）、ヤマあるいはハラ（林野Ⅱ採取地としての領域）に区分し、この三つの領域を同心円的構成として描いている^四。第二は、ムラの意味を決定する一定の機関を持つことである。それがムラの惣寄合かムラの構成員の代表者による機関であるか、また決定方法が全員一致であるかあるいは多数決であるかは問題ではない。しかし、何らかの形でムラの意思が決定されなければならない。第三に、ムラの構成員としての資格が明確であることである。一般的にはムラの領域に居住することがムラの構成員としての最低限度の資格であるが、しかしそれが十分条件ではあるわけではない。特定の個人がどのような条件のもとでムラの構成員としての地位を取得しあるいは喪失するか、ムラの構成員はどのような権利・義務を持つかは伝統的に決まっているのが一般的であろう^五。第四は、ムラの構成員たちが共通の *Habitus* をもつこと、いわば年中行事を共有することである。ここではムラの神社を中心とした祭り（いわゆる「ムラ祭り」*Gemeinschaft*）がもつとも重要な意味を持っている^六。しかし、ムラの年中行事だけではなく、個々人の通過儀礼もまたムラの行事に組み込まれていることが多い。通過儀礼がムラの行事に組み込まれるのは、それぞれの通過儀礼が村落構成員としての地位の変化を示すことが多いからであろう^七。垣内はここであげたムラの条件のいくつかは満たしている。しかし、垣内の範囲（領域）は確定されておらず、また個々の垣内はムラ祭祀の一定の役割を担うが、垣内内部でその完結した体系を持つ

わけではない。

針においては、その集落の中心に春日神社があり、大正年代まで本座と平座に区分された祭祀組織を維持されていた。針の場合は、ムラ祭祀の役割がそれぞれの垣内に分担されているわけではなく、東針と西針といういわば双分的な社会構造のなかで役割分担が定められていた。

吐山の場合、資料六―2にも見られるように、明治初年に至るまで宮座を構成していたが、明治維新の時にそれを廃止し、明治十二年には改めて敬神講を組織化している。この敬神講も宮座組織を再構成したものであるだろうが、詳細はなお明らかになっていない。

この敬神講は、吐山を上と下に区分し、それぞれから「本当」と「准当」を一年交代で出している。この意味では、針と同様に、双分的な組織形態を示すが、三月のいわゆる「お渡り」の行事では、それぞれの垣内が抽選によって役割分担を行っている（資料六―4を参照）。何れの場合においても、吐山七垣内が全体として祭祀の担い手となっているのであり、垣内がムラ祭祀の完結した体系を形成しているわけではない。

吐山の七垣内（現在は九垣内）が一つのまとまりを持った村落共同体であり、垣内はその下位集団である。もとより、垣内が強い凝集力を持った集団であることも事実である。垣内はその意思を決定機関としての惣寄合を持ち、垣内固有の財産を持ち、さらにムラ入りのためにはその前提として垣内入りを行わなければならない、ムラ入りとは別個の手続きを必要としている。この意味において、この

地方の村落共同体はいわば垣内の連合体としての性格を持つ。

3 村落の構成員

現在、都祁村が大阪や京都の大都市の通勤圏に組み込まれてきたために、大都市通勤者の住宅や団地が建てられるようになった。しかし、この転入者達は、ムラ入りの手続きをしているわけではないので、ムラ（大字）の正式の構成員ではない。ムラの人々に、ムラの構成員は誰かと尋ねたとき、ムラの神社の氏子になっている人々と一致するという答えが返ってくる。氏子になるためには、このムラで生まれ、この神社で宮参りをする必要があるとされる。ここでは、ムラの祭祀に参加することとムラの構成員であることが密接なつながりがあることを知ることができる。もともと、転入者の子どもがこの地で生まれ、宮参りをしたとして、このムラの構成員になれるかといえば、必ずしもそうではない。

一般的に村落の構成員として認められているかどうかは、ムラの共有地の権利が与えられているかどうかで判断する場が多い。実際には、ムラ入りの手続きを経たとしても、そしてムラの行事に参加が認められたとしても、それが直ちに共有地の権利を承認することにはならない。

吐山では、明治二十二年の「都介野村大字吐山共有山支配区域相定ムルニ付共有者契約書」で、共有者に一定の支配区域を与えることが規定されているが、新規共有者は分家と転入者に区分して、転入者は、一軒前の交際をして、居住をして十五年を経過して半分を、

三十年経過して初めて一軒前の権利を与えると規定している。このように、一定の年月を経てやっとそのムラのなかで「一軒前」として承認されることになる。しかし、吐山では、明治三十一年に山の共有林をその当時の構成員に分割をしたので、現在では大字（吐山区）が所有する共通山は残されていない。したがって、現在では共有地の権利の取得が村落の構成員の地位とは関わらない。

ただ、共同利用の土地としては、墓地が残されている。一般に、ムラの構成員はムラの共同墓地に埋葬され、石塔を建立する墓地への権利を持つと考えられている。つまり、ムラ入りを認めるということは、その者にたいして墓地も用意しなければならないという認識が村人のなかにある。したがって、墓地を確保することができないのも、ムラ入りを容易に認めない理由となっている。墓地は、吐山では各垣内ごとに埋墓と詣墓を持っている。針では、詣墓は各垣内の所有であるが、埋墓は大字の所有である。したがって、針では埋葬地の確保については「ムラ入り」を必要とし、石塔を建立する墓地については「垣内入り」を必要としている。

もともと、ムラ入りをするというのは、ただ単にこのようなムラの共有地の利用の権利を獲得することではない。そのムラで住み、ムラの年中行事に参加をして、ムラの人々と同様の生活を送ることである。ムラの年中行事の中枢を占めるのはムラの祭りであり、ムラの祭祀に関与することがムラの構成員の重要な任務であることに違いがない。この延長線上に、氏子になることがムラの構成員になることであるという認識が生まれてくる。

ここでムラ祭祀 (Gemeinschaft) というのは、村落共同体が主体となった祭祀であり、典型的にはムラの神社の祭り (いわゆる「氏神祭祀」) があげられるが、田の神・山の神・村境の神、雨乞いの祭り・風の祈禱なども多くはムラ祭祀として行われているものである。このような行事は一般的にはムラの年中行事として組み込まれているのが普通である。このような年中行事は、共同体への帰属意識形成にとって不可欠な装置であり、これに通じて形成される共属感情 (Gemeinschaftsgefühl) によって、村人達が共有する *Habitus* が形成されることになる。

このような村人のムラ行事への参加は、家凝集型村落においては、家を単位として、家の代表者が参加する形で行われることになるが、家拡散型村落においては必ずしも家を単位として行われるものではない。たとえば、ムラ祭りへの参加は、家の代表者が参加するのはなく、村人達がその所属する年齢あるいは年齢集団を通じて参加する場合も多い。成人儀礼や老人達が集まる念仏講などはその代表的なものであろう。また、ムラの行事のなかには、特定の年齢集団だけで行う行事やムラ内部の特定の地域だけに限定された行事もあるであろう。家がムラのなかでどのような役割を果たすのかはそのムラの社会構造によって規定されるのであり、このレベルにおいては、家がムラの構成単位であるとア priori ということではできない。川島武宜による家凝縮型と家拡散型という村落の分類―誤解のないように断っておくと、家が存在するかどうかという分類ではない―はこの場面においてはなお有効な分析概念になるはずである。

近世の共同体では、原則として村落構成員の地位と家の継承が一致していた。公租や賦役の負担や共有地への権利は村落構成員の地位と密接に結びついていたし、この継承は家の継承として現象した。このような家の存在は株として観念され、家の継承は株の継承として現象した⁹。この限りにおいては、村落は家を単位として構成されるという原則は一般的に正しいといえるであろう。しかし、この原則が一般論として通用するのは領主権力や村の公的生活との関連における領域であり、ムラ内部の社会構造や家族生活においては、家が拡散的な傾向を持つ村落の場合には、これまでの多くの調査報告が示すとおり、この原則は妥当しない。年齢階梯制村落はこの家拡散的な構造を示す村落の類型として提唱されてきた。

ここでは、このような村落類型論を展開するものではないが、家を構成単位とするという枠組みで、ムラの社会構造が説明できるものではないことをここで確認しておこう。都祁村の社会構造は、その一つの事例を示している。

ムラの組織が家を単位として形成されていないことは、たとえば吐山における「彼岸の道作り」には家の代表者の参加ではなく、十七歳から六十歳までの男子が出役することにも現れる。しかし、それがはっきりと現れるのが、ムラの祭祀に関わる問題、特に、この地域における「氏子」の概念と関わることになる。あるいは、針における若子と当屋との関連でも同じことがいえる。それぞれの問題は、「四 宮座・氏子・ムラ祭祀」で取り上げるし、針の調査で述べることになるので、ここでは言及しない。ただ、どのように人々

が村落の構成員になるのかという問題をムラ祭祀のレベルで取り上げるとすれば、次のように整理できるであろう。

この地域で、氏子になるということは、ムラで生まれ、ムラの神社で宮参りをするということが前提となる。ムラの外から養子や嫁入りをしてきたものは、そもそも村落の構成員としての資格を欠くことになるし、逆にこのムラから他出したものは事実としては村落の構成員としての資格を喪失したとしても潜在的にはなお村落の構成員としての資格を持っている。後に述べる、(他氏子)や(外氏子)という概念はそれを示しているし、また他出したものがムラに帰ってきたとき、ヨソモノとは異なったムラ入りが認められているのもそれを示すであろう。

しかし、このムラで生まれ、ムラの神社で宮参りをしたとして、それで村落の構成員の資格が無条件に得られるわけではない。神社の分霊を預かる稚児の役割を引き受け、十七歳で「名替え」を行って「当を炊き」(座入りをして)、初めて「一人前」として承認されるのである。一人前と認められたとしても、それ以降も、それぞれ年齢に応じて一定の役割を果たさなければならぬ。男子が出生すれば、当屋と営み一年間神事に参加しなければならぬし、六十歳になりムラへの出役から解放されると、神事への役割分担が決められることも多い。このような地域では、個々人の通過儀礼はムラの行事と密接につながり、この体験の共有を通じて、ムラの人間としてのアイデンティティが確認されることになる。

4 村落構造論と共同体論

ムラの構成員がどのように決まり、どのように構成されているかという問題と、ムラの内部的な支配構造がどのように秩序付けられているかという問題は、論理的には全く異なったレベルに属する問題であるだろう。前者の問題は本百姓と水呑百姓、本戸と半戸等のようにムラの構成に関わる問題であり、後者は家格制と無家格制、家凝集型と家拡散型、あるいは同族制と年齢階梯制のように、ムラの秩序付けがどのように行われていたかに関わってきた。法社会学のなかで、村落構造論として展開されてきた問題は主に後者に関わる問題であったといえる。この問題に関して、ここで十分に論ずることができないが、なぜこのような議論が必要であるかについて、私の問題関心に基づいて述べておこう。

前に、「一般的に村落の構成員として認められているかどうかは、ムラの共有地の権利が与えられているかどうかで判断する場合は多い」と述べた。厳密には、総ての入会地がムラを主体として所有(占取)されている訳ではない。入会地は一定の仲間(Genosse)によって占取され、その集団は「仲間共同態」(Genossenschaft)と呼ばれ、その入会集団は数カ村にわたるものもあれば村落共同体よりも小規模な数人で構成される場合もある。しかし、典型的には村落共同体(ムラ)は、仲間共同態を基盤として構成され、したがってこの「仲間」がムラの正式の構成員として位置づけられ、しかも「一軒前」の構成員としては相互に「形式的平等性」の原理が貫徹していた。

このムラの構成員（仲間）の「形式的平等性」は、ムラの構成上の原理であり、共同体内部の階級関係や経済的な格差がないことを意味するものではない。川島武宜が「ゲルマン的共同体」における「形式的平等性」について（一九六八）のなかで論じているように、そこに居住する人々の平等性ではなく、「一軒前」と承認された構成員の権利としての平等性を示しているに過ぎない。したがって、「単なる居住者 *Inassen* や、耕地を相続しなかった・構成員の二・三男や、外来者たる手工業者たるその他の労務者等は、「共同体」の構成員ではなく、したがって共同体構成員として平等な者としては取り扱われなかった」（四十九頁）。

村落共同体の構成員が、どのような枠組みのなかで決定されていくという問題は、村落共同体論のなかではきわめて重要な問題となる。幕藩体制のなかでの、「本百姓」と「従属農民」という階層関係は、村落の構成員の資格をめぐる歴史的な形態として理解することができるであろうし¹⁾、「本土」と「半戸」という村落内部における階層も村落構成員の資格をめぐる問題の展開として考えることができるであろう。

第二は、ムラの構成員である「仲間」が対領主権力や対ムラのなかではイエとして登場してくることである。もともと「仲間」は農業経営の主体であり、農業経営の主体であるが故に共有地の確保を必要とした。つまり、「仲間」＝イエは家族を基盤とした経営体である。この家族は、歴史学のなかでは「単婚小家族」として位置づけられているが、この家族がイエ共同体の中核をなす集団となる。

もとより、イエは、経営体である以上、労働組織として非親族をも組織内に包摂することになる¹⁾。

したがって、ムラ内部や対領主権力においては、「仲間」としての地位の継承はイエの継承として現象していく。このイエの継承は、家長（家族の代表者）の地位の継承であると同時に、ムラの「仲間」としての地位の継承であり、両者は不可分に結びついて展開することになる。ここでは、イエを継承しない二・三男層は、「仲間」の数が固定的である限り、この「仲間」のなかに入ること、すなわちムラの正式な構成員になることはできない。

しかし、この二・三男層も養子にいたり、絶家になったイエ株を継承することを通じて「仲間」にはいることができたし、「仲間」の数もその時々において流動化した。したがって、どのような条件のもとでこの二・三男層がムラの正式の構成員になったかは具体的に分析をしなければならぬ。「本戸」と「半戸」という階層の形成は、ムラの構成員の資格に関して、新たな「仲間」の創出が何らかの条件のもとで難しくなったので、「一人前」の権利ではなく、「一人前」の権利を与えることを認めたものであった。

吐山においては、「都介野村大字吐山共有山支配区域ヲ相定ムルニ付共有者契約書」（明治二十二年）のなかで、新規分家の場合の規定（第八条と第九条）は、この当時における「仲間」になる手続きを定めたものである。もともと、実質的に入会地に個人に分割した段階において、「ムラ入り」は入会権の取得と一致することはなくなつた。しかし、ムラの構成員の資格については、ムラ人達は「氏

子になることである」と答える。氏子になることは現在では祭りへの参加資格と同時に、各垣内の墓地の使用権を取得することを意味している。この点において、現在においても「旧住民」と「新住民」との区別がある。

吐山では、明治四十年に実質的に宮座が崩壊をした。明治四十年以前においては、村落の構成員の資格とムラ祭祀の担い手との間にはズレが生じていた。村落の多層的な構成は、村落の再構成を繰り返しながら、現在に至るまでその再構成が維持されてきた結果であるといえるであろう。この問題については、もう一度後で触れることになるだろう。

三 家族・親族構造とトウマイリ

— 祖先祭祀との関連で

1 トウマイリ

トウマイリの「トウ」ということばの理解については説の分かれるところである。柳田国男が『族制語彙』のなかでトウマイリを紹介して、次のように述べている¹³⁾。

奈良県の宇陀郡では、毎年一度盆の月に、親類が集まって先祖の墓参りをする。是をトウ参りと謂って居る。先祖の墓は無論本家の管理だから、トウといふのは其本家のことであろう。

現在の祭りのトウは對等の家々の仲間である故に、順番又は御

鬮で毎年交代して居るが定まった中心である一家一門では、誰がトウを勤めるかは問題ではなかったのである。さうして是が恐らくは集合氏神の起る前の、最も世の常なる祭り方であったかと思ふ。斬ういふ場合を想像してみないと、頭番・頭屋の頭の字の意味がはつきりせぬであろう。

祖先祭祀の主体者としての本家が「頭」であり、本家に行くという意味でのトウマイリと「集合氏神」すなわちムラ祭祀の結びつきを予定するところに柳田特有の民俗信仰論が隠されている。私たちがトウマイリに出会った針調査のときにも、郷土史家の今西忠男氏から柳田のいう「頭屋」のトウと「トウバ（塔婆）」のトウの二つの意味があることを教えられたことがあり、この問題についてムラの方々を含めて議論になったことがあった。どちらの意味のトウマイリが正しいものであるかは明らかではないが、すくなくとも「トウ」は同族集団を前提とした本家の意味は希薄である。すなわち、まず第一にこの地域には同族集団を意味することばが欠如していること、第二に本分家の系譜意識は二ないしは三代に限定されていること、第三にトウマイリに参集するのは「本分家」ではなく、当該の家をデザトにもつところの人々であり、もしトウということばが「頭屋」であるとするれば親の家族を継承した家すなわち親の祭祀を中心となって負担しなければならない家、他出した「私」にとつてのデザト、社会的に表現するならば「定位家族」を意味することになるからである。

一方ではトウマイリの「トウ」を「石塔」の意味において理解する人も多い。この習俗は「墓参り」の習俗と理解し、「石塔」に詣るから「トウマイリ」と呼ぶのだとする。私たちの調査ではこの二つの説に対して決着をつけるような材料は見つからなかった。私たちの調査に従えば、このトウマイリの習俗を次のようにまとめることができる。

(一) トウマイリは親の死亡によって始まる。

(二) トウマイリのため生家に行くのは、死亡した親の子のすべてであり、養出・婚出した子ども、その他独立した者も同様である。

彼らは多くの場合自分の子ども（死亡した親からみれば孫）も連れていく。

(三) 子の死亡によってトウマイリが終了するのではなく、子が死亡した後もその兄弟姉妹がトウマイリを行っている間はしばしばその配偶者が代参し、その配偶者も死亡すると、その子の子（一般的には婚家の長男「養子はトウマイリに行かない」）もトウマイリに行くべきであると考えられている。

(四) トウマイリはしばしば二代以上にわたって行われることがあるが、姪や甥たちが生家にトウマイリに来るようになると（自己の生家の兄弟姉妹が死亡すると）、生家からの（ヨビツカイ（呼び使））がなければ（きやすく（気楽に））生家には行くことができなくなり、次第に足が遠のくようになる。

(五) 親が死亡した初盆には、その子の家でも（子が婚出した女性

であれば婚家でも）新盆の棚を作り、死者の供養をする。このとき、死者の戒名を書いた経木が盆棚でまつられるが、その経木は婚家の檀那寺で作ってもらい、初盆が終わるとその経木は寺で焼かれる。

親が死んだ場合に、その子達は全て親を供養すべきであるというのはどのような地域——たとえ単的な親族集団であろうとも——のなかでも存在する慣行であろうが、トウマイリの習俗の特徴は、①親の祭祀を子の全てが共同で行うこと（祭祀の共同承継）、②子が何らかの事情で行くことができないときには、その子の子が行くこと（一般的には、母方の祖父母の祭祀に参加することになる）、③トウマイリに来る関係にある人々とトウマイリに行く関係にある人々がその家にとって重要な親族（シンルイ）として意識されていることである。ここでは、祖先中心的な親族集団、単系的な出自集団が形成されることなく、家の祖先祭祀という観念も欠如しているか、あるいはきわめて希薄である。

「家の祖先祭祀」という場合、祭祀の対象となる「祖先」とは家を構成した人々、特に家長の地位にあつたものあるいはその配偶者（主婦）である。祭祀を主宰する者は、その家の家長である。家長は祖先祭祀の主権者としての権利義務をもつのであり、それ故にこそ明治民法は祖先祭祀の承継を「家督相続」の特権として規定した。もちろん、家の構成員は家長が主宰する祖先祭祀に参加する義務をもつ。しかし、家から養子や婚姻によって出ていった人々は、生家の祖先祭祀に責任を追うものではない。このことについては次節で

述べることにしよう。今ここで確認しておきたいのは、この地域のなかでは、「家の祖先祭祀」という概念がきわめて希薄なことである。

2 家の祖先祭祀

「家の祖先祭祀」の概念は必ずしも明確ではない^{十四}。一つには〈家〉の概念規定に関わり、一つには「祖先祭祀」の概念規定に関わる。

ここで二つの問題を詳細に扱えないので、家の祖先祭祀を対象として二つの研究の流れについて考えることにしたい。

一つは、法律学のなかで展開されてきた家の祖先祭祀論である。たとえば、穂積陳重である。穂積陳重は、〈家〉を次のように理解している。「国法の先づ認むる所にして社会最初の単位を成したるものは氏にして、家は氏の中に包含せられたりと雖も、法律の眼中には未だ独立存在を有せざるなり、家が表面に顕はれ出で、社会の単位を形成するに至りしは、実に氏が徐々壞頽に傾きたる後の事に属す」とし^{十五}。共同祖先を祀る血族団体である氏の分解によって家が成立するとし、家は「ある祖先を祀る子孫が相集まって居る小さい団体」であるとする^{十六}。氏（族）や家は、血縁集団であり、共通の祖先を祀る祭祀集団ということになる。穂積にとつて、祖先祭祀とは、父祖の対する敬愛の情に起因したるものであり、孝道の延長であり、祭るものは血統の子孫にして、祭を受くる者は血統の祖先ならざるべからざること、当然のことであるとしたりした。したがって、「祖先の霊は非血族者の祭を響けず」^{十七}とする。しかし、穂積は家

を血縁集団としたために、理論的な矛盾に出会わなければならなかった。つまり、養子制度の存在である。穂積が繰り返し「異性養子」の問題を取り上げたのも、ここに関わっていた。

穂積のこの問題については、かつて取り上げたことがあるので、ここではこれ以上論じないが^{十八}、穂積は、異性養子は養子制度の歴史的な発展の結果であり、人為の凝制をもって親族関係をつくることを容認する立場に立った。戦後になって、川島武宜が、家を血統集団として「家」を規定し「家への所属は、原則として、父系の血統（男子を通してのみ連続する血縁）によって定まるが、血統は生理的血統のみではなく、凝制的血縁によっても存在する」と論じたとき、穂積の家の理解を下敷きにしたものであったのであろう^{十九}。

このような家構成員のなかに含まれる「非血縁者」を凝制的血縁関係あるいは凝制的親族関係で据える考え方は、川島以降のなかでも有力な学説の流れを形成している。この凝制的血縁（親族）関係の枠組みで据えるものは、単に「非血縁者」である家の構成員だけではない^{二十}。家族を超えた上位の集団あるいは社会形態の分析のなかでもこのような枠組みは有効であった。

これにたいして、家の構成員は必ずしも血縁関係にあるものとは限らないという事実認識に基づいて、理論枠組みを構成した人たちの多い。たとえば、有賀喜左衛門の祖先祭祀論はその典型であろう。有賀は次のように論じている。「先祖は、家族員（家の成員）と必ずしも血縁関係にあるとは限らなかつた。なぜならば、日本における家族（家）の系譜はある家長と個人的な血の関係を持つことを意

味するのではなく、家族（家）それ自体の継承を示すと考えられたからである。家族（家）の系譜は、家長の地位の連続的な継承によって表された。家長は、家族（家）の代表者として、家族（家）の永続性の担い手とみなされた^{二二}。

有賀にとつては、家は血縁集団ではなく、祖先は血縁関係を前提にして形成されるものではなく、家の先祖は家の系譜に基づいて形成されるものであるとする。家の系譜に基づく先祖は、家の初代と代々の家長であるが、さらに有賀は、家の初代がでてきた家を「出自の家」と呼び、この先祖を家の先祖と区別して「出自の先祖」と呼んでいる。この「出自の先祖」も血縁関係を前提としていない。

このような「出字の先祖」の適用範囲は広く、同族集団における本分家関係においても、あるいは本家が他族の有力家に「先祖」を求める場合、たとえば源平藤橘の諸氏に求める場合にも「出自の先祖」と呼ばれることになる。

有賀にとつては、「祖先」の観念は血縁関係を前提にするようなものではなく、「家の先祖」は家の守護神的な性格を持ち、また「出自の先祖」は「出自の家」の権威に基づいて自家の権威付けを行い、家の継続性を求めたのだとする。

有賀は、非血縁者である家構成員を凝制的親族関係の論理によって説明することをどのように考えていたかは明らかではないが、中村吉治が原始的集団の結合において、原始人が非血縁者を「血縁の規範」によって一定化したという考え方にたいし、興味深い考え方であるとした上で、「一定のシンボルによって同系統・同系譜の意

識がまず生じたのではにか」とし、「氏とは主従関係につながるものを、同一の氏の称呼とシンボルとしての氏神によって一体化したものと」して据えて、氏を血縁集団としてみなすことにも反対をしている。

このように、法律学の穂積陳重によって展開された「先祖」理論と社会学の有賀喜左衛門によって展開された「先祖」理論には大きなギャップがある。また、有賀の家についての理解をめぐって、社会学のなかでいわゆる「有賀―喜多野論争」が引き起こされた^{二二}。ここでも、家構成員の中に含まれる「非血縁者」をどのように理解するのかということが一つの大きな論点となっていた。その意味では、この問題は「祖先」をどのように理解するかという問題にとどまらず、家や家族をどのように理解するという基本的な問題にまで遡って考えなければならぬ問題となる。

これらの問題をここで一括して扱いことはできないが、有賀には大きな誤解があったように思われる。有賀が、喜多野との論争のなかで戸田の家族理論を、家族を親族世帯と規定して、親族の概念を家族の中心概念とすることは、家の説明に西欧的親族概念を持つてするものであると^{二三}、と批判している。しかし、今日のヨーロッパの家族史研究のなかでは親族概念を持つて家を据える方法はすでに行われていない。つまり、ヨーロッパの家族史のなかでも、家共同体 (Hausgemeinschaft) のなかに「非血縁者」を含んでいたことが明らかにされ、非血縁者を含む世帯共同体をどのように把握し、それをどのように類型化を試みるかが一つの関心事となってきた。つ

まり、非親族（非血縁）を含む家共同体は、ヨーロッパにおいても日本においても事情は同じであり、このことがそれぞれの地域の家族の特殊性を規定する要因ではない。

問題は、非血縁者を家共同体のなかに包含しながらも、それぞれの社会に特有な家の形態をどのように規定するかである。こうしたとき、祖先祭祀は重要なメルクマールの一つとして登場することになる。つまり、ヨーロッパ特に西・中部ヨーロッパでは、キリスト教の受容とともに、血縁思想を克服し、家族から祖先祭祀の機能が解除された。この結果、ヨーロッパで形成された家共同体は、家の継承や婚姻形態においてヨーロッパに特有な形態（ヨーロッパ的婚姻パターン）が生まれてきた^{三四}。しかし、日本においては、近代あるいは現代に至るまで、祖先祭祀は社会のなかで支配的な価値体系として形成・展開してきたし、明治期に至るとこのような価値体系が国家によって強化され、国民道徳として強制された。家は、このような祖先祭祀の担い手、いわば「家は祖先祭祀の齋場」（穂積陳重）として展開したのである。

日本の家の特殊性は、家の継続性が祖先祭祀の觀念に正当化され、家の内部構造も多かれ少なかれ祖先祭祀の觀念を通じて規定されたことにある。たとえば、婚姻年齢の低さや養子（特に跡継ぎ養子）慣行はこの文脈のなかで位置づけられなければならない。家の継続性が問題とされる限り、早期に男子の出生を望み、その男子が死亡したときは彼に変わる男子が必要となり（多産―その前提としての婚姻年齢の低さ）、男子がいけない場合には養子（婿養子も含めて）

を迎えなければならない。このような家の継続性の要求がただ単に民俗的事実に基づくものではなく、国家体制の要求に規定されていたとなれば、このような習俗自体が国家体制に規定されたものであると言わなければならない。

また、祖先祭祀の觀念が色濃く付着した家とい観点からすれば、日本社会のなかでは家を単なる「経営体」としてではなく、親族理論において据えることは有効性を持つことになるし、また「非血縁者」を親族関係を凝制されたものとして据えることも説得力を持つであろう。というのは、「非血縁者」を祖先として祀るといのはそこに何らかの形で血縁を凝制する論理が必要であるからである。もちろん、このことがただちに有賀氏の「出自の先祖」概念が有効ではないことを指摘するものではない。ただ、「出自の先祖」という概念は、たとえ「非血縁者」であるとしてもそこに親族集団あるいは親族関係のなかに組み込む社会的な価値觀念を前提としているのであり、そこでは多かれ少なかれ親族集団あるいは親族関係をモデルにした行動様式が要求されることになる。

したがって、日本における家の継承は、祖先祭祀の継承という側面を持つ。「家の継承」と「祖先祭祀の継承」が同じ内容をもつ限り、支配権力は家の継承を祖先祭祀の継承という道徳的觀念に転化することができる。つまり、祖先祭祀の觀念は単に民俗的な事実に基づくものではなく、国家体制に規定された支配的なイデオロギーとして展開された。このことは、単に家存続を国家が求めたということではなく、国家の正当性を確保するために家の存続を要求した

のである。

国家の祖先祭祀の「道徳」としての要求は習俗としての「祖先祭祀」や「死者祭祀」の習俗に大きな影響を与えることになる。つまり、日本社会のなかで均質な祖先祭祀の習俗が行われていたわけでもないだろうし、祖先祭祀のイデオロギーの受容の仕方もそれぞれの地域によって異なり、それぞれの地域に多様な祖先祭祀の習俗が行われるようになった。この多様性は、支配権力の強弱に規定されているというよりも、まずはその社会の内部秩序ないしは基層の社会構造に規定されることになる。

トウマイリの習俗を「祖先祭祀」一般の習俗と呼ぶかどうかは別として、少なくとも「家の祖先祭祀」とは異なった内容をもっている。蒲生正男はこのトウマイリを「親族組織における自己中心的な組織化とバイラテラルな構造を象徴するもの」ととらえている。あるいは山内健治はトウマイリに反映された親族構造を「自己(個人)を設定して静態的構造としてみるならば、自己の複数祖先への帰属を可能としている。すなわち、自己は父・母、父の父母、母の父母という複雑の祖先を祭祀することになる。蒲生先生は、この点を「多系出自」とした」とし、「トウマイリという祖先祭祀の構造そのものが家の累積を回避するものであり、各世代の「シンルイ」範囲内で繰り返し再生産・消滅していく「双性原理」と「家」の調和モデルといえる」^{二五}としている。トウマイリ習俗を通じて蒲生も山内も自己中心的な親族原理を強調しながら、他方においては村落社会における家を問題とする。蒲生はこのムラの分析を通じて「当屋制

村落」を析出し、そこに「平等」な家によって構成される村落を見いだしたのである。山内が「個人と家の循環」を強調するのもこの蒲生の認識を踏まえたものであるのだろう。しかし、蒲生も山内も隠居習俗については触れていない。ここではもう一度家族の問題に遡って問題を整理し直すことにしよう。

3 家族構成

まずここでは、吐山のM家を中心として、その家族構成がどのように変化していったかを見ていこう。

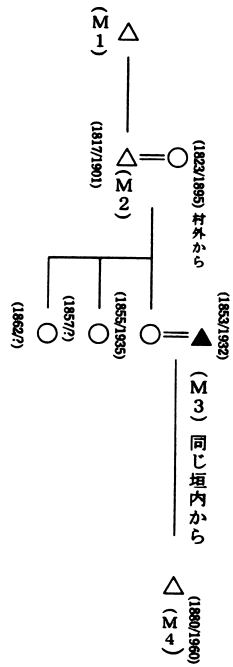
【M家の家族構成】

図1-1から3で示した家系図は、吐山のM家のものである。M家がどのように吐山に入ってきたかは明らかではない。現在の世帯主で一〇代くらいになり、私たちはその系譜を過去七代まで遡ることができ。一八四一(天保一三)年の記録ではM1がこの垣内の「年寄」として記載され、一八八一(明治一四)年段階の戸主はM3である。当時は田一町三反五畝二八歩・畑二反一畝一六歩・山林三町六反三畝五歩を所有しており、このムラのなかでは「大きな家」であるといつてよいであろう。

M3は同じ垣内から養子にきて、明治九年二二歳で相続をし、戸主となった。当時のM2(養父)の年齢は五八歳、当時の家族構成は妻・養父母・二人の妹から構成されていた。長男(M4)が生まれるのは、明治一三年であるから、おそらくは結婚と同時くらいにM2から跡を譲られたものと思われる。M3には六人の子どもが産

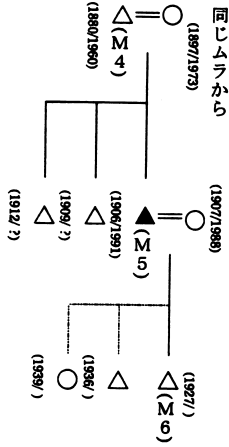
(図1) M家の百年の家族構成

明治一四年頃の家族構成

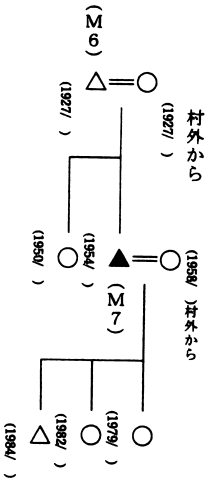


▲ 戸主・世帯主

昭和一〇年前後の家族構成



現代のM家の家族構成



まれるが三人が夭折する。長男M4が結婚するのは明治三五年前後のことであろう。M4はおそらく十七歳前後で一度結婚をした後に、明治三〇年代の末に自分の妹が嫁いだN家の娘と結婚(再婚)をする。M家とN家は嫁のやりとりをして、さらにM5もN家から嫁をもらうことになる。

さて、M3は一八九九(明治三二)年に四六歳で組頭を努めた後、一九〇四(明治三七)年には今度はその息子M4が二四歳で組頭を努めている。M3の隠居(M3からM4への相続)はこの間に行われたものと思われる。M4は一九〇八(明治四二)年にムラの惣代に二八歳で就任する。二〇歳代での惣代への就任は一八八九(明治二二)年以降の記録を見る限りM4だけであり、彼の個人的な才覚によるものと思われるが、M4は当時再婚をして長男M5が生まれただけであった。M4は一九〇八(明治四二)年に一年で惣代の職を辞して一九一四(大正三)年まで都介野村の収入役に就任し、大正三年から八年まで惣代、その後村会議員を経て一九三九(昭和一四)年から一九四三(昭和一八)年まで都会野村の村長を務めている。M5が組頭を努めるのは一九四二(昭和一七)年から一九四五(昭和二〇)年まで、M5は三六歳の時であり、なおM4は村長に就任をしていた。M4がM5に所帯を譲る時期は明らかではない。一般的にはM5が組頭に就任する以前には所帯を譲っていると思われるので、M4は隠居をした後も「村長」職を努めていることになる。

M6が生まれたときのM家の家族構成は図1—2のようになる。

相変わらず多世代家族の構造をとっているが、これまでの段階では早い段階で戸主の地位は跡継ぎに譲られていた。M6が生まれた時には、現在の家の裏側に隠居棟が建てられ、別財・別竈というわけではなかったが、隠居が行われていた。

M6が所帯を譲られたのは、一九六八（昭和四三）年前後の頃、父M5が六二歳の頃、M6は四一歳の頃であった。その年の正月に所帯を譲ることをいわれて、「これから大変になる」と思った。所帯を譲られてから、一九七〇（昭和四五）年から組頭を努め、一九七六（昭和五一）年から村会議員を四年、教育委員は八年行い、それから惣代になったという。M6が息子M7に所帯を譲ったのは一九九〇（平成二）年の頃であり、M6が六三歳、M7が三六歳の時であった。このときに新たに家の別棟を増築して隠居屋とした。また、総代を務めるようになったのは所帯を譲った後のことである。

M6によると、六〇歳から六五歳までの間に子どもに「所帯を譲るものだ」とされ、孫が中学校から高校に入る頃、遅くとも成人に達するまでには譲るべきだとする。「所帯を譲る」ということつまりいわゆる隠居するということは、（一）ホンヤのネマをアトトリに譲り、自分はハナレあるいは二階とか別棟の一室〓隠居部屋（単に「ヒヤ」「ヘヤ」「ベツザシキ（別屋敷）」と呼んでいた）に移ること、（二）跡を譲られたシヨタニン（所帯人）が財布を握り（三）家のつきあいは原則として所帯人が行う、ことを意味している。ムラの交際は所帯人が行うのが常であり、組頭の役職は所帯が譲られてから行うという。しかし、氏子総代や惣代の役職は「ヒマビケ」

（仕事が多い）であるので、「若い者」では務まらない。「村」とのつながりやある程度の「ヒマビケ」の財力に耐えられるものが行わなければならないので、インキョをした後に行うことが多いという。ムラの交際というのはまず第一に「垣内の内の交際」であり、これは所帯を譲られたものが行い、神社などの仕事（特に氏子総代は六〇歳を過ぎないとやらない）や惣代は所帯を譲った者が務めることが多い。親類の交際も「若い者」よりも所帯を譲った者が行い、徐々に所帯人にその交際も譲っていくものだという。

最近では所帯を譲る時期も遅くなってきているという。農地など一括贈与を行い、農業者年金の受給を受ける場合にはこれと同時に所帯を譲ることも多いが、都市での勤めの関係で跡継ぎが家に帰ってこないのが、跡を譲ることができない人も多いという。

M家の1から3までの家族構成図からもわかるように、M家はこの一〇〇年以上期間ずっと多世代から構成される家族を維持してきた。このような構図は日本社会の家の、つまり直系家族による家族の連続性を表現しているように思える。一〇〇年間のどの時期をとってみてもM家の家族構成は三世代以上によって構成されており、このような家族こそが「典型的な日本の家族」、いやむしろ一〇〇年間以上にわたってたえず三世代以上の世代によって家族を構成するというのは現実には稀であり、「典型的」であるというより「理想的」な家族構成といってもいいのかも知れない。

しかし、ここではいくつかの留保が必要になる。まず第一に、M

家の場合三世以上によって構成されているとしても戸主(世帯主)になる世代は一番上の世代ではなく、中間の世代がその地位をなっていることである。このことは、同じ直系家族であっても、東北型の直系家族とは異なった傾向を示すはずである。つまり、この地域においては明確に別居隠居の慣行は行われているとは言い難いが、私たちはこの「所帯を譲る」という世代交代のなにかかつての(別居・別財・別竈の)インキョ習俗の残滓を見いだすことができであろう。第二は、このムラのなかではインキョ(所帯を譲ること)がムラの公的生活からの退隠ではなかったことである。むしろ惣代や氏子総代などの大字(ダイジ)に関わる役職は跡継ぎに所帯を譲った後に行うことが多いのであり、むしろここでは家族と村落の生活が世代階層的に対応している姿が見えてくることになる。

この問題を論ずる前に、蒲生正男氏のこの地域に家族についての認識の仕方について触れておかなければならない。蒲生氏は、吐山の家族において認識していることは(一)四世代家族が多いこと、(二)家族構成において父母・兄弟・姉妹の比率が高いこと、(三)夫婦家族の形態が少なく、多世代同居家族のなかで子の配偶者の占める割合が高く、親夫婦と子夫婦の共働がこの地域の家を支える力になっていること、(四)このようなこの配偶者が多い地域では「ヨメ」と「シユウト」の衝突の蓋然性が高くなること、を指摘している。

蒲生氏の(一)と(二)については異論のないところであるが、

(三)と(四)については疑問としたい。子の配偶者の占める割合について、世帯主の配偶者一〇〇〇に対して五三一、五という数字をあげている。私たちの調査ではこのような事実関係を見ることができなかった。私たちの調査では、世帯主の配偶者一〇〇〇に対して子の配偶者の占める割合は、明治一〇年の戸籍で一七七、平成三年の調査では二七七であり、それほどの高い数値は示していないのである。むしろ「家族構成」で注目をしなければならないのは「親」特に父親が占める割合であり、戸主(世帯主)一〇〇〇に対して明治一〇年で二八九、平成三年でも二二七の割合を示している。「子ども夫婦」だけではなく、「親夫婦」が占める割合の高さに注目をしなければならぬだろう。

蒲生氏は「家族構成」において「父母」や「兄弟姉妹」の占める割合の多さを指摘しながらもこの問題とインキョ習俗の関連は指摘しなかった。また、インキョ習俗について興味深い指摘をしながらも、その重要性を認識しなかったように思われる。次のような指摘である^{二六}。

遷暦の頃ともなれば隠居して「インキョハン」になる。・

・若夫婦は「ベツヤシキ」を寢室とし、戸主夫婦・・・は母屋の「イマ」におり、「インキョハン」はさらに別棟の「ベツヤシキ」に住んでいる。「ヤヤコ」から「インキョハン」に至る迄、家族内の地位が異なつて、その呼び方が違つてくるに従い、「ベツヤシキ」から「イマ」へ、更に「イマ」から

別の「ベツヤシキ」に移り住んでいく。

このような指摘にもかかわらず、蒲生氏は一九七八年学生を連れ
た吐山調査でも隠居制を重要な問題としては取り上げなかった。学
生の執筆した報告書にも「ヒヤズマイ」というインキョを示すこと
ばを示しながらも、「楽隠居」の事例は散見できるが隠居の事例は
全く認められなかった」としている^{二七}。しかし、この地域におい
ては「楽隠居」という觀念がむしろ例外的なものであるといえるか
も知れない。つまり、それぞれの世代に応じた役割分担があり、所
帯を譲ったインキョハンもムラの内部での一定の地位を占め、一定
の役割を果たすのである。私は、ここに村落構造としての世代階層
制的な原理の浸透を読み込むのである。

この地域は古くから宮座が維持してきた村落であり、吐山もその
例外ではない。宮座組織はムラ祭祀のあり方を規定し、個々人の人
生(通過)儀礼を規定している。後に述べるように、このムラのな
かでいくつかの重要な通過儀礼として、宮参り(誕生)・稚児入り
(子ども)・名替え(成人儀礼)があり、そして還暦になるとムラ
の賦役から解放され、ムラの祭祀に直接携わることになる。一七歳
の時「名替え」の儀礼によって村落社会のなかで一人前となり、結
婚後子どもを稚児入りに際して「トウ(頭)を炊いて」(頭屋を引
き受けることによって)家内部ではホンヤ(本屋)を任された「所
帯人」(シヨタニン)になり、ムラの行政をになう中核の階層と
なつて組頭(垣内の代表)などの役職を引き受け、六〇歳の還暦に

なると家内部では息子に所帯を譲り「インキョハン」となり、「ミ
チツクリ(道作り)」などのムラ仕事から解放されて、一つには惣
代などのムラ(神社)祭祀に深くかわるようになる。つまり、世
代階層制原理によつて村落社会と家内部の地位は対応して展開し
ており、それぞれの世代はそれぞれの世代に対応した任務(役割)
を担っていたといえるのではないだろうか。そして、このような「異
世代別居型家族」のなかにこの地域の家族構造の特徴を見いだすべ
きであろう。

4 トウマイリと親族構造

吐山の家族を「異世代別居型家族」として据えたとき、家族構造
にいくつの特徴が見えてくることになる。家族員が世代別に区分
され、家長制的権力の及ぶ範囲も各世代に限定されるような家族
・親族の社会構造のもとでは、(一)本・分家関係が身分関係として
現象するような同族集団Ⅱ父系的出自集団の形成が阻止されるこ
と、(二)家の凝集力は必ずしも強くなく、個々人の地位が、家の所
属によつて決定されるというよりも、ムラ内部の世代階層によつて
規定されることが多いこと、(三)親族構造も自己中心的に組織化さ
れる傾向が強いこと、である。

さて、蒲生正男はトウマイリの習俗を通じてこの地域の親族構造
の特徴を析出した。蒲生のトウマイリの理解に関してはすでに別稿
で触れたのでここでは繰り返さないが(「都祁村の民族と社会―奈
良県山辺郡都祁村針調査・予備的報告」『創造』一九号)、この地域

において「シムルイ」と認識する人々は、①トウマイリに行く関係にある家の人々、②トウマイリにくる関係にある人々、③トウマイリする関係者、このいずれかに該当する人々であるとす。

しかし、厳密にいうならば、事実としてトウマイリに「来る人」「行く人」という関係のなかだけでその家の親族構造が把握できるわけではない。なぜならば、父母が健在である兄弟姉妹・叔父叔母などはトウマイリに来ないし、トウマイリには行かないからである。ここで重要であるのは、「私」がトウマイリに現在および将来において行かなければならないと認識している人々がどの範囲の親族関係にある人々であるのかということであり、そのことがこの地域の「祖先観」を規定し、親族構造を規定しているということであろう。

そして、この地域の「祖先」ということばは、明らかに「家の先祖祭祀」における「先祖」の意味とは異なっている。針の「家族・親族」で述べているように、表三—6のアンケート調査では、母方の祖父母を含めて「自分の先祖」として考える人々が半分を超えている。しばしばトウマイリをするのは、「先祖まいりをするのだ」という答えが返ってくる。つまり、死亡した母方の親は母親にとつても「先祖」であるし、母親の「先祖」はその子達にとつても先祖であるというのである。母親の祖父、「私」とつては母方の曾祖父母は「先祖」として考えるかといえは、「先祖ではない」という回答が多く返ってくる。「私」とつては曾祖父は記憶にない人であり、それほど身近な存在ではないのである。また、母方の祖父母を「先祖」と意識すると同時に、「私」が属する家の先祖は世代を

越えて先祖として意識している。この意味では、家意識が欠如している訳ではないが、現実には「家の先祖祭祀」の行事が特別に用意されているわけではない。すなわち、家の初代や「中興の祖」を特別にまつることもないし、年忌を終えた先祖をまつることもない。近隣のある住職はこの地域においては「五〇年忌」を行う家はないといひ、七年か一三年で年忌法要を済ませることも多いとされる。この点を考え合わせると、「家の先祖」は家の仏壇で位牌がまつられていること以外には、特別な先祖祭祀の行事があるわけではない。

四 宮座・氏子・ムラ祭祀

1 氏子

都祁村のなかでは、多様な形態で宮座が報告されているが、現在ではそのほとんどが、消滅しているかあるいは「株座」の形態から「村座」の形態へと形を変えてきている^{二八}。資料4は私たちの調査と『都祁村史』に基づいて宮座の形態をまとめたものである。ここからわかることは限られているが、それでも狭い地域のなかで多様な形態の座が形成されているのがわかる。

この宮座の問題を考えると、やはり宮座の定義に関わる問題から考えることにしたい。たとえば、萩原龍夫は宮座を「神事執行について独占的な機能を、氏子内部においてもつ集団」(『日本民俗事典』弘文堂)と定義し、森岡清美も「一種の氏子集団」(『社会学事

典』有斐閣」と規定している。

このような定義は、それぞれに宮座の特徴を端的に表現しているであろうが、いくつかの疑問が現れている。たとえば、「氏子」ということばである。「氏子」は「神社の祭祀圏を構成する人々」（萩原龍夫）と定義できるであろうが、人々はどのようにして特定の神社の氏子になっていくのであろうか。柳田國男はこの問題について興味深い指摘を行っている。

いわゆる宮参りをもって氏子入りとする古い慣習に従ったもので、生まれて三十日目、または土地によつては七十五日目もしくは百日目にはじめて参詣して神に認められた、その御社が氏神であり、その子は生涯その氏子だとする思想、これは中世からの考え方で、理論は通っているけれどもその代わりには、同じ一家のなかでいろいろの神社の氏子ができる。もとは女房だけは他社の氏子であっても、嫁に來た当座に夫の家の氏神に詣り、そこからはこちらの氏子になるとしたらしい。実際は祭だという里に還るから二重氏子なのだが、表向きはこれで統一していた。・・（「氏神と氏子」）

柳田は、人の移動で二重氏子や三重氏子になるといふ問題が生じ、氏子としての帰属意識が希薄化していることに一種の危機観を抱いていたと考えられる。従つて、氏子側が今のようになってきた経過を明らかにしなければならないとする。

柳田のこの危機意識は別にしても、嫁入りあるいは養子等の縁組みで他村からはいつてきたときに、家の論理に基づいて（「氏神」）が変更されるとするのが一般的に妥当するかどうかである。

なるほど、柳田がいうように、宮参りが氏子入りの儀礼であることは説得力をもっている。しかし、私たちが一般的に理解しているように、生まれたムラから離れ、他のムラに移り住んだとき、一定の手續きを経ることによつてあまねく氏子になることが可能であったのであろうか。また、宮座制のもとで氏子集団はどのように理解されたのであろうか。

私たちは、都祁村での調査で、（ホンウジコ（本氏子））（ソトウジコ（外氏子））（サカウジコ（逆氏子））ということばに出会った。本氏子とは、そのムラで生まれ、ムラの氏神で宮詣りをし、現在もムラの構成員としてムラに居住している者である。

他氏子とは、本氏子であつた者が他村に居住した者である。他村に居住しているというのは、それが養子・結婚などの縁組みでムラを出ていったとしても、あるいは独立してムラから出ていくときも、同じように他氏子と呼ばれる。もちろん、他氏子は、出ていった本人に限られ、子どもや配偶者には及ばない。

逆氏子とは、縁組などで他村から入つてきた者である^{三十九}。逆氏子と外氏子は、いわばコインの裏表であり、見方を変えた表現にすぎない。つまり、A村から來たB村の他氏子は、A村では逆氏子である。

柳田が論じた二重氏子は、人の移動によつて、他氏子あるいは逆

氏子になる状況を示したものである。このように氏子は地縁関係を前提とした神社との個人的な関係として展開をするが、これに家の問題が関わってくると、氏子をめぐる問題は複雑になっている。妻は夫の家には入ったのだから当然に夫の家の氏神に属するというのは、柳田の表現を借りれば、「表向きはこれで統一した」というレベルの問題であつて、それほど自明のことではない。

家を単位に氏子を把握するのは、明治国家のもとでは戸籍の編成と関係することになる。すなわち、壬申戸籍において家を単位に氏神が記載され、家の構成員は同一の神社の氏子として掌握された。

もともと、明治四年の氏子改めの段階において、家を単位とした氏子の掌握が行われたかどうかは疑問である。例えば、明治四年七月四日の太政官布告では、「臣民一般出生ノ児アラハ其由戸長二届ケ必ス神社ニ参ラシメ其神ノ守札ヲ受ケ所持可致事」とした上で、「他ノ管轄ニ移転スル時ハ其管轄地神社ノ守札ヲ別ニ申シ受ケ併テ所持スヘシ」とある。ここでは、柳田のいう「二重氏子」を容認しているように思われる。しかし、明治五年二月の椽木県の「戸籍編

集心得書」では、「縁組並ニ全戸移住其外トモ、他所へ送籍スル時ハ、守札ヲ戸長へ返納シ、其入籍地ノ氏神守札ヲ申請ケ、所持致スベシ」とあり、すでに持っている守札を返納すること、したがつて「二重氏子」を否認する内容となっている。それぞれの地域のなかで、実際どのような取扱いがなされていたのかはこれだけの資料では明らかにはならないが、私の知る限りでは、戸籍に記載された氏神は家を単位としたものであり、「二重氏子」を記載している例

を知らない。

生まれた場所の神社の氏子となり、その所属は生涯変更されることはないのか、あるいはその土地を離れることによってその所属が変更されるのか、または二重の氏子となるのか、家と氏子の所属はどのような関係にあるのか。いわば、氏子がどのような論理のもとで決定されているのか、という問題は、法制度のレベルにおいても、習俗のレベルにおいても今後解明されなければならない問題である。^{三十一}

さて、明治初年の法制度は、「二重氏子」を容認する場合にも、あるいは家の帰属に基づいて氏子を変更するとした場合にも、地縁関係に基づいて氏神が決定され、その地域の氏神に所属させるということを前提にしていた。つまり、移動をしたときには、宮詣りをした神社の氏子から離れるかどうかは別にしても、新たな土地の氏子として登録をする必要があつた。つまり、特定の家筋や血筋によつて氏子の範囲を限定することはない。

このことは少なくとも宮座（特に株座と称される宮座）が分布する地域の習俗とは矛盾するものであつた。明治初年の神社政策のなかで宮座をどのように国家が位置づけたか、これまで学問的な検討が充分になされていないが、宮座が分布する大阪府と境県で宮座の廃止令が出されてきたことが報告されている^{三十二}。（奈良県も明治八年以降、境県に併合されていたことに注意）。

郡中村々ニ於テ宮座ヲ唱へ、平民ニテ神勤致シ、或ハ外氏子ト

区別相立居候向モ有之候処、已来宮座之唱号相廢、平民ニテ神勤致シ候儀不相成、且神事ノ節、外氏子同様可相心得事右ノ通相達候条、村々不洩様可触知者也

(明治四年)末二月二十三日

境県庁^{三十三}

向後宮座廢止申付候ニ付、社務人・宮守等相備候力、又ハ村中ニテ奉仕候力、都合次第^{セリやく}略無之様可致事。但、社人・宮守等取極候ハ、早々可申出事。^{三十四}

府県レベルでの二つの法令は、内容的には若干異なつたものになつてゐる。境県のもは、平民の神勤めを禁止しているのになつてゐる。^{三十五}大阪府のもは社務人が宮守をおくか村中で(宮に)奉仕することを求めている。また、境県のもは、「外氏子」を区別せず、同様の取扱いをするように求めている。

これらの法例が示していることは、氏子の区別をするなどということでは(現代の学術用語からすれば)株座から村座への移行であり^{三十六}、神社の神主(宮座)をおくこと、おそらくは年番制の神主ではない恒常的な神主をおくことを求めたのであろう。明治政府は、すでに神主の世襲制を否定し(明治四年五月十四日、太政官布告第二百三十四号)、神主の地位に大きな関心をはらつていたし、氏子改めを通じて、「臣民」の全てがいずれかの神社の氏子に所属することを求めていた。神主の輪番制や村レベルでの「氏子入り」の制限は明治国家の政策から逸脱したものであつたと言わざるをえな

い。

したがつて、この時期には多くの宮座が廢止されることになる。たとえば、吐山では、宮座は廢止し、明治十二年の段階で敬神講を結び、従来の宮座組織を再編成している。この規約書(「村社祭典式規則」)では、この講への加入(座入り)を「講會」を営むことを条件としているだけである。^{三十七}

また、友田では、明治八・九年に新座が形成されたという。米山俊直氏は、従来の旧座は自由参加を許す建前でありながら村全体の座にはなつていなかったとし、新座の形成を「神社の祭典はその拡充に判つて両座ともに参加し、氏神の前では平等であるという意識の上では、新座は一応その意図を達している」と述べている。^{三十八}ここでの新座の結成は、「氏子」の範囲を拡大したものであつたといえるであろう。多かれ少なかれ、明治国家の神社政策が宮座に与えた影響は無視できない問題であらう。^{三十九}

2 宮座の加入資格

さて、ここでもう一度宮座の定義に戻つておこう。宮座を「氏子集団の一種」として据えるかどうかは、氏子をどのように定義するかに関わつてくる。宮座のもとでは、氏子の意味が多義的であり、氏子集団が多層化されている。

福田アジオは、宮座を定義して「特定の地域社会において、その社会を守護する神仏を一座して祀るために、地域社会の成員のなかの一定の資格を有する男子を定員制を設けて組織したもの」^{四十}とし

ている。福田が（仏）を対象とする座も「宮座」の範疇で理解するのは日本の神仏習合の歴史を考えてのことであろうが、ここではその問題に触れずに先に進めよう。

福田の定義のなかでは、一座を構成するのは「一定の資格を有する男子」であり、その座は「定員制」を設けている、とする。そして、神事を執行するために一座を形成している故に、氏子組織一般から区別されるとしている。福田氏のいう「氏子組織一般」というのは、特定の（地域）社会の成員の全てを氏子と見なすような形態を指しているであろう。宮座は、このような「氏子組織一般」から区別されなければならないが、神事の執行に際して一定の資格をもった男子によって組織される氏子組織の特殊な形態であるとも言える。

この定義のなかで考えなければならないのは、「一定の資格を有する男子」という場合、「一定の資格」とは何かという問題である。宮座を分類する場合には、この資格条件をその指標としている。

宮座分類の指標は、座の構成資格が特定の家筋に超世代的に固定されているかどうか、すなわち家の階層制の有無がその基準となる場合が多い。株座と村座という分類はその指標にそった分類である^{四十一}。しかし、「家や家の階層を基準にした宮座の分類としてはある程度は有効性をもつかも知れないが、家や家の階層制が宮座にとって本質的な問題であるのだろうか^{四十二}。

都祁村針の宮座は、大正七く八年頃まで本座と平座に区分されて

いた。本座と平座は家筋によって固定されているのではなく、「平座の家や他村から養子を貰うと本座の家であっても平座に落とされた」「平座の家でも本座の家から養子をもらおうと本座になる」「本座の家から分家を出してもその分家は本座である」と説明される。本座や平座は、ここでは「家格」としては意識されていないし、それが超世代的に継承されるわけではない。本座の地位の継承は、家の継承と一致することなく、男系の血筋によって継承されている。

もつとも、都祁村のなかでも針とは異なった形態をとるムラもある。白石では、養子に來た者でも頭屋をつとめると座衆に加わることもができる。あるいは、上深川では、座衆は二十三軒とその分家に限定されていたとする。

しかし、このような家や家筋によって座への加入資格が限定されている場合でも、座そのものは家を単位として構成されているわけではない。座は、少なくとも都祁村に限定をすれば、ある一定の資格をもった個人によって構成されると考えた方がよい。

「一定の資格をもった」個人が座入りをするのであれば、いつ、どのように座入りをするのだろうか。これにはいくつかのパターンがありそうである。たとえば、上深川では各家の男子が十七歳になると「名付け」といって彼岸の道作りの日の会食に酒肴を出して「座入りをした」とされる。あるいは、稚児を立て頭屋を営むことによつて「座入りをする」ところもある。この場合、座入りをするのは稚児であり、その父親が頭屋を営むことになる（白石、おそらく針もこのような形態であったと思われる）。あるいは、針ヶ別所

では何歳であっても、座入りの意思表示であればいつでも入ることができる。

また、『古奈良—調査研究』（一九七四）によると、奈良市奈良坂町の奈良豆比古神社の宮座の座入りは宮参りや結婚したときに祝い金をもってお参りするときであるとした上で、「男子四十歳になると「初老」となって宮座に正式に加わり、四十五歳で「中老」になる」とある（六十九頁）^{四十一}。

何をもちて座入りとするかは、それぞれの「座」で異なり、そこに統一した基準があるわけではない。いわば、特定の儀礼を通じて座の構成員として認められるというより、むしろ、それぞれのムラのなかで定められたいくつかの通過儀礼を経ることによって、座の構成員としての地位が確立していくと考えた方がこの全体像を理解しやすい。

ここで確認できることは、一定の資格を前提として、「宮参り」「稚児入り」「名付け（＝若衆入り・成人儀礼）」「頭を炊くこと（頭屋を引き受ける）」などの儀礼を経ることによって、個人が座衆としての地位を獲得していくことである。この獲得した地位はその個人にたいして与えられるものであり、座衆の子どもは、座衆になる資格を与えられているとしても、同様の儀礼を経ることによってその地位を獲得しなければならない。

「一定の資格」というのは、第一にその地域（ムラ）で生まれ、その地域に住んでいることである。第二は、父親が「一定の資格」をもっていることである。

村史によると、小山戸の座について次のような記録がある。

小山戸にてむ（生）まれ、とう（頭）をいとな（営）み、おやこをつれて、ろうにん（浪人）致、さてもどりまたへ入申とも、あひあらひ（足洗い）米一斗ツ、也、但親子共入申とも式人に式斗也。

おやろうにん（親浪人）致他所にてむすこ（息子）をうみ（産み）、さてもどり座に人申度とも、此あしあらい（足洗い）は五斗也。此はかいと（垣内）の長太郎斗本ふり也。

この資料のなかで、一定の資格を持つ者が当屋を営んだ後に、度他出すれば座からはずれ、再び座に加入するときには、足洗いを支払わなければならない、その子もまた同様の足洗いを支払わなければならない。当屋を営まずに他出したときにはより多くの足洗い米を支払わなければならないし、他所で産まれた子も同様である、ことがわかる。

ここで重要なことは、父親が宮座の構成員であったとしても、その子どもが当然にその構成員になるのではないことである。宮座の構成員としての地位は生得的ではあるが、多様な行事を経過することによって座衆としての地位を獲得していくのである。

3 ムラ祭祀 — 村落の個性

ここでムラ（共同体）祭祀とは、村落共同体が主体となって行う

祭祀である。一般的には、祭祀の形態は、家祭祀(Hauskulte)、共同体(ムラ)祭祀(Cemeidekulte)、親族祭祀(Sammenskulte)、国家祭祀(Reichskulte)に区分できる。ここでいう家祭祀には、家屋敷や竈・井戸等のように家屋敷そのものあるいはそれに附属する施設にたいする祭祀と家の構成員にたいする祭祀、すなわち家の祖先祭祀(äusliche Ahnenkult)が含まれることになる。親族祭祀は、東北日本に典型的に見られるような同族祭祀や沖繩での門中祭祀、あるいは中国の宗族の祭祀のように、親族集団が主体となった祭祀である。親族集団は多くの場合に祖先祭祀と密接なつながりをもつとしても、その祭祀の内容が常に祖先祭祀に限定されるわけではない。国家祭祀は、国家が主体となつて行ふ祭祀であり、日本の皇室祭祀はその一つの典型を示している。

この分類は、祭祀の主体を基準としたものであり、祭祀の内容に基づく分類ではない。明治国家のもとでは、家・ムラ・親族・国家を主体とする祭祀が祖先祭祀と関係づけられたことは記憶に新しいところであり、さらに、天照大神の祭祀に見られるように、本来皇室祭祀として展開していたものが個々の家の祭祀に転化したものもある。祖先祭祀によつて社会を統合しようとする家族国家論は、家・ムラ・親族・国家の祭祀を一元的に据えることによつて、それぞれのレベルでの祭祀の内容を変質させたといえる。

ヨーロッパにおいては、家族や親族集団の死者祭祀あるいは祖先祭祀の機能を教会が引き受けることによつて、家族や親族集団から祖先祭祀の機能を解除していった。ここでは、ある主体(家あるいは

は家族)がもつていた特定の内容の祭祀を別の主体(協会)が吸収することによつて、祭祀の一元化がはかられた。

祭祀主体に基づく分類は、祭祀の内容を明らかにするものではなく、祭祀の存在構造を明らかにするのに役立つであらう。祭祀共同体(Kultsgemeinschaft)あるいは祭祀集団(Kultverband)という用語は、多様な祭祀の主体に担い手をしめしている。家族、同族集団、宮座のような地縁的集団、国家(皇室)、ヨーロッパの教区共同体(Pfarngemeinde)も祭祀集団あるいは祭祀共同体としての性格をもつ。

ムラ祭祀は村落共同体(Dorf Gemeinde)が主体となつた祭祀であり、村落共同体の構成員の総意に基づく祭祀といつても良いだろう。神社Ⅱ宮の祭祀が村落共同体の構成員を主体となるという意味でムラ祭祀の典型ではあるが、ムラと祭祀集団の構成員が必ずしも一致しない場合がある。その典型的な事例がいわゆる株座と呼ばれる宮座である。この問題には、すでに村落構成の多層的な構成として論じてきた問題である。

村落の多層的な構成というのは、ここでは次のような意味をもっている^{四十四}。村落構成員としては平等な権利義務を持ちながら、本座と平座・旧座と新座のようにムラ祭祀においては異なつた権利義務を持っていること、さらに村落の内部秩序としては家を単位として構成されていたとしても、祭祀集団内部においては年齢階梯制ないしは世代階層的な秩序が支配しているように、異なつた社会原理によつてムラが構成されていることである。祭祀集団のなかでは、

個々人の地位が家の地位によつては決定されず、年齢によつて決定されている。ここでは、ムラが家によつて構成されるという枠組みを持ちながら、他方では個人の年齢がその内部秩序を規定しているのである。このような多層的な構成は、墓地のなかにも見いだすことができる。この地域の墓制はいわゆる「両墓制」であるが、埋葬では社守・経験者と年長者を最上段にして埋葬地を男女別・年齢階梯的に区分するような形態であるのに対し、詣墓は家を単位として区画されるような形態である。ここでも墓地という空間のなかで異なる原理が多層的に構成されている。

蒲生正男は、この地域のムラの社会構造を「当屋制村落」と位置づけた。蒲生の認識は次のようなものである^{四十五}。

都祁村吐山における村落構造をきわだつて特徴づけるものは実質的平等の原理によつて貫徹されていることにある。平等の原理による義務の負担がさまざまな局面で存在する反面、神社や寺の行事に関してこれまた平等の原理による参加の権利がムラ人たちによつて保持されてきた。……

都祁村吐山の村落構造に関しては、……(中略)……いわゆる宮座組織が存在したという伝承がないではないが、それを確認する資料はなく、あるいは存在しなかったというべきであろう。ところが、この吐山に隣接地域は、……(中略)……伝統的な宮座組織があり、いわば宮座組織を保持しつつ基本的には都祁村吐山と同様な村落構造を形成して今日に至っている。……

(略)

日本の村落に見る宮座の構造原理はかなりの異質性もあり、宮座制村落として宮座組織をもつ村落をすべて包含させることは適切ではあるとは思えない。宮座が仮に存在しようとしまいと、そこに存在する村落の構造原理が、ある種独特のものをもっているなら、その点にこそ注目すべきであり、私が当屋制村落の仮称する村落構造は、我々が従来から想定してきた同族制村落なり年齢階梯制村落とも異質の、第三の村落構造類型として設計しうる可能性が多分にあるように思えてならない。

この文にはいくつかの問題がある。このムラを特徴づけるものとしての「実質的平等の原理」ということばの意味である。村落の構成員として承認されるとすれば、権利・義務は原則的には世帯を単位として平等であるという意味と解するならば、それは「形式的平等」の問題である。もともと、吐山においても村費に関して土地所有や所得に応じて決定されることがあるから「実質的平等」の原理が存在しないわけではない。しかし、蒲生は「儀礼行動・労役負担・経費負担・共有財産に対する権利などの平等の原理」を言っているのであり、「形式的平等」の原理と理解しておきたい。第二は、吐山には宮座がないということである。これについても、すでに何度も述べたように、吐山に宮座は存在していたし、その資料も残されている。

蒲生の指摘にもかかわらず、この地域においては多かれ少なかれ

宮座が存在し、むしろ村落の性格付けが宮座によって決定されていると言っても良いだろう。たしかに、宮座が現在に伝承されていない地域もあるし、その伝承されている宮座の形態も多様である。この問題に関して私は次のように論じたことがある^{四十五}。

都祁村針で調査を行い、吐山で調査を始めたとき漠然と感じていたことであつたが、針と吐山ではムラの枠組みが異なっているということである。蒲生正男が旧都介野村での調査を通じてこの地域のことは熟知しながら(周辺地域には宮座があることを知りながら)、「吐山には宮座はない」と論じてきた(現実は吐山にも明治末期までは「宮座」組織があつたのであるが)。蒲生も、近隣の地域であつても必ずしも同じ習俗があり、大字の様子が必ずしも同じではないことを知つていたのである。たとえば、「初祈禱」という行事である。針では、「初祈禱」は大字(ムラ)の行事であり、「ダンジョウ」を行い五穀豊穡を祈る重要な行事と考える人が多く、一月の初祈禱の日にはムラの人々が全員集まり、さらに初祈禱の後に大字の初集会が開催される。しかし、吐山では「初祈禱」は各垣内の行事であり、いくつかの垣内ではすでにこの行事は行われていない。もつとも「初祈禱」はダンジョウの儀礼をとめない、神仏混淆の儀礼であり、五穀豊穡を祈るという意味では共通の性格をもつが、この行事の受けとめ方には地域により濃淡があることである。あるいは「彼岸の道作り」である。この行事は「道作り」のム

ラの共同労働に関わる行事というより、九月の彼岸におこなう「道作り」のとき、新たに誕生した者、成人に達したものの、他村から養子に來た者、六〇歳に達した者の「お披露目」を行う日であり、ことに十七歳で「一人前」と認められた者は「頭」を炊き「名替え」を行うので、成人式であるかのようにも語られている。この行事は、吐山では各垣内を単位として色濃く伝承されているのに対し、針ではこの行事をほとんど伝承していない。あるいは「宮座」についても、ある地域では特定の家筋にだけいわば「株座」的な形態で宮座が残り、ある地域では「旧座」にたいして「新座」が設けられたり、あるいは座そのものが改編されて「村座」的なものになったり、さらに座そのものが解消されたりしている。狭い地域のなかでそれぞれの大字を単位としてさまざまな展開をしているのである。

狭い地域のなかで、このような違いはそれぞれの地域の固有な習俗の歴史的な展開であるとしても、それをどのように説明するかという問題である。

これらの地域の社会構造を蒲生正男は「当(頭)屋制村落」と位置づけた。当屋制村落とは「儀礼行動、労役負担、経費負担、共有財産に関する権利などでの平等原理が共通にしている」(坪井洋文編『祭祀の世界と村落』一九八一)ようなムラである。これらの地域に違いを認めながらも、「平等原理」が働いているという意味において共通の社会構造を読み取つたのである。この当屋制村落の規定の仕方に関

する蒲生の説には同意することはできないが、しかしこれらの地域の村々が共通の社会構造をもつ、いいかえるならば同じ村落の型に類型化できると言えるであろう。つまり、この差異は社会的な個性に基づくものではない。それぞれのムラは、どのような形態でムラ祭祀を維持するか、どのようにムラの構成員を決定するか、どのようにムラの費用を分担するかはそれぞれのムラにとってもっとも都合の良い方法でそれを決定してきた。ムラは自治組織として自らのことを自らの意思によって決定してきたのである。ムラが自治組織として存在すること、このことがそれぞれの地域のなかでの偏差を作り出してきたのでないのか。

ムラ（共同体）が相対的に独立した自治組織であり、自治であるが故にその地域の固有な習俗を伝承する母胎となり、文化の担い手として存続していること、このような観点から据え直すと今までは異なつた共同体論が展開できるのではないだろうか。

この考えに基本的な変化はない。そして、この議論に付け加える議論があるとするれば、（一）ムラの祭祀的空間における平等性がムラ全体の平等性の原理にまで高められていること、（二）ムラの多層的な構成のなかで、家の平等性を存在することを承認しながらも、むしろムラあるいは祭祀集団の内部秩序としても、家族集団においても、年齢階梯制ないしは世代階層的な構造が顕著に見られるように思われる。

祭祀空間における平等性というのは、祭祀空間への参加する資格を持つ人々の平等性であり、それは本来的にはムラ人としての平等性と一致していたであろうと思われる。針の集落に典型的に見られるように、その地縁的な空間のなかで生まれることが重要なのである。ムラの神（宮）に仕える人々の平等性であるといえる。しかし、宮に仕える資格を持たない人々はこの平等性の枠組みから排除される。この社会的分化の問題は村落構成にかかわる問題である。

家の平等性の問題はこの祭祀空間の平等性とは異なつたレベルの問題である。家の平等性はムラに対する権利・義務の平等性であり、典型的には人会地に対しての資格の平等性として現象する。村落が家によって構成され、その凝集力が強い村落では、個々人は家の構成員として登場し、個々人の個性は問題とはならない。個々人は「〇〇家の当主」「〇〇家のアトツギ」「〇〇家の嫁」等であり、個々人がどこで生まれ、何を体験してきたかはそれほど重要な問題ではない。

針や吐山の都祁の村々ではこのような家の凝集力の強さを見ることはできない。「他氏子」「外氏子」など言うことはに代表されるように個々人の個性や経験が問題とされ、個々人のある一定の条件のなかで生まれ、年齢に応じたムラが定めた通過儀礼を経過することによって、その地位を確保していくのである。これが「ムラの祭祀的空間における平等制がムラ全体の平等性の原理にまで高められている」という意味である。そして、この祭祀空間の内部秩序が年齢階梯制ないしは世代階層的な原理に基づいて秩序づけられている

のである。

もつとも、ここでは次のような問題が生じてくる。ムラや家族集団のなかで年齢階梯制や世代階層制秩序が存在していたとしても、このムラを「年齢階梯制村落」として特徴づけることについてはなお若干の躊躇を覚える点である。すなわち、「年齢階梯制村落」と性格付ける村落のなかに必ずしも宮座があるとは限らないし、年齢階梯制というだけではこの村落の個性を十分に表現できないように考えるからである。この問題は、住谷一彦と江守五夫との論争ともかわり、さらには宮座をともなう村落について年齢階梯制のなかでも「祭祀長老制」という概念でとらえようとした高橋統一の議論ともかわることになる。奈良県の宮座には年齢階梯制あるいは世代階層制的構造が希薄であるという議論についてもそれほど根拠があるとも思えない。その意味では、年齢階梯制あるいは世代階層性村落の一形態として宮座制村落を予定できそうではあるが、この問題についてはここで結論を出すことは留保しておきたい。

一九九〇年の調査報告書「都祁村の民族と社会―奈良県山辺郡都祁村針調査・予備的報告」のなかで「都祁村調査の問題点と今後の課題」として私なりの問題意識を展開した。本稿はその続編である。

また、都祁調査の目的の一つの「墓制」調査がある。ムラの景観や祭祀空間の問題を考えるとすれば、この墓制の問題を抜きにすることはできないが、いずれ改めてこの問題を明らかにすることとした。

一 蒲生正男『増訂 日本人の生活構造序説』（ペリカン社、

一九七八）二五七頁

二 竹田聰洲『竹田聰洲著作集第二巻』（国書刊行会、一九九

三）一六七頁

三 ここで村落共同体といってもムラといってもその用語に区別はない。鈴木栄太郎はムラを「一定の区域内の住民がその共有する個性的な意識内容によって営む社会意識の自足的な・統一作用である」と規定している。鈴木がこの「自然村」形成の前提を、「日本農村の社会関係の諸特性」として論じ、その特性として（一）地域性、（二）全人格性、（三）永続性、（四）集団性を挙げている。村落共同体を考える上では重要なヒントが含まれていると思われるが、何れ別の機械に論じることにはしない。

四 福田アジオ『日本村落の民族的構造』（弘文堂、一九八二）、三十八頁以下。

五 このような村落の構成員としての資格の問題と「家格」の問題はさしあたりは別のレベルの問題である。村落の構成員として問題は、村落の構成員として承認される以上、そこでは「形式的平等性」の原理が作用するのであり、共有地やムラ内部での権利・義務（たとえば、道作りや共有林の下刈りへの出役義務）については、村落構成員相互において形式的に平等である。「本百姓」と「水呑百姓」とい

う階層制の問題は、まずは、この村落構成上の問題から生じるものであり、そこでは村落構成員としての地位が問われていることになる。これに対して、古い家筋を誇る「草分け」であるとか、古くからの資産家で家柄を誇る、あるいは親分格の家であるとか本家による同族的な支配、等の場合は、それ自体としては村落構成上の問題ではない、

八

彼らが入会地などに特権を持つわけではない。ムラのなかで「草分け百姓」や資産家達がムラの役職を独占し実質的にムラを支配していたとしても、彼らの意思がムラを代表するわけではなく、惣寄合かあるいはムラの一定の機関によってその意思が決められなくてはならない。このムラの実質的な支配の側面は家路に基づく支配、つまり法社会学のなかでは「家格制」ということばによって表現されてきた。この「形式的平等制」については、川島武宜「ゲルマン的共同体」における「形式的平等制」について（『川島著作集第八巻 慣習法上の権利』I所収、一九八三）を参照。

六

このHabitusについては、住谷一彦『学問の扉を叩く』（新地書房、一九九一）二〇八頁以下を参照。

七

たとえば、成人儀礼がムラの行事として展開するのは、成人儀礼を経た若者はムラの出役にたいしても、それ以降「一人前」としてムラのなかで評価され、「還暦」を経ることによってムラへの出役の義務を免除されるといいうように、

これらの儀礼がムラの構成員の地位の変化と結びついていく。

川島武宜「志摩漁村の寝宿婚・妻問い婚について」『イデオロギーとしての家族制度』（岩波書店・一九五七）二九〇頁以下参照。ここで、川島は「一般にわが国の農村では、村落内の社会生活は「家」中心であり、人々は家（あるいは家産）を中心として凝集し、生活の大部分が家族集団のなかで決定され（家長の権力と家族生活の伝統によって）、家は封鎖的な性格を持っているのに反し、このムラでは（そうして、多くの漁村では）「家」の凝集力はよわく、「家」は開放的であって人々の生活は村落集団の中に拡散しており、人々の社会行動の大部分が家族集団の外部の組織や秩序の力によって直接に（家長の権力や家族生活の伝統を媒介としてではなく）規定される」として、村落の構成単位たる家との関連において、前者の形態を家中心のあるいは家凝集的な村落、後者を家拡散的な村落と呼んでいる（前掲、三〇〇頁）。理念型として揭示した村落の類型論については、住谷一彦からの批判がある（『村落構造の類型分析』『村落構造と親族構造』『未来社、一九七三』二六六頁以下）。住谷のこの批判をここでは紹介しないが、氏の批判は村落の類型論というレベルにおいてきわめて説得力のあるものである（森謙二「家と隠居制」『民俗学の課題と進展』『国書刊行会、一九九二』を参照）。それにも

かわならず、家凝集力という概念は現実の村落の分析の上ではなお有効な概念であり続けるであろう。

- 九 この問題については、長谷川善計等編『日本社会の基層構造—家・同族・村落の研究』（法律文化社・一九九一）四頁以下を参照

- 十 入会集団は「仲間共同態」ではあるが、全ての仲間共同態がムラを構成しているわけではない。このことは、数カ村入会やより小規模な数人の入会が存在することからも理解できるのであり、この意味では、*Genossenschaft* と *Gemeinde* は概念として区別しなければならない。

- 十一 幕藩体制のもとでは、共同体秩序に領主権力が干渉して、全体としてのムラ秩序が形成されていた。すなわち、ムラ構成員である「仲間」が領主権力との関係においては年貢や夫役の負担者として位置づけられ、この年貢や夫役の負担者が公的には「本百姓」としての身分を獲得することになる。ここでは、領主権力との関係が共同体内部の地位と不可分に結びつき、ムラの正式の構成員としての地位をもつ者ともたない者を社会的に分化し、「公法上の」の階層化が行われることになる。ムラの正式の構成員としての地位をもたない者は、公的には「水呑百姓」であるとか「抱百姓」であるとか、様々な身分呼称で呼ばれ、また学術用語として「従属農民」として一括されて論じられることも多い。しかし、この「従属農民」の内容はきわめて多様である。

これについては、長谷川善計等編『日本社会の基層構造—家・同族・村落の研究』（前掲）九十八頁以下を参照。しかし、イエの理解に関しては、長谷川氏の理解に同意しているわけではない。

- 十二 家族が労働組織として機能していくとすれば、多かれ少なかれ、労働力の調達という意味において非親族を経営体のなかに包摂していくのは不可避的なことである。この点については、大塚久雄『共同体の基礎理論』（著作集七巻、岩波書店）八十五頁以下を参照。このことは、ヨーロッパにおける家共同体においても、日本のイエにおいて基本的には同じことであり、それぞれの社会の（家）の特徴を示すものではない。日本のイエを特徴付けるものは、非親族を含むにもかかわらず、祖先祭祀に基づく祭祀共同体の単位として機能することにあるとい言うべきであろう。

- 十三 柳田国男『族制語彙』（国書刊行会、一九七五）四〇頁
- 十四 「家の祖先祭祀」は「家祭祀」の一形態であるが、同じではない。家祭祀は台所・井戸便所・納戸のように屋敷や屋敷に付属する神の祭祀も家祭祀に含まれる。これらの神々の祭祀がしばしば祖霊信仰と結びつき、祖先祭祀の一つの形態のような印象を受けることもあるが、概念としては明確に区別しておく必要があるだろう。

- 十五 穂積陳重『祖先祭祀と日本法律』（有斐閣・大正六年）一四頁

十六 穂積陳重『祭祀及礼と法律』（岩波書店・昭和三年）一一

一頁

十七 穂積陳重『祖先祭祀と日本法律』（前掲）二〇二頁

十八 拙稿「イデオロギーとしての「祖先祭祀」と「墓」（『墓

からの自由』）『社会評論社、一九九一』及び「穂積陳重と

柳田国男―イデオロギーとしての祖先祭祀」（『現代法社会

学の諸問題（上）』）『民法法研究会、一九九二』

一九

川島は、「家は世帯の共同とは関係のない血統集団であり、

構成員の死亡・出生・結婚などによる変動はあってもその

同一性を保持して存続していくものだという信念を伴うと

ころのもの」と規定した。そして、家の価値体系として、

次の六つの問題を取り上げる。1 血統の尊重（父系血統

の強い尊重、女性の蔑視・祖先と子孫の一体）、2 多産

の尊重、3 祖先の尊重、4 伝統の尊重、5 個人に対

するの「家」の優位、6 家外部においても個人をその属

する家（家格）によって位置づけること（『イデオロギー

としての家族制度』（岩波書店、一九五七）三三三頁以下）。

川島の「家」理解は、穂積のそれに比べてはるかに理論的

に精緻であるが、家の血縁あるいは血統集団としてとらえ

ることで共通し、養子を凝制的血縁の枠組みで据えた。

もちろん、自明のことではあるが、穂積は家や祖先祭祀を

二十 題として据えていた。

家構成員のなかの「非血縁者」とは、跡継ぎ養子や婿養子

に限らず、奉公人の存在もそこに含まれることは当然のこ

とである。

二十一 有賀喜左衛門「日本・中国・朝鮮における家族についての

序説」（『有賀喜左衛門著作集 第九巻』）『未来社、一九七

〇』一七六―一七頁）

二十二 この「有賀―喜多野論争」については、とりあえず青山道

夫「日本の「家」の本質」（福島正夫編『家族―政策と法』

七巻「東大出版会、一九七六」とこの論文の注一（一一〇

―一一頁）の文献を参照

二十三 有賀喜左衛門「家族と家」「家族理論の家への適用」『著作

集 第九巻』（未来社、一九七〇）所収。

二十四 この問題については、ミツテラウアー『歴史人類学の家族

研究―ヨーロッパ比較家族史の課題と方法』（新曜社、一

九九四）を参照。

二十五 山内健治「奈良県都祁村のトウマイリ再考」（『社会人類学か

ら見た日本』（河出書房新社、一九九三）五八から五九頁

二十六 蒲生正男『増訂・日本人の生活構造序説』（前掲）二四五

頁

二十七 『明治大学政経学部ゼミナール関係報告第一五集』（昭和

五三年）四二頁

二十八 都祁村に全域について調査を行っておらず、針・吐山・友

田・小山の以外の祭祀組織については『都祁村史』（以下『村史』と略する）の記述に依存しなければならない。

二十九 逆氏子については、その本人というより実家を指すという人がいる。それは、神社の造営のときに寄付を求めるとき、他氏子は他村に嫁入りしたとしても本人に寄付の要請するのにたいし、逆氏子の場合には本人に請求してもほとんど意味をもたないので、本人ではなく、実家にたいして求めている。このことが逆氏子は（サト）を指すのだという考え方になって現れてくる。しかし、逆氏子と外氏子は立場を変えた別の表現に過ぎない。

三十 石井良助『家と戸籍の歴史』（創文社、一九八二）四四〇頁。

三十一 法制度上、二重氏子の制度が解消され、一つの家が一つの氏神（神社）に属するという「一戸一神社」と原則が確立されるのは、熊本県の照会にたいしての明治二九年六月二三日の寺社局長の回答からである。

三十二 宮座廃止の指令が、宮座が色濃く残る滋賀県などの他の地域で出されていたかは明らかではないが、私の知る限りその報告はされていない。

三十三 山中永之佑編『羽曳野資料叢書5 堺県法令集1』（羽曳野市、一九九二）二一〇頁

三十四 大阪府史編纂室編『大阪府府令集 一』（大阪府・一九七

三十五

『太政類典』では「百姓一代限神勤ヲ許ス」との記事が残されている（明治三年十二月二十二日）。これは半原藩の伺いに対して答えたものであるが、次のような神祇官意見（弁官宛）が付されている。「百姓一代限神役為勤候義不苦尤身元取調可然候得供巨細伺ニ不及但申付候上八届可出義ト存候仍本紙相添此段申進候也 三年十二月二十五日」。この神祇官意見は「二代限り」の平民の神勤めを許したものである。堺県の「平民神勤めの禁止」を「一年交替」の神勤めを禁止したものと考えるならばこの指令と矛盾しないが、いずれにしても検討課題は多い。

三十六

誤解のないように断っておくと、「株座から村座への移行」が、明治初年の法制度のよるものと主張するものではない。「株座から村座への移行」は、おそらくは、明治以前においても進行的であろうし、あるいは村座の全ての形態が株座の発展形態を考えることができないのかも知れない。ここで注目をしなければならないのは、明治国家が宮座、特に株座に与えた影響である。

三十七

もつとも現実にはこの「講」へ参加が誰でも許されるものではなかった、という。実際には従来の宮座の維持継続するものであったといえるだろう。次の資料も当時の宮座の廃止を述べながらも、座の継続をうかがわせる資料である。

一糸戸（統）約定書

是迄宮座夫々相嘗候得共、今般御改正二付、県庁ヨリ宮座被廢シ候二付、村役人支配ト被仰付、宮田地券之表三捨八人持三捨三人持拾八人待ト書上候所、書上前之内、難（何カ）方二分家仕候而も、一分加江約定ニ御座候、依之一糸戸（統）連印ヲ以村役人江相納置候約定如件

明治七年 戌一月 日

平群郡

稲葉

車瀬 村

安井 安平 村役人三名中

（外三三名 省略）

三十八

『都介野村史』（一九八八）三七五頁。この友田、水分神社の宮座は米山俊直氏の執筆である。

三十九

明治初年に宮座の廃止あるいは再編成があったとしても、それを国家政策の影響だけに還元すべき問題ではない。宮座廃止の法令が出たとしても、現実のその法令が有効に機能するためには、それを受容する社会的環境が整っていることが前提となる。米山氏も指摘しているように、小商品生産あるいは小規模な商業資本の展開に基づく村落の構造的な変化もその視野にいれなければならない。

四十 福田アジオ「宮座の社会的機能」『日本の民俗宗教』（一九八〇）

四十一 たとえば、福田氏は、この家の介くそうせいを「家格」と

して据えて、その資格が超世代的に固定した株座を家格型宮座、家として固定的に資格を保持しない村座を無家格型宮座として分類している。

四十二

高橋統一も、宮座を「神社の伝統的な祭祀組織」として規定し、「古い一定の家々を構成単位することが多く」「男子を年長順に厳しく序列づけること」「神事儀礼の担当者に年番でなること」を要素として構成しているとする。高橋によれば、この三つの要素が必ずしも全てそろふ必要はないが、この三つのは宮座を考えていく重要な指標になるとしている（『宮座の構造と変化—祭祀長老制の社会人類学的研究』未来社・一九七八）。この高橋氏の定義のなかでも宮座が家を構成単位とすることが述べられている。高橋氏は宮座へ入る資格としての家筋を問題とし、座の内部秩序として「長老制」を主張したものと理解できる。

四十三

この地域では、六十歳になると、「見習い」、六十一歳で「式事」、六十二歳で「奉行」を約を勤め、三年間の神社への奉仕期間を経て「老中」にいたることができる。「老中」は、年長者から順に「一老」「二老」「三老」と呼ばれ、老中のなかでも特別の役割があり、上から五番目の「老中」が「言い役」といって行事の司会役を務める。つまり、この地域の宮座組織は、細かな年齢区分をもなった年齢階梯制的な構造をもつものであるといえる。

四十四

村落の多層的な構成というのは、同一の社会のなかで異な

った社会原理が並存することを意味している。ここでは、異質の社会構造が接触することによって同一の社会で異なった社会原理が支配するような多面的な社会構造を意味するだけではなく、歴史的に異なった背景をもった社会原理が同時に存続している場合等も含まれる。前者は年齢階梯制的な社会構造のなかに同族制原理が浸透するような場合であり、後者は一定の歴史的な段階で宮座の構成員が確定され、ある歴史的段階で入会集団の構成員が確定されたり、その構成員にズレが生じる場合などに現れる。

四十五 坪井洋文編『祭祀的世界と村落―儀礼・司祭者・共同体』
(一九八二) 四九―五五頁

四十六 都祁村調査班(調査指導・森謙二)「都祁村の民俗と社会
その(四)―奈良県山辺郡都祁村小山戸・藺生調査報告書」
『創造』二五号(一九九六) 八三頁以下

奈良県山辺郡都祁村吐山

奈良県山辺郡都祁村吐山

一 村 制

1 ムラの歴史と伝承

吐山集落は古代から開発されたとされ、吐山のなかでも、中南東、中南西の辺りがもつとも古いとされている。『日本の神々―神社と聖地 4 大和』（白水社、一九八五）では、古代から、吐山集落周辺は宇陀地方と山辺郡の山内および平垣部を結ぶ重要地点であり、古代の星川郷をこの辺りと考えることができるとしている。

しかし、現在の吐山周辺を古代の星川郷の区域とするかどうかは、学説が分かれている。『大日本史』や『大和志』のなかでは、吐山村が星川郷としているが、『増補大日本地名辞典（上方）』（富山房、一九六九）では星川郷は針が別所村としている。『奈良県総合文化報告書』では、このような学説を踏えた上で、次のように論じて、星川郷は吐山村周辺にあったとする。

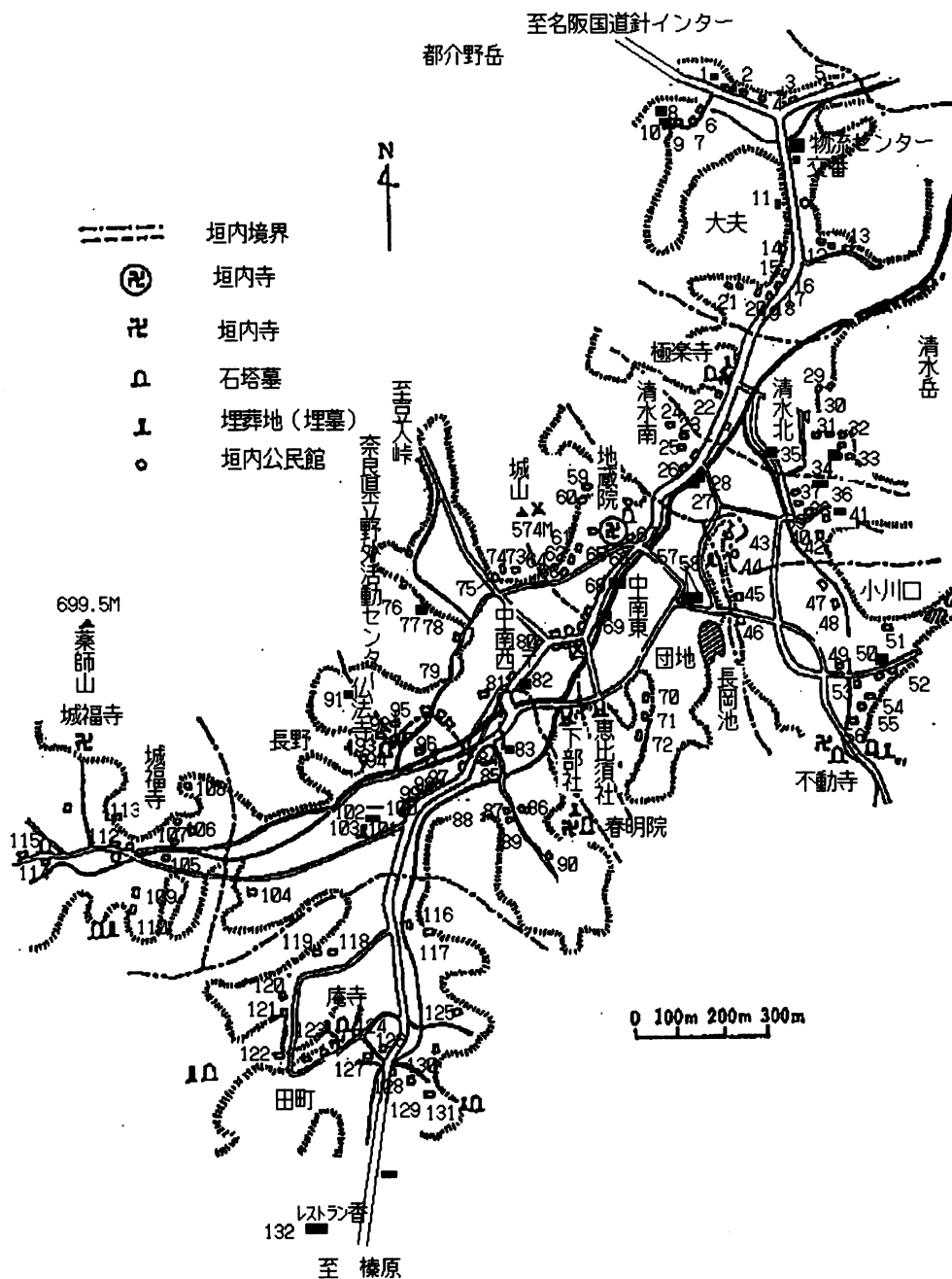
『和名抄』に見える星川郷がどの地に比定されるかは、遽に判断し難いところである。『大日本史』（巻二八七）は、「今は郡南の吐山村に星川なる地あり」としてこれを吐山村に当て、『大和志』（一六）もまた「星川已廃存吐山村」と誌している。

現在、都介野村大字吐山には、「星川」なる地名は存していないから、『大日本史』のように吐山を宛てることは、根拠はない。また、『大和志』に至ってはどのような根拠に基づいてかく断定したか不明である。しかしながら、都介郷に隣接していたこと、古墳は夥しく分散していること、若干の平地があることと言った条件を満たすような場所、然も『和名抄』に見える笠間、楊生、山辺、多気の諸郷に比定されぬ場所を都介野付近に求めるならば、確かにそれは吐山しかないのである。……ともかく、星川氏は、大和時代の後半に鬪鶏国に移住し、吐山に居を定めて漸く勢力を張るに至ったようである。

この星川氏の伝承と関係をするのは、下部神社である。下部神社は式内神社として知られているが、この星川氏の氏神であったと言われている。この真偽については、確固とした資料があるわけではない。このような神社が吐山にあることが、吐山における星川氏の存在を根拠づけているとも語られている。

星川氏がその後どのように展開するのかは明らかではない。壬申（六七二）の軍功によって、朝廷から高位と功田を賜ったとされるが、吐山のなかで星川氏がその後どのように展開いくのかは詳かではない。

都祁村吐山世帯配置図



今西忠男氏によると、ハヤマという地名が記録されているのは春日神社文書の文永四（一二七六）年の中臣祐賢記であり、当時は吐山は興福寺唐院領であったという。室町時代初期になって、吐山（早山）氏を称する武士集団が現れたとする。その後、この吐山氏はこの地域で大きな勢力を維持することになるが、応仁期以降、周辺地域との紛争・内紛によって衰退していく。幕藩体制の確立とともに、吐山氏の子孫は帰農し、現在でもなお今井家として存続している（『都祁郷土史』四十頁以下）。この吐山氏は、式下郡長谷川党の一族とあるとされ、『吐山家記録』（後述）によると「当家上古長谷川と名乗る事」とある。

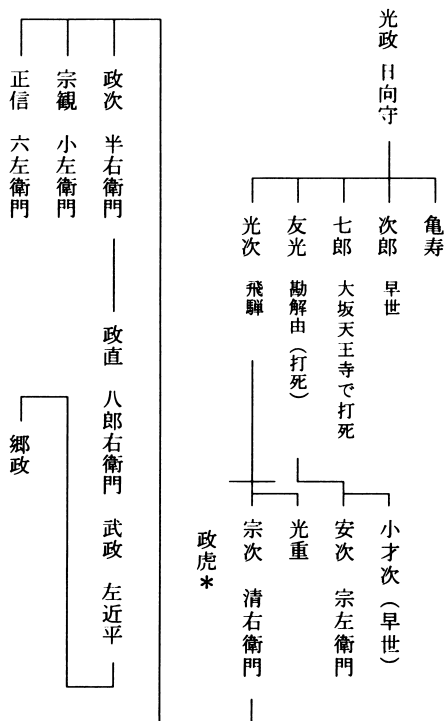
この吐山氏と関連では、春日神社と春明院について述べておかなければならない。春日神社は、弘治二（一五五九）年に吐山日向守光政によって吐山村の総社として勧請されたものであるとされている。この春日神社は、しばしば「吐山氏の氏神であった」と語られることであるが、『吐山家記録』には「日向守弘治二年に 当村中の惣社とせし也 春日大明神勧請し奉る」とあり、この記録を見る限り、春日神社は吐山氏の「氏神」としてではなく、吐山氏が村の社として春日神社を祭ったものと理解できる。

春明院については、同記録には「日向守一字を建立し、春明院と名づく」とある。建立の時期ははっきりしないが、春日神社勧請の時期とそれほど異なるものではないだろう。この春明院は吐山氏の菩提寺であり、吐山氏の墓地（埋墓）が隣接し、詣墓が春明院境内にある。春明院付属の墓地には、吐山氏の始祖とされる日向守光政

も埋葬されているとされる。その意味では、春明院は垣内寺ではなく、吐山のなかでは、吐山氏の氏寺的性格をもつ特殊な寺といえるだろう。春日神社がムラの神社としての性格をもつのにたいし、春明院は吐山氏の私的をもつ寺院である。

近世にはいると、この吐山氏は没落をする。これまで『吐山家記録』を引用してきたが、この記録は、吐山氏の没落なか、元禄九（一六九六）年に吐山武政によって記録されたものである。まず、この記録のなかに掲載されている系図をまとめておこう。

日向守以来の系図



*継父藤原姓の子の一代の祖とす 半右衛門

この『吐山家記録』の「先格之次第」なかでは、旧来の吐山家の格式について、次のことが述べられている。

①この格式を記すのは、家の盛衰があり、子孫末になって格式を失うことを嘆いて書き置くこと。ここに書くのは、清右衛門政次（宗次の誤りか？—森）以来の格式である。②代々城主の末流であり、宗次・政次田畑を求めて住んでいたとしても、土民と同じではない。宇陀郡の先祖領知の村々から年始の祝儀にきていた。政次死後、政直時代より来なくなった。③吐山村中の十一ヶ寺の院主が元旦に年礼に来ていたこと、返札を振る舞った。④吐山の村中の者一同が年始の札に参り、雑煮と酒を振る舞っていた。⑤正月二十一日の村祈祷として十一ヶ寺のうち寮家出座して大般若経を誦む。当家的のために祈祷に使いをもって経を家内に入れる。⑥霜月申の日権現の祭り、成福寺邑中として勤めるが、供物や酒を送った。⑦雨乞い解け踊りの節は当家より傘鉾を出す。⑧春日・蛭子両社で踊った後に、当家にきて、祝儀と一献を出す。先年は小左衛門・六左衛門方にきて同時に祝儀や一献を出したが、これは例年のことではない。⑨村中には道作りといって秋彼岸に往來の道を作り、頭屋をこしらえ経営する習慣があるが、政直以来下人を人足に出しており、経営の雑用には出ていない。

この最後の道作りの記述については原文をあげておこう。

一古へより村中に道作りとて民奇秋彼岸に往還の道を作る頭屋をし経営して政直以来下人老人人足に出之先格にて経営の雑用

不出民家にては

男子を生まれ子及十七歳名付六十及ふ時ハ六十酒他村より下人を抱え入れ足洗外より入百姓人具足洗名を改に名付酒などとして米にて出之由是を経営の入用といたし申由也。先々より当家より出事無是を記事。政虎より村方に至此入用出申せと申事の由し記置也。

この資料を通じて、近世になって帰農した吐山一族は、近世初期の段階でもなおムラのなかで特権的な地位を占めていたことがわかるが、他方では時代とともにその特権が失われていることもわかる。帰農の過程のなかで村中とどのような軋轢があったかは明らかではないが、吐山氏は次第に村のなかに融和していったものと考えることができる。吐山氏の末裔は、現在でもなお吐山のなかで生活している。

近世の吐山村は、清水垣内を除き幕府領に組み込まれる。清水垣内は藤堂藩の支配のもとに置かれた。文録の検地では、吐山はなお一村を形成しており、一二三七石二斗二升となっている。吐山と清水垣内の支配が分離されるのは、慶長年間であろうと思われるが、当初は吐山（清水を除く）を松平大隅が、清水を間宮三郎右衛門が支配し、元和元年替地となり、吐山（清水を除く）が幕府直轄領となり、清水垣内だけが藤堂藩の支配に置かれた。この時の石高は吐山九五〇石、清水二二三石七斗一升、元禄一五年には吐山一〇九九石八斗四升二合、清水の石高には変更がない。

吐山村と清水村が行政村として合併するのは明治八年のことである。この合併時の反別は、吐山村八十町一反六畝二歩・人口五百五十六人・戸数百九軒であり、清水村反別十八町九反三畝二十五歩、人口百五十人、戸数二十九軒となっている。これ以降の人口と戸数の推移は別表にまとめた。

2 ムラの範囲と垣内

吐山はその周りを山に囲まれているため、周囲の村々へ行くためには峠を越えなければならない。北は白石へ（猫石峠）、南は榛原へ（香酔峠）、東は無山を経て伊勢街道へ、西は相河・小山戸を経て（豆入峠）天理へと続く。周囲の村々とはこの峠によって境界が決められているが、このように山に囲まれているとしても、山村のイメージではない。峠を越えてこの集落に入ったとき、小さな盆地であるかように、集落の周辺に水田が広がっている。

吐山は、現在は九つの垣内によって構成されている。城福寺・田町・長野・中南東・中南西・小川口・清水南・清水北・大夫である。従来、「吐山七村」と呼ばれていたが、明治三十七年に清水が、明治三十九年に中南が、そして明治四十一年には田町がそれぞれ二つの垣内に分裂をした。田町は大正元年には分裂した垣内を統合している。垣内を独立したムラと考えた研究者もいるが、垣内が分裂と統合を繰り返していることから考えても、ムラを構成する集団と考えた方がわかりやすい。

ムラと垣内の関係については、針の「村制」で比較的詳しく述べ

たのでここでは再論しない。吐山の正式の構成員となるためには、ムラ入り（入区イリク）と垣内入り（組入り）の二重の手続きが必要なのは共通している。ただ、吐山の場合には、後に述べるように、共有地を明治二十二年の段階で個人に分割をしているので、吐山全体の構成員になるかどうかは共有地との関連では重要性をもたない。一般には、ムラの構成員になることは下部神社の氏子になるかどうかであり、祭りへの参加資格と関係することになる。垣内入りの場合には、墓地（埋墓と詣墓）の利用資格とも関連することになる。つまり、吐山では埋墓も詣墓も垣内毎に設けられており、垣内の組頭が双方の墓地の管理者に指定されている。

吐山及び各垣内の戸数の変遷は表一―一に示した通りである。全体の戸数は明治三十一年から昭和五十八年までの七十五年間の間に二十二軒減少している。この数字は一見戸数の減少だけを示しているように思われるが、岡田秀郎氏の『吐山の近代史』の資料を分析してみると、この期間にはかなりの戸数の増減があったことがわかる。表一―3は、明治十四年から昭和五十八年までの九十二年間の間の戸数の増減を示したものである。姓だけを記入して戸数の表示がないものは、明治十四年以降に入村し、昭和五十八年までの離村あるいは絶家となった家である。この期間に、実に八十軒が減少し、四十六軒が増加している。明治十四年の戸数が一五三軒であるから九十二年の間に半分以上の家が離村あるいは絶家となり、新たに四十六軒（内、十四軒が他村あるいは他の垣内から入村、三十二軒が分家）が増加している。このような著しい挙家離村の傾向はこのム

表一—1 垣内別戸数の変遷（吐山）

年度	麻生	田西	田西	田西	東野	中野	中野西	中野	小川口	清水	清水南	清水北	大久	合計
明治16	15	20			24	35			14	24			21	153
明治17	15	20			25	35			17	27			21	160
明治18	15	18			22	31			16	24			20	146
明治19	15	18			22	31			16	24			20	146
明治20	15	18			22	31			16	24			20	146
明治21	15	18			22	29			15	24			19	142
明治22	15	19			23	30			15	25			19	146
明治23	15	19			23	30			15	25			19	146
明治24	15	19			23	30			15	25			19	146
明治25	15	19			23	30			15	25			19	146
明治26	15	19			23	30			15	25			19	146
明治27	15	19			23	30			15	25			19	146
明治28	15	19			23	30			15	25			19	146
明治29	15	19			23	30			15	25			19	146
明治30	15	19			22	32			15	26			20	149
明治31	14	22			24	32			15	26			20	153
明治32	14	21			22	31			15	26			20	149
明治33	14	22			21	32			15	26			20	150
明治34	13	22			20	32			14	26			19	146
明治35	13	22			21	32			13	28			17	146
明治36	12	22			22	32			13	28			16	145
明治37	12	22			22	33			13	30			15	147
明治38	13	21			22	33			13		14	14	17	147
明治39	12	21			22		16	16	13		14	13	16	143
明治40	12	21			22		16	16	13		14	13	16	143
明治41	12		11	10	22		17	15	13		14	13	17	144
明治42	12		11	10	22		17	15	13		14	13	18	145
明治43	13	21			22		17	15	13		14	13	18	146
明治44	13		10	11	22		18	15	13		14	13	18	147
大正1	13	20			22		16	15	13		14	13	18	144
大正2	13	20			22		16	15	13		14	13	18	144
大正3	13	20			22		16	15	13		14	12	17	142
大正4	13	20			22		16	15	13		13	12	18	142
大正5	13	20			22		16	15	13		13	12	19	143
大正6	13	20			22		16	15	13		14	12	19	144
大正7	13	20			22		16	15	13		13	12	19	143
大正8	13	20			22		16	16	14		14	12	18	145
大正9	13	20			22		16	16	14		14	12	18	145
大正10	13	20			22		16	16	14		14	12	18	145
大正11	13	20			23		16	16	14		14	12	18	146
大正12	13	20			24		16	16	14		14	13	18	148
大正13	13	20			24		16	16	14		14	12	18	147
大正14	13	20			24		16	16	14		13	12	18	146
昭和1	13	20			24		16	16	14		13	11	19	146
昭和2	13	19			23		16	17	14		13	11	19	145
昭和3	13	17			21		16	17	14		12	11	19	140
昭和4	12	17			21		15	16	14		13	11	19	137
昭和5	12	17			20		15	16	14		12	11	19	136
昭和6	12	17			20		15	17	14		11	11	19	136
昭和7	12	17			21		15	16	14		11	11	18	135
昭和8	13	17			20		15	16	14		11	11	18	135
昭和9	13	17			20		15	17	14		11	11	18	136
昭和10	12	17			20		14	16	14		12	11	18	134
昭和11	12	17			19		14	16	14		12	11	18	133
昭和12	12	17			19		14	16	13		12	11	18	132
昭和13	12	17			19		14	16	13		12	11	18	132
昭和14	12	17			19		14	16	13		12	12	18	133
昭和15	12	16			19		14	16	13		12	12	18	132
昭和16	12	16			19		14	16	13		12	10	18	130
昭和17	12	16			19		14	16	13		12	10	18	130
昭和18	12	16			19		14	16	13		12	10	19	131

昭和19	12	17			19	16	18	13	12	10	20	137
昭和20	12	17			19	17	15	13	12	10	19	134
昭和21	12	18			23	16	18	14	13	11	21	146
昭和22	14	17			21	16	16	14	12	11	19	140
昭和23	13	17			21	16	17	14	12	12	20	142
昭和24	13	17			22	17	18	13	12	11	20	143
昭和25	13	17			18	15	17	13	12	11	19	135
昭和26	13	17			19	15	17	13	12	11	18	135
昭和27	13	17			19	15	17	13	12	12	18	136
昭和28	13	17			19	16	17	13	12	12	18	137
昭和29	13	17			19	16	17	13	12	12	18	137
昭和30	13	17			19	16	17	13	12	11	18	136
昭和31	13	17			19	16	17	13	12	11	17	135
昭和32	13	17			19	16	17	13	12	11	17	135
昭和33	13	17			19	16	17	13	12	11	17	135
昭和34	13	17			19	16	17	13	12	11	17	135
昭和35	13	17			19	16	17	13	12	10	17	134
昭和36	13	17			19	15	17	13	12	10	16	132
昭和37	13	17			19	15	17	13	12	10	16	132
昭和38	13	17			19	15	17	12	12	10	16	131
昭和39	13	16			19	15	17	13	12	10	16	131
昭和40	13	16			19	15	17	13	12	10	16	131
昭和41	13	16			19	15	17	13	12	10	17	132
昭和42	12	16			19	15	17	13	12	10	17	131
昭和43	12	16			19	15	17	13	12	10	18	132
昭和44	12	16			19	15	17	13	12	10	18	132
昭和45	12	16			19	15	17	13	12	10	18	132
昭和46	12	16			19	15	17	13	12	9	18	131
昭和47	12	16			19	15	17	13	12	9	18	131

表一—2 各垣内の姓別一覧（前段 明治14年：後段 昭和58年）

城福寺	水口	2	1
	西峯	1	0
	鳥殿	2	2
	中谷	1	1
	辻谷	3	2
	大東	1	1
	木谷	2	3
	川井	1	1
	山口	2	2
	合計	15	13

長野	須川	2	0
	馬場尾	1	1
	北森	1	1
	桐木	4	0
	田中	1	1
	森下	1	0
	的場	2	3
	新谷	1	0
	今井	1	1
	下谷	1	1
	織田	1	0
	小林	1	1
	石橋	1	1
	宮崎	1	0
	吉村	1	2
	平城	2	3
	松村	1	1
	吉中	1	1
	岡田	0	1
	和田		
豊田			
合計	24	18	

田町	大西	1	2
	奥田	1	1
	今本	1	1
	北浦	1	0
	北森	1	1
	山岡	2	1
	森田	1	1
	山本	1	1
	今岡	2	0
	中谷	1	1
	広中	2	1
	松本	1	0
	広島	1	1
	中尾	1	1
	西村	0	1
	福井	0	1
	鳥瀬	0	1
	吉村	0	1
	山口	0	1
	合計	17	17

中南西	西村	2	1
	村上	3	2
	向井	2	2
	山崎	2	2
	東	5	3
	桑谷	1	1
	山中	1	1
	中森	2	1
	山中	1	0
	今村	1	1
	久保	1	0
	谷口	0	1
	北森		
	松原		
合計	21	15	

中南東	中森	1	1
	庄中	1	2
	小西	4	2
	巽	1	0
	今村	1	1
	福井	1	0
	保仙	2	1
	草尾	3	3
	松塚	1	2
	戸谷川	1	0
	乾	0	2
	野崎	1	0
	谷川	0	1
	藤田	0	1
	辻	0	1
	合計	17	17

小川口	山口	2	3
	今本	1	1
	山下	1	1
	今西	2	1
	谷川	2	1
	中山	1	1
	杉本	2	2
	西山	2	1
	今脇	1	1
	扇田	1	1
	合計	15	13

清水南

坂本	1	0
皿木	1	1
中島	3	4
倉林	2	2
中尾	3	4
出口	0	2
合計	10	13

大夫

上垣	2	3
角谷	1	2
向井	1	0
倉本	2	2
大東	1	1
岡田	3	2
岡本	1	0
高瀬	1	1
久保	1	1
向井	1	0
倉西	1	1
岡崎	1	0
橋本	2	1
東	1	2
山本	1	1
中谷	1	1
外戸保	0	1
西村		
合計	21	19

清水北

戸毛	1	1
倉谷	2	1
浦窪	1	0
中部	2	2
前川	2	2
倉辻	1	0
倉西	1	1
高倉	2	0
高岡	1	1
山本	0	1
合計	13	9

表一—3 明治14年から昭和58年の戸数の変化

地区	減少	増加
城福寺	4	2
田町	8	8
長野	12	6
中南西	9	4
中南東	7	7
小川口	6	1
清水南	5	6
清水北	8	4
大夫	11	8
合計	70	46

ラの家の性格とも関わることになるが、ここではその事実だけを指摘しておこう。

表一—1を見ると、戦時及び戦後の一時期戸数の増加が見られる。これは戦争の激化による疎開に基づくものであるのだろう。しかし、昭和二十五年を過ぎると再び戸数の減少が見られる。高度成長期の中で、戸数の減少がはっきりと表れている。

各垣内の領域は漠然としているけれども一応定まっている。分家をする場合には、一般にオモヤ（本家）と同一の垣内にするのが普通である。他の垣内に分家をする場合には、「垣内入り」をしなければならぬが、しばしば領域的に他の垣内に属するとしてもオモヤ（本家）のある垣内と交際をして垣内入りをしない場合もある。現在でもそのような事例を見ることが出来る。

表一—2は垣内毎の姓をまとめたものである。明治十四年の段階で一五三軒九十七種の姓がある。同一の姓は同一の垣内に固まっているが、たとえば山口姓（城福寺・田町・小川口）山本姓（田町・中河西・清水北・大夫）岡田姓（長野・大夫）向井姓（中河西・大夫）のように他の垣内にまたがっているケースもある。同一姓が必ずしも同族的な系譜関係をもつ家とは限らないが、複数の垣内にまたがる家々の多くは他の垣内から分家したものである。しかし、村落の交際（冠婚葬祭やユイにおける相互扶助活動）のなかでは、この系譜関係はほとんど重要性をもたない。実際には、三世代を経ると本・分家の親類としての交際はほとんど行われなくなるし、村落の交際はまずは垣内内部において行われることになる。

垣内行事の行事はおよそ次の通りである。

◎城福寺

- ・初祈祷 ……一月八日
- ・施俄鬼 ……春の彼岸
- ・虫の祈祷 ……六月一六日
- ・会式 ……九月八日
- ・墓の掃除 ……八月一日
- ・道作 ……秋の彼岸 男全員

〔任意行事〕

- ・薬師講（老人会） ……毎月八日

◎田町

- ・伊勢講 組中 ……二月一六日、一二月一六日の二回
- ・虫の祈祷 ……六月一六日
- ・日待 ……一月、五月、一〇月の三回。昭和二三年よりなし。
- ・会式 ……九月一五日
- ・道作 ……九月彼岸中

〔任意行事〕

- ・伊勢講 ……三組。現在、一組のみ。
- ・庚申講 ……二つに別れる。昭和三〇年頃なくなった。
- ・金平講 ……今は掛金のみ。

◎長野

- ・初祈祷 ……一月一五日
- ・虫の祈祷 ……六月一六日
- ・会式 ……八月二三日
- ・道作 ……九月彼岸

〔任意行事〕

- ・伊勢講 ……六戸一組、年三回（二月、六月、一二月）
- ・庚申講 ……昔はあったが、現在はない。
- ・金平講 ……今はない。

◎中南西

- ・竜さん籠もり…六月一五日
- ・道作 ……秋の彼岸

〔任意行事〕

- ・伊勢講 ……六戸一組、年三回（二月、六月、一二月）
- ・龍さん籠もり…六月一五日 山登り、中南両組参加
- ・道作 ……規約もあり、長く続いてきたが、昭和四六年頃からなくなつた。

◎中南東

- ・伊勢講 ……戦前一草尾、小西の六軒一組

〔任意行事〕

- ・伊勢講 ……戦前一草尾、小西の六軒一組
- 中森、庄中、西組の東、中森を加えて一組。

戦後一昭和二四年頃から、東組全戸で開講。

公民館にて。

- ・敬神講 ……宿は廻り当番で四季開く。大抜五巻をとなえる。

◎小川口

- ・虫の祈祷…ズズクリ、六月一六日
- ・道作 ……昭和五七年廃止
- ・墓掃除 ……九月一三日
- ・下部古祭した縄掛替…一〇月九日

〔任意行事〕

- ・不動講…毎月一三日
- ・虫の祈祷…六月一六日
- ・道作 ……昭和五三年頃なくなつた。
- ・墓掃除 ……七月三一日
- ・会式 ……八月二一日
- ・寒詮行 ……一月大寒
- ・堂算入 ……毎年はじめ
- ・伊勢講 ……二戸のみ大夫と共同一組 三月、七月、一二月

◎清水南

- ・伊勢講 ……六月一六日

◎大夫

- ・虫の祈祷…六月一六日
- ・墓掃除 ……七月末日の日曜日（もとは八月一日）
- ・会式 ……九月四日
- ・道作 ……九月彼岸の明
- ・伊勢講 ……大夫六軒、清水北二軒、計八軒
- ・ 〃 ……（年三回）一一軒

3 吐山の自治組織

吐山では大字全体での総会（寄合）は行っていない。大字全てが集まる機会は、神社の行事だけである。また、そのような時の席順は年寄りから年齢順になっている。寄合（総会）がもたれるのは垣内の集会である。

垣内の総会は年一回、その年の始めに行われることが多く、その

ほかは必要に応じて組頭によって召集される。また、多くの場合、垣内で何か問題があると、組頭と農家組合長（後）のほかに「加談人」と呼ばれる前組頭が話し合いに参加し、そこで話し合われたことを垣内の寄合で提案している。

吐山集落全体の役員は大字惣代一名と各垣内の組頭九名によって構成されている。惣代は大字のまとめ役であり、村役場と大字の連絡役である。任期は昭和四十五年頃までは三年であったが、現在は二年になっている。選出方法は、吐山を上・中・下（上は城福寺・長野・田町、中は中南東・中南西・小川口、下は清水南・清水北・大夫）の三地区に分けて、任期が満了になると次の地区の中から適任者を選出する（適任者がいないときはその次の地区にまわす）という方法を採用している。組頭は、戦前は組惣代とも呼ばれており、垣内のまとめ役である。任期は垣内によって異なっており二ないし三年である。選出方法は、現組頭などが年齢などを考慮し妥当と思われるものを決めておき、寄合のときに正式に決定している。報酬は垣内の他の家から米二升ずつである。

また、議題の内容によっては、農家組合長、氏子惣代が役員会に加わることもある。農家組合長は吐山にある農家組合の各垣内の代表者であり、任期は二年である。報酬は垣内の他の家から米一升ずつである。氏子惣代は上・中・下の三地区からそれぞれ一人ずつ選出し、神社に関して役員会が開かれるときは参加している。

このほか、惣代から組頭への連絡など連絡係としてアルキサンと呼ばれる人（小使いさん）がいたが、現在は自動車・電話の普及に

よつていなくなった。

4 ムラの階層構造

戦前の段階においては、総代も組頭もムラの有力者層から選出されるのが普通であったという。一般には、組頭の経験者が総代になるのが普通であり、以前はほぼ上と下の輪番で選出されていたが、大正元年から上・中・下の輪番となったといわれている。

表一—4 は明治二十二年（一八八九）年から昭和五十八（一九八三）年の九十五年間の総代と組頭の変遷をまとめたものである。この期間に三十人の人々が総代となっている。この中で同一人物が総代になったのは、明治四十一年と大正四年から大正八年まで総代を務めた森田惣太郎氏と戦後昭和三十七年から昭和三十九年と昭和五十八年に総代を務めた倉西太三男氏の二人だけであり、また同一の家が総代を務めたのは倉西家（三代にわたり延べ十四年）と倉本家（二代延べ十二年）と向井家（二代延べ四年）であり、特定の家が固定的にムラを支配するという構造はここでは見ることはできない。

組頭についても同様なことが言えるであろう。たとえば、長野について見てみると、明治二十二（一八八九）年から昭和二十（一九四五）年までの五十七年間の組頭の就任者は十一人であり、家数では八軒である。そしてこの内の二軒が三十年以上にわたって組頭に就任している。この期間の戸数は二十軒前後であることを考えると、戦前の段階では四割程度の家が組頭を経験していることになる。このような傾向は他の垣内においても一般に見られる傾向である。

表一—4 吐山総代・組頭

年代	西曆	吐山總代	垣内	年輪	城福寺	年輪	田町	年輪	長野	年輪	中野西	年輪	中野東	年輪	小川口	年輪	清水南	年輪	清水北	年輪	大夫	年輪	
明治22	1889	30-1	清水	37					104-1	54							KJ-1	40			21-1	41	
明治23	1890	30-1	清水	38					104-1	55							KJ-1	41			21-1	42	
明治24	1891	30-1	清水	39					104-1	56							KJ-1	42			21-1	43	
明治25	1892	30-1	清水	40					104-1	57							KJ-1	43			21-1	44	
明治26	1893	30-1	清水	41					104-1	58							KJ-1	44			21-1	45	
明治27	1894	30-1	清水	42					104-1	59							KJ-1	45			21-1	46	
明治28	1895	30-1	清水	43					104-1	60							KJ-1	46			21-1	47	
明治29	1896	30-1	清水	44					104-1	61							KJ-1	47			21-1	48	
明治30	1897	75-1	中南	48	115-1	56			104-1	62							KJ-1	48			13-1	60	
明治31	1898	75-1	中南	49					104-1	63					TA-1	43	KJ-1	49			21-1	50	
明治32	1899	75-1	中南	50	115-1	58	127-1	46	104-1	64	79-1	42	72-1	56	49-1	60	TK-1	46			21-1	51	
明治33	1900	75-1	中南	51	115-1	59			104-1	65	80-1	41	67-1	43	49-1	61	TK-1	47			21-1	52	
明治34	1901	115-1	城福寺	60					92-1	45	80-1	42	67-1	44	49-1	62	TK-1	48			21-1	53	
明治35	1902	115-1	城福寺	61					92-1	46	78-1	46	72-1	59	49-1	63	TK-1	49			21-1	54	
明治36	1903	115-1	城福寺	62					92-1	47	78-1	47	72-1	60	49-1	64	TK-1	50			21-1	55	
明治37	1904	115-1	城福寺	63			127-1	24	92-1	48	78-1	48	72-1	61	49-1	65	TK-1	51			21-1	56	
明治38	1905	78-1	中南	49					92-1	49	79-1	48	72-1	62	49-1	66	NK-1		33-1	34	21-1	57	
明治39	1906	78-1	中南	50					94-1	47	79-1	49	64-1	33	48-1	60	NK-1		33-1	35	21-1	58	
明治40	1907	78-1	中南	51			123-1	29	94-1	48	79-1	50	66-1	40	48-1	61	NK-1		33-1	36	21-1	59	
明治41	1908	127-1	田町	28	112-1	46	123-1	30	94-1	49	79-1	51	72-1	65	55-1	31			29-1	41	17-1	45	
明治42	1909	64-1	中南	36			HR-1	47	94-1	50	79-1	52	72-1	66	55-1	32			29-1	42	17-1	46	
明治43	1910	30-2	清水	44	115-2	42	HR-1	48	92-1	54	79-1	53	57-1	50	55-1	33			31-1	31	17-1	47	
明治44	1911	30-2	清水	45			HR-1	49	92-1	55	79-1	54	57-1	51	55-1	34			31-1	32	17-1	48	
大正1	1912	79-1	中南	55					92-1	56	MK-1	50	57-1	52	55-1	35			33-1	41	1-1	41	
大正2	1913	79-1	中南	56					87-1	49	MK-1	51	57-1	56	55-1	36			33-1	42	1-1	42	
大正3	1914	79-1	中南	57					87-1	50		64-1	41	55-1	37			30-2	47	19-1	32		
大正4	1915	127-1	田町	35					87-1	51		64-1	42	55-1	38			30-2	48	19-1	33		
大正5	1916	127-1	田町	36					87-1	52		70-1	67	55-1	39			30-2	49	19-1	34		
大正6	1917	127-1	田町	37					87-1	53		64-1	44	55-1	40			30-2	50	21-2	43		
大正7	1918	127-1	田町	38					87-1	54		64-1	45	55-1	41			29-1	51	21-2	44		
大正8	1919	127-1	田町	39	115-2	51			89-1	40	91-1	41	64-1	46	48-2	40			29-1	52	21-2	45	
大正9	1920	55-1	小川口	43					89-1	41		64-1	47	48-2	41	39-1	43			29-1	53	21-2	46
大正10	1921	55-1	小川口	44	115-2	53			89-1	42		57-2	37	48-2	42	39-1	44	KJ-2	33	21-2	47		
大正11	1922	55-1	小川口	45	115-2	54			89-1	43	79-2	41	57-2	38	48-2	43	44-1	55	KJ-2	34	19-1	83	
大正12	1923	21-2	大夫	49	115-2	55			89-1	44	91-1	45	57-2	39	48-2	44	44-1	56	KJ-2	35	19-1	41	
大正13	1924	21-2	大夫	50	K1-1	39			92-2	40			57-2	40	48-2	45	44-1	57	30-2	57	19-1	42	
大正14	1925	21-2	大夫	51	K1-1	40			92-2	41			64-1	52	48-2	46	38-1	28	30-2	58	20-1	45	
昭和1	1926	21-2	大夫	52	K1-1	41			92-2	42			66-1	59	48-2	47	38-1	29	30-2	59	20-1	46	
昭和2	1927	21-2	大夫	53	K1-1	42			92-2	43			66-1	60	52-1	38	38-1	30	30-2	60	4-1	73	
昭和3	1928	21-2	大夫	54	112-1	44			104-2	38	79-2	47	66-1	61	52-1	39	29-1	22	22-1	45	4-1	74	
昭和4	1929	21-2	大夫	55	112-1	45			104-2	39	79-2	48	66-1	62	52-1	40	29-1	23	22-1	46	15-1	49	
昭和5	1930	92-2	長野	46	112-1	46			104-2	40	79-2	49	71-1	39	54-1	39	29-1	24	22-1	47	15-1	50	
昭和6	1931	92-2	長野	47	112-1	47			104-2	41	79-2	50	71-1	40	54-1	40	29-1	25	22-1	48	15-1	51	
昭和7	1932	92-2	長野	48	111-1	52			104-2	42	79-2	51	70-2	56	47-1	50	44-2	38	22-1	49	15-1	52	
昭和8	1933	67-2	中南	39	110-1	53			104-2	43	80-2	45	70-2	57	47-1	51	44-2	39	30-3	38	13-2	42	
昭和9	1934	67-2	中南	40	110-1	54			104-2	44	80-2	46	57-2	50	47-1	52	44-2	40	30-3	39	13-2	43	
昭和10	1935	67-2	中南	41	110-1	55			86-1	57	80-2	47	57-2	51	47-1	53	44-2	41	33-1	64	2-1	38	
昭和11	1936	21-2	大夫	62	TT-1		118-1	45	86-1	58	80-2	48	58-1		43-1	53	38-1	39	33-1	65	2-1	39	
昭和12	1937	21-2	大夫	63	106-1	60	118-1	46	86-1	59	80-2	49	58-1		43-1	54	38-1	40	31-1	58	19-1	55	
昭和13	1938	21-2	大夫	64	110-1	58	122-1	44	98-1	47	79-2	57	72-2	34	43-1	55	29-1	49	31-1	59	19-1	56	
昭和14	1939	K1-1	城福寺	54	112-1	55	122-1	45	98-1	48	76-1	57	72-2	35	55-1	62	29-1	50	31-1	60	3-1	61	
昭和15	1940	K1-1	城福寺	55	112-1	56	122-1	46	98-1	49	76-1	58	72-2	36	55-1	63	42-1	52	31-1	61	3-1	62	
昭和16	1941	K1-1	城福寺	56	111-1	37	122-1	44	98-1	50	79-1	59	72-2	37	52-1	52	42-1	53	30-3	46	21-3	35	
昭和17	1942	K1-1	城福寺	57	111-1	38	127-2	36	95-1	45	91-1	64	71-1	51	52-1	53	42-1	54	30-3	47	21-3	36	
昭和18	1943	79-2	中南	62	111-1	39	127-2	37	95-1	46	91-1	65	71-1	52	52-1	54	38-1	46	30-3	48	21-3	37	
昭和19	1944	79-2	中南	63	108-1	45	127-2	38	95-1	47	91-1	66	58-1		52-1	55	38-1	47	30-3	49	21-3	38	
昭和20	1945	21-3	大夫	39	108-1	46	127-2	39	95-1	48	74-1	58	58-1		48-3	51	38-1	48	30-3	50	2-1	48	
昭和21	1946	21-3	大夫	40	115-3	37	120-1	52	87-2	50	74-1	59	63-1	46	48-3	52	38-1	49	30-3	51	17-3	34	
昭和22	1947	122-1	田町	53	109-1	54	120-1	53	87-2	51	AZ-1	38	63-1	47	49-2	45	29-1	41	30-3	52	17-3	35	
昭和23	1948	122-1	田町	54	109-1	55	120-1	54	87-2	52	AZ-1	39	63-1	48	49-2	46	29-1	42	31-2	49	17-3	36	
昭和24	1949	122-1	田町	55	112-2	39	120-1	55	96-1	48	91-2	50	66-2	52	51-1	41	29-1	43	31-2	50	17-3	37	
昭和25	1950	72-2	中南	46	112-2	40	127-2	44	96-1	49	91-2	51	66-2	53	51-1	42	39-2	42	31-2	51	19-2	42	
昭和26	1951	72-2	中南	47	108-1	52	127-2	45	89-1	48	74-2	37	66-2	54	51-1	43	39-2	43	31-2	52	19-2	43	
昭和27	1952	72-2	中南	48	108-1	53	126-1	45	89-1	49	74-2	38	66-2	55	47-2	48	39-2	44	TK-1	62	12-1	50	
昭和28	1953	38-1	清水	56	110-2	47	126-1	46	104-3	33	MK-1	43	64-2	57	47-2	49	28-1	50	TK-1	63	12-1	51	
昭和29	1954	38-1	清水	57	110-2	48	126-1	47	104-3	34	MK-1	44	64-2	58	47-2	50	28-1	51	33-2	54	3-2	48	
昭和30	1955	38-1	清水	58	115-3	46	131-1	39	104-3	35	MK-1	45	64-2	59	55-2	53	44-3	36	33-2	55	3-2	49	

年代	西暦	吐山船代	垣内	年船	城番守船頭	年船	田町船頭	年船	長野船頭	年船	中南西船頭	年船	中南東船頭	年船	小川口船頭	年船	清水南船頭	年船	清水北船頭	年船	大夫船頭	年船
昭和3 1	1956	89-1	長野	53	115-3	47	131-1	40	92-3		AZ-1	47	63-2	45	55-2	54	44-3	37	30-4	39	18-1	37
昭和3 2	1957	89-1	長野	54	112-2	47	131-1	41	92-3		AZ-1	48	63-2	46	55-2	55	44-3	38	30-4	40	18-1	38
昭和3 3	1958	89-1	長野	55	TT-2	47	122-2	37	92-3		73-1	58	58-2	41	56-1	48	25-1	43	30-4	41	2-2	38
昭和3 4	1959	49-2	小川口	57	TT-2	48	122-2	38	94-1	46	73-1	59	58-2	42	56-1	49	25-1	44	35-1	27	2-2	39
昭和3 5	1960	49-2	小川口	58	106-2	42	122-2	39	94-1	47	73-1	60	64-3	33	43-2	43	38-2	39	35-1	28	17-3	48
昭和3 6	1961	49-2	小川口	59	106-2	43	120-2	44	94-1	48	78-2	40	64-3	34	43-2	44	38-2	40	35-1	29	17-3	49
昭和3 7	1962	30-4	清水	45	113-1	50	120-2	45	94-1	49	78-2	41	72-2	34	52-2	44	38-2	41	35-1	30	19-2	54
昭和3 8	1963	30-4	清水	46	113-1	51	120-2	46	82-1	63	74-2	49	72-2	35	50-1	41	42-1		35-1	31	19-2	55
昭和3 9	1964	30-4	清水	47	109-2	42	118-2	38	82-1	64	74-2	50	70-3	34	50-1	42	42-1		34-1	59	12-2	36
昭和4 0	1965	112-2	城福寺	55	109-2	43	118-2	39	98-2	40	75-1	43	70-3	35	48-4	36	42-1		34-1	60	12-2	37
昭和4 1	1966	112-2	城福寺	56	115-4		118-2	40	98-2	41	75-1	44	59-1	36	48-4	37	23-1	41	34-1	61	1-2	35
昭和4 2	1967	112-2	城福寺	57	115-4		119-1	41	98-2	42	79-3	40	59-1	37	49-3	37	23-1	42	22-2	52	1-2	36
昭和4 3	1968	74-2	中南	54	TT-3		119-1	42	89-2	36	79-3	41	60-1	37	49-3	38	NJ-1		22-2	53	21-4	37
昭和4 4	1969	74-2	中南	55	TT-3		119-1	43	89-2	37	80-3	51	60-1	38	51-2	35	NJ-1		22-2	54	21-4	38
昭和4 5	1970	74-2	中南	56	110-2	36	127-3	43	89-2	38	80-3	52	71-2	40	51-2	36	NJ-1		35-1	38	15-2	60
昭和4 6	1971	15-2	大夫	61	110-2	37	127-3	44	96-2	36	81-1		71-2	41	53-1	40	39-3	38	35-1	39	3-3	
昭和4 7	1972	15-2	大夫	62	108-2	37	127-3	45	96-2	37	81-1		68-1	47	53-1	41	39-3	39	35-1	40	3-3	
昭和4 8	1973	122-2	田町	52	108-2	38	130-1		96-2	38	77-1	44	68-1	48	54-2	38	39-3	40	36-1	38	8-1	43
昭和4 9	1974	122-2	田町	53	112-3		128-1		102-2	51	77-1	45	67-3	40	54-2	39	27-1	51	36-1	39	8-1	44
昭和5 0	1975	64-3	中南	48	112-3		116-1	46	102-2	52	85-1	50	67-3	41	55-3	51	27-1	52	29-1	63	14-1	50
昭和5 1	1976	64-3	中南	49	114-1	40	116-1	47	102-2	53	85-1	51	65-1	41	55-3	52	28-2	47	34-2	38	14-1	51
昭和5 2	1977	44-3	清水	58	114-1	41	126-2		92-4	50	73-2	48	65-1	42	47-3	40	28-2	48	34-2	39	11-1	55
昭和5 3	1978	44-3	清水	59	113-2		126-2		92-4	51	73-2	49	57-3	42	47-3	41	37-1	38	29-1	66	11-1	56
昭和5 4	1979	94-1	長野	66	113-2		117-1	43	101-1	45	84-1	49	57-3	43	56-2	42	37-1	39	22-2	64	20-1	49
昭和5 5	1980	94-1	長野	67	111-2	52	117-1	44	101-1	46	84-1	50	66-3	57	56-2	43	40-1	49	34-2	42	20-1	50
昭和5 6	1981	43-2	小川口	64	115-4		121-1	45	97-1	58	AZ-2		66-3	58	52-3	40	40-1	50	36-1	46	5-1	49
昭和5 7	1982	43-2	小川口	65	110-2	48	121-1	46	97-1	59	AZ-2		72-2	54	52-3	41	41-1		35-1	50	5-1	50
昭和5 8	1983	30-4	清水	63	108-2	48	124-1	43	86-2	47	91-3	47	71-2	53	45-1	35	41-1		34-2	45	9-1	51

表一—5 地租の納入状況

地租の額	人数
30円以上	1
20-30円	6
10-20円	15
5-10円	31
1- 5円	41
1円以下	50
合計	144

(明治38年「吐山地租集計簿」より)

しかし、ムラの人々は「どこの家でも総代はもちろん組頭にもなれた訳ではない」と説明する。たしかに、垣内を構成する家が輪番制で(形式平等的に)組頭に選任されているわけではなく、いわば中・上層階層の家が輪番で役職を担っていたといえるだろう。その意味では、緩やかな階層が形成されていたといえるであろう。

吐山における階層は、総代・組頭の家と「地租」の額の関係を見ればはつきりする。明治三十八年の地租の納入状況を見ると、地租が一円以下が五十件、一円から五円までの者が九十一件となっている(表一—5)。若干の例外はあるにしても、ムラの役職を担うのは地租を五円以上支払っている者から選ばれている。ここでは二つのことが確認できるだろう。(一)ムラの役職者が地租が多い特定の家に集中しているわけではないが、(二)多くの役職者は五円以上の地租

を支払う中級以上の家に集中している。

総代の選出については、垣内間の平等性が顕著な傾向としてみられる。しかし、垣内を構成する家全体では必ずしも平等であるわけではない。もちろん、少数の家々の連合がムラ全体を支配するという構造ではないが、緩やかな階層制はムラのなかで見られるといわなければならないだろう。

5 共有財産(入会権)

現在、吐山の共有財産は個人に分割しているので、吐山の共有財産はない。次の資料は、吐山の共有林に関しての規約であり、個人分割をしたときの記録である。

【資料一—1】

明治二十年六月

吐山共有山取締規約

吐山村共有山取締控

第一條 共有山ノ名称ハ吐山村所在同村共有山地ト称ス

第二條 前條共有地増減ハ変更ヲ要スル條項アルニ当リテハ其筋へ其旨届出ルモノトス

第三條 共有山保獲ノ為メ取締人老名副取締人七名ヲ設クルモノトス

第四條 取締人ノ職務取扱ハ左ノ如シ

第一項 共有山ニ係ル諸帳簿保存ノ事

第二項 共有山時々巡視 且ツ専ラ野火消防ニ注意スル事

第三項 総テ規約ノ條項取扱スル事

第五條 副取締役人ハ取扱人ヲ補佐シ或ハ取締役人ノ代理ト成リ諸般ノ事務ヲ整理スル事

第六條 取締役人及副取締役人ノ撰挙ハ共有者互撰受託ヲ以之レヲ定ムルモノトス。但シ投票ハ多数ヲ得タル者ヲ以テ之レヲ定ムト雖モ若シ同数ナレハ年長ヲ取り同年ナレハ(籤)ヲ以之ヲ定ム

第七條 取締役人及副取締役人ノ任期ハ滿三ヶ年トシ滿期改撰スルモノトス。但シ前任者ヲ再撰スルモ妨ケナシ

第八條 正副取締役人ノ給料ハ一村協議ノ上相当支給スルモノトス

第九條 株苧取期限ハ毎年半夏生ヨリ秋ノ彼岸末日迄ヲ苧取ノ期限トス。但シ本條期限ヲ定ムト雖モ事宜ニ抛リ正副取締役人協議ノ上之レヲ伸縮スル事アルヘシ

第十條 小柴苧取ノ期限ハ毎年冬至ヨリ翌年春ノ彼岸末日迄ヲ以限トス。但シ貳ヶ條ノ苧取ニ際スト雖モ或ハ雇人ヲ為シ一己ガ為メ三時ノ強慾ニ迷ヒ共有者ノ信義ヲ失フガ如キ所為スヘカラザルモノトス

第十一條 前貳ヶ條ニ揚グル期限外ハ苗木植付及培養ノ外決テ立入ラザルモノトス。但取締役人ノ許可ヲ得タルモノハ此限アラズ

第十二條 土砂崩壊ノ處アル場所ニ於テ立木ヲ伐採シ及柴草ヲ芟除シ落葉採取スル事ハ堅ク停止ス

第十三條 共有山樹木伐採スルトキハ一村協議ノ上入札ヲ以テ売却ヒ又ハ事宜ニ抛リ各自相当分配スル事アルヘシ

第十四條 前條ノ場合ニ於テ得ル處ノ収益金保管ノ方法ハ取締役人ヲシテ貯金預リ所ヘ預ケ置ノ便ヲ計フモノトス

第十五條 苗木買入レノ方法ハ前條預ケ置タル貯金ノ内ヲ以テ之レガ支弁為スモノトス。但シ貯金無之場合ニ於テハ各戸ヨリ徴収スルモノトス

第十六條 株場改良シ地域ヲ漸次減縮シ前條方法ニ抛リ相当ノ樹木栽植スル事ヲ計ルモノトス

第十七條 共有山ニ係ル地祖及諸課出金ハ并諸入費ハ取締役人ヨリ之レヲ納メ而メ共有者ニ賦課スルモノトス

第十八條 際目塚木ハ每三年正副取締役人改選ノ際一村立会ノ上検査スルモノトス

第十九條 火番及違反者ニ注意スル為メ常ニ山番人耆員ヲ設ケ置クモノトス。但本條山番人ノ給料ハ是又相当相与ヒ置モノトス

第二十條 共有山ニ於テ草木ノママ根ヲ堀取ハ堅ク禁止ス

第二十一條 前條各預ニ対シ若シ違背スル者アルトキハ該違背者ハ勿論其家族ニ至ル迄三ヶ年間共有山ヘ立入ルヲ許サズ

第二十二條 第十七條ニ揚ケタル取締役人ヨリ徴収スル賦課金自然息納スル者有ルトキハ断然共有除名スルモノトス

【資料一—2】

明治二十二年七月「都介野村大字吐山共有山支配区域相定ムルニ付共有者契約書」

第一條 共有山惣反別ノ内粗五反歩以内ヲ以テ戸ノ支配区域ト為シ、薪草ヲ苅リ出シ努メテ大切ニ保存スルヲ以テ目的トス。

第二條 共有地ヲ裂イテ支配スル年限ハ最初明治二十二年ヨリ明治二十九年迄ノ八ヶ年以テ限トシ、期限充ツル時ハ再ビ期限ヲ定メソノ支配区域置据ト為シ、又ハ鬮取ヲ以テ改定スルト否トハ双方協議ニ儘ス。若シ改定スル場合ニ於テ支配地如何様変更ナルモ異議ナキハ勿論ナリトス。但シ、本條分与地ニ通ズル道苅ハ毎年半夏生前支配人ヲシテ之ヲ約シ、期日ヲ越ユル時ハ他ヨリ苅取モ異議ナキモノトス。

第三條 前條支配地ハ大字一統ノ共有地ニシテ即ニ一券面ナルヲ以テハ質入レ書入レ等ノ儀ハ之ヲ許サザルモノトスト雖モ、期限内中毛上而已売讓スルハ問ナキモノトス。但シ、本條末項ニ掲タル毛上ト雖モ他村若クハ他字へ売讓及宛外ト素ヨリ許サザルモノトス。

第四條 共有山地ニ係ル諸税其他諸掛等ハ、共有惣代人（大字吏員ヲ云ウ）之ヲ完納致シ置、而シテ后共有者ニ之ヲ割賦スルモノトス。

第五條 前條割賦書ヲ受ケタル時ハ、期日毎無滞納ムルハ勿論自然不納スル者アル時ハ、仮令山地ヲ分与シ置クモ其毛上ハ共有者一同ノ擔任トシ、場合ニ拠リ分賦ノ地所引上ゲル事アルベ

シ。

第六條 共有者一ヶ年以上全戸他へ寄留スル時ハ分与地へ更ニ共有者へ戻シ置クモノトシ、亦一ヶ年以内全戸他へ寄留スル時ハ寄留中分賦地ニ係ル却てノ引受人ヲ定メ連署シタル書面ヲ以テ共有惣代人へ届ケ置モノトス。但シ、本條末項ノ届書アルニアラザレバ毛上ハ一同ノ支配トス。

第七條 共有者一ヶ年以上他ニ寄留シ後ニ至リ帰宅スル場合ニ於テハ尚又分与ナスモノトス。

第八條 当大字内ノ者ニシテ新規分家為スモノアル時ハ、詮議ノ上大字一同共有地ノ内ヲ以其ノ一部ヲ分与スル事アルベシ。但シ、同居同産スル者ハ本條ノ限りニアラス。

第九條 前條ノ分家ヲ為シ己ニ一家ヲ設ケ諸事一家並ノ交際スルモ尚戸主ノ名義ナキ場合ニ於テハ分与地ハ其ノ一步ノ半ヲ与イ置、戸主トナリシ上ハ更ニ一步与ウル事アルベシ。

第十條 他郡村及他字ヨリ全戸引移リタル時ハ拾五ヶ年以上居住スルニ於テハ詮議ノ上其ノ一步ノ半ヲ与エ、三拾ヶ年以上居住スル場合ニ於テハ其ノ一步ヲ与ウル事モアルベシ。

第十一條 前二ヶ條ノ如ク其ノ半ヲ与ウルモ諸掛ハ一步ノ割ヲ以テスルモノトス。但シ、本條半歩ヲ与イ一步並ノ出金スル以テ所モノハ己後ノ地代金トシ納ムヲ目的トス。

第十二條 大字共有山ノ内其ノ支配区域ノ都合ニ拠リ字ゴク谷カネヒラノ内ドウド（空白）ニテ粗反別（空白）、種ヲ殘シ置、大字一同之ヲ支配シ其薪草苅取期日ハ渾テ共同惣代ヲシテ

取扱ウモノトス。

第十三條 前條ニ掲ゲタル分与地ノ内耕地傍ラナル時ハ其嶮平表裏ヲ見計イ一間以上四間以下ノ畔苅ヲ付スモノトス。

第十四條 下ノ組(中南・清水・小川口・大夫)ニ從來ヨリ宇陀郡三本松村大字古向洲地内宇奥山々ノ拾八ヶ村共有山ノ内ヲ以支配地アリ。之ハ素ヨリ下組ノ支配ニ限ルモノト雖モ大字陸敷クセンカ為メ、是二代リ上三組(城福寺・田町・長野)、字ギコクタニ(空白)ヲ以、粗反別(空白)種ヲ残シ置、上三組共有支配区域トス。

第十五條 前數條ニ違背スルモノハ、分与地ヲ引上ゲ、共有ノ一部ニ加エザルモノトス。

右條々堅ク履行セラレン事ヲ望ム。依テ共有者双方ココニ捺印スル者也。

山辺郡都介野村大字吐山

(署名捺印一三八名)

【資料一—3】

明治三十一年十一月一日「共有山林分配持統契約書」

都介野村大字吐山共有山地ハ從來ヨリ入合苅リ処、去ル明治二十二年ヨリ夫々協議ノ上造林ノ目的ニテ土地台帳面ハ共有ノ俛分裂シ、大字内共有者各戸一定ノ期限ヲ定メ分配シ保全シ居リ候(該分配ニ付テノ契約書ヘ別ニアリ)。然ルニ今ヤ吐山尋常小学校々舎改築ノ必要起コリシモ、協費多端ノ今日故其ノ負

担ニ堪エザルヨリ一統協議ノ上先ニ共有山林ヲ分裂シ、各自ニ保存シ居リシ壱口分ヨリ金式円ツツノ割ヲ以テ出金シ該校舎改築費ノ補助ヲ充テ先ニ期限ヲ定メ保存シ居リ候モノヲ、明治三十一年ヨリ期限ヲ定メズ永世持統キトシ各自ニ保存スルコトトナシ其ノ契約ノ條々左ノ通り相定メ各自ニ署名捺印シ置ク。

第一條 去ル明治二十二年ニ分配シ保存シ居リシ各自ノ地所(共有山林ノ内壱戸ニ付粗三反歩宛ヲ壱口トシ百五十三戸ニ分配シ、壱戸ニ付壱口或ハ半口ヲ分配シアリタリ詳細ナル事ハ分配當時ノ契約書ニ明ラカナリ)ヲ今後永世持統キトナシ、各壱口分ニ付金式円宛ノ割ヲ以テ出金シ、吐山尋常小学校改築費ニ充ツル事。但、本文ニヨリ分配セシ現地明細ハ別紙ニ明記シ本契約書ト共ニ保存シ置クコト。

第二條 前條ニヨリ永世持統キトナストイエドモ土地台帳面ハ従前ノ通り大字共有トナシ置キ地租其他ノ諸費ハ分配ヲ受ケタル者各戸平等ノ負担トナス事。

第三條 第二條ノ通り土地台帳面ハ大字共有トナシ置クベキ契約ニ付、分配者各自ハ立毛保存シ或ハ売買スルハ随意ナルモ、地所ヲ他村ノ者ヘ売渡シ、或ハ譲リ渡シ等成スコトヲ得ズ。

第四條 大字内ノ共有山林ニ付本年迄ハ大字内ノモノニシテ分家セシモノヘハ先ノ契約ニヨリ壱戸分(粗三反歩宛)ヲ分配シ来リシモ、比契約ヲナシタル後ヘ分家等(明治二十二年ニ契約セシ契約條項ニ該当スル者)ナス者アルモ一切分配セザルモノ

トシ、現今分配シ持続キナシタル該地ハ土地台帳面ヲモ書換エ売却シ其代金ハ吐山尋常小学校々舎改築費或ハ同校基本金ニ充ツルモノトス。

第五條 本契約ヲナス当時分配ヲ受ケ所有者トナリタル者（本契約書第一條ノ現地明細書ニ明記シアル地所所有者）ヲ七組（城福寺組・田町組・長野組・中南組・小川口組・清水組・大組）ニ分ケ、其組内ノ所有地ヘ其組限り支配シ甲組ノ所有者ヨリ乙組ノ者（仮令ハ城福寺組ノ所有者ノ地所ヲ田町組ノ人ニ売渡讓渡シスルノ類）ヘ売渡シ或ハ讓渡シヲナスコトヲ得ズ。

第六條 第一條通り分裂ノ上分配シアル地所ヲ永世持続キトナシタルモノノ後年ニ至リ分配ヲ受ケタル者、他ヘ全戸移住或ハ寄留セントスルモノハ其ノ組内ヘ地所ヲ返却シ其ノ組内連帯ノ支配ニ任スベキモノトス。然シドモ既ニ出金シタル金額ノ返戻ヲ受クルコトヲ得ズ。

第七條 前條ニヨリ一旦他ヘ全戸移住或ハ寄留セシモ復販スルモ先ニ返却セシ分配地所ハ受クルコトヲ得ズ。

第八條 本契約ノ必要ヲ起リシハ前條ノ如ク校舎改築費ヲ補助セントノ目的ナレバ、若シ壱口ニ付式円ツツノ出金ヲナサズ或ハ不足ノスルモノアル時ハ先ニ分配シアル地所ハ其組内ノ共有トシ該金ハ組内ノ負担トス。

第九條 本契約書ニハ一統調印スベキモノナレドモ協議ヲ遂ゲ、便宜上組惣代トシテ拾戸ニ付壱名ツツ調印シ、本契約書八部ヲ調製シ核組内及大字惣代等ヘ壱部宛保存シ置クコト。

第十條 本契約ハ明治三十一年十一月一日ヨリ実行スルコト右ノ通り契約候也。

（十六名署名）

明治二十年の資料は、入会山の一般的な規約である。ここには、共有山の管理一般及び規約違反者にたいしての制裁規定が盛り込まれている。

明治二十二年の「契約書」は、入会山の一部を個人（権利者）に分割して管理しようとするものである。この内容を簡単に整理すると次のようになる。（一）共有山の一部の区域を権利者に分割する。一戸五反歩以内で、期間は八年とすること。（二）所有名義は共有地のままであり、その権利は讓渡可能であるが、他村・他字への権利の讓渡はできないこと。（三）一年以上他村へ寄留する者はその権利をムラに戻すこと。（四）新たに分家をする者には権利を認めること、ただし戸主ではない者はその権利が半分であること。

（五）他村からの移住者は十五年以上居住することによって半分の権利を、三十年以上居住することによって半分の権利を取得することができる。（六）下組はいわゆる「郷山」の権利を持っているので、その点を勘案して一定の区域を「上組」の支配とする。

明治三十一年の「契約書」は明治二十二年の共有地分割を徹底化したものである。まず、（一）明治二十二年に分割した区域を期限付きのものではなく、永世のものにしたこと。ただし、名義は共有地のままであること。（二）新たな分家・他のムラからの移住者

にたいしては新たに権利を認めないこと。(三)土地の譲渡は垣内に限定すること。(四)他村に移住する者は垣内に土地を返却すること。(五)従来分割をしていなかった土地は各垣内へ分割・譲渡し、土地名義も書き換えること。

明治二十二年の分割についてはその理由は明らかではない。明治二十二年施行の「町村制」が何らかの形で影響したものと考えることができるが、流れとしては「町村制」がめざしたムラ所有の財産の新町村への移行とは逆行し、個人分割の方向で問題が処理されている。

明治三十一年の分割は、吐山尋常小学校の校舎建築費用の問題と関わっている。吐山尋常小学校は明治七年に創立し、村社参籠所を仮の校舎として利用してきたが、児童数が増加して校舎新築が必要となった。この校舎建築寄付金として、大字(吐山)から都介野村への寄付金の総額が一五〇〇円、この資金は、個人に分割した土地については一口宛二円、一五〇人分合計三〇〇円(最初の予算では四円になっていたが、「契約書」(資料一—3)では二円となっていた)と残された共有山の売却した代金二五〇円(現実にはムラ共有地を垣内に売却したものが)、さらに地租額に基づいた賦課金などによって調達された。このように校舎建築資金の大部分を地元(大字)が負担するのが一般的であるのだろうが、この費用負担に苦慮している姿が窺える。そして、これ以降、吐山では学校の運営費用を確保するために少なくとも二つの制度を導入した。第一は「勤儉貯蓄組合」の設立であり、第二は「学校林」制度の導入であ

る。

このように吐山では共有山の大部分が個人に分割され、一部は垣内の所有になった。垣内所有が法的にはどのような所有名義になっているかは確認していないが、一般的な認識としては、吐山では「共有山は個人に分割してしまった」という。厳密には、学校林の一部と神社林の一部が残されているが、それほど大きな面積ではない。

この一連の入会地の個人分割は、所有形態という観点から見れば、入会林野の「近代化」という側面をもつものであるが、法的は個人所有という形態をとったとしても、規約のなかに見られるように、土地が完全な商品として売買が自由であったわけではない。共同体的な規制が個人有になったとしても維持されていたことに注目しておこう。ちなみに、『吐山の近代史』によると、昭和五十八年段階では、吐山の山林は二八一町歩程度であり、そのうち二二六町歩が吐山住民による所有であり、残りの四十五町歩程度が村外の人によって所有されている。この中には、奈良県が「青少年野外活動センター」として買収した用地も含まれている。この意味では、他村の者が山林を所有する割合は現在でも多いわけではない。

共有山に関しては、いわゆる「郷山」の問題がある。前述の規約(資料一—2)の第十四条にある宇陀郡三本松大字不古向淵地内宇奥山の十八か村共有山というのがそれである。この入会地は「郷山」あるいは「奥山」と呼ばれており、吐山では下組の構成員だけがこの権利を持っている。なぜ、下組だけがこの権利を持つかは明

らかではない。この郷山については奥山組合が編集した『奥山史』(一九七七一追録版)がある。

垣内の財産は、前述の通り分割された共有地、墓地(詣墓と埋墓)、垣内寺(最近ではコミュニティセンターとして改装するケースも多い)、場合によれば溜め池が垣内所有の場合もある。この地域の溜め池の所有形態は多様であり、村で所有するもの・垣内で所有するもの・水を利用する数人で所有するもの、個人で所有するものがある。吐山には三十カ所程度の溜め池があったとされるが、ムラで管理するものではなく、ほとんどが受益面積二反から一町未満の小規模なものであり、個人あるいは数人で所有していたとされる。

その中でも受益面積が十五町歩を超える長岡池は旧清水村(清水垣内と大夫垣内)で所有していたとされるが、その権利関係ははっきりしない。ここで旧清水村といったのは、前に述べたように、大夫と清水垣内だけが江戸時代には藤堂藩に組み込まれており、「清水村」と称していたからである。この長岡池はその藤堂藩の事業として天保年間に築造されたものである。

6 ムラの財政

『吐山の近代史』では、明治十六年以降の吐山の決算の推移をまとめている。この時期はいわゆる「戸長役場制」が展開していた時期であるが、賦課についての帳簿は「諸入費米勘定課出簿」と「諸雑協議費計算課出簿」に区分され、村人は米と金銭によって支払っている。この時期の詳しい内訳は記載されていないが、「米勘定」

では全体で七石二斗八升、金銭では四十三円九十四銭厘五毛が賦課され、それぞれが地価割で七分、個数割で三分の割合で村人に配分されている。

詳しい内訳を示した資料は、明治二十二年つまり町村合併が行われたその年の記録である。「米勘定」分の支出の中心となるのはそのほとんどが総代・社守・氏子総代・村小使へのへの余内(給与)であり、「協議費」分は役場・派出所などへの出張費・郷社(水神社)祭典への費用・村人足への支払い・共有地に関する費用・ムラの施設の修繕費・諸雑費に充てられている。ムラの祭りに関する費用が組み込まれていないのは、祭り費用はムラ人によって別途に負担していたからであろう。

明治三十年の決算記録をみると、支出項目には大きな変更はないが、地租割と個数割の割合が七対三から六対四へと変更されている。正確な変更の時期はわからないが、この割合は戦後に至るまで維持されている。明治四十年の決算記録をみると、社守の給与が五ヶ月分しか支払われていない。従来の宮座組織がこの時期に廃止されたことと対応している。この時期からこれまでになかった支出項目が計上されるようになる。たとえば、明治四十年段階では吐山区教育費中寄付金などの教育関係の支出、大正十五年には青年団・処女会など新たに編成された年齢集団への補助金・戦友班の会費・養蚕組合の映画補助など、昭和十年になると入営軍人の餞別などの費用・勸業に関する費用などである。このような大字の決算記録をみると、それぞれの時代を反映しているように思われるが、これを分析

するだけの十分な資料はない。

昭和二十年には「米勘定」の賦課はなくなり、地租割三分、村民税割三分、個数割四分に変更され、昭和三十年には、個数割四分、固定資産割四分、村民税割二分となっている。また、昭和四十年にはかなり帳簿形式が整えられ、支出項目が「祭典費」「土木費」「消防費」「産業経済費」「公民会費」「協議費」「臨時支出」「教育費」「通信費」「給与手当」と整理されている。

昭和二十年から昭和四十年の支出項目を見ると、祭典費や教育費の延びが著しいのに対し、産業経済費の占める割合は相対的に低下している。村落共同体が生産を基盤にした共同体から生産から分離された生活共同体へ変化していることを意味しているのであるが、ここでは問題を指摘するにとどめ、いずれ資料的にも明らかにしてゆきたい。

なお、現在では、賦課金は年三回（六月、九月、十二月）に分けて徴収している。現在では各戸とも均等割になっている。この変化は昭和五十年以降であるが正確な年数については確認していない。

また、垣内の財政としても、垣内固有の財産があり、垣内寺あるいはコミュニティーセンターの維持などのために、一定の費用を分担している。これも「小入り用」と呼ばれている。一般には、毎年十二月に決算が行われている。小入り用も現在は均等割になっている。

七 ムラの規約

ムラの規約については、明治十九年三月のものが残されているが、

資料の保存状態が悪くその一部分しか読むことができない。ただ、一部分のものであったとしても、内容的にはきわめて興味深いので断片的ではあるが、以下に載せることにしたい。

【資料一—4】明治拾九年 大和國山辺郡吐山村組合規約加盟簿

吐山村 備置

（第一条から第二十六条まで欠）

第式拾七條 従前昼寝ト唱数日ノ休憩スルヲ縮メ炎暑ノ候則チ七月廿日ヨリ八月十日迄ノ間毎日正午一時間宛ノ業務ノ休憩ノ時間トス

第式拾八條 年中休暇ハ左ノ数項トス

第一 一月一日 二日 三日

第二 大節大祭日

第三 郷社祭日 九月廿五日ヲ例トス

第四 村社祭日 九月廿六日ヲ例トス

第五 雑社ノ内山都社祭日

第六 陰曆正月（ヤブ入ト称シ）一日 二日 三日

第七 同七月（盆）十四日 十五日 十六日

第八 毎月一日 十五日 各半日ツツ

第式拾九條 前條項目ニ定メタル休暇ノ外猥ニ休憩為サザルモノトシ自然不得止義ニテ休暇繰替又ハ臨時休業為サントスルトキハ組頭ヨリ之レヲ通知ス

第三拾條 田畑ノ肥料ヲ充分ニナラシメンガ為メニ一村共有

地ノ秣苧取ハ其年ノ日限ヲ定メ着手又ハ苧止メ為スモノトス

最モ早竹ト唱囊ニ若芽ノ秣苧取ラントスルモ是又□苧取ノ日ヲ定メ何レ□壹日ニ限ルモノトス

但シ本條秣苧取ニ際スト雖モ或ハ□□ト為シ一己ガ為メニ一時ノ□□ニ迷ヒ組合内ノ信義ヲ失フガ如キ□□□□ベカラザルモノトス

第三拾壹條 田畑其他ノ地所ヲ小作スルトキハ精々尽力シ小作米遲滞ナク相納ムベシ

若シ滞納者アラバ組合内通知シ宛引相□□雖モ其義務ヲ果ストキハ小作為サシムルモノトス

但シ作常水早ノ憂イヲ被ルトキハ組頭伍組頭ニ於テ半分ノ減少方一□取定メノ相談スルコトアルベシ

第三拾貳條 男女学齡ニ至ラバ相当ノ教育ヲ受ケシムルモノト雖モ歌舞音曲其他種々ノ遊戯ハ可成学バシメザルモノトス

第三拾三條 當組合内ノ人民ニシテ老若及下男下女ノ別ナク勤勉スル者ニハ相當ノ賞品与フルコトアルベシ

第三拾四條 下男下女ニシテ不勉勵ノ者ハ給料ヲ減スルコトアルベシ

但シ前條ニ対スル取扱ハ雇入レ前ニ於テ本人ト結約スルモノトス

第三拾五條 前條雇人若シ不都合アルトキハ解放ノ上組合内ニ報告シ雇入レザルモノトス

第八章 節儉

第三拾六條 神事佛祭等ノ節ニ□□(餅其他ノ類)ヲ配リ或ハ客ヲ招ク杯ノ如キ無用ノ失費ハ都合省クモノトス

第三拾七條 結婚ハ互ニ虚禮ヲ去リ質素ヲ旨トシ親戚□□□人ヲ除ク外ハ迎客セザルモノトス

第三拾八條 氏神ハ重ズルモノト雖モ種々ノ講會杯ト唱へ酒食ニ耽リ冗費ヲ醸スガ如キ惡弊ハ自今一切廃止スルモノトス

第三拾九條 還曆及福老ノ悦トシテ餅ヲ配リ又ハ客ヲ招クナドノ如キハ更ニ廃止スルモノトス

但シ親子兄弟ニ限り節儉ヲ以執行スルハコノ限りニアラズ

第四拾條 出産及五節句并早出米ト唱物品ヲ貰遺リ候義ハ更ニ禁止ス

第四拾壹條 葬式ノ節ハ無用ノ旧式ヲ廢シ可出冗費ヲ減スベシ且他人ノ助勢ハ其小組合内ニ限ルモノトス 然レドモ人少ニシテ手伝ニ乏シキ場合ニ於テハ最寄ノ小組合ト相援助スルモノトス

(以下 第四十八條まで欠)

第四拾九條 加盟者無余儀事故アリテ他町相退去申出ルトキハ加盟簿ヲ削除シ其旨組合内ニ通報スルモノトス

第五拾條 諸税其他戸長役場ヨリ切符配布アルトキハ期日無遅

第拾壹章 雜事

第五拾條 諸税其他戸長役場ヨリ切符配布アルトキハ期日無遅

滯上納スルハ勿論若シ不納者アリテ組合内ニ於テ一時繰替ルベキ見込アルモノハ組合内決議上完納方ノ手順ナスモノトス

第五拾壹條 山地ノ境界タルヤ素ヨリ石塚或ハ出塚ヲ以テ為シ然ドモ樹木ヲ以為スト雖モ自然若シ其樹木枯腐スルトキハ兩地主及伍組頭立會新境界ヲ改設シ自儘ニ新際目ヲ設ケザルモノトス

第五拾貳條 山地傍ノ耕地ヲ取替スル者ハ従前ニ慣行ヲ以畔苜ト唱耕地主ヨリ山地ノ料ヲ苜取スルハ其山地ノ方位又ハ嶮坦平坦ヲ見計ライ他日苦情ノ生ゼザル様其分境ヲ定メ置クモノトス但シ本條耕地ト雖モ荒地ノ如キハ起返迄及新ニ開墾シ耕地トナリシ分ハコノ限ニアラズ

第五拾三條 村道其傍ニ生ズル秣苜取ノ義ハ山地主ヲシテ毎例五尺以上山道ハ三尺以上該路傍ノ嶮平ニ抛リ其尺ヲ伸縮シ人民ハ無論牛馬ノ通行スルニ差岡ザル様苜取方ニ注意スルモノトス但シ村道其道口掃除苜ノ如キハ最寄耕地主ヲシテ苜取方注意スルモノトス

第五拾四條 他人門戸ニ立チ食物或ハ米錢ヲ乞フ者アルモ一切之レニ記セズ原籍、追返スモノトス

第五拾五條 村道掃除及修繕杯ノ如キハ毎年四ヶ処ト為シ一月四月 七月 十月十五日ヲ定日トス然レドモ臨時破損スルトキハ定日外ト雖モ組合申合セ修繕スルモノトス

第五拾六條 前條村道掃除及修繕ノ為メニ出合ノ時限ハ組頭又ハ伍組頭ヨリ通知ス

但シ本條通知ヲ受タルトキハ口不口ング出頭シ自然若シ事故アリテ出頭スル施ハザルトキハ時限迄ニ申出ルモノトス

第五拾七條 賭等ノ諸勝負ケ間敷義ハ勿論其他諸規則ニ触ルノ所業為サザルモノトス

第五拾八條 諸商品ノ代價貸借掛拂ノ義ハ隔月毎ノ仕拂トシ則チ二 四 六 八 十 十二月ノ三十日ヲ以テス

但シ二月ノ仕拂ハ二十八日ヲ以テス

第五拾九條 當組合ノ者ニシテ不動産ヲ抵當ト為シ金穀ヲ借入レ又ハ売拂ハントスルトキハ該金ノ遣イ拂イ方組頭又ハ伍組頭ニ陳告証印ヲ受ケ而シテ后証書ノ口証ヲ願出ルモノトス

第六拾條 當組合ノ人民ハ常ニ品行方正ニスルハ向論自然不正意ヲ用イ人ニ損害ヲ負セ或ハコノ規約ノ趣意ニ背キ或ハ業務不勉強ニシテ怠惰ナル者ハ戸數ノ等級増ス而シテ悔悟ノ念ナキ者ハ之レヲ度外ノ者ト為シ村内ノ交際ヲ謝絶シ其者如何体困難ニ陥ルモ共同ノ救助為サザルモノトス

第六拾壹條 前條若シ交際ヲ謝絶スル者アルニ際シ其者ト交際スルモノハ同様口内ノ交際ヲ謝絶シ以下前条ニ同ジ

但シ前式ケ条ノ処分ヲ受タル者兆ヲ悔ヒ慮ヲ改メ規約ヲ守リ殘業ニ勉強スルトキハ組頭伍組頭會議ヲ經テ其処分ヲ解クコトアルベシ

第六拾貳條 當組合ノ規約ハ郡役所及戸長役場ニ届ケ出モノトス

但シ本條規約ノ箇條ヲ増減又ハ変更スルトキハ其時ニ届ケ出

ルモノトス

右者明治拾九年二月一日郡乙第拾三号御達ノ御趣意ニ基キ前
條目ノ通當村組合規約ヲ制定シ加盟スル者ハ将来コノ規約ヲ遵
守ス依テ各自之レニ捺印スル者也

明治拾九年三月

(署名捺印略)

ここで注意しておかなければならないのは、この規約のあとがきに記載されている内容である。つまり、この規約は郡役所の布達郡乙第十三号に基づくものであることである。この布達内容がどのようなものであるかは明らかではないが、このムラ規約が郡役所の布達に基づくものである以上、この規約をして直ちに村落内部における自生的な秩序を定めたものと考える訳にはいかない。

この規約を作成するにあたって、布達乙第十三号がそのモデルになる案を添付していたかどうかは明らかではない。この規約のなかから、一部のものであるにしても、それでも生活の細部にわたって規定されていることが窺える。ムラの規約のなかで、休日を含め、奢侈を規制したり、土地の境界などを定めるのは一般的に見受けられることである。しかし、この規約のなかには共同体秩序一般の遵守だけではなく、国家的秩序との関わりに関する問題も見え隠れしている。たとえば、学校教育を受容しながら、子供教育に関し「歌舞音曲其他種々ノ遊戯ハ可成学バシメザルモノトス」として教

育内容を制限したり、あるいは「諸商品ノ代價貸借掛拂ノ義ハ隔月毎ノ仕拂トシ」のように取引行為に制限を加えてたり、さらに小作料の支払い(第三十三条)や奉公人の働きぶりについての規定(第三十四・三十五条)など。この時期のムラ規約については、一般的には地主階層のサイドにたった規定がおかれていることからわかるように、共同体秩序を利用しながら地主・小作関係の安定をはかったことは従来指摘される問題ではあるが^四、天皇制国家の確立のなかでこのようなムラ規約がどのような役割を果たしたのか、氏神祭祀のあり方の問題も含めて、幅広い検討が必要であるように思える。また、郡役所は、いわゆる「村八分」を含んだこの規約を承認している。支配権力は、共同体秩序を利用しながら国家秩序の末端の整備をはかったことも従来からしばしば指摘される問題である。従って、この時期のムラ規約については単に村落の内部秩序の問題だけに還元することはできない。吐山では、この時期以降にこの種の包括的な内容をさだめたムラ規約が結ばれた形跡はない。

8 ムラの構成員

(一) 入区(イリク)と垣内入り

外からこのムラのいることをイリク(入区)と呼ぶ。養子やヨメが垣内に入ること、を入区という。このようなときは、垣内の人に食事などを振る舞って披露する。清水南垣内では、垣内のなかでさらに中尾垣内、中島垣内というようにわかれるので、ヨメの披露はそれぞれで行なっている。このときは女性たちだけの集まりで挨

撈程度の簡単なものである。

また、ムラや垣内の構成員として認められるにはもともと吐山出身の場合はすぐに認められるが、吐山外の場合はすぐには認められない。入区と垣内入りの二重構造については「針」の記述を参照願いたい。

(二) ミチツクリ

吐山全体のムラ仕事は現在では特にはない。郷山への共有林へに出役が以前には行われていたが、現在ではそれも行われていない。

垣内を単位としてはミチツクリと呼ばれる行事がある。今では道路が舗装され、この行事を廃止する垣内もでてきた。舗装道路が多いため行っていない垣内もある。

このミチツクリについては、中南垣内において規約が残されている。ここでは『吐山の近代史』に掲載されている規約を載せておこう。

【資料一—5】 明治三十二年九月 道作規約改正

往古より道作とて毎年彼岸の明きを以て年齢一七歳以上の男子悉皆早朝より出合い、垣内々々の道作りをなし終りて組内一つの当屋参り当屋の振舞に預り来り候処、追々と人数も多く相成り当屋を営むに不都合相感じ居故、組内一統協議の上本年より東西二組に分かれ二当屋にて営むに不都合相改め申候。併ながら二当屋に分離せしも往古より定りたる規約は変更せず各自確守すべき約定に之れ有り候へば、若し将来人数減少し一当屋

にて営むも差支へざる様に相成節は又協議の上一当屋一組となす筈に之有り候。右に付今般協議の上確定し各自将来心得べき条項を左の通りに付き幾久敷確守すべき筈之有り候。

第一 東垣内に属するは、(名前省略) 以上の一六軒とす。
第二 組内に於いて男子出産せしときは、若子と称へ白米五升を組内へ差出し当屋を営むべき事。

第三 組内の男子にして年齢十七歳に相成候時は、其の年白米五升を組内へ差出すべき事。

第四 組内の男子にして年齢六十歳に相成候時は、その年白米五升を組内へ差出すべき事。

第五 前項により同年に男子出成、或は十七歳のもの二名ある時は二名にて当屋を営み、若し二名以上の時は抽選を以て二名にて当屋を営むものを定め、他は翌年に当屋を営む筈にて、同年幾人あるも二名にて当屋を営み余は翌年に営むべき事。

但し、本文により翌年に廻り居り候て前年当屋を営む期日後に死亡、或は躰養子に差し出しとも当屋は営むべき事。

第六 年齢十七歳になり当屋を営み終りたるものにして、道作当日出合わざるものは立〇りとして白米五升を組内へ差し出すべき事。

但し、六十歳以上のもの、或は病氣公用等にて当日出合わざるものは、本文の限りにあらず。

第七 当日出合わざるものにして、前項により当日出合うこと能わざるときは、前日迄に当屋へ其由申し出すべき事。

第八 当屋にて振る舞う飯米は一人四合づつとす。但し、若し当屋を一人にて営む場合には、飯炊の一人を雇入れ四合の飯米を見込む事。

第九 振る舞い当日の酒は村酒とし、一当屋に一斗宛とす。

第十 当屋を営まるる左右隣家の男子一人づつ早朝より道作りにかず当屋の手伝に参るべき事。

第十一 組内へ十七歳以上の男子を下男、或は其の他にて雇入れ道作りの期日にも尚雇入れ居らば、足洗いとて組内へ白米四升を差し出すべき事。

但し、本文により足洗い米を差し出しものは、其の家に雇入るる間毎年当屋振舞いにあずかるべき筈なりせば、早朝より道作りに出合は勿論の事。

第十二 組内へ他より十七歳未満の養子を貰い受けるものは、若子の分白米五升を差し出し当屋を営むべき事。

但し、十七歳以上の者を養子に貰い受けたる物は、白米五升を差し出し当屋を一度営むべき事。

第十三 道作当日当屋の振舞いを預りに参るには、各自膳椀茶碗皿等を携帯し、当屋の迷惑を掛けざるべき事。

第十四 前項により差出す米にて当年の飯米に不足を生ずるときは、各自不足分を差出すべき筈、若し余るときは差出す人へ翌年迄米・割の利子にて預ける事。

(三) ミチツクリの一日

午前 ミチツクリ(午前中・七歳から六〇歳以下の男子が全員道路の清掃を行う)。

午後 酒盛り 一六歳以上の男子のみ参加。現在は接待が大変なので、世帯につき一人のみ参加(若子、名替、盛は別)。酒盛りの場所は宿(ヤド)と呼ばれ、輪番でうけもつ。しかし、現在の持ち回りの最後がきたら宿の提供を止める垣内もある。

酒盛りにおける儀式 若子(ワコ)その年に生まれた男の子)、名替(ナカエ)数え年・七歳の男子。昔の元服であり、ミチツクリに参加できる)、盛(モリ)数え年六一歳の男子。ミチツクリは免除され、酒盛りに出られる)にあたる人は白米を八升垣内に出し、お金に替えて、垣内の収入としていた。現在は代表一人が白米八升を今までのかたちとして出し、残りの人は、その分をお金に換算して(五千円くらい)出している。

(四) ムラの休日

天気の良い日がつづく、良かった(旬季喜び: ジュンギヨロコビ)ということまで休日にした。また、雨の降らない日が続いて、やっと雨が降った日は良かった(雨喜び: アメヨロコビ)ということまで休日にした。

9 年齢集団

現在、存在している年齢集団は以下の通りである。

名称	資格	内容
鶴寿会	：八〇歳以上	：
きらく会	：七〇歳以上	：一緒に食事をし、話をするような仲良し会的なもの。
老人会	：六五歳以上	：ゲートボールなど娯楽的なことや月一回の下部神社の清掃など奉仕活動を行っている。年二、三回総会を行っている。毎年、敬老の日には敬老会が開かれる。
常盤会	：四五歳〜六五歳	：婦人会の延長であり、活動内容もほぼ同じである。
老人会の婦人まで	のつなぎ的なものである。また、跡取りの嫁が婦人会に入会したとき、同時に入会する人も多い。	
婦人会	：結婚後〜四五歳の婦人	：秋の体育大会、盆踊りなどの行事で活躍。その他老人ホームの慰問、土手や道ばたの草刈りや花植えなどを行っている。
青年会	：一八歳〜結婚するまで	：盆踊りを主催したり、祭りの手伝いなどを行っている。秋には松茸を採って販売したりしている。
子供会	：小学生	：小学校の自治会。

二 生業

1 生業の構造

岡田は吐山の生業の構造を次のように書いている。

明治八年（一八七五年）の記録による吐山の耕地九九町九畝二七歩、これの高一、三三三石五斗五升二合、戸数一三八戸、人口七〇六人と記されている。一戸当約七反歩余收穫高一〇石余。此の時代の米価四円内外、この中から上納を差し引いて一家五人の生計を維持するためには、如何に自給自足の生活にしても農外収入に依存せざるを得ないと最低の生活するおぼつかないと見られる。

明治二一年の名寄帳が城福寺組と田町組の残っているが、半数以下が五反未満の自作地しか残っていない実情から見て、当時の生活基盤も軟弱であった。

当時の職業を辿ってみてもほとんどが兼業農家、あるいは日雇農家であった。業種も紺屋（染物業）材木、呉服、魚、菓子、日用荒物などの商売・大工左官建具職の自営、馬力引、木挽及季節労働等に従事していたと見られる。明治時代からこれら商売で残っている業者は、酒屋、醤油屋、豆腐屋と小売業者二店舗位である（岡田秀郎『吐山の近代史』一九八四、一〇二頁）。

早い段階から商品流通が浸透していた地域であることは『村史』に掲載された天保十三年の「諸色直段下げ書上帳」からも明らかである。この「書上帳」のなかで「酒小売り」「糸績」「牛馬駄賃稼」「大工杣木挽」「旅籠」「膳飯」「桶屋」「白豆腐」「木炭」「柴割木」などの副業（職業）のなかに「質屋」が登場し、それも何力村かに一軒という割合ではなく、各村にそれぞれ質屋があるという状況である。この地域では江戸時代の後期には高利貸資本が登場していることがわかる（『村史』一八五頁）。このような高利貸資本がその後どのように展開したかは明らかではないが、地域の金融にとって大きな役割を果たしたことは間違いないだろう。

さらに、『村史』には、江戸時代末期には、凍豆腐の製法が高野山の奥地、野川から伝わり、また製茶は室町時代から行われていたが幕末期には煎茶の製法が伝わり、農家経済を潤したとある。高野豆腐や製茶の生産は家内の生産にとどまらず、小商品生産に基づく地域的な商品交換市場が形成され、この地域社会のなかで賃労働による雇用の場を創出するものであったように思われる。『村史』は明治初年のこの状況を次のように説明している（『村史』二〇〇頁）。「日常生活においては旧来の強制的な種々の取締りは廃止され、金銭を要することが多く、農家経済も物より金へと移行し、幕末より奨励された製茶と凍豆腐が米と共に農家経済を支えることになり、それに関連した賃稼ぎをする人も多くなった」（『村史』二一八頁）。

表二―1は岡田氏の『吐山の近代史』に収められた「昔の職業」

をまとめたものである。「昔の職業」というのが具体的にいつの時代のもので（おそらくは戦前の昭和になってからのものと思われるが）、岡田氏がどのような資料に基づいて作成したものであるかは明らかではないが、このなかでも多様な副業が展開をしている。この合計の戸数から判断すると総計百数十戸のなかで百六十一件の職業が見られることは、一戸の家で複数の副業をかねていたのであろう。このような多様な副業形態も、現在ではわずかにしか伝わっていない。岡田氏によると、昭和五十年前後まで残されている業種は酒屋・醤油屋・豆腐屋・二軒の小売業者であると述べている（『吐山の近代史』一二〇頁）

吐山における農業の兼業化は江戸末期の早い段階から進み、地域的な商品交換市場の登場とともに共同体(Gemeinde)としての安定性は損なわれてきたように思われる。その一つは、人口の流動化に現れる。この問題についていずれ明らかにしたいが、当面は「村制」の2を参照していただきたい。第二は明治二〇年前後から始まる共有地（入会地）の分割である。共有地（入会地）の個人分割は共同体の基礎を掘り崩していく一つの要因となっている。第三は宮座の崩壊である。明治十二年に宮座が敬神講に名称を変更するが、明治四十年の下部神社と春日神社の合祀によって「座」が解消されることになった。後に述べるように、ここではムラが再構成されていく状況を読みとることができる。

表二—1 戦前の吐山の職業

職業	城福寺	田町	長野	中南西	中南東	小川口	清水南	清水北	大夫	合計
材木商	1	1	1			1	1		1	6
製材業			1				1			2
建具	3	2		2	1			1		9
大工	3	1			1	3	1	1	2	8
左官					1	4				5
屋根葺き						1				1
土建家挽				1				1	1	3
馬力引	1	5	2				1		3	12
木挽き	1	3	1	1	1	3	1	1		12
自動車運送	1		1	1						3
麵屋		1								1
製麵		1								1
質屋		1								1
金融			1		1				1	3
呉服屋		1		1	1					3
馬喰い		1							2	3
製		1								1
小間物		1								1
米肥商			1						5	6
薪炭業						1				1
椎茸						1				1
乳牛					1				1	2
凍豆腐							1		1	2
豆腐揚げ							1			1
醤油								1		1
米商								1		1
魚屋									1	1
鍛冶屋			1	1						2
染物屋			1							1
酒造			1	1					1	3
油搾業				1					2	3
紺屋				1						1
豆腐			1					1	1	3
瓦商			1							1
菓子屋									1	1
旅館			1							1
露天商			1							1
古物商			1							1
養鶏			1							1
学用品売物屋				1						1
カタギ屋				1						1
小学校小使			1							1
角屋					1					1
代書					1					1
唐質					1					1
笠屋					1					1
唐箕						1				1
髪結い					1					1
履き物						3				3
桶屋							1	1		2
自転車							1			1
電材部品							1		1	2
茶商									1	1
農機具商							1			1
製茶業					1	3	3	(2)		9
役場		2	2	2				2		8
農協				4				1		5
教員			2	2		1		2	1	8
神主				1						1
医師			1							1
助産婦		1		1					1	3
会社			2					1		3
合計	10	22	25	22	13	22	14	16	27	161

2 農業

田のことは、ヤマトビ、カイゲ（家の近くの田のこと）、田一反を三〇ガリと呼ぶ。また、広い所をヒロミ・アラケ、谷の方にある田をタニダ、山の方にある田をヤマダ、もち米を作る田をホウレイ、陰になる所をオンジと呼ぶ。

畑は、自家野菜を作る所をサエンバと呼ぶ。戦前は、なす・きゅうり・かぼちや・山芋・大根・じゃが芋・さつま芋・茶・あわ・大麦・小麦・大豆・小豆・豆を作った。現在は、白菜・大根・にんじん・なす・トマト・しそ・きゅうり・キャベツ・ピーマン・いんげん豆・さいとう豆・唐辛子・里芋・さつま芋・つくね芋・ねぎを作る。

田の水は、谷水・川の水・イデと呼ばれる囲いをした用水・井戸水・天水・山水・ため池を利用した。

用水の管理は、イデが水漏れしないように管理することや、干上げになったら交替で番水（朝から昼、昼から夜というように順番制で田に水を引くこと）をする。

田植えや稲刈りなどの労働力の調達は、ユイが親戚、近隣間で行われた。牛を労働力として使用していたころは、カラスキという機械を牛が引いて田をすく「アラオコシ」も行われていた。

《稲作行事》

・モミマキー四月一〇日前後にモミダネを苗代へおろす。暦の日の吉凶を見てウシ、トリの日を良い日とし、ウマの日を避けた。ウマは身体のやけるもので、日やけ（干ばつ）になると言われている。

吐山では、モミマキの時、ゴサン（祈禱の御札）と花、ハゼ、米（イリ米）を苗代のあぜの水口に立て、良い苗が育つように神々にお祈りする。

・ハルタヤスミー八十八夜から一五日日、五月一七日頃に、ヨコミダンゴを作り、これを神々に供え半日休む風がある。

・ナエヤクーモミをまいてから四九日日をナエヤクと言いつくす。

・サビラキー植え始めをサビラキと言いつくす、荒い米と豆をフキの葉に包んで（フキダワラと呼んでいる）二個作り、神社に持って参り、田のふちに供える。

・サブリナー植え終りをサブリナーと呼び、ミヨーガの御飯を炊く。

「ミヨーガめでたやフキ繁盛」の意味だと言われている。

・ホカケー稲刈り初めのまず鎌を入れる田の二株を切り採って、一株を竹で作った弓にかけておき、もう一株は家の神棚に供える。

・カマオサメー吐山ではこれをカリジマイと言いつくす、鎌を洗い、フゴの中にトウミョウを灯し、赤飯を供える。更に白引きが終わると、ヒジマイとして白に赤飯を鉢か三宝に入れて供える。

3 副業

この地域は早くから商品経済が発達していたことはすでに述べたとおりであるが、製茶・炭・薪作り・養蚕などの副業だけではなく、多様な職業に従事し、兼業化は早くから進んでいた。炭焼きや薪作り・木挽き等の仕事は城福寺などの山間の地域に多い仕事であ

った。ここでは直接農業に関わる副業だけを取り上げておこう。

出稼ぎは、昭和三〇年以前に植林・炭焼き・薪作り・木挽き等の仕事をする事が多かった。また高度成長以降になると、むしろで稼ぎに出るといふよりは、大阪や奈良に働きに出るようになり、兼業化が進んでいった。

①茶 茶は、春から夏に、戦後は主に自家用として作られた。昭和三〇年頃までほとんどの家が行っていた。最近では現在では自家用のお茶であり、茶の加工は工場で行うようになった。一番茶Ⅱ葉を蒸したあと乾燥させそれを手でこするようにしてもむ。

②養蚕 秋・春・昭和一〇年頃まで行っていた。桑の葉を梅雨は枯らして食べさせ、糸にまではせずに、まゆをとって売った。家の畳を全部あげてそこで卵から幼虫になるまで育てた。その間自分達のは土間で寝た。風穴（山の中の涼しい所）という蚕を保存するための冷蔵庫があった。これは五〇年前まで行われていた。蚕は棚などの上で育てた。まゆをたくとそのまゆが溶けてあめ状に細くなり、それを巻き、そして染める。染めあがった絹は織って売りに出す。

③炭 農閑期の冬、山の木を切つて、炭小屋で薪を作つてから、家に持ち帰った。山道が険しいため、山中に炭焼き小屋をつくりの冬、そこで切つた木を炭にまでしてから下まで運んだ。炭小屋で炭を作つてから家に持ち帰る。昔は日持ちがいいということから竹でも炭を作つていた。家に釜を作り、炭を焼いた。それは自家用のものと販売用のものであった。この地域は寒い日が多かったので炭焼きを中心に行っていた。山に穴を掘つて釜木を四尺立て、むしろをかぶ

せて土を一日焼く。すると良い土になり良い釜ができる。その釜を使って炭を作る。

④薪 冬の間の仕事して山で木を切り、それを売った。

⑤藁こぎ 畳用のわらとタンカロン（糸）で縦・横（二〇×一M）に加工する。（畳一〇枚どり）

⑥あめ さつまいも、もやし、落花生などを使って作った。

4 交通と交易

吐山と行き来が多かった地域は、榛原・桜井・天理である。塩は榛原から入っていた。行商人は榛原、桜井から、乾物類・衣類・薬・魚などを持ち込んだ。また生活必需品などと、畑の作物（米など）の物々交換が行われていた。

交通手段は、徒歩が主であったが、乗合自動車・木炭自動車・バス・自転車など、時代に伴って利用されるようになった。また荷物は牛車で運んだ。冬は歩きで、雪の日は草履を履いた。

5 食

主食は米であったが一日二回がお粥、また米の中に麦を入れたものやさつま芋を入れたお粥を食べた。パンはあまり食せずおやつとして食べる程度であった。副食は殆どが農作物で、一日の食事のうち一回は乾物類を食べていた。肉は普段は食べず一年に二・三回、祭りや正月のときだけ食べる程度であった。

食事をする部屋は土間・水事場で、座順は家長・祖父・祖母は上

座、子供・嫁は下座であった。食事は普通は三回で、農繁期に一日五回（朝からけんずい「間食」、昼からけんずいと言って、午前〇時頃と午後三時頃に食べる。）撰っていた。

《行事料理》

・正月―雑煮（餅、大根、里芋、人參などを丸い形にして入れる。）

・正月七日―七草粥

・正月一五日―小豆粥

・三月節句―よもぎ団子、ひし餅、ひし団子

※三月はまだよもぎがないため、四月によもぎ団子を食べる。

・五月節句―ちまき（五月は笹がまだないため六月に作る）。

・八月盆―おはぎ、餅、きゅうりとなすの馬を先祖に供える。

・祭り―肉、魚、餅などを食べる。

・一二月五日―「いのこ」と言って、青い豆を煮た物を石臼で引いてクリーム状にした物に砂糖を入れて食べた。

三 家族・親族

1 家族の形態

表三の1から5は明治一〇年と一九九二年の家族に関する統計（家族構成・家族類型・世帯主の年齢分布）をまとめたものである。明治一〇年の資料は吐山に残されている戸籍簿の控えに基づいてまとめたものであり、一九九二年のものは私たちの聞き書きに基づい

たものである。

私たちはこれまでの調査のなかでも、家族構成・家族類型・世帯主（戸主）の年齢分布の表を作成し、それぞれの地域の家族の個性を明らかにする努力を行ってきた。「家族構成」は世帯主（あるいは「戸主」）を中心とした続柄構成をまとめたものである。この表のなかでは、世帯主を中心としてどのような続柄の人々が家族を構成するのか考えるものであり、同一世帯のなかで世帯主とともに父の構成比が高い場合には世帯主が生前にその地位を譲っていること（隠居習俗）を示し、そして兄弟姉妹の占める割合が高くなれば、アトツギの婚姻後すぐにその地位を譲っている可能性が強いことになる。

家族類型の分類は次の基準にしている。

- Z-1 単身世帯
- Z-2 夫婦だけの世帯
- Z-3 いわゆる「核家族」
- S-1 Z-1 + 直系尊属を含む世帯
- S-2 Z-1 + 直系卑属の配偶者あるいは孫を含む世帯
- S-3 Z-1 + Z-2
- B-1 傍系親族を含む世帯
- B-2 傍系親族の配偶者を含む世帯

表三の6を通じて、ある家族について説明を加えておこう。表三

表三—1 吐山の家族構成（明治10年）合計値

世帯番号	戸主	妻	父	母	祖父	祖母	長男	二男	三男	四男	養長男	長女	二女	三女	四女	五女	養長女	長男養	養長男養	孫	元孫	姉	弟	妹	伯父	叔父	世帯主	戸主	合計
合計	142	109	41	68	1	12	62	32	12	3	16	63	28	14	7	1	1	2	1	4	3	5	30	45	5	2	1	2	712
構成比	100	77	29	48	1	8	44	23	8	2	11	44	20	10	5	1	1	1	1	3	2	4	21	32	4	1	1	501	

表三—2 吐山家族構成（1992）

世帯番号	世帯主	妻	父	母	養の母	祖母	長男	次男	三男	長女	次女	三女	養子	養女	長男養	次男養	孫	孫の妻	曾孫	姉	弟	妹	父の姉	不明	合計
合計	120	109	28	44	1	5	72	17	2	41	16	2	1	1	28	1	52	1	3	1	2	1	1	1	550
構成比	100	91	23	37	1	4	60	14	2	34	13	2	1	1	23	1	43	1	3	1	2	1	1	1	458

表三—3 家族類型

明治10年(1877)			平成4年(1992)		
家族類型	実数	構成比	家族類型	合計	構成比
N-1	10	7.0%	N-1	2	1.7%
N-2	6	4.2%	N-2	17	14.3%
N-3	37	26.1%	N-3	21	17.6%
S-1	39	27.5%	S-1	40	33.6%
S-2	7	4.9%	S-2	25	21.0%
S-3	4	2.8%	S-3	9	7.6%
B-1	39	27.5%	B-1	5	4.2%
合計	142	100%	合計	119	100%

表三—4 戸主の年齢

(明治10年)

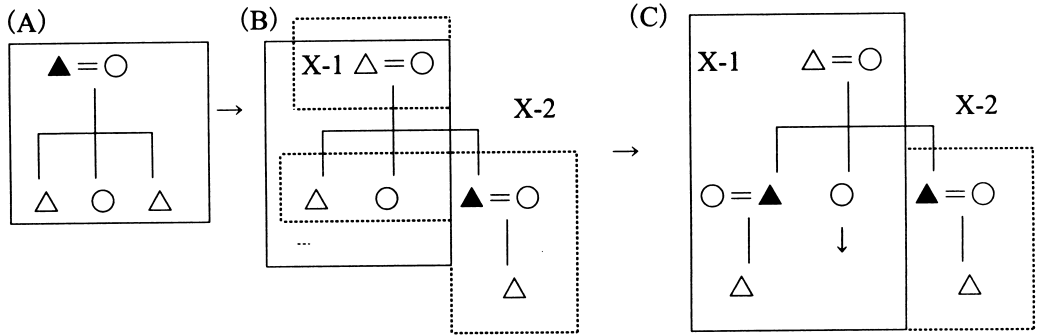
20歳以下	15
21-25	25
26-30	30
31-35	18
36-40	18
41-45	16
46-50	10
51-55	5
56-60	4
61-65	1
66-70	0
合計	142

表三—5 世帯主年齢分布

(1992)

35歳以下	1
36-40	7
41-45	21
46-50	5
51-55	13
56-60	18
61-65	18
66-70	9
71-75	4
76-80	4
80歳以上	3
不明	17
合計	120

表三—6 家族形態の変化



—6の(A)はいわゆる「核家族」である。ここが出发点である。長男が結婚をして子どもが産まれた段階が(B)の表である。この段階で、親夫婦と子ども夫婦が同居をして、世帯主としての地位が親の世代にあればS—2の家族として分類される。しかし、子ども(長男)の結婚とともに親が隠居をした場合には、子どもの世帯主としての地位を譲り、世帯主の兄弟姉妹が家族を構成するため、B—1と分類されることになる。もともと、隠居しても同一の世帯(家族)と認識している場合にはB—1の形態になるが、同一屋敷内で別棟に隠居をしている形態(X—1が点線の時)あるいは別棟に子どもを連れて隠居している形態(X—1が実線の時)の場合も考え得るであろう。戸籍等によって分類したときや同一屋敷内で別棟に隠居していたとしても同一の世帯(家族)と認識している場合にはB—1という分類となる。いずれにしても、ここでは少なくともS—2あるいはS—3という分類にはならない。しかし、親が別屋敷に隠居をするとなると、二つの家族に分割され、2つのN—3の世帯(家族)か、N—2+B—1へと分裂する。現実には、家族が隠居を媒介にして分裂する場合には前者の形態をとる場合が多い。(C)は隠居制家族の展開した状態である。(B)の段階で分裂をしない場合でも、(C)の段階で分裂をし、長男世帯はいわゆる「核家族」として、隠居世帯はS—1の形態へと変化し、隠居をした親の死亡とともにN—3の家族へと変化をしていく。

吐山における明治—〇年段階における家族形態の変化のモデルを予定するならば、N—3から出発した家族はB—1へと変化し、B

—1からS—1+N—3の形態あるいはN—3+N—3の家族への分裂していく、ということになるだろう。戸主の年齢は低く、五〇歳以下の戸主が全体の九三%を占めるのがそれを示している。もっとも、隠居世帯(家族)は隠居分家として展開する場合もあれば、隠居の死亡とともに消滅をする場合もある。しかし、一九九二年の家族形態ではこのような変化を読みとれない。S—1の割合はそれほど大きな変化はないが、N—3とB—1の形態が減少し、S—2の形態が増加している。一九九二年段階では隠居習俗がなくなつたわけではないが、明らかに隠居習俗の後退が見られる。一般的には、親が隠居するのはアトツギ以外の子どものもすべてが何らかの形で家を出て、子どもの子(孫)がある程度成長した段階で隠居するのであり、S—2の形態が大きく増加したことがそれを証明している。一般に、若い夫婦が所帯を譲られ、それを維持することが困難になつてきたことを証明するのであるが、N—2の家族の増加や世帯主の年齢の高齢化(五〇歳以下の世帯主は二八・三%)がそれを物語っているであろう。この地域のなかで、もっとも家族形態の理念的な変化を表現しているのが、「家族・共同体・宮座」で述べたM家の家族であろう。

2 家族員の呼称

家族員の特別な呼称はなく、父親(家長)のことをオヤッサン、母親をオフクロ、祖父をジイチャン、祖母をバアチャン、兄をアニキ、弟をオトウト、末っ子をバッシと呼んでいた。また、自分(家

長)の妻や息子の嫁のことは名前で呼ぶが、孫の嫁に対しては名前に「くさん」をつけるのが一般的である。

3 家族構造

①家長の地位

家長が特に行わなければならない仕事はないが、「組頭の仕事」や「三が日の家事全般としめ飾りを井戸など約二十カ所にする」「年の初めに井戸から汲んだ水を十二カ月という意味で十二回に分けてから沸かす(ワカミズクミ)」「三が日のお供え餅の管理をする」などがあつた。

戦前、家長(父親)よりも先に風呂に入つたり、食事をしてはいけないという考え方の家が多く、「一段高い所で食事をした」「おかずの品数や量が多かつた」など、現在より父親の権威が強く、他の家族員と区別があつた。また、現在では家長が生前に譲ることもあり、譲る時期は家長が六十歳ぐらいになつたときである。但し、その際に土地の登記書や預金通帳・実印は渡さなかつたという。

②アトツギ

アトツギはほとんどの家で長男がなるのが理想的だと考えられていたが、他の子供と育て方に違いなどはなかつた。だが、なかには「昔はヨトリと呼んで食事や躰に差があつた」という家もある。現在では、出生率の低下や若い人々が都市に出ていってしまうという状況のためにアトツギの減少が目立つ。

③主婦の地位

「日常の買い物をする為に主婦にはある程度まとまったお金が渡されており（但し、嫁が買い物をするときは家長や姑・夫から貰う）、そのなかでやり繰りをしてきた家が多いが、最近では共稼ぎの為に世帯主と主婦が別々に管理しているという家もあるが、全て主婦が管理している家はない。

米びつの管理はそれぞれの家によって違うが、主に主婦がしており、家長が食事に口を出すことはほとんどない。だが、主婦の仕事（家事など）について口を出すことはたびたびあり、意にそぐわないときだったという家もある。

また、昔は実家に帰るときや高価なものを買うときには家長の許可を必要としたが、現在では声をかけるとかことわる程度である。主婦のイメージとして「気の毒、損な人」「やさしい」「よく仕えていた人」などが挙げられた。

④嫁の地位

嫁の条件として大切なことは「丈夫で良く働くこと」「家格が釣り合っていること」とする家が多かったが、現在では本人同士の気が合えば良いとされている。嫁がしなければならぬ主な仕事は家事全般であり、嫁が実家に帰るときには舅（家長）・姑・夫の許可が必要だった家が多いが、これも現在では声をかける程度である。

また、嫁の小遣いについては「家長から貰う」「夫から貰う」、なかには「貰えなかった」という家もあった。一般的な話として、嫁いじめについては「非常に多かった」「さほど多くなかった」と

家による。

その他に、家族の中での地位について昔は封建的な面が多く、嫁の意識として「夫に嫁ぐというよりは家に嫁ぐという感じだった」というものもあったが、現在では家族の中でその地位の差はほとんどない。

⑤こども

子供が農作業や家の中での仕事を手伝うようになるのは「九〜一〇歳ぐらい」「一五歳前後」が多い。また、戦前には子供が他の家に奉公に行くことがしばしばあった。たとえば、「商売をしている家に奉公に行かせた」「大阪の米屋・庄屋へ縁故を使つて出していた」「血のつながりのない商売をしている大きな家にいかせた」などがあった。そして、「一五〜一九歳の四年間商売人の家で奉公をし、一年間で二五円くらい貰っていたが、そのお金は家に渡していた」という。

⑥養子

子供がいないうとき、子供が女の子ばかりのとき、遅く生まれた男の子の成長を待たないときに養子をとった。昔は血のつながりのある家から迎えるのが良いとされていたが、現在では血のつながりにこだわっていない。また、「家格が同じ家から迎えるのが良い」とされていたところもあるが、「血のつながっている所から迎える場合には家格は関係なかった」という所もある。

⑦奉公人

奉公人のことは、「あにやん」「ねえ」「でっち」「女中」「名

前」で呼んでいた。大きな家では、住み込みと通いの両方の奉公人を持っていた。また、「家族の者と同じ場所で食事をし、家族の一員と見なされていた」という家もあれば、「家族の一段下で食事をする」「食事をする時間も別で後から別の食卓で食べた」という家もあり、待遇はさまざまである。

奉公人がその家の分家になるということは原則として行わない。しかし、「あつたとしたら二〇〇三〇年奉公した後で、財産分与は家を建ててもらおう程度」「その家にならり勤めてからで、その時の財産の分与は山や田を少し貰ったぐらいだった」という。それを分家と意識する人は少なく、当然「姓」も異なる

4 家族と財産

家長は先祖伝来の土地などを処分するとき、誰にも相談することなく処分することは出来ないという家が多く、そのときは本家や家族の者全員・親戚などに相談をした。先祖からの伝来の財産と自分で稼いだ財産との間に区別はなく、家の財産をアトツギ以外の人（分家する人）に分けることがよくあつた。

戦前、家長以外の家族員が外へ働きに出て得られた収入は一家の収入となり、本人の自由にはならなかったという家が圧倒的に多いが、「得られた収入は働いた本人のものになり、結婚するときの資金や分家するときの資金などにしていった」という家もあつた。現在では本人のものとなっている。

また、嫁が嫁入りのときに持ってきたお金（持参金）を本人が自

由に使うことが出来た家が多かつたが、なかには「嫁が持参金を自由に使うことは出来ず、家の為に使つた」という家もあつた。

5 親族の構造

①親族・同族集団の呼称

親族の呼称として「イットウ」という言葉がある。この「イットウ」には単に親戚であるという意味と同族（父祖が父系的血縁系譜関係によって結ばれ、かつこの系譜関係に即した身分的支配服従関係を伴う家々の連合）であるという意味とがあり、後者の場合は姓をつけて「〇〇イットウ」といい、養子や婚出した者で姓が変わってしまうと「〇〇イットウ」にはならない。また、一軒だけではイットウとは言わない。

一般的には本家のことを「オモヤ」「ホンヤ」、本家の本家のことを「総本家」、分家のことを「インキョ」と呼ぶ（次男・三男が世帯を構えた所も）。他に「地名で呼ぶ」とか「地理的に裏、上、中、下をつけて呼ぶ」などが挙げられる。分家の分家（孫分家）の呼称は特にないが、下のインキョと呼んだり、孫分家がある場合のみ分家のことをナカインキョと呼び、孫分家のことをインキョと呼んだりもする。

②分家への財産分与

分家をするときには本家が「田畑を少しだけ分ける」や「家を建ててあげる」「財産を七：三程度で分ける」などと分け方はそれぞれの家によって違うが、どの家でも分家への財産の分配は行われて

いた。「兵隊分家」の伝承も聞くことができる。「日清・日露戦争時にはあつた」とするが、このような伝承にもかかわらず「兵隊分家」「兵隊養子」は明治十年前後のことであろう。

その他に養子に出すときには「山の名義を譲る」という家もあり、その際収益は養子先のものになり、養子が亡くなった後もその権利は養子先のものである。

③親族の交際

同族集団だけが集まる行事はない。親類が集まるのは、主に冠婚葬祭やトウマイリ（トウマイリの日付は家によって違う）のときであり、春と秋の彼岸のときや恵比須神社の祭りのときに集まることもある。しかし、本家と分家の交際も一二代ぐらいまでで、四五代ぐらいになるとほとんど交際をしなくなる。

だが、トウマイリとは、奈良県の大和高原周辺で行われている習俗であり、親が死亡した後にその子供たち全員が定められた日（一般には、八月初旬から盆が始まるまで）に生家に集まり墓参りをする習俗である。この特長として、すべての子供が親の祭祀供養をおこなう権利・義務を持ち、家の継承のラインに沿った人々（一般的には父系的につながる人々）だけを先祖として意識するのではなく、母親の親もまた先祖として意識するということが挙げられる。よって、この地域は双系的社会であり、本家と分家の集まりは実質的にはないと言えよう。

6 嫁の実家

①嫁の実家の呼称

嫁の実家のことを「デザト」「デアト」「サト」と呼ぶ。

②実家との贈り物の交換

嫁の実家に贈り物をするのは盆と暮に行い、以前は「お中元として盆にシオブリ・シオサバを、お歳暮として暮にはトビウオのひものを贈っていた」または「盆にトビウオで暮にはブリ（結婚後二三年）」「暮にトビウオで正月にはブリ」を贈るといふ家もあつたが、現在では実用的なものとしてビール・酒などを贈ることが多い。そして、そのお返しとして昔（四十年ぐらい前）は当時貴重品とされていたゲタなどの履物を贈ったり、夏は浴衣を贈ったりした。

③嫁の里帰り

嫁が里帰りをするのは、ヤブイリるとき、農繁期がおわつたとき、休日するときなどであり、「昭和十年頃は半月〜二ヵ月」「正月は三日を過ぎた後の四〜五日、盆は十六日から一週間ぐらい」「盆と正月、祭りのときなどに昔は一週間から十日（長くて半月ぐらい）、最近では日帰りや二、三日程度」といふ家などがある。

また、「実家が近ければ特定の日以外にも帰る」や「祭り（十一月二十三日の秋祭り）のときは、村の外に嫁いだ場合のみ帰る」「祭りの前夜に行われる『ヨイミヤマイリ』には必ず帰る」といふ家もある。

④嫁の実家との交際

嫁が早くに亡くなった場合、必ず実家に返さなければならぬと

いうものはないが、嫁入りの道具や着物・洋服は実家に返す。葬式・供養は婚家で行うことが多い。しかし、離縁の場合は嫁入り道具などを実家に返すという。また、嫁が亡くなった後の実家との交際については、子供がいれば続く、次の嫁をもらうまで続く、と家によって様々である。

その他に、二〇年に一度の神社の修理が行われるときに寄付を貰う。

7 紋

本家と分家の紋は一般的には同じであり、嫁入りをするとき女性も婚家の紋か桐の紋をつける。但し、「嫁入りするとき、吐山では桐の紋をつける決まりがある」「お金をかける家は婚家の紋をつけるが、そうでない家の場合は桐の紋をつける」などもある。嫁が婚家の紋を使うようになるのは結納のときからである。

また、女性の紋と男性の紋は同じであるところが多いが、「家紋のケンカタバミの周りに男性は白い輪がついているが、女性にはそれが無い」「女性は母親から譲られた紋（実家の紋）を使うので、男性の紋（婚家の紋）と同一ではない」ところもあり、統一されていない。

四 人生儀礼

(A) 出産・育児・成人儀礼

1 妊娠

妊娠することを「ヤドル」「ミゴモル」と言い、妊娠に関するお祝いはない。妊娠した女性は今まで通り、畑仕事や家事をしていた。妊婦が特にしてはいけないことは、風呂に入ってはいけない、髪を洗ってはいけない、などである。理由は、頭に血が上るためだと言う。

妊娠五カ月日のイヌの日の大安を選んで、帯祝い（イツツキイワイとも言う）を行う。妊婦の実家から紅白の晒しを一丈と犬の絵が描いてある腹帯、赤飯などをもらい、下部神社や奈良市の帯解寺へお参りをする。お参りに行くのは、妊婦と夫、婚家の両親と妊婦の両親、仲人である。最初の子供の場合は、産婆に腹帯をつけてもらう。

2 出産

陣痛は「ケヅク」と呼ばれる。陣痛時のまじないとして、干した大根の葉を風呂に入れたり、ほおづきを布団の下に置いて寝たりした。陣痛がおきたとき、夫は産婆を呼びに行ったり、湯を沸かしたりする以外は特に何もなかった。

産婆さんはサンバと呼ばれた。産婆は資格を持った人がなり、最近まで散髪屋のMさんのお母さんが大夫、清水南、清水北、中南東などの広い垣内で産婆をしていた。出産後、生まれた子供と産婆さんの交際は特になく、ただ宮参りに産婆さんを招待するぐらいだった。

出産は婚家で行うことが多いが、実家で行う場合は九カ月頃実家に帰り、出産後一カ月頃に婚家に戻る。婚家で行う場合は、姑（カカリカアサンと呼ぶ）がいろいろ世話をしてくれた。出産費用は産婦の実家が負担する。

出産する場所は、納戸や普段寝ている部屋（ネンマと呼ぶ）で、寝産である。産小屋はない。出産費用は産婦の実家が負担する。

子供を産んだ直後の儀礼はない。

へその緒は産婆さんが持ってきた桐の箱に入れてとっておき、子供が亡くなった時一緒に棺の中に入れた。

3 産後

産婦の産後の食事は古い血を洗い流すため、サトイモの茎を汁の中に入れたり、煮物にして食べたり、力が出るようにと、「チカラモチ」という餅を食べたりした。食べてはいけないものは、背の青い魚である。

産の忌として産婦は一日間はケガレているので出産した部屋から出られず、一日目に産婆がおほらいをしてやっと出られる。また、一日間は川を渡ってはいけないし、台所にも入ってはいけない

い。一日が過ぎて台所に入る場合は、塩で台所を清めてからでなければならぬ。七五日期間は血がケガレているので、鳥居をくぐったり、橋を渡ったりしてはいけない。

子供の名前は誰が付けてもよく、家長や父親が付けたり、寺や神社に相談して決めた。

〈産後の儀礼〉

①生後三〜七日頃、「ヤヤミ」と言って近所の人が見舞いに来る。

②産後七日目に「コシユ」と言って、産婦が産婆に腰から下を風呂場できれいに洗ってもらうということをする。

③生後一日目に宮参りに行く。一日目にいく家が多いが男の子か女の子かによって二〇日、三十一日と違う、という家もあった。

宮参りに行くのは子供、夫、産婆、婚家の両親、産婦の実家の両親、仲人で、産婦は母親は行かない。下部神社に参る。宮参りに行く時（または宮参り後）、婚家で、招待された人達が、お祝いの入ったのし袋の隅に水引を通し、母親が赤子を背負い、赤子の着ている帯に結び付けた。これを「オビヤキ」と言う。中南東では宮参りに行く時これを行うが、大夫、田町では宮参りの帰りに行い、垣内によって違いがみられる。近所の子供達も呼んで宮参りに行ったそうだが、これは産まれてくる子供を垣内の子供に仲間入りさせるため、戦前はすべての子供のそれを行ったが、戦後は第一子だけ、そして現代はほとんど行われていない。

④生後一〇〇日目に食い初めを行う。子供用のお膳に鯛などの頭付きの魚、ご飯、ゴイシという固い石を器に入れたもの（イシノヤキ

モノ)を用意し子供に米一粒を食べさせる真似をする。イシノヤキモノを置くのは子供の歯が石より固くなるようにという意味がある。

⑤子供が産まれて初めて迎える正月のことを初正月と言ひ、嫁の実家から男の子ならうちでのこづち、女の子なら羽子板をもらった。

⑥初節句は、嫁の実家から男の子は五月五日に鯉のぼりを、女の子は三月三日にひな人形をもらった。婚家は男の子ならちまきを女の子ならひしもちを作る。ちまきは団子を細長く丸めて男の大事な所の形に真似て、その大きさになるようにちぎる。かやの木をとってきて、団子を笹の葉三枚で包み、アマノイエというひもで縛る。それを鍋に入れて煮、それでできたかやの灰汁をつけて食べた。茅の灰汁を付けるのは、茅の灰汁は香りがよく、薬にもなるためである。ひしもちもちまきも親戚の人達に配る。

⑦一歳の誕生日に箕と呼ばれるザルのようなものに餅を二枚入れ、それを風呂敷に包んで子供の前にハサミ、モノサシ、ソロバン、筆などを並べて、子供がとつたもので将来どんな才能を持つか占った。

⑧三歳の誕生日に男の子なら三尺帯、女の子なら鈴のついた帯を嫁の実家からもらった。これを「ミツゴノヒモオトシ」という。

⑨七五三はない

4 育児

農作業がある時、子守りは祖父、祖母、姉、兄などに頼み、小さな子にお金を払ってみてもらったりした。畑仕事時にはマキブトンという座布団の大きなもので子供を包んで背負ったり、子守箱に

入れておいた。子守箱はリング箱ぐらいの大きさで、子供を箱の中に座らせ、出られないように足の上に板が渡してある。板は食事台になり、足元に小さい火鉢を置くようになっていて、大工さんに作ってもらう。

母乳が足りない時は、オモユ、山羊の乳、牛乳、牛乳ともち米と砂糖を混ぜたものを与えたり、近所の乳がたくさん出る人にももらったりした。乳母を頼んだりはしなかった。

5 成人の儀礼

子供が成人したと見なされる時期は、男は一六歳(女も十六歳という人もいる)なった時で、男の成人儀礼は「ナガエ(名替)」と呼ばれ、ミチツクリの行事のときに行われる。つまり、九月の彼岸に道の整備をし公民館などで宴会を行う。成人した男性はこの集まりに全員出席しなければならない。成人したときの服装の変化については特に聞くことはできなかった。

女性の成人儀礼は見当たらない。

若者集団には青年会と女子青年会があり、青年会は松茸山の入札を行っていた。松茸のとれる山に区切りをして青年会が入札、管理をする。松茸の売上は青年会の運営費になる。入札の時期は九月上旬から一〇月上旬である。女子青年会の主な活動は下部神社、恵比須神社の祭りの時に奉納するゴクサンモチ(丸くて大きいもち)を作る手伝いをするのである。男女とも一六〜二五歳ぐらいまでが青年会に入り、映画会、盆踊り、奉仕活動などを行った。

(B) 結婚

1 配偶者の選択

結婚相手は本人が決めることはほとんどなく、多の場合紹介者が捜した。結婚相手(嫁)は社会的血族的繋がりとして同じムラの娘やイトコ同上・同族内の娘が良いとされた。家柄は、釣り合いの取れた同じくらいの家柄である事が求められた。

結婚前にほとんどの場合本人同士が会う。会う場所は、それぞれの家であった。嫁となる家へ頻繁に農作業などの手伝いに行くことがあった。これをアシイレといい、周り近所はこれを見て密やかに結婚することを理解した。またアシイレの時、多少の親族と酒盛りをし、これを仮の祝言とした。

紹介者を通さずに恋愛して結婚することをスキヨリと言った。恋愛結婚に対してのムラの中の評価は、仕方の無いものという程度のものであり、恋愛結婚に対して親の反対があつたにしても、ムラの衆が二人を助けるといふことはなかつた。

2 仲人

紹介者と仲人は、同じ人物である。仲人になる人は知人、親族、村の権力者等となる。主な仲人の役割は、相手方との交渉、二人の申を取り持ち結婚の話をまとめる、結納・結婚式等の日取りを決めることである。

仲人と当事者との交際は、婚後三年ぐらいという家から、仲人が亡くなるまでという家までまちまちであり、付き合ひも中元歳暮を送る・正月や盆に挨拶に行く・お宮参りに招待する・仮の親子関係になる故(仲人不幸の時、実の子同様に手伝う)等、様々である。

3 結納

縁談が成立する儀礼として、タモトザケやセンスの交換がある。タモトザケとは、結婚まで日がある(たとえば一年後の様な)とき、結納までの間の約束として婿方から男性の仲人がタモトザケ(酒+コンブ)を通し、嫁方へ納めることであり、センスの交換は結納前に仲人だけが行き来して、おもちゃのような扇子を交換することである。

結納のことを特に他の言い方はない。結納品は、お金・履物・反物・コブ・時計等様々であり、これらは結納の日の朝に持って行くのが一般的である。また、結婚式の後に結納の割を仲人に渡す場合がある。

4 結婚式

結婚式の日取りは結納後、両家の相談で決める。

結婚式の直前に婿が嫁を迎えに行く場合と、行かない場合があつた。

「婿入りの儀礼」

結婚式の午前中に婿が仲人と嫁方の家に訪れ、御馳走(昼食)を

食べるといふことがあつた。この儀礼が終わり、婿と仲人が帰るとき、嫁はついて行かない。

結婚式の服装は、婿が羽織・袴、嫁が留袖・打掛け等であつた。

〔入荷の儀礼〕

嫁が婿の家に來るとき、婿に近い親族が提灯を持って嫁を出迎える。「提灯迎」と言うものがある。このとき、婿は家の中にいる。嫁が婿の家に入るとき、アシアライといつて親族の子供が嫁の足袋を履いたままの足を洗う真似をする儀礼もある。そして、嫁は縁側から婿の家に入る。

婿の家へ入つて、まず最初に嫁は仏壇に參る。こうして祖先に挨拶した後に、仲人へ挨拶したり盃を交わしたりする。この場合の交わす盃は、夫婦・親子・親戚の順に一つの盃を回して飲む。これを流れ盃という。この盃は親類の子供が注ぐ。

〔結婚式の宴〕

結婚式は仲人の指揮、司会で行われた。結婚式の宴では盃を交わしたり、飲んだり食べたりした。またこのとき、イセオンドという歌を歌う家もあつた。結婚式の席順は一番上座に両親と仲人が座り、以下は縁の濃い順に座つた。

招待客は基本的にカイト内の人々であるが、カイトの中が更に分かれてゐる場合は所屬してゐる小さなカイトで呼ぶケースもある。例えば、長野カイトは、裏カイト・オケヤカイト・マトバカイト分かれていて、自分が裏カイトなら、裏カイトの人だけ招待する。

結婚式の変化は、昔は家で行い、新婚旅行もしなかつたが、二〇

年前（昭和四〇年前後）から結婚式場で行うようになってきてから、色々現代風になつた。

〔出家の儀礼〕

嫁が実家を出るときはの儀礼としては、茶碗を割る儀礼があつた。茶碗を割るというのは、本人ではなく、その家の者または濃い身内のものであつた。他には、ワラを焚くという門火（カドビ）というものもあつた。これは嫁が実家を出た後で、玄関の前で、家の人がワラを一束燃やすというものである。どちらの行為も、もう二度と嫁が実家に戻ることがないようにという願いが込められている。

〔花嫁行列〕

花嫁が婿の家に行くときに、行列を構成した。これを花嫁行列といい、順番は、前から仲人・花嫁・花嫁の両親・ニザムライとなつた。両親は参加しない場合もあり、ニザムライとは花嫁側の親類の男性（叔父が多い）で、嫁入り道具を持った人のことである。人数は三〜八人で、家によつてはまちまちであるが、七・五・三という奇数のめでたい数字にこだわる家も中にはあつた。

行列は、それぞれの家から県道までの決まつた道を通る。これをホンミチといい、葬式のときも、これを通る。

行列のとき、「ミチガシ」といつて婿の家の近辺で、見物人におせんべいやキャラメル等のお菓子を配つたりした。このお金の負担は嫁方である。また、まれに道に木を置いたりして行列の進行を妨害するということがあつた。これはそうすることにより行列を止め、その間に嫁の顔をジツクリと見るといふことからである。行列が途

中立ち寄る所はなかった。

「床入りの儀礼」

初夜るとき、嫁と婿がハナツキメシ（鼻を突き合わせて食べる御飯）といい、一緒に赤飯を食べた。このとき誰か付き添うというとはなかった。

5. 結婚式後の儀礼

結婚式の挨拶周りはする家としない家があった。

挨拶周りをしない家では、近所に仲間入りするために、嫁なら各家から女性を一人づつ、婿なら男性を一人づつ呼び、宴会をするイリク（入区）があった。これの最後にはコブ茶を出すというしきたりがある。カイト内の最初の行事のときに、箱菓子を持って挨拶をするというものもあった。また、城福寺カイトでは、クミイリ（組み入り）という結婚式の後の紹介行事があった。

挨拶回りに行く家では、重箱の赤飯と嫁の名前の入った風呂敷を一枚持ち、カイト内や親戚に配りに行った。このとき嫁は姑や家族（婿方）と一緒に行くのがほとんどであったが、中には夫婦二人で里帰りしているため、義理の姉妹が代わりに行く場合もあった。挨拶回りは式の翌日に行くことが多かった。

結婚式後、嫁が初めて里帰りするのは式の翌日、二三日後、五日後等であった。仲人夫婦と婿と嫁の四人で行く場合と婿嫁二人で行く場合があった。泊まらずにお昼だけ食べて、午後には帰る場合と、実家に泊まる場合もあり、必ずしも一定していない。

その他、盆・正月、また村外へ嫁に行った場合は十一月二十三日の秋祭り（下部神社の祭りで宵宮祭りともいう）等にも里帰りした。

6 紋について

結婚するとき嫁が持ってくる着物や道具には、婚家の紋を付けていた場合と、女の紋（桐の紋）を付けていた場合と、実家の紋を付けていた場合の三通りに分かれた。嫁が亡くなった場合、紋入りの着物などは実家へ返すことはほとんどない。しかし、中にはそれぞれの近親者に配るというシヨウワケをする家もあった。

7 離婚について

離婚することを「エンガエリ」「エンモドリ」という。また離婚した女性のことは「デモドリ」「古手」などという。離婚の原因は家庭内・夫婦内の不和、親とのヨリが合わないなどであった。離婚した場合、嫁入り道具は実家に返される。しかし、結婚前に話がつぶれた場合、結納金や品物は返さない家もあった。

離婚は再婚の妨げになった。また、再婚できたとしても、相手の格が下がった。

8 嫁の地位

家族の中で嫁の地位は低かった。嫁は朝早く、夜遅く、風呂は最後であり、自由もなかった。また、吐山以外の出身者だと人の見る目も違った（婿も同様）。

夫が早く死んだ場合、嫁は子供の成長度合によって（幼ければ幼いほど）実家に帰される。また白石の方では、夫の弟と結婚させられることがしばしばあった。

9 厄年について

男性の厄年は、数えて二五・四二・六一歳である。厄落としては二月二四日に下部神社へ吐山中の年男が集まり、酒と魚でお供えする。また、二五歳の時には明日香村の岡寺へ、四二・六一歳の時には大和郡山市の松尾寺へお参りに行く。四二歳の厄年の時には、節分の前日に親戚の家に泊まる（節分の日に自分の家の屋根を見るのはよくないため）などのことが行われた。

女性の厄年は、一九・二一・二五歳で特に何もしない、岡寺へお参りする程度であった。

(C) 葬制・墓制

1 死の知らせと役割・儀式

① 家族の中で誰かが死んだ場合

家族の中で誰かが死んだ場合、最初に誰に死を知らせるかというのは、組頭・子（長男）である。知らせる範囲は、親戚（いとこ程度）と言う家もあった。）・垣内の人や付き合いのある人である。死を知らせに行く人は、その家の年上の者二人であり、その人をシニビキヤクという。

② 葬儀の役割

段取りを決める人は、組頭でケンパイ（見配）と呼ばれている。死者の家の人たちは、相談を受けたりするだけで、組・垣内の人・親戚などが手伝いに来てくれる。垣内の各家から男女一人ずつ手伝いにくる、また、垣内の中が二つに分かれていて、自己の組からは夫婦、別の組からは男性が手伝うようになっていて、垣内組もある。）また、長野垣内は、中・南・西と三つに分かれていて、男は垣内の全員が手伝うが、女は自分の地区だけを手伝うのように、各垣内ごとにばらつきがある。

③ 死者に対しての儀礼

坊さんが経を唱え終わるまでは、南枕・東枕にしておき、それから北枕になおす。枕元には、シキビの花・蠟燭1本・練香・枕飯を供える。また死体の上には、刃物（日本刀・剃刀・刀・なたなど）を置き、着物を上下逆にして死体にかぶせる。妻が死んだ場合、妻の実家の人が来てから枕がえをし、それまでは死体に触らない。

お盆で帰ってきている先祖を大切にするという意味で、（お盆の時期になくなった人に対し）ホウラクを逆さにかぶせて叩くと言うことが行われる。

④ 近親者に死者がでたとき、近親者がしてはならないこと

近親者に死者がでたとき、近親者がしてはならないこととして、お宮参りやかけごもり、そして風の祈禱など宮に関する行事へ参加してはならない。また妊婦は、仏に近づいたり出棺に出てはいけないなどがある。子供が亡くなった場合、親は野辺送りには参加し

ない。

⑤ 同じ年齢の人が死んだ場合

同じ年齢の人が死んだ場合、最初に鍋（かま）の蓋で耳をふさがれ、その後死の知らせを聞かされる。このことをミミカクシ、またはミミカケと呼ぶ。また、同級生やその親が亡くなった場合、通夜の前に盛り籠を持っていくことがある。

⑥ 湯灌

湯灌を行う者は、血の濃い者または親族の男性である。妻が亡くなったときには、妻の生家の人が湯灌をするという家と、妻の生家の人は湯灌に立ちあうだけという家がある。

⑦ 納棺

故人が生前愛用していたもの、好物・笠・杖・六文銭をズダブクロ（頭蛇袋・珠座袋）に入れて棺の中に納める。その他には、湯呑・にぎり飯・はさみを入れることもある。納棺をした人は、勝手口など裏口から外へ出て、塩・糠で浄めた後に風呂へ入る。

2 葬儀

① 通夜

通夜のことをヨクヤミ（宵くやみ）やヨトギと呼び、お坊さんに伴んでもらった後焼香をして詠歌を唱える。親戚などの血の濃い者が一晩中寝ないで起きている。

② 葬式

葬式のことをソウレン（葬連）と呼び、葬式の内容は、まず読経

を行い、次に焼香・出棺・辻灯籠（辻辻に竹に大根をさし、蠟燭の台にしたものをさしていく。）そして埋墓まで行列していく。焼香の順番は、血の濃いものが先に行く。例えばアトツギ・配偶者・次男・長女・オジ・オバ・本家などの順になる。しかし、多少の入れかわりはある。

葬式をすることを避ける日は、元日・三ケ日・祭りの日・盆の十五日とされ、友引の日は葬式をしてはいけないが、どうしても行わなければならない場合は、午後に時間をずらすなどということをして、さらに埋葬地への行列のときにツチノコ（槌の子・わら人形など）を引いていく。

③ 埋葬

ヤマシ（山師）は、葬式の当日の午前中に墓に穴を掘っておき、帰ってきてから風呂に入り、食事をし身仕度を整える。それを終えるまでは、葬式を始めない。ヤマシの呼び方には、ヤマシユウ（山衆）・オンボ・ハカヤマギョウニン（墓山人）・ヤマユキニン（山人）などがある。

④ 棺が家を出るときの儀礼

門の外でカドビ（門火・角火）とよばれるたき火をし、その火でイチワワラという藁の束に火をつけそれを松明に移す。また竹に茄子か胡瓜を輪切りにしたものをさし、短い蠟燭の台に辻辻に置くというツジトウロウを行う。また、別れの盃をすることもある。棺を家から出すときは、縁側から出す。

⑤ 埋葬地までの行列

行列の順番は、先頭からヤマシ（二人で松明を持ち、辻ろうそくに火をつけながら歩く。）・おじさん（三〜五人）・ヨツモチ（五〜十歳くらいの子供が一升の餅を四つに分けたものを持つ）・一の旗・一の灯笼（旗、灯笼類は親戚などの血の濃いものが持つ）・二の旗・二の灯笼・棺かき（四人の男性が担ぐ）・棺（棺のまわりにゼンノツナを巻く）・天蓋（姉婿（長女の婿）が棺の上に旗を置く）・ゼンノツナ（十〜十五人の女性が引く）・位牌もち（アトツギの嫁など、あとをとる重要な人）・四花・団子（盛り物）・三の旗・四の旗・花（花一对）そして人々という順になる。

棺の先方を持つ人は仏より身の軽い人、後方を持つ人は仏より身の重い人が持つ。行列をする人々をオクリドサンという。行列が埋葬地についたら、棺を石の周りで三回まわし、それから石の上へおろす。その時仏の顔を西向きにする。また棺を埋める前に、地面に生えている草を三枚はがし、棺の上にその草をアトツギが置き、血の濃い者がくわで土を三回かけるといふことを行う。そのことをシバサンマイという。埋葬の中に番傘を入れるということがあったが、今はこうもり傘で代用している。

3 葬式・埋葬後

① 浄め

浄めるために、ヨツモチと一緒に四十九個の餅を作り、それをお盆に盛って、その上にカサモチという薄い餅をかぶせたものを墓か

ら帰ってきた後にひっぱりあい、みそをつけてその日のうちに全部食べなくてはならない。そのことをヒツバリモチまたはヒキアイモチという。その行為は、夏病みにならないために行う。

その他に浄めることとしては、たらいで足を洗う真似をしたり、背中に塩・糠をふりかける。葬式の次の日に、亡くなった人のシーツを洗濯するなどがある。

② 葬式に参加するときの服装

葬式に参加するときの服装は、喪服である。位牌を持つ人は、頭に被りものをして白い着物を逆あわせで着る。そして白い帯を前結びにするが、帯びを前結びにする理由として、棺を守るため後を向いているように見せるといふことが挙げられる。また棺を担ぐ人は、白い衣装を着て素足にわらぞうりを履く。そのわらぞうりは、翌日墓で燃やす。

③ 忌中

喪中の期間は、仏壇を閉じておく。神棚に白紙をかぶせて拝まないようにし、またしめ縄（注連縄）や鏡餅を飾らない。他に、枕飯を炊いた鍋や蒸し器も使つてはいけない。四十九日間蒸した食べ物は作らない。ゴクモチを出さない。家を留守にしてはいけない。四十九日まで火を絶やさないようにするなどの決まりごとがある。

④ 服喪

親・祖父母・兄弟が死んだ場合は、一年間は喪に服する。一般には一年間はお宮参りをすることができない。オジ・オバのときは、九十日間、いとこの時は、二十日間喪に服することになる。

⑤忌中払い

四十九日の間は、アラボトケを祭っておき、その後親類を招く。

4 供養

①法要

法要は、初七日・十四日・二十一日・三十五日・四十九日（以上、忌中）・百日・一周忌・三・（五）・七・十三・十七・（二十一）・二十三・二十七・三十三に行われ、最終年忌は五十年である。四十九日までは、七日間でイチタイヤとなる。

また四十九日は、三か月に渡ってはいけない。死後二十八日のタイヤマイリをナカタイヤと言い、親戚や垣内の人など親しい人を多数招き盛大に行う。四十九日のタイヤマイリはアゲタイヤ・ナナイヤ・満中陰などと呼ぶ。また一周忌には、親族・近所の人を呼びムカワリをする。ムカワリとは、お坊さんと呼んで参り墓に石塔を建てることを言う。ムカワリ以前は埋墓に参っていたが、それ以後は参り墓に参るようになった。ムカワリの際に、埋墓から参り墓に移すものはない。三周忌には、死者の子供だけをよび餅と一緒に配り物をつけて配る。それ以降についてはどの年忌供養を行うかは一定していない。七回忌くらいまで行くと後は行わないとする家もある。最終年忌も必ずしも五十年と決まっている訳でもない。

②新盆

縁側に外棚と呼ばれる竹の枠と檜皮ぶきの屋根で作られた階段がついている棚を家の者が作り、新しい仏を迎える。昔は、お盆の十

三日の夕方から十五日の朝まで外棚の中に戒名を書いた紙を祀り、その後川へ流した。外棚は、ヤカタ・アラタナ・ハツダナなどとも呼ばれている。お盆の来客は、先祖代々の仏壇と外棚の両方に参るため、お布施を二つ用意する。

②埋墓への墓参り

初七日までは埋墓に毎朝お参りし、その後はタイヤごとに、百ケ日・春秋の彼岸・お盆・トウマイリなど一年間は埋墓へお参りする。石塔墓ができた後は、そちらへお参りをするようになる。葬式の翌日は、ハイヨセマイリを行うが、これは朝早く最初に墓山行人が埋墓を見に行き、その後親族がお参りに行くことを言う。墓山行人が見に行く理由としては、埋墓が動物などに荒されていないかを確認するためということが挙げられる。

③石塔墓への埋葬

銅版に戒名を書いたものを石塔墓の中へ入れる。それは白位牌と呼ばれ他に髪の毛・爪などを入れることもある。また百ケ日に室生寺・長谷寺に髪の毛・爪を納めることもある。

④その他、墓制に関すること

中南西・中南東・小川口の埋墓は家ごとに場所が決まっている。清水南・清水北・大夫の埋墓は年齢順になっていてムシロデンは家ごとに決まっている。また八月一日には村中で墓の掃除がある。

高野山・白石寺・室生寺・長谷寺へ骨納めに行く。

田町の辺りをオクガイト、中南西から城福寺に到る坂をバンザカという。

⑤ 子供が死んだとき

子供が死んだときは、子墓に埋める。赤ん坊の葬式は垣内内でひっそり行われるが、小学生くらいになると大人と同じ葬式を行い、いずれも位牌は作る。また村入りしていない子の場合、水子として小さな位牌を作る。

子供が死んだときに賽の河原を行う。賽の河原とは、川原で四十九日間毎日石を積むことを言うが、墓で行われる場合もある。

五 年中行事

〔十二月、暮れの行事〕

三二	カガリビ	◎	・かがり火を下部神社でもす。初詣につながる。
	フクマル	△	・大晦日の夜、戸主が道の辻で松明に火をつけて「フクマルサンコイコイ」といって家に帰る。家族は入口の戸を開けて「フクマルサンようおいでになった」と言って迎える。これでフクマルは家にはいったことになる。
オオミソカ			・松明は門松にくらべ、この火は十五日まで絶やさぬように気をつける。
			・総代、氏子総代、宮司が神社に参り、

〔二月〕

	ワカミズ		
	ソウニ	△	
			<p>・元旦の朝、長男がまず起き手桶としゃく、餅一重ね、ミカンを持ち豆の木で作った松明に火をつけ、井戸へ若水をくみに行く。年男はたいてい一家の長男があたる。若水は早く汲むほど良いといわれている。</p> <p>水を持ち帰る時、家の前までくると杓で屋根に向かって「アキバさん」と言って水をかけた。これは年中の火難盗難よけのためである。</p> <p>・若水を汲んでくるとその水で雑煮を炊く。雑煮は大根、里芋、白豆腐、昆布を入れ味噌で味付けをした。</p> <p>雑煮と餅は、男が作りエビス大黒、荒神（三方荒神、カマド神、荻のオノギ峠に小祠）仏壇に供える。</p>
			<p>シメ飾りを新たにし、タイをお供えして、参拝する。後で、このタイをおろして食べながら年明けの参拝者待った。</p> <p>（都祁村史より）</p>

<p>六</p> <p>モノハジメ ハツエビス</p>	<p>四</p> <p>キリハジメ</p>	<p>歳旦祭</p> <p> ミヤマイリ</p>	<p>ハツモウデ</p>
<p>◎</p> <p>・豊作、健康の祈禱。一年のお払いをして使う。 (都祁村史より)</p>	<p>◎</p> <p>・山で栗の木を、その家の男の数だけ切ってきて、押し餅を二枚重ねて切つて、ミカンと合わせて供えた。この栗の木は、来年の正月のたきぎとして使う。</p>	<p>◎</p> <p>・家に帰ると床につく。(イネツム) ・昨年、親類身内の範圍に死者が出た場合「ブク(死)ガカエル」といつて行かない。一年間は神社に行かない。また、餅をつかないところもある。</p>	<p>◎</p> <p>・炊くのは男、準備はたいいてい女の仕事。「フクマルサン」からもらつた火をカマドにつけソウニをかけて食べ、その餅を青豆の粉(キナコ)にくるんで食べることもある。 ・下部神社に行く。(社守、郷社総代、大字総代、氏子総代三人の計六名が集まる。) ・行きも帰りも福が逃げるので挨拶をかわさない。(白石吐山の人) (オシマイリ)</p>
<p>十五</p> <p>トンド</p>	<p>八</p> <p>ハツキトウ 城福寺 蕨師寺</p>	<p>◎</p> <p>・注連飾り、注連縄など正月に使われたものを各垣内の中心になる所で燃やす。 ・子供が書いた書初めを竹に差して、高く天に届くようにあげる。高く上がったほど字が上手になるといわれる。</p>	<p>◎</p> <p>・住職さんが拜む。 ・正月に神様を驚かせて福を授かる。 ・垣内一三戸の者が寺に集まって、漆の棒を持つて座り、住職さんが、拜んで「ダンショウ」を言うとき、板(メートル八〇センチ)を棒で叩く。</p>
<p>◎</p> <p>・竹に餅を差してトンドの日で焼いて食べる。 (食べるると夏病気をしないという)</p>	<p>◎</p> <p>・ナナグサ(セリ、ナズナ、ゴギョウ、ハコベラ、ホトケノザ、スズナ、スズシロ)を食べた。</p>	<p>◎</p> <p>・オミキ(酒)をもらう。吐山の組頭(九人)、社守、大字総代氏子総代(三人)計十四名が集まる。</p>	<p>◎</p> <p>・恵比寿神社</p>

十六	ヤブイリ	△	・若水を汲むときは供えた餅をトンドの火で焼き、粥の中に入れたもの。これは、フクガシと言われる。 ・嫁が夫と共に実家に帰る。
二一	ハツキトウ	◎	・村の組頭が一年のお払いをする。
二一	下部神社		・男性の二五、四二歳の人が祈祷してもらう。 ・お札は二枚あり一枚は総代が年の初めに牛玉敬神宝院の文字を書く（総代さんの書初め）それに押す判は総代が、代々引き継ぐもの。もう一枚は氏子総代が、書く。二枚ともハツキトウのときお払いする。
三〇	ニノシヨウガ	△	・朝、元旦と同じようにお祝いをする。 ・餅をつく。仕事を休む。

〔二月〕

三	セツブン	◎	・大豆を炒って下部神社に持っていく。そこで青や黄の豆と交換してもち帰り家で炒った豆と合わせて年の数だけ食べて残りはまく。（神社に
---	------	---	--

二四	キガンサイ 厄除け午前 厄おとし	◎	・行く人は誰でも良いが、大体は女性である。 ・イワシの頭ひいらぎを家の門先につける。
	祈年祭 午後	△	・下部神社で行う。男性（二五、四二、六一）歳女性は参加しない。（拒まれている訳ではない）社守、氏子総代（三名）、大字総代、厄年の男性（三名）大字総代、下部神宮司、組頭（九名）式典の後ゴクマキ

〔三月〕

三	セツク	△	・ヒシ餅（ヨモギ餅をひし形に切ったもの）を、神様にお供えし、その後食べる。
二三	彼岸の施餓鬼 供養 （彼岸の中日）	◎	・先祖供養のこと。寺の中に一メートル五〇センチ四方の枠を作り、それに先祖代々の戒名を書いた掛け軸を下げそれを読む。野菜の切ったものとご飯を供える。
頃	城福寺		・墓参りから帰って来た者に彼岸団子

(ヨモギダンゴ)をこ馳走する。

(都祁村史より)

ハツウマ
新三月
もとは旧二月

・餅まきの行事をオイナリサン(恵比寿神社内稻荷神社)とする。各垣内からコウインがでる、各家から餅米を出してコウインの家について祭りをしこの餅を投げる。ゴクマキ一般Ⅱ五合、コウインⅡ一シツシヨウ、商売をしている者は、その品物を供える。そして、直会Ⅱナオライを行う。

〔四月〕

八	レイサイ	◎
頃	種籾をまく 苗をつくる	△
	ミトマツリ (水戸祭り)	
		◎
		△

・地蔵院で戦没者の供養。吐山でサイレンがなり黙祷する。
・豊作祈願としてハツキトウの時お礼(牛玉敬神宝院と書かれたもの)を、先を割った竹の先にはさみ田のミナクチ(水口)に立てる。
・苗代が大体出来上り、水を入れる前に行く。しかし、ナエヤク(苗厄)
(モミをまいてから四九日の田植忌み

◎

ハルマツリ
Ⅱタウエサイ
エビスサイ

の日)関係で、モミマキの日より二
間以前の社日(三月の彼岸頃の戌の
に行く所が多い。祭場Ⅱ水の入口
恵比寿神社吐山全体で行う。式典、
オワタリ、御多子祭、的打ち、田植祭
り、ゴクマキを行う。

オンタゴⅡその年生まれた男の子
と言う意味

レンゾの日
(連座)

・その村で一番小さい男の子(オンタゴ)が宮の周りを一周する。(オワタリ)

午前

・昭和三五年頃ぐらいまでは馬がでて子供を連れて歩いたが昭和四〇年頃ぐらいから親が子供を連れてオワタリ(行列するようになった)。
・笠をかぶった男の子を父親が抱き行列する。帰ってきたら午後くわで、耕す真似や、田植の真似をする。
(田植え祭り)・各垣内内で、抽選で大人の役員二、三名を選び一緒にオワタリする。

午後

・大人の一人がヨロイを着る。
・赤い着物を着た男の子(イデノチ

〔五月〕

五	セック	△	<ul style="list-style-type: none"> ・ちまきは笹でつつみ、かやで巻く。 一〇本つくり二つ重ねて五個並べる。 ・屋根瓦にシヨウブとヨモギを三本ずつさす。 ・四月に立てた札をとる。 ・フキ俵（玄米を炒ってフキの葉でつつむ）を田の苗をさす所につつみを開いて置く
	タウエ	△	
	サビラキ	△	

			<p>ゴ）一二、三歳が、田の中到的を作り、弓矢での打ちする。（御田子祭り、行列が終わったら、ゴクマキ（餅まき）をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴクツキ（餅つき）各家から一シヨウずつ米を持ち寄り餅をつく。 <p>*由来：・その昔城副寺にあった恵比寿様が大雨で多田まで流れそれを下流まで迎えにいた日。</p>

〔六月〕

三	ケカケゴモリ (清水南)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・田植の終了の祝いと豊作を願って行われる。 ・田植が終わった時点で各戸から一人ずつ出て下部神社にこもりする。 ・毛掛け＝百姓がしごとを終わったこと。 ・田植の報告を下部神社で行う。オミキ（酒）を飲む。 ・田植が終わったことを氏神に報告する祭り。
一〇	(小川口)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ケカケゴモリの一週間後。 ・城山に登り中南東と西がそれぞれ別に集まり、弁当を食べ草刈りオミキを供える。 ・雨の日は公民館に集まる。 ・今年も雨が降るようにとお願いを込めて祈禱し「太鼓踊り」などの行事が下部神社で行われた叶った時は土をもつて行く。 ・太鼓踊りは娯楽として昭和二〇年頃まで行われていた。 ・初めに「うちこみ」次にひんだ踊り
一五	(中南東) リュウオウサ ゴモリ (中南東、 中南西)	○	
	雨ごいの儀式	○	

一六	八
虫の祈禱	ムシオクリ (小川口)
○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・害虫の供養。垣内一三戸の者が薬師む。 ・終わった後は宴会オミキ(酒)を飲む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そして宝踊り、松虫踊り、いとや踊りなど総勢一〇〇人近くの人が集まって次々に踊る。 ・だけ踊り一昭和二〇年代頃まで行われていた。太鼓を持って行って、薬師寺で酒を飲み太鼓を叩いた。(城福寺) ・五年ほど前から行っていない。(小川口) <p>昭和初期—高い山(小川口岳)に登る。</p> <p>火を燃やし、堤灯を灯し、太鼓を叩いた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和初期以降—下部神社で千灯明ろうそくを千本灯す。 ・田植の犠牲になったムシの供養及び害虫がつかないようにと願う。一五年ほど前まで各垣内寺で行なわれていたが、現在は廃止。大きな数珠を振ってムシをなくさめる。

			(城福寺)
一〇	盆花の用意	ハカソウジ トウマイリ (一日から七日)	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・五年前から会社に通う人が増えたための日曜日になる ・親の亡くなっている者が実家の家へ帰り墓参りをする事 ・嫁に行っている者や、分家している者がかえって来る。 ・この時親の所へソウメン、カンピョウなどのお供え物を持ってくる。施主は米、キュウリ、ナスを先祖に供える。 ・日には家によって違うがお盆前に行う。 ・どこの山でとつてもよいと言われ、切る花は、キキョウ、オミナエン、ミソハギシキビなど。 	△	
			<ul style="list-style-type: none"> ・寺に集まって、大きな数珠を回しながら鐘をならす。松明りを燃やす所ある。 ・大きな数珠をみんなでもってグルグル回す。

〔八月〕

一三
ムカエタイマ
△

ツ
(盆)

シヨウライム
カエ

・位牌を少し前に出し、朝、昼、晩、夜とお供え物をする。お供え物は、各家で違う。(味付けはしないなど)
ハスの葉、イモ、カキの葉の上にナス、キュウリ、ソウメン、おはぎ、ご飯、カボチャなどを供える。

ミタラシ || オチツキダンゴ
・お茶 (仏壇に供えるもの) を何度も替る。 || お茶湯

*今年身内や親類に死者がてた場合
エン (廊下) の所に木の位牌を置いて戒名を書き外棚 (桧で屋根をふき梯子をかけた小さな家) を作る。
一月から八月一五日に死んだ人とは、遠慮して一緒に入れてもらえないから別にする。

・死んで一年未満の人だけ盆だなを作る。後は仏壇。

・仏壇と外棚 (近親の者が死亡して一年以内の者をまつる) と、ヤブ茶 (帰る所の無いひとを戸外でまつる) の三か所 (ヘナス、ウリ、カキ、小豆、大豆) を供え、夜はダンゴを供

ボンサバ

一四

△

える。(これをオチツキダンゴ) とい
う。
また、夕方ムカエタイマツをつける。
三度の供え物は、カキの葉にのせる。
・子が親に、恩になった者が、その恩人に対してサバを包んで持って行く。
もらった方では下駄などをお返しにする。サバが無い時は、缶詰、タバコ、さけ、を持っていった。孫ができれば、父祖母にあたる者は孫のためにいろいろ、送る。

・檀家寺のお坊さんが来る。

・雨戸を明け、堤灯をつるし、あんどんを持って蠟燭の火を見て昔の人をしのぶ。

・午後供え物をしまい、晩あんどんを持って送る。

・嫁が土産を持って実家に帰る。

ヤブイリ
一六から

二〇日

二五

風の祈禱

◎

・下部神社で吐山全体で行う。参加者社守、氏子総代 三名 大字総代、各戸の代表。

〔九月〕

一	ハツサク (八朔) 旧八月一日	・餅をつくか、ダンゴを作って食べ半日だけ休む。 この日から昼寝はなし。 縁づいている者が帰って来る。
	エシキ	<ul style="list-style-type: none"> ・八月二三日 長野 仏法寺会式 ・八月二四日 中南 地藏院会式 ・九月 三日 長野 春日院会式 ・九月 四日 小夫 子安地藏会式
二	ヒイレ (火付け) ツモゴリ ゴモリ	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が来ないように願う。(祈祷) ・タカハリというその家の家紋と名字の入ったちようちんを持ってお宮にこもる。そのちようちんは、神社において置く。その夜に盆踊りがおこなわれる。(酒宴) ・風の祈祷のとき置いたちようちんに火を灯しに行く。夜七時から吐山全体で下部神社で行う。 ・オミキを飲む。 ・垣内の代表と氏子総代が祈祷擦る。

二二	ミチツクリ 彼岸	<ul style="list-style-type: none"> ・昔は午前中に男性が道作り(舗装)をした。午後からは一七、一八歳
一七	長岡寺の観音様の祭り	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡寺 昔の吐山寺 ・組長、総代、寺の役員、僧が集まる。 ・吐山寺が台風でつぶれたため、観音様を地藏院にあずけそれを、迎えにいった日が観音様の祭り。
一五	イモノメイゲ ツ 旧八月一日 敬老長寿祈願祭	<ul style="list-style-type: none"> ・氏子総代三名、大字総代、敬老会、(七〇歳以上)の人々 (祝詞奉上)
一三	不動のエシキ 小川口	<ul style="list-style-type: none"> ・月見の行事。コイモのご飯、ススキをお供えする。ハギオバナの花も添えて、かどの台の上にお供えする所もある (都祁村史より)
一六	多聞院のエシキ 葉師のエシキ 地藏院のエシキ もとは長岡寺	<ul style="list-style-type: none"> ・不動さんの祭り。チョウチンを木につるして酒盛りをする
二	向井のエシキ 春日院	<ul style="list-style-type: none"> ・夜はお宮で踊りがあった。 ・御本尊を拝む。 ・年に一度開帳する。

〔一〇月〕

	<p>フルマツリ (古祭り)</p>
<p>(特に中南東) 以上の男性は元服祝い を押し組の一人前とされた。 ・古くは一七歳の男の子1名替えをし た。 名付け酒(酒イッショウと魚)をも つていく。 ・六〇歳になつて村役を退くとき。 ・ワカコ 男の子が生まれたとき 上記の時に、米一升をだした。 ・現在は一人になつた男性と戸主が公 民館に集まり 拝する。 はじめて男の子(ワカコ)が生まれ た時、六一歳(還暦) 養子に来て村 入りしたときお米を出す。</p>	<p>○</p> <p>・下部神社跡(大字吐山下部野外活動 センター側)の祭り。 小川口の組頭 カザントⅡ前組頭、 氏子総代三人、社守が集まる。 ・小川口のまん中にくるようにした。 ・午前中に宮跡碑の前で祝詞奉上し、</p>

〔十一月〕

<p>一三</p>	<p>二二 二一</p>
<p>クリメイゲツ 旧九月一三日</p>	<p>宵宮祭 秋祭り</p>
<p>その後直会。 ・月見。クリ枝豆をゆでて、月にお供 えする。一〇歳位までの子どもたち が、近所同志でくんで、供え物を黙 つて持つて行く。(都祁村史より)</p>	<p>◎</p> <p>・下部神社 (社守、氏子総代三名、 宮司) 宵の口から二〇時頃まで ・下部神社で吐山全体で行う。 ・組頭、総代、氏子総代が集まり、五 穀豊饒を祈禱する ・吐山全体で新穀を供える。各家一升 の米を集め、各垣内ごとに餅(ゴク) を作りゴクマキをする。神主が拝 む。 ・豊作のお礼。 ・組頭一人、総代一人、氏子総代三 人、神主三人が集まる。</p>
	<p>二四</p> <p>ニイナメサイ (新嘗祭) 小川口</p> <p>○</p>

五	イノコ	△	・クルミ餅を食べる。Ⅱ大豆の炊いたものを石臼で引くと豆がつぶれてドロドロになる。それを餅に付けて食べる。 ・垣内内で一年の決算、役員改選。
二〇以降	コイリヨウ 小入用ヨセ	○	・カボチャを食べる。 ・実家親類に送る。(フリ、サケ)
二二	冬至		
二五	セイボ		
二六			
二八	モチツキ	△	・餅(鏡餅)を仏壇、神棚に供える。 昔は一人に一斗餅と言って一斗くらいついた。 ・ウサギの日はつかない一副が飛んで行くと言う理由から。 ・九がつく日はつかない一苦がつくと言う理由から。 ・カラス餅：小さな餅を稲の葉に入れて木の枝につるす。末広がりの縁起をかついで二八日が多かった。

六 祭り・信仰

1 神社

①下部神社と春日神社

下部神社は吐山の集落のほぼ中央、中南垣内字クサオにある。明治四十年二月六日、小川口垣内字オリエから移転してきたものである。

元来、吐山の「氏神」が下部神社であったわけではない。現在、下部神社に合祀されている春日神社が明治四十年までの吐山の氏神であった。下部神社については、古代の豪族星川氏の氏神とされ、明治四十年までは吐山全体ではなく、一垣内の小川口がこれを祀っていたとされる。また、春日神社は中世の豪族吐山氏の氏神であったとされているが、どのような事情で、春日神社が吐山の「氏神」となったかは明らかではない。この両神社を合祀をして、明治四十年に「下部神社」と名称を変更した。この合祀に関して、次のような「願い」が残されている。

【資料六一】 神社移転合併ノ上社名改称願

奈良県山辺郡都介野村吐山

村社 下部神社

右神社ヲ大宇吐山村社春日神社境内へ移転シ、春日神社ト合併ノ

上社名ヲ下部神社ト公称致度

村社下部神社境内神社

無格社 任吉神社

右神社ヲ村社春日神社境内神社廣田神社へ合祀致度

同

嚴島神社

右神社ヲ同境内神社嚴島神社へ合祀致度

事由

同大字ニハ村社二社有之、村社春日神社ハ大字内ノ中央ニアリ、参拝其他便利ノ場所ニ有之且境内モ相当ノ面積ヲ有シ、村社トシテ最モ適當ナル場所ナリ。然ルニ下部神社ハ偏狭ノ場所ニシテ且境内ハ頗ル狭小ナルヲを以テ今般協議ノ上該下部神社ヲ春日神社境内へ移転シ、同神社ト合併ノ上前記ノ通り社名改称シ度、必 下部神社ハ延喜式内神社ニシテ相当ノ由緒モ有之旁以テ該社名ヲ存スルノ至当ナルコトト認定致候。又境内神社ハ社殿其他ノ都合ニヨリ配祀スルノ要アルモノニ有之候。

以上ノ如ク合祀致シ別紙之通り相当基本財産ヲ備エシ優ニ神社ノ体面ヲ保持シ得ルコトト相成候間速カニ御許可相成度御訓令ノ趣旨ヲ体シ此段相願候也。

追テ下部神社移転合祀跡境内地ハ民有第一種大字ニ有之候処今般合祀許可相成候節ハ更ニ同神社ノ境外所有財産トシテ寄付可致候。此段添申候也。

明治四十年一月二十七日

下部神社兼務社掌

郷社水分神社々掌

阪上 豊馬

春日神社兼務社掌

郷社水分神社社司

松本重太郎

右下部・春日神社氏子総代

草尾常三郎

岡田 常松

水口 鹿蔵

前諸之通り出願に付奥印候也

山辺郡都介野村村長

倉西藤太郎

奈良県知事 川路 利恭殿

(参考資料) 社寺廃合整理の件

明治四十二年五月郡市長会ノ節訓示

神社及寺院ノ廃合整理ニ就テハ三十九年七月訓令セル所ナルモ未タ好成绩ヲ挙クルニ至ラサルト共ニ基本財産ヲ造成シ維持ノ方法ヲ確立セルモノ亦甚鮮キハ頗ル移管トスル所ナリ。就テハ格別ノ由緒モナク矮小ナル無格社ニシテ到底独立神社トシテ維持経営ノ見込ナキモノハ大体別記標準ニ隋ヒ合祀スベキ様指

導セラルヘシ。又神社仏堂ニ在テハ之と同様維持經營之途確立セズ平素住職ヲモ置ク能ハサル如キモノハ適宜廃合ノ手續ヲ為サシメ、將來存置ノモノニ對シ十分保存方法ヲ確立スルコトニ努メラルヘシ。

神社合併基本財産造成標準

一現在ノ無格社ハ總テ此ヲ合併スルコト。但山間僻ノ部落ニシテ其大字内ニ有セルカ如キ特別ノ事情アリ且神社ノ設備整頓シ永遠維持ノ方法確立セルモノ並由緒歴然タル著名神社ハ此限ニアラス。

一一大字内數個ノ村社アルモノハ成ルヘク之ヲ一社合併スルコト。

一數個ノ小大字接近シテ各別ニ村社アルモノハ可成之ヲ一社ニ合併スルコト。

一以上各項ニ依リ合併ヲ行ヒ、尚土地ノ狀況ニ依リ差支ナキモノニ更ニ進テ一町村一社ニ取纏ムルノ方針ヲ採ルコト。

一合併後ノ神社ハ諸般ノ設備ヲ完整セシムルコト。本殿拝殿鳥居ハ勿論其他必要ニ応シ神饌所社務所等ノ建物ヲ完備シ、祭典執行上此ニノ遺憾ナキヲ期スルト共ニ境内ヲ清潔ニシ適宜樹木ヲ植付風致ヲ保持シ一層神社ノ尊嚴ヲ増進スルコト。一基本財産積立ノコト。基本財産ハ大凡左ノ標準ニ依リ向フ五カ年間ヲ期シ、之レカ造成ヲ期スルコト。

一 一 県社及郷社 參千円以上ノ現金若クハ八年額百五十拾円以上ノ

收入アル不動産

一 一村社

二千円以上ノ現金若クハ八年額百円以上ノ收入アル不動産

一 無格社

千円以上ノ現金若クハ八年額五十拾円以上ノ收入アル不動産

村社以下ノ小社合併整理方ノ件

明治三十九年十月二十三日県訓令第四十四号

郡役所

市役所

近來村社以下ノ補社ニ在テハ規模狭小ニシテ神社ノ体裁備ハラズ神職ノ常置ナリ祭祀行ハレス崇敬ノ実奉ラサルモノ少カラス又寺院仏堂中ニハ堂宇退廢シ境内荒廢シ法用行ハレス其名有リテ殆ト其実ナキモノ鮮シトセス。蓋シ其原因一ニシテ足ラスト雖トモ要スルニ神社寺院仏堂ノ數多キニ過キ維持經營ノ困難ナルト管理不行届ノ結果ニ外ナラサルヘシ。如此ハ神社寺院仏堂創建ノ趣旨ニ副ハサルヲ以テ可成之ヲ合併シ設備ヲ完全ナラシムルト同時ニ神社寺院等ノ資産ヲ増加シ維持ニ困難ナラシメ其尊嚴ヲ發揮スルコトヲ要ス。思フニ本年勅令第二百二十号ヲ以テ神社寺仏堂合併地無伐下付ノ件發布セラレタルモノ亦此主旨ニ外ナラス認ム依テ各郡市ニ於テハ由緒ナキ矮小ノ村社無格社等ハ勿論其他維持ノ方法確立セサル神社寺院仏堂ハ此際速ニ廢合ノ手續ヲ行ハシメ社寺ノ整理及保存ノ方法ヲ講セシムル

コトヲ期スヘシ。

以上のことから明らかなように、下部神社と春日神社の合祀は明治国家の神社の合祀政策の一貫として行われたものである。しかし、この神社の合祀は吐山のムラ祭祀の構造に大きな変化を与えることになる。この問題は後に触れることにしよう。

さて、現在の下部神社の前に書かれている祭神は「彦八井耳命」「天之児屋根命」である。末社として「八幡神社」「巖島神社」を合祀している。さらに、下部神社の隣には、恵比須神社がある。「言代主命」を祀るこの社はもと城福寺の薬師山にあった十二社神社の摂社であったと伝えられ、「蛭子神社」とも呼ばれていた。ここに合祀されている末社は「十二社神社」「春日神社」（この春日神社は元清水水垣内になったものといわれ、先の春日神社と同じではない）「稻荷神社」である。

②明治国家の神社政策とムラ祭祀

明治国家と堺県の神社政策は、吐山のムラ祭祀の構造に大きな影響を与えている。第一は、明治四年の堺県による「宮座禁止令」である。吐山ではこの禁止令に基づいて宮座組織が「敬神講」の形態をとることになる。第二は、明治四十年の神社の合祀である。これによってムラの祭祀組織としての「敬神講」＝宮座組織は解消されることになる。いまだ不明な点が多いが、この問題についての二つの資料をあげておこう。

【資料六―②】村社祭典式規則

表紙

明治二十二年ヨリ
村社祭典規約書
吐山村
敬神講中

従来祭典式之義ハ講ヲ結ヒ座宿ト唱、該講中ヲシテ執行仕来候處、這般御一新之改革ニ基キ是レヲ取消シ、村内一般ノ庶民ヨリ相勤メ来候處、彼却テ村内ノ都合ヲ量リ法條左ニ変更シ、敬神講取結候事。

第一條 此講ニ加入スルモノハ、入講之証トシテ此規則ニ加名シ連署致置モノトス。

第二條 敬神講中ハ、一講ニスヘキモノト雖モ、入講人之多数ニ依リ田町、城福寺、長野之三組ヲ合シテ壹組トナシ、中南、小川口、清水、大夫ノ四組ヲ合シテ一組トナシ、一講ノ内ヨリ式組ニ分講セシモノトス。

第三條 祭典ハ毎年九月三月之式ケ度ニシテ、九月祭ハ本當準当トシニ組トモ本準ヲ一ケ年変リ執行ス。三月祭ハ本當ヲ受ル講内ニ属シテ一ケ年変リニ相勤ムヘシ。

第四條 后日此講ニ加入セント欲スル者ハ、該年別段ニ講會営ミ而シテ加入スル事ヲ得。但シ、本條講會営ムト雖モ該年限本準当人ノ鬮ニ加ウルヲ得ス、翌年ヨリ鬮ニ加ウルヲ得。

第五條 此講ニ加入人ノ内自然事故アリテ講ヲ退カントスルモノハ、講中協議ノ上該年ノ本準祭当人ニ兆ス講會宮ハ除クヲ得。此場合ニ於テ茂赤貧ニ劣止ヲ得ザル事件ニシテ従前ニ老ケ度ニテ茂講會相嘗斷ルモノナレハ講中示談之上ニテ畢竟除講之取計イナスハ此限ニアラズ。但シ、除講セシ時ハ此規條ニ記シタル名前之上へ事由ヲ詳記シ調印取消スヘシ。

第六條 九月祭前日御供搗トシテ本當祭宿ヘノ立會ノ義ハ、社守及氏子總代並最寄ノ議中ヲシテ御供搗スル事ヲ得。

第七條 九月祭前ニ氏神本當祭宿ヘ御移神ノ際ハ、社守並氏子惣代ノ内其ノ一人立會モノトスル。

第八條 準當ノ講中氏神御迎イノ為ノ本當ノ講ヘ立越ノ義ハ、準當ノ講中打揃イ大小ノ御幣式本ヲ調イ、大御幣ハ翌年ノ本當祭當人ヲシテ持參シ、小御幣ハ三月祭ノ當人ヲシテ持參シ御神迎イスルヲ得。但、右御幣ハ準當ノ講ニ於テ之ヲ調フベシ。

第九條 第八條ニ掲ゲタル御幣ヲ持本當祭宿ヘ參堂候上ハ、大御幣翌年本當祭宮ミ人持參ス。小御幣ハ翌年準當祭宮ミ人持參ニテ御神送リスルヲ得。

第十條 第九條ニ掲ゲタル御幣納メ方ノ義ハ、大御幣ハ其年ノ本當祭宿ヘ納ム。小御幣ハ準當祭宿ヘ納メ置クモノトス。附右御幣木ヘ左記ノ如キ記載ス條。

大御幣ヘハ、表甲何号村社本當祭何年何月受當ス。裏何ノ某、小御幣ヘハ、表乙何号村社準當祭何年何月受當ス。裏何ノ某。

第十一條 準當ノ講ヨリ本當ノ講ヘ神迎トシテ立越スノ時間ハ、遲

クモ午後二時ニ本當祭宿ヘ着シ、本準ノ兩講打揃而シテ神送スルヲ得。

第十二條 該年九月祭ノ節、本當祭宿ニ於テ翌年ノ準當祭宿ヲ定メ、準當祭宿ニ於テハ翌年ノ本當祭宿及三月祭宿ヲ抽選スベシ。

第十三條 前條抽選ノ節、甲部乙部ノ二本鬮ヲシ甲ノ部ニ於テ受宿スルハ勿論ナレ共、若シ甲者ニ於テ不凶事問等出来受勤スル不能時ハ乙ノ部ヨリ相勤ムル為メニ設ケ置クモノトス。

第十四條 該年ノ甲乙丙ノ祭宿ヲ受ケタル時ハ、其ノ証トシテ左記名前ノ上へ甲第何号村社本當祭何年何月勤ム、又乙第何号村社準當祭何年何月勤ム、ト書記スルヲ得。

第十五條 三月祭典式執行スル人割ノ義ハ、三月祭宿ニ氏子惣代及老組一員ノ社務掛リ並ニ其受宿ノ講中悉皆立會該講中ヨリ振鬮ヲ以御幣持の知子具足五人ノ乗手ヲ定ムベシ。

第十六條 前條ニ掲ゲタル祭典式執行ノ為人馬割合ノ義ハ、該條ニ定メタル人員ヲ引殘先規ノ割付法ニ抛リ鬮取ヲ以テ之ヲ定メ、組々ニ割付書ヲ配布スルヲ得。但、本條ノ割合スルモ拾五條ノ立會人ニ於テ之ヲ為スベシ。

第十七條 三月祭執行ノ當日ハ、該祭當人乗馬ニテ相涉リ最モ執行ノ定法第二十六條ニ依ル。

第十八條 三月九月兩祭ノ節、神官登備方及其宿泊ハ都テ祭宿受ノ者ヨリ為スベシ。

第十九條 村社春日神社ノ社守ハ、該年ノ本當祭宮ミ人ヨリ相勤メ、蛭子神社ノ社守ハ準當祭宮ミ人ヨリ相勤ムベシ。

第二十條 九月祭ノ節、神前御備イ品ノ義ハ本當祭宿ニ於テ之レヲ調イ、氏子惣代ヲシテ本當ノ講中ヨリ助手ヲ加工糞ニ村社ニテ備イノ俣ニ致シ置クモノトス。

第二十一條 前條獻備ノ義ハ、社守始翌年甲乙丙祭宿當人並ニ其他講中ヲシテ順次傳納スルヲ得。

第二十二條 社守給料ハ老カ年ニ付一員ニ米一石五斗宛ヲ給ス。又、祭典余内トシテ該年ノ本當祭宿ヘ米八斗、準當祭宿ヘ式斗ヲ附与ス。但、春日神社ハ社地ノ広サニ依リ掃除余内トシテ米三斗ヲ増給ス。

第二十三條 氏子惣代給料ハ、老カ年米五斗トス。又、三月祭宿ハ擔祭執行人割ヲ定メンガ為ニ立会セル各組ノ社務掛リノ賄料トシテ米式斗ヲ付与ス。但、氏子惣代ノ内老カ年限交代ヲ以其老人ヲ定メ置キ村社ニ係ル百般ノ事務ヲ擔理ス。

第二十四條 雜社式内下部神社ノ社守余内トシテ老カ年米式斗ヲ給ス。又、十二社神社ヘハ御供料トシテ老カ年ニ米三升ヲ附与ス。又、稻荷神社ハ蛭子神社ノ社守ヨリ負担スベシ。但、下部神社社守ハ最寄ノ組ヨリ相勤ムベシ。

第二十五條 第二十二條、第二十三條、第二十四條ニ掲ゲタル渡シ米及祭典ニ係ル入費ハ、悉皆時ノ村吏ヨリ相渡スベシ。但、時宜ニ依リ之ヲ増減スルコトアルベシ。

第二十六條 第十七條ニ掲ゲタル三月祭執行渡リノ式法其順次ヘ老書ニ(以下、空白)

第二十七條 九月祭ノ節、神前へ備物左ニ

本膳 十二膳 ふたくらむし、うで豆、花かつを、かます

式十四枚 但、撰之箸ヲ副ル。

同 十二膳 くつかた餅三十六枚

すこ乃こん 八膳 なし ざくろ、くり、かき、やまのい

も、ところいも、ゆふ

をし餅式十四枚

末社 六膳 つくねごく、餅式枚宛、

御供餅講中老戸ニ枚ツツ配當ノ分

御神酒三升 但、肴、雜品有合セ

土かはらけ三十六枚新調ス

第二十八條 九月本當準當祭宿ニ於テ講中賄イ法左ニ

魚物 ○(魚に兵の字) 平 さかな、松茸、山の華、牛房

汁 魚、ねぎ、豆腐 猪口 するめ、こんにやく、しろあい

菓子碗 たまご、かんびよう、ゆり、しいたけ、生鯉

引物 いた、みかん

吸物 さかな

硯蓋 いた、しいたけ、するめ、くわい、なし、かんびよう、

氷豆腐

第二十九條 三月祭宿ニ於テ講中賄イ法左ニ、

魚物 ○ 平 さかな、芋、氷豆腐、牛房

汁 豆腐 猪口 わけき、酢合

第三十條 九月祭前日御供搗ノ節、立会人賄イ方左ニ

魚物 かます 平 豆腐 鉢はい

第三十一條 第二十八條、第二十九條、第三十條ニ定メタル祭日賄イノ法ニ背キ他ノ馳走ヲ間敷義決テ仕ラズ様ニ確定ス。但、三月祭旧例ニ抛リ米五合宛集ム。

第三十二條 第二條ニゲタル其四組ヲ併シテ耆組トス講中人名左ニ
甲第二十一号村社本當祭明治三十二年営ム。

乙 東喜治郎

丙第四号村社春祭明治十六年勤ム。

(以下 名簿・省略)

第三十三條 第二條ニゲタル其三組ヲ併シテ耆組トス講中人名左ニ
(以下 名簿・省略)

【資料六―3】 「奈良県山辺郡神社調査報告」からの抜粋(有賀義

人氏調査)^五

昭和十年四月七日

下部神社 都介野村大字吐山

戸数 百三十五、六戸位

以前は座あり、二つあり。末社 恵比寿神社にあり、四月二十三日

座は上手と下手に分かれ、一年交替で今年上手が下部神社の座を開けば次の年に恵比寿神社の座を開くことになっていった。上手の者・下手も(座に加入している)戸数は二十戸内外であった。

下部神社の祭典は十一月二十三日(昔は旧で行った)。此

の座の亡びたのは明治四十一年頃に末神社を此の恵比寿と下部の両神社に合神したときより亡ぶ。

當時旧九月二十八日二下部の座が開かれたるものである。此の座は現在は社守をおいてあるが、口は社守二人あり。その社守が一年交替になっていた。くじで社守をえらんだものであり(座より選ぶのであり、老人をことに何老までと等制限はない)、社守は一年つとめると(もう一人の社守が)旧の九月二十八日までつとめる)。

此れが一年つとめる、交替の中に社守の家に招待することになっていった。この一日だけ集まる。前日は御供つき位、両方の座に二つに分かれてよばれ、恵比寿神社の方の座一人が下部神社の座の方に迎えに来て、下部神社の者と共に下部神社だけにまいる。別に恵比寿神社の祭典は四月二十三日に行われていた。

下部神社の方も恵比寿神社の方も何れも同一の接待であったが、その時は膳(かま すのやきもの・等)酒は呑み放題であった。そのときの費用は社守が負担することになっていた。社守に列する相当に手当は米一石内外位のを氏子中より与えていた。座の共有財産は以前はあったらしいが記憶の限りではない。

恵比寿神社の祭典は、敬神講(このときは両座とも集まっていたと思う)として、此の渡御の行列の役割をくじで決めるなどを行い、座の人を相当に接待した如くに思われる。現在

は座は開かないが、従前通り渡御だけはしている。

此の渡御に末社の春日神社Ⅱ下部神社―恵比寿神社という順番にて行ったものである。このときの費用な別に恵比寿神社の社守の方より出たかどうかは判明しない。

二座のものなかに階級はなかった。ただ下部神社の方の座が重く見られたというに過ぎない。座には自由に行うことはできなかつた。座人の中、男がなく婿が来てもそのときは別に賄いはなく座人になることができる。年寄というものは何もなかつた。(以下・省略)

(注記―引用者) 有賀氏は、ムラ祭祀の中心を下部神社と恵比寿神社においているが、明治四十年までこのムラの氏神として認識されていたのは春日神社であり、明治四十年の合祀によってその氏神が「下部神社」となった。私たちの調査の時にも戸惑った問題ではあるが、二つの座が祭祀の場としているのは、一つは「春日神社」であり、もう一つは恵比寿神社(この神社は「蛭子神社」と呼ばれていた)であると理解すべきであろう。

資料六一―1は、明治十二年に新たに結ばれた「敬神講」に関する規約である。この「敬神講」が従来の宮座を廃して結ばれたものであることは、この規約の「前書き」に書かれているし、この宮座の廃止は明治四年の堺県の宮座廃止令に基づくものであると考えることができる。宮座廃止令については「序説」で述べたところであるので、ここでは繰り返さないが、ここでムラ祭祀に大きな変化があ

った。つまり、従来の「座」が敬神講という形態に衣替えをしたことである。これ以前の「座」の形態がどのようなものであるかわからないので、具体的な内容の変化は明らかではない。ただこの規約に基づいて敬神講は内容はある程度明らかにすることができる。

敬神講は二組に分かれ、上組ではこの敬神講への参加は二十五人(軒)、下組でも二十五人(軒)であり、明治十二年の吐山全体の戸数百五十戸位であるので、全体の三分一位の人々が参加していたことになる。上組(城福寺・長野・田町)と下組(中南・小川口・清水・大夫)は交互に「本当」と「準当」を勤めることになるが、「本当」を受け持った者が春日神社の「社守」となり、「準当」を受け持った者が恵比寿神社(蛭子神社)の社守を引き受けることになる(規約第十九條)。明治十二年から明治三十九年の春日神社と蛭子神社の社守をまとめた資料が残されている。この資料によると、社守は毎年構成員の籤によって選出されるものであり(規約第四條)、輪番制であつたわけではない。

吐山では毎年三つの種類の当屋が選ばれた。「本当」と「準当」、そして「三月祭」の当屋である。「三月祭」(この祭りは旧暦の三月、新暦に四月に行われたので「四月祭」と呼ばれる場合が多い)の当屋は「本当」が選出された組のなかから選出されることになる。「本当」が春日神社の社守を兼ね、「準当」が蛭子(恵比寿)神社の社守を兼ねているので、春日神社の祭祀を「本当」が担当し、蛭子神社の祭祀を「準当」を担当しているように思われるが、この区

分はおそらく相対的なものであり、祭りとしては一体のものであったのであろう。つまり、本当が（神霊）を預かり、準当は二つに区分されたもう一つの座（講中）の代表である。「三月祭」の当屋は「御渡り」のための当屋であると思われる。この「御渡り」は恵比寿神社の祭りとして実施されるものである^六。この当屋が「本当」と「準当」と別に設けられているのは、「御渡り」が別の意味を持った祭りであったことを示しているのではないだろうか。

また、下部神社の社守と十二社の当番はそれぞれ小川口垣内と城福寺垣内から選ばれていた。つまり、明治四十年までは下部神社の祭祀は垣内を中心に行っていた。しかし、これらの神社の「余内」（給料）ムラの費用から出されている^七。この経過についても明らかではない。

資料六一二は、昭和十年段階の当時東京文理大学の学生であった有賀義人氏の調査メモである^八。この調査メモのなかでは、明治十二年の規約に従って行われていた座の様子が書かれている。つまり、この調査メモを通じて、「敬神講」として規約によって取り結ばれた組織を村人が「座」と認識していたことが窺えるのである。

明治四十年の神社の合祀をきっかけとして「座」が解消された。ここではいくつかの疑問点がある。一つは、「村社」であった春日神社をなぜ「下部神社」に合祀したのかという問題である。村人は「下部神社」は「式内社」の格式をもつ神社であるので、その神社を春日神社に吸収してしまうわけにはいかなかったのではないかと説明する。実際合祀によって「村社」の社格を得た下部神社は、昭

和十三年に「県社」への昇格願いを出している。村人は高い社格の神社を望むことによって「氏神」を変更したとすれば、明治国家の社格制度の影響をここに見ることができよう。

第二は、なぜ合祀によって「座」が解消されなければならなかったのか、ということである。この問題を考えるためには次の二つのことを指摘しておこう。第一に、神社合祀の前年明治三十九年に、吐山では上知林の「境内編入願」を内務大臣・農商務大臣宛に提出している。明治四十年の神社の合祀はこの上知林の払い下げにも（境内編入願）関係していたものと思われる。つまり、神社合祀と上知林の境内編入願がいわばリンクした形で展開していることであり、さらにこの事業に多額の費用を費やしていることである。

吐山では、上知林の境内編入願に関する費用三百七十八円五十八銭六厘は借入金（三百八十円）によって賄われ、さらに翌四十年には「神社合併及境内樹林検査費用」として百二十六円四十三銭一厘を支出している。明治四十年に「小入用」（大字経費）として賦課された金額が百四十四円三銭であるから、その四倍以上の金額が上知林の払い下げと神社の合併によって支出されたことになる。これらの費用は、神社の祭典を独占的に行った「座」の構成員によって負担されたものでなく、大字の費用として支出されたものであろう。もともと、神社の修繕費用等は「座」の構成員だけが負担するものではなかったであろう。明治三十一年に村社春日神社などの修繕費用の寄付が集められているが、ここでは村人から他氏子のにも寄付を求めると同時に村内においては「小入用」（大字経費）と同様な

方法で寄付金を賦課している。

つまり、明治四十年以前の段階では、ムラ祭祀として神社の維持経費や社守の余内（給与）などはムラの費用で負担しながら、他方においては「社守」となりうる資格は「座」の構成員に限定されていた。つまり、ムラ祭祀について独占的な権限をもつ「座」の構成員と村落共同体の構成員の範囲が異なっている、この矛盾が第二の問題である。

もちろん、このような矛盾がこの段階で初めて表面化したものとは考えにくい。一般論としては、江戸時代の中期以降、この矛盾は多様な形で展開し、ムラの祭祀の在り方やムラの政治的な構造が変化してきたものと思われる。ムラ祭祀という側面においては、「座」の再編成や新しい座の結成、あるいは座の解消（いわゆる「村座」への展開）等多様な形態を取りながら展開していることはこれまで多くの調査が示しているところであろう。

吐山のなかでこの歴史的な変化がどのように展開したかは明らかではない。しかし、少なくとも二つのことを確認することができる。一つは、総代や組頭のなかにはこの「座」の構成員ではない人々を含んでいることである。たとえば、表1—4の総代の127—1や組頭の67—1・66—1・49—1・48—1・TK—1・NK—1・33—1・29—1

・1—1・26—1などはこの「座」の構成員のなかに含まれていない。さらに、明治十二年から三十九年までの間に「赤貧」等の理由で四人（軒）が講を休んだり、除名になったりしている。ムラ祭祀を独占する「座」を構成員の一部の没落と「座」を構成しない人々の政

治的な地位の向上はムラ祭祀の在り方にも大きな影響を与えた。明治四十年の吐山における「座」の解消あるいは「村座」への展開は、神社の合祀という外的な要因にも規定されながら、村落の再編成の姿であったとも言える。

もつとも、次のことにも注意をしておく必要がある。「敬神講」はこの段階においてムラ祭祀の担い手としては解消されることになるが、私的な祭祀としては存続することになる。

③ 氏子・氏子総代・社守

下部神社の氏子の範囲は吐山に住む人々である。しかし、この地域に居住するものが「氏子」であるとはこの地域では認識されていない。「氏子」になるためには、ムラの承認が必要であるとされる。吐山で生まれた者はホンウジコ（本氏子）、結婚や養子で入ってきたものはサカウジコ（逆氏子）、氏子であった者が結婚・就職などで吐山の外で居住する場合にはソトウジコ（外氏子）あるいは他氏子（タウジコ）と呼ばれる。このような他氏子あるいは逆氏子が現実に意味を持つのは、二十年に一度おこなわれる神社の御造営のときである。つまり、逆氏子の実家や外氏子にたいしては御造営の寄付を求めるのが普通である。

吐山のなかで多くの人々から聞いたことは、他村から嫁入りをしてきたとしても生まれた場所の氏子であることには変わりがないということである。かつては、他村から嫁入りをしてきた場合には、サト（生家）で祭りがある場合には必ず「里帰り」をするというの

が慣例であり、他村から来た嫁はこのときサトの帰りに、「氏子」として祭りに参加するということである。

氏子総代は上（大夫、清水北、清水南）、中（中南西、中南東、小川口）、下（長野、城福寺、田町）から各一名ずつの合計三名がそれぞれの垣内の持ち回りで選ばれる。任期は三年で、以前の役職には関係なく健康な年長者が選ばれる。

吐山で氏子総代が選出されるのは、私たちが確認できうる限りでは、明治十六年から三人の氏子総代が選出されている。現在と同じように、上・中・下から三人が選出されているが、明治十六年から三十九年までの間で氏子総代が交代したのは一人だけで、同一人物あるいは同一の家の出身者が氏子総代を勤めている。

社守は、明治四十年までは春日神社と蛭子神社については、祭りの当屋を営む者が勤めていた。「本当」が春日神社の社守を、「準当」が蛭子神社の社守を、そして下部神社の社守は小川口垣内の出身者が、十二社については城福寺の出身者が社守を勤めていた。これらのすべての社守の余内（給与）は吐山（ムラ）で負担していたことはすでに述べたとおりである。明治四十年の合祀によってこの構造が変化したことはない。

大正五年の吐山の「小人用勘定」のなかには、社守の給与の支出項目はなくなっている。

現在の社守は合祀後の「下部神社」の社守がいるだけであり、下部神社の社守が恵比寿神社も兼ねている。

社守に任期というようなものはなく、年長者のしかもある程度地

位のあるもの、氏子総代などの役職経験者が選ばれることが多い。社守が、日常生活で特にはいけないことはない。現在の社守の仕事は、神社の運営について全般的に統括するが、具体的は次のような役割がある。毎月一日と十五日の月参り、毎月十九日の老人会の奉仕活動に対するもてなし、一月十五日少し前の注連縄飾りの片付け、二月三日に豆を供えること、七月末のオワタリの衣装・大涅槃経などの虫干し（これは大字総代、氏子総代と共に行う）、八月

十九日少し前の草刈り、九月上旬におこなわれる旧都介野村による天理山辺氏子総代会と・九月十一日に行われる奈良県山辺連合支部総代会に参加、十二月中旬の注連縄飾り・門松の準備・鏡餅のための餅付き、さらに、申込みがあれば宮参りの神事も随時行う。

社守の外に郷社総代がいる。これは、県社である水分神社の氏子総代であり、友田の「御渡り」の儀礼と関わることになる。この水分神社については、次のような記録が残されている。この資料から見ると、少なくとも明治四十年以前には春日神社と蛭子神社の社守が水分神社の祭りにも関わっていたことがわかる。

【資料六—4】 郷社祭典立会ニ関スル事項

一、郷社祭典当日ハ祢誼一人（村社社守）当人トシテ乗馬ニテ立会ノ事。但、乗馬雇人レハ社守ヨリ雇人レスル事。

一、御幣持、榊持一人（蛭子社守）立会ノ事。

一、村号、持人足二人御輿 人足二人立会スル事。但、人足ハ各組抽セ

ンヲ以テ定ムル事。

- 一、乗馬雇入レ余内トシテ金三十銭支給スル事。
- 一、村号持御輿 人足へ金參拾銭（一人宛金拾銭）支給スル事。

一、弁当并ニ敷物持人足一人雇入レ金拾銭支給スル事。但、人足ハ社守ニテ雇入レスル事。

一、郷社馬場作人足へ金貳拾銭支給スル事。但、右ノ人足大字小山戸又ハ友田惣代へ一任スル事。

一、郷社祭典当日立会人ノ弁当トシテ左ノ賄イ村社社守ヨリ準備スル事。但シ、右賄ノ余内ノ大字協議費ヲ以テ支弁スル事。

一、御酒一升四十銭 一、握飯式升四十銭 一、ニゴミ三十銭

此計一円一〇銭、外二人足余内九〇銭、合計貳円

2 祭り

以下、吐山で実施されている神社を中心とする行事について、ここでまとめて整理しておこう。

①歳旦祭（一月一日）

下部神社で行われ、参加者は社守と氏子総代三名、大字総代、郷社総代の合計六名である。郷社総代とは大和高原一帯の神を祀っている水分神社の代表のことをいう。前日の夜十一時頃から篝火を焚いておき、除夜の鐘が鳴り終わった後に式典を行う。式典の順番は

お払い↓献饌↓祝詞奏上↓玉虫法奉典↓撤饌である。供え物は下部神社の他に恵比須、広田、稲荷の各神社にも供えられる。

②初恵比須（一月六日）

恵比須神社で行われ、参加者は社守、氏子総代3名、組頭9名、大字総代の合計14名である。十時から式典が行われる。お参りに行った際にはキツキョという竹に鯛、小判、鈴、恵比須神社と書かれた札が飾つてあるものをつてくる。なお、ときわ会の三役（会長、副会長、会計）がぜんざいやおでんをふるまう。

③初祈祷（一月二十一日）

地藏院で行われる。参加者は氏子総代三名、大字総代、組頭九名、地藏院の僧侶の合計で十四名。式典は、釈迦涅槃像を出してきて、線香、蠟燭をたてる↓総代が作った牛玉を僧侶がお払いする↓大般若経五百巻を奏上し祈祷する↓大字主催の直会、という順序で行われる。この儀礼はこの儀礼に氏子総代が参加していることからわかるように、もともと神仏混交の儀礼である。この儀礼については、針の「初祈祷」の行事を参照。

④厄年の祈願祭（二月二十四日、午前）

下部神社で行われる。参加者は社守、氏子総代三名、大字総代の五名及び厄年にあたる人（男性が多いが女性が拒まれているわけがない）である。十時半から式典を行い、十二時くらいまで直会がある。厄年の人には御守りが配布される。

⑤祈年祭（大祭、二月二十四日、午後）

下部神社で行われる。参加者は宮司、社守、氏子総代三名、大字

総代、組頭九名の合計十五名。十四時から式典、十五時から大字主催の直会。神饌物は洗米、酒、粳、鏡餅、鯖、果物、椎茸（山の物）、コンブ、ノリ（海の物）、塩、水である。

⑥ 稻荷神社の例祭（三月初午）

稻荷神社で行われる。参加者は社守、大字総代、氏子総代三名の計五名及び世話役（各垣内から二、三名）である。式典を行い、その後ゴクマキ（餅まきのこと）をする。

⑦ 春祭り（大祭、四月二十三日）

かつて「三月祭」と呼ばれていた行事。恵比須神社で行われる。別名を連座（レンゾ）の日という。祭りの内容としては、花火が五語打ち上げられ、式典、オワタリ、御多子祭り、的打ち、田植え祭り、ゴクマキが行われる。祭りのために四月中旬に下部神社の社務所で寄り合いが開かれ、籤によって春祭りの役割が決められる。オワタリの行列は①金棒②ケイゴの舞い③社守④のぼり⑤御幣餅（下部、春日、十二社、恵比須各神社への神饌物）⑥宮司⑦神子（城福寺より一名、その他から四名）⑧御田子⑨武士⑩具足 的打ち 槍、長刀の順序で、恵比須神社↓下部神社↓恵比須神社という順序でまわる。行列には男子（オランダ）のみ参加できるが長男とは限らない。昔は馬にのって行われていてこのことをカンコウという。その馬は吐山で飼っていたが現在は歩いて行われている（ジワリ）。的打ちは、小学校前の橋の上で赤い衣装を身につけた「的打ち」が馬に乗って3回行う。この時、「矢ひろい」「具足」も共に参加する。

「的打ち」の少年は垣内ごとの順番で決められ、昔は長男に限られ

ていたが現在は子供の減少のために長男以外でもできるようになった。御多子祭りは最初に下部神社、次に恵比須神社で行われる。参加するのは御多子、武士、的打ち、矢ひろい、具足、社守である。内容は、「伊勢の用田のおたうつ男、養着て笠着て植えよぞ植えよぞ」と言いながら、杉の苗（葉）を御多子に投げるのを、三回繰り返す。田植え祭りは、大人の男性が鍬で耕す真似を苗の代わりに杉の葉を使って行う。

ゴクマキに使う餅は、事前に一軒あたり一升のもち米を持ち寄って、組頭宅か垣内の集会所で準備する。なお、ブク（死人）が出た家は祭りに参加できない。昔は、祭りの日には恵比須神社にたくさん魚屋が集まったという話もあった。

⑧ ケカケゴモリ（六月第一日曜日）

下部神社で行われる。参加者は、社守、大字総代、氏子総代三名の合計五名。十四時に集合し、田植え終了の祝いと豊作を願って式典が行われる。昔は、ケカケゴモリまでに田植えを終わらせようと、遅れている家を早く終えた家が手伝ったそうである。

⑨ 虫送り（各垣内によって異なるが六月上旬）

この行事は、田植えの犠牲になった虫の供養及び害虫が付かないようにと願いを込めて数珠送りをする。内容は、六畳の部屋いっぱい広がる程度の大きな数珠の回りに輪になって持ち、太鼓、鐘などに合わせて数珠を送っていく、その間「南無阿弥陀仏」と三十回念仏を唱え、数珠の一部にある大きな阿弥陀様にみたてたものが自分の手に回ってきた時、それを額に近付けて祈る。数珠は右回りで

組頭などの年長者が太鼓をたたきながら、念仏を何回唱えたか回数を確認する。数珠送りが終わった後に直会となる。虫送りは垣内毎で行っているが、田町では十年ほど前から行われていない。

⑩風の祈禱（八月二十五日）

下部神社で行われる。参加者は社守、氏子総代三名、大字総代の合計五名及び各戸の代表である。二百十日（二百十日とは、立春から数えて二百十日目にあたる日）で九月一日頃のことである。イネの開花期でしかも台風又来襲する季節であるから、農家では厄日として警戒する。）を前に台風などの被害を受けないように祈禱し、直会をおこなう。この時、一緒に盆踊りが始まる。各戸の代表者は、御神燈と書かれた大きな提灯を持ち寄って蠟燭が消えるまで盆踊りは続けられる。座る位置は、各垣内ごとに昔から決められている。

下部神社の境内

長野	清水北
中南東	清水南
西	中南西
田町	城福寺
	小川口
	大 夫
	東

⑪ツゴモリゴモリ

下部神社で行われる。別名「火つけ」「火ともし」「ハツサク」ともいう。風の祈禱とほぼ同じであるが、盆踊りはなく、風の祈禱

の時に持ってきた提灯を持ってかえる。

⑫敬老長寿祈願祭（九月十五日）

氏子総代三名、大字総代、敬老会の人々（七十歳以上）が参加し、祝詞奏上する。

⑬古祭り（十月九日）

下部神社跡（大字吐山下部、野外活動第二センターそば）で行われる。参加者は小川口の三役（組頭、カザン人、前組頭、農家組合長）、社守、氏子総代1名（任期三年の内に一回参加）、大字総代である。昔は、小川口全戸と氏子総代三名も参加していた。正午前に宮跡碑の前で祝詞奏上し、その後直会となる。

⑭宵夜祭（十一月二十二日）

下部神社で行われる。参加者は社守、宮司、氏子総代三名の計五名であり、宵の口から二十時頃までおこなわれ、宮司又は社守が決まりに従って鈴を鳴らす。

⑮秋祭り（大祭、十一月二十三日）

下部神社で行われる。主催は宮司である。花火が打ち上げられ、式典が行われる。神饌物は洗米、酒、鏡餅、魚、果物、ムシ（蒸したままのつく前の餅）、椎茸、セキダテモチ、塩、水である。又、新米を集める。

⑯新穀感謝祭（大祭り、十一月二十四日）

式典、大字主催の直会を行う。神饌物は洗米、酒、鏡餅、果物、玄米（新米）、椎茸、白酒、塩そして、水である。

⑰除夜祭（十二月三十一日）

社守一人で、二十時ごろ祝詞奏上する。

3 雨乞い太鼓踊りについて

戦前までは、雨乞いのために垣内ごとに山にのぼった。垣内ごとに登る山は異なる。登った山は、田町、城福寺、長野の人々は釜ぬか岳に登り、中南西、中南東は城山（白山）、小川口は小川口岳、清水北、清水南、大夫は清水岳（長野は都祁野岳という話もある）である。山へ登ったら篝火をたき、そこで太鼓踊りをする。夜になつたら山を下つていき、下部神社で全垣内が合流して拝む。その後、雨が降ればお礼として神社で太鼓踊りをする。太鼓の数は七つであり、垣内ごとであるが中南東、中南西で一つ、清水北、清水南で一つである。踊る人は垣内ごとに三人であるが、前記同様中南西、東で三人、清水北、南で三人である。また、雨乞いの時は、下部神社と春日神社の宮のぼりをたてた。雨が降らなくなると下部神社の拝殿の前に板を置きそこに蠟燭を千本灯す（一晚中）。このことを千灯明という。雨乞いの願をかけ、何日後かまでに雨降つたら千灯明をする。これでも雨が降らない時は太鼓踊りを行う（千灯明と太鼓踊りのどちらをやるかを総代、組頭、氏子総代が決めるという話もあった）。太鼓踊りは太鼓に踊り子がつき、田町、城福寺、長野が一組となつて上の方から進み、中南、小川口、清水、大夫が一組となり下から進んで行く。的場商店近くの橋でこの二つの組が合流して下部神社へ向かう。神社の鳥居をくぐる順番は前もって組頭が引いたくじで決めておく。踊りには「宝踊り」「ひんだ踊り」「鎌倉

踊り」などがあるが、現在は三種類ぐらいしか踊らなくなっている。更に、昔は踊りを各家の長男にしか教えなかったが、現在は人が少ないためそういう訳にはいなくなっている。

4 講

① 春・栄講（伊勢参り）

毎年春に行く伊勢参りを春・栄講と呼ぶ。現在参加者は1軒につき一人で二垣内ずつのもちまわりである。三月の初めか五月の初旬で費用は各戸から徴収するが、昔は伊勢講田で作った米を旅費にしていた。

② 伊勢講

中南西垣内では六戸で行われる。期日は二、六、十一月の十六日で場所は各家のもちまわりで天照大神の掛け軸をかけて、頭つきの魚、御神酒、赤飯、を供えて拝み、後に直会となる。中南西垣内の他の九戸も終戦前までは前記の六戸とは別に行っていたらしい。中南東では全戸が参加して公民館で行われる。期日は二、六、十二月十六日で二、十二月は男性、六月は女性が参加する。長野では計五戸で行われていて、期日は同じである。場所は各戸の持ち回りで、掛け軸に焼き物、御神酒、洗米を供え、後に直会となる。田町では、五戸、期日は二、七、十二月である。五戸の家は順番に伊勢神宮のお札をまわして預かり、お札がある家が他の家の人を招いてごちそうする。昔は伊勢講田があったが、みんなで分けあつて現在は存在しない。

③ 稲荷講

大寒の日に稲荷神社で行われ、三角形の小豆のおにぎり（オツク）、油揚げを細かく切ったもの、そしてじゃこを各三つずつ、パックに入れてお供えする。また、毎月一日と十五日に洗米、魚、野菜、塩水をお供えする。昔は有志の人たちで行っていたが、現在吐山の中でもごく一部である。

④ 大神神社の豊年講

大神神社とは桜井市の三輪大神神社のことである。毎月一日と十五日にある儀式には吐山の人はほとんど参加せず、一口千円の初穂料を納め、お礼をもらう程度である。なかには月1回参加する人もいる。創価学会以外の宗教の家はほとんど加入している。

⑤ 金比羅講について

大正か昭和初期まで存在していて、金比羅さんの屋型やがたか掛軸を好み、酒を飲んだ。屋型とは、仮に構えた家のことである。

⑥ 観音講

二十年前まで行われ、六十歳以上の女性が御馳走を持っていく。

⑦ 庚申講（コウシンサン）

コウシンサンとは庵寺にある石仏のことであり、掛金として月百円ずつ垣内の中の全戸から徴収し、それを石仏の補修に使ったりする。コウシンサンの掛軸は二枚あり、そこには農家の神様が書いてある。この掛軸を二カ月に一回順番に回していき、九月以外に掛軸が回ってきた家はその家だけで祀る。九月は庚申月で、この月に回ってきた家は庵寺に御馳走を作って持っていったりする。また、五、

六年に一度、庵寺で杉の枝の上部の葉を残して下の削った部分に字を書いた。田町では十四～十五年前まで行われていたが、中南西では戦前まで。

5 屋敷神

① 伏見稲荷（商売の神様）が祀ってある小さな祠がある家がある。
② 外に神を祀ることをジカンジョといい、位の高い家のしるしである。

③ ヤマノカミ別名インノウという土地があり、一族で所有している。

6 その他の民間信仰

① 病気の治療法

成福寺の裏の川の中椒魚をとってきて、生きたまま笹の葉にのせて頭から飲み込むとカク（癌）に効くといわれた。このことが由来で成福寺は癌薬子とも呼ばれるようになった。

一 竹田聰洲『民俗仏教と祖先祭祀』（東大出版会「国書刊行会、全集・上下二巻」・「一九九三」）（下巻）一九七頁以下にも詳しい記述がある。竹田氏によると、「寛正く明応の吐山氏は永正の敗戦で男子絶え、式下郡糸井庄長谷川党（在原業平の斎宮密通をかくまいし口碑あり）から入って跡をついだのが・・永正以後の吐山氏であるまいか」としている（二〇九頁）。

二 この規約書にはないが、この土地も明治四一年に所有名義も個人有に書き換えられたとされる。

三 「勤儉貯蓄組合規約」（明治三十六年）の第一条には「本組合員は諸般冗費を省き諸費の幾部分を蓄積し、吐山尋常小学校に基本財産を設定するものとす」とある。学校林植林制度では、明治四三年には桧三七〇〇本、杉一八〇〇本、桐七〇本を植林している。この植林は吐山の青年会が担当したものと思われる。

四 この地域になかで深刻な地主・小作関係の対立があったことは聞いていない。大正八年の『奈良風物志』（奈良県立図書館所蔵）のなかには「小作人ノ地主ニ対スル服従ノ状態」という項目があり、次のように記載されている。「地主ヨリ保護ヲ受クルコトモナケレバ服従ナドナク若シ地主ヨリ小作人ニ不利益ナルコト共要求スル場合ナドアレバ直チニ小作田ヲ返付スルノ意気込ナリ」とある。ムラ規約のなかのこのような規定がおかれることも、このような背景を考えておく必要があるであろう。

五 この報告書のコピーが仏教大学の八木透研究室に保存されているので、それを利用していただいた。

六 恵比寿神社はもとと城福寺の薬師山にあったとされ、それが水害で流されたをきっかけに現在の場所に建てられたのだとされるが、その時期については明らかではない。この祭りに関して、城福寺は一定の特殊な役割を果たしているのはこの経過に基づくと説明される。

七 社守の「余内」（給与）については規約のなかに記載されてい

る。ちなみに、明治二十二年の「米勘定」による支出は十石五斗五升であるが、その内訳は次の通りである。惣代三石一升・春日神社社守二石七斗五升（社守の余内だけでは一石五斗）・蛭子神社社守一石七斗・下部神社社守二斗・十二社二升・四月祭当屋二斗・長岡寺掃除三斗・氏子総代（三人計）三斗五升・六月虫干し一斗・村小使一石七斗・消防二斗、となっている。

八 昭和十年段階ではまだ座について記憶している人がいたことが有賀氏の調査でも明らかであるが、昭和二十六年に行った蒲生正男氏の調査では「座」はなかったとしている。約十五年の間にこの「座」についての知識が村人から消えていることに注目しておきたい。聞き書きを中心とした調査の一つの限界を示す事例でもあるだろう。

奈良県山辺郡都祁村針

針に関する報告は『創造』第十九号（一九九〇）において行っている。ここでは、付け加える事項がある分野についてだけ、改めて掲載することにした。

奈良県山辺郡都祁村針

針に関する報告は『創造』第十九号（一九九〇）において行っている。ここでは、付け加える事項がある分野についてだけ、改めて掲載することにした。

一 村制

1 行政区画の変遷とムラの伝承

針村の形成がどの時期にまで遡るかは明らかではない。村の言い伝えでは、針の地名と土地は坂上田村麿によつて与えられ、また坂上という姓も与えられたという。針の氏神は春日神社は、「元は上之王社と云、伝聞く彦座王坂上姓の祖にして此邑人古来坂上の姓とす。然れば其祖神也、或曰く八所之御霊の内に坂上田村將軍を祭る」（『都介野村史』）としている。針の地名の由来は、坂上田村麿が針の穴を通すほどの弓の名人がいたので、〈針〉と名付けられたとする。このように、針の歴史は古代にまで遡ることになる。

平安時代後期には、都祁郷一体は興福寺の荘園になるが、その後「地下請」と称される自治組織の庄として展開する（『都祁村史』九五、一一三頁）、とされる。この詳細な歴史についてはなお明らかにされていない。

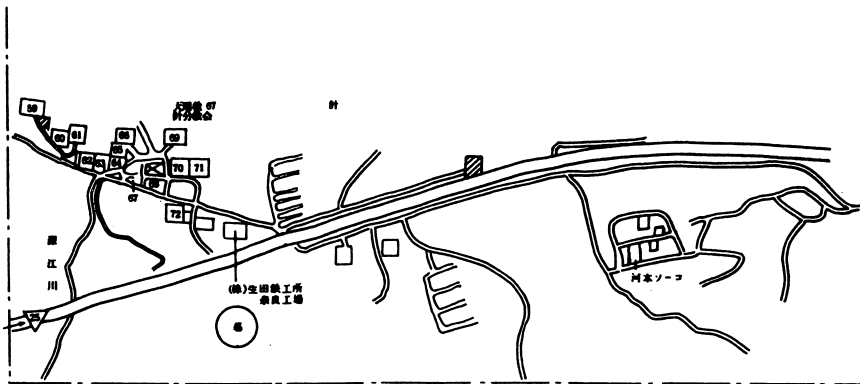
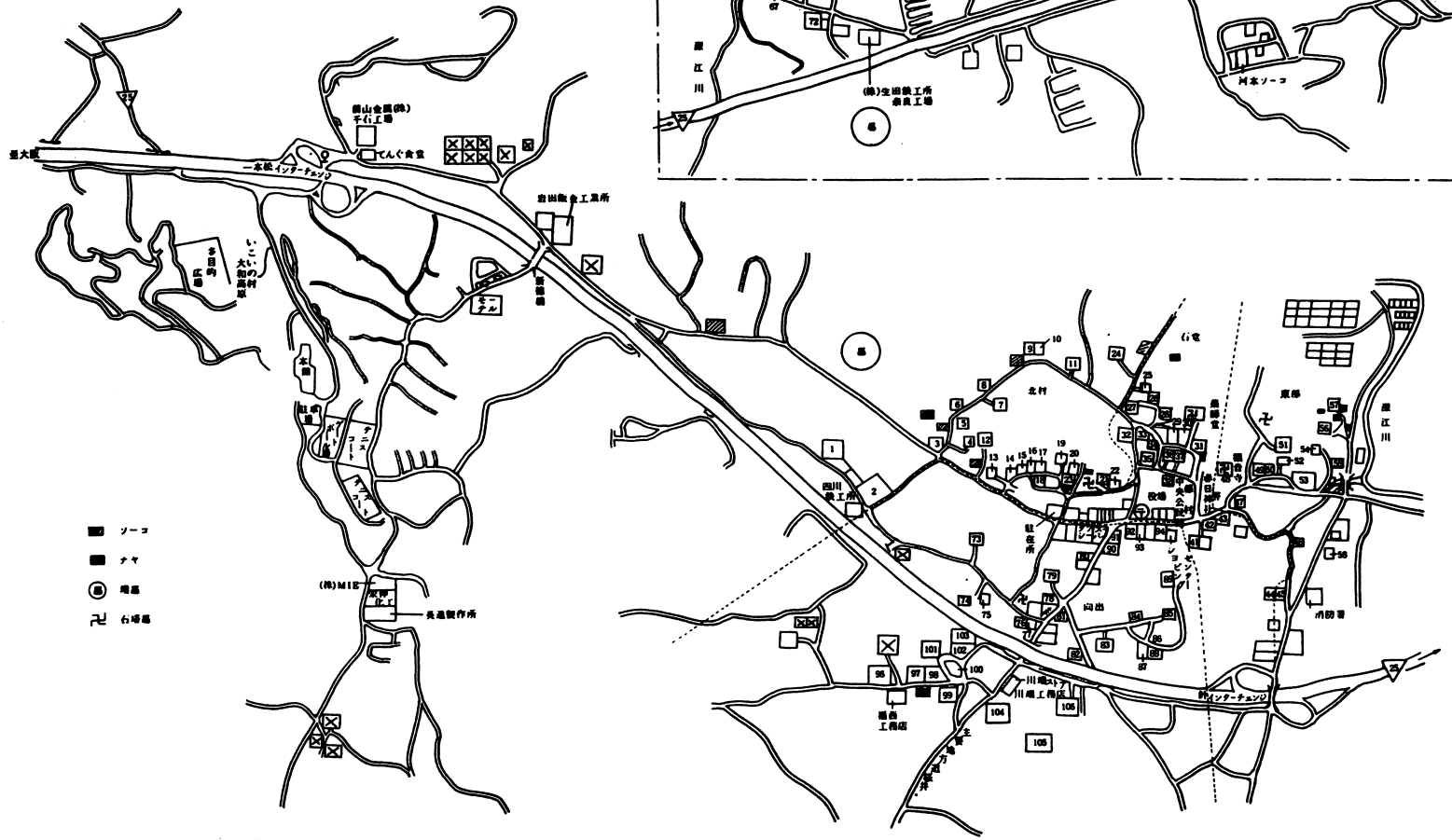
戦国時代になると、筒井順慶が大和を統一するが、筒井氏の没落

後、都祁村の大部分は藤堂藩、一部は幕府直轄領（吐山）、一部旗本領（相川・南之庄）に組み込まれることになる。針は藤堂藩の支配に組み込まれた。しかし、幕藩体制のもとでも中世以来のムラの伝統は維持されてきた。

すなわち、針では、「十八人衆」ということばが現在に至るまで伝えられている。この「十八人衆」の流れを組む人々が、大正時代に至るまでムラの実権を握っていたとされ、「十八人衆」がムラの行政上の役職、祭祀に関わる役職を独占し、ムラの紛争解決にも関与したと伝えられる。この「十八人衆」は、中世のなかで地下請の荘園として展開する針の村落組織に関わるものであり、地下衆十八人による村落共同体の形成が中世段階において形成されており、幕藩体制のもとでも村落の内部秩序として維持されてきたものである。

さて、江戸時代の針は、針村（西針）と東針村に分断されている。どのような事情によつて分断されたものであるかは明らかではないが、元和年間から元禄年間にかけてのことと推定されている（資料二を参照）。この時期から西針村と東針村にはそれぞれ庄屋が別に置かれたが、安永二年以降一人の庄屋が東西の針村の庄屋を兼務するようになっていく（今西忠男『針村資料』）。しかし、このような行政村としての西針村と東針村の区分されていたとしても、村落共

世帯配置図



同体として必ずしも分断されていなかったことは、明治八年十月の両村の合併願いのなかに現れている。

右ニヶ村之義ハ往昔ハ一村ニ御座候処中興より租税ニ限り東西に分村相成り然レトモ戸籍簿ヲ始メ社寺ニ至ル迄渾而両村立会ニテ村民ノ交際モ至而懇親一和ニシテ実ニ一村同様ノ村柄ニ有之…(略)…東西之名義被廢止往古ニ復シ更ニ針村ト相改申度候…(略)…(今西忠男『針村資料三』)。

この資料でみる限り、針は行政村としては二村であったとしても、交際や祭りに際しては一つのムラとしてまとまっていたことがわかる。当時、東針村は三四戸(一九九人)、西針村は四四戸(二三四人)と報告されている。また、『奈良県総合文化調査報告書―都介野地区』(奈良県教育委員会)によると、大字総代の談として、「昔は東・堂脇・石堂出が一つで「東」、向出・北村の二者が一つで「西」といって、両垣内に分かれていた」(六一頁)という。つまり、東針村と西針村は以前それぞれが一つの垣内であったというのである。この「昔」というのがいつの時代のものであるか明示されていないが、この東と西という区分は行政村として区分に照応するものであろう。

2 ダイジ(大字)と垣内について

大字針は一般にはダイジと呼ばれ、現在は四つの垣内に区分され

ている。かつての東針村は、東部、石堂の二つの垣内によって構成されており、また西針村は北村、向出の二つに区分されている。前述の『奈良県総合文化調査報告書―都介野地区』にあるような、東針村が一つの垣内であり、西針村が一つの垣内であるというのは、私たちの調査では確認することができなかった。

この垣内は、後に述べるように凝集力の強いものであるが、戸数の増減とに分裂・統合が行われる。たとえば、昭和二七(一九五二年)当時においては、東部垣内が、戸数の増加により「東」と「堂脇」の二つの垣内に一時分裂していた時期もあった。『奈良県総合文化調査報告書―都介野地区』によると、「針では相並ぶ東と堂脇とは近い過去に分裂し、現在も完全な分裂を完了していない」(六一頁)と当時の垣内の状況を報告している。現在、東部の垣内が二つに分裂していたことを知る者は少なく、「そんな時期もあったかも知れない」という程度にしか記憶されていない。ただ、東部垣内が二つに分かれていたことは、東部の石塔墓が二カ所に分かれていることから窺い知ることができる。

さて、垣内の戸数は、一九五二年当時は東(一三軒)、堂脇(一軒)、石堂出(二九軒)、向出(二九軒)、北村(二四軒)、私たちの調査時(一九八九年)では東部(二八軒)、石堂(一九軒)、向出(三四軒)、北村(二四軒)となっている。

このように垣内は一定の改編がなされているにもかかわらず、その凝集力は強いといわなければならない。その凝集力の強さは次に述べることに現れてくる。

まず第一に、垣内はそれぞれ固有の財産（主に山林・田畑等）を所有していることである。無住の寺（いわゆる「垣内寺」）もまた垣内の所有である。また、垣内はそれぞれ正月のムラ寄合と前後して寄合を持ち、彼岸には道普請（道作り）とオコモリ、八月一日の石塔墓の清掃など、垣内に固有の行事をもつこと。

第二に、ムラ（針の集落）入りが同時に「垣内入り」を意味するものではないことである。ムラ入りはニューク（入区）、垣内入りはクミイリ（組入り）と称し、それぞれムラ寄合・垣内寄合の承認を必要とするともにムラと垣内の共有財産の潜在的な持分権者となるために、それぞれにたいして一定の対価を支払わなくてはならない。したがって、ムラ内部での移転であったとしても、異なった垣内への移転や異なった垣内への分家が無条件に認められるわけではない。このことについて『奈良県総合文化調査報告書・都介野地区』では次のように報告されている。

針では他村のものが村入りをするときには、村中総集会のと き保証人を頼み金を出して契約書を書かねばならないが、村に入っただけでは垣内に入れないのである。垣内に入らねば、その者が死んだ時も誰も手伝いに来ないし、垣内の寺の権利がない。従って、石塔を建てられない。東垣内内では骨を埋める墓地も与えられないのである（五九頁）。

このような内容をもつ垣内入りクミイリは、必然的に垣内外へ

の分家を実質的に制限することになるので、本家と分家は同一の垣内にかたまることになる。表一―1は、針の同姓者を一覧にしたものである。これらの同姓者が必ずしも系譜意識をもった人々の集団であるとはいえないが、若干の例外を除いて同姓者は同一の垣内に集まっている。ここでは、いわゆる分家は同一の垣内のなかで行うというのが原則なのである。

世帯番号六十八は家の継続年数は百年を超えており、どのような事情で東部垣内に属したのか明らかではない。また、世帯番号四十八は北村の北谷とは全く別系統の家であり、観音寺の住職である。世帯番号八十一は東部から分家をした家である。この家は、一九六〇年代に分家をしているが、向出のほぼ中央部分にあるにもかかわらず、東部に属していたという。しかし、東部垣内の寄合への参加が距離的に遠いので、向出に移ったのだという。

垣内がどのように区分されているかは、地縁的關係だけでは明らかにすることはできない。世帯番号八十一が分家をした当初においてなお東部（堂脇）の垣内に属していたことから窺える。さらに、世帯番号九十から九十四までの家は道路のそって近隣関係にあるが、九十は北村、九十一は向出、九十二は石堂、九十三は北村、九十四は向出に属している。

このように純粹に地縁的な関係だけで理解できない垣内のあり方をどのように理解するかは難しい。外観的には、家の系譜に基づいてその所属する垣内が決まるようにも見えるが、後の述べるように、家の系譜関係はこのムラのなかでは重要性を持たない。つまり、家

表一—1 同姓集団

姓	垣内	世帯番号	垣内を異にする世帯
奥谷	北村	19 20 23 40	
岸本	石堂	30 32 41 91	
今西	北村	12 15 16 18 93	
宗岡	東部	45 52 53	向出 81
小西	北村	2 8 9 22	東部 68
松久保	東部	56 57 58	
陣出	石堂	24 33	
石堂	石堂	25 35 39	
川合	東部	61 62	
川端	向出	79 80 88 98 100 104	
大西	北村	3 5 6	
竹本	向出	77 83	
中西	石堂	27 92	
田中	向出	74 76	
堂脇	東部	47 49 50	
八重川	向出	78 106	
鉢上	東部	70 71 72	
尾城	石堂	26 28	
福岡	向出	85 86 89	
福西	向出	96 99	
福田	向出	97 102 105	
福島	向出	73 75 95	
北出	北村	21 90	
北谷	北村	10 11 21	東部 48

の原理が垣内の所属を決定しているというより、どこで生まれたかといういわば(出身地主義)が支配しているといった方が良いかも知れない。このことは(氏子)についての考え方でも現れてくる(後述)。村落の構成員の問題については、後にもう一度触れることになるので、ここではこれ以上言及しない。ダイジと垣内の関係について

は次のように整理しておこう。

ムラ(＝ダイジ)は、家を単位として構成されているという以前に、垣内の連合体であることである。垣内が家の連合体であるとするれば、ムラは垣内の連合体である。このような家・垣内・ムラという重層的な構造のなかで、ムラの組織構造が問われなくてはならない

であろうということである。

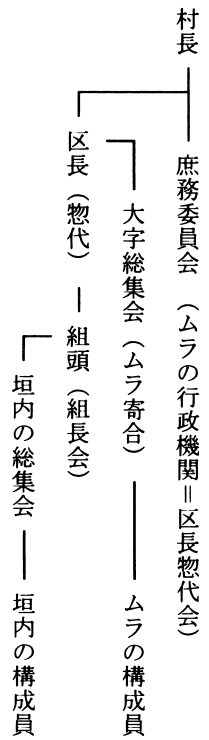
もつとも、垣内が固有の財産をもち、凝集力が強い集団であったとしても、垣内自体が一つの村落共同体として存在している（していた）ことを主張するものではない。

ダイジ（大字）が一つの村落共同体としてまとまりを示すのは、ムラの祭りにおいてである。その意味では、ダイジは祭祀共同体である。

3 ムラの行政組織

ムラの行政上の責任者は〈区長〉または〈惣代（総代）〉と呼ばれる、垣内の責任者は〈組長〉〈評議員〉あるいは〈組頭〉と呼ばれる。一般には、都祁村役場からの連絡は区長を経由して組長へ、組長からその垣内の人々にまわされる。このような方法は戦前から変化していない。ただ、戦前は〈アルキサン〉と呼ばれる連絡係が各家をまわったが、現在は電話で済ませる場合が多い。

行政村とダイジ（ムラ）・垣内の関係を全体的な概念図にすると、次のようになる。



都祁村の行政機関として庶務委員会があり、それぞれのダイジ（大字）の区長あるいは惣代によって構成されている。都祁村は、十八のダイジ（大字）の連合体であり、村と大字の連絡機関が庶務委員会ということになる。この委員会の開催される日は決まっていないが、村のさまざまな問題、村で行う運動会などの行事、そして選挙のことも話し合われる。

ダイジ（大字）の問題に関しては、区長と組長が相談をして決める（組長会）。組長は各垣内を代表すると同時に、区長の補佐機関として大字の運営に関与する。区長と組長の任期は二年であり、区長は選考委員によって推薦で決められる。区長の選出は、垣内の輪番制で決められ、戦前はその垣内の有力者から選ばれることが多い。したが、現在は年齢順に決まることが多い。

納税組合も垣内を単位として構成され、結婚や葬式の手伝いも垣内を単位をとって組織されており、垣内が最小の生活単位を構成することになる。

この外、消防団長・婦人会長・青年会長・老人会長の役職がある。また、氏子総代（宮総代と呼ばれる）・檀家総代表ムラの役職として意識されている。氏子総代・檀家総代は各垣内から一名づつ選出される。

4 寄合と行事

ムラ寄合は、一月十二日の初祈祷の後に行われる。場所は観音寺である。寄合に出席するのは各家から男子一名が参加する。この初

祈禱の後に行われる行事だけは女性は参加できない。席順は年寄りから年齢順であり、一年間の決算報告および行事予定などが報告される。議決方法は多数決である。

村費はこの寄合で集金する。

垣内の寄合は、ムラ寄合が開かれる一週間程前、一般には一月三日前後に各垣内で行われる。内容は、決算・予算・行事報告・行事予定などである。席順が年齢順で、議決方法も多数決を原則とするのはムラ寄合と同じである。

また、村全体で行なう行事は、初祈禱とその後に行われる寄合の外、春三月・秋九月の彼岸に行われる「道作り」（最近では彼岸近くの日曜日）があり、午前中に道路整備を行った後、午後ごちそうを持って各垣内の寺でオコモリをする。それから、八月七日の裏盆にはムラの若い衆が石塔墓・埋め墓の掃除を行った。二十年ほど前からムラの若い衆が少なくなつたので、この行事を年寄り衆（老人会）が代行するようになっていた。

また、垣内には垣内の固有の行事がある。

・北村・・・八月二十三日、阿弥陀如来の祭り

・石堂・・・一月・五月・九月、伊勢講・敬神講

九月八日、薬師如来の命日で大祭

・東部・・・八月二十四日、地藏盆

・向出・・・九月九日・十一月十四日 会式（エシキ）

現在では殆ど有名無実となっているが、ムラのなかで休日が定められていた。四月三日の節句、六月二十二日はサナブリである。こ

のらの日に働くものはナマケモノと呼ばれ、周囲の人々から避難された。

また、ムラのなかの制裁には多様な方法が用いられた。一つは罰金をとる、一つは親戚がムラの寄合で謝罪する、まやムラハチブ（村八分）も行われたとされるが、具体的な事例を聞いたわけではない。ただ、罰金については、現在は五千円くらいだと具体的な数字があった。

5 ムラの構成員

ムラに入ることをイリク（入区）と呼び、垣内に入ることをクミイリ（組入り）あるいはカイトイリ（垣内入り）と呼ぶ。

他の地域から移転してムラの正式の構成員として認められるためには、ムラの構成員の同意と一定の金員を支払わなくてはならない。一定の金員を支払うというのは、ダイジの共有財産についての権利を取得するのであるから、それに対する対価である意識されている。金額は地価で決めるので人や年度によって異なるとされ、その金額は三〇万円程度になるのではないかとはい。しかし、これだけの対価を支払って構成員になったという話は聞いていない。最近では、針へ引越してきてもイリクをするようなケースはない。また、針の構成員であった者が、一定期間針以外の地域で住んで針へ戻ってきたときには、挨拶程度のこと特にイリクの手続きを必要としない。

また、ムラの構成員の同意が必要である。ある者が構成員として

認められるかどうかは、ムラの構成員の同意にかかっているといつてもよく、必ずしも同意が得られるとは限らない。この手続きには、早くても四〜五年の時間が必要である。もちろん、垣内の外に分家をした場合には、垣内のクミイリの手続きは必要であるが、イリクの手続きは必要としない。

垣内の構成員として認められるためには、同じ垣内での分家である場合は、同じ垣内であればお酒を持っていくくらいだが、他の垣内へ分家をし、引越しあるいは移転した時には、クミイリの手続きが必要である。このクミイリの手続きは、垣内の構成員の同意と一定の金員を支払うことである。

構成員として認められたときのムラや垣内への挨拶は、移転・分家の場合共に、ムラの人々が集まったとき二・三本の酒を持っていき、挨拶する。

垣内の構成員としての義務は、組員としてお金を納めること。ムラの構成員としての義務は、共有山への出役である。そして、このムラの構成員はムラの財産を売却したとき、その利益がムラに入るので間接的に利益を受けることになる。

ムラの構成員としての地位は、他人に譲ることはできない。この地位を金銭で他人に売却することはできないし、またムラや垣内から外へでていく時には、金銭を受け取ることはない。

このようなムラの構成員としての地位は、ムラのなかで一軒前の家として認められるかどうかの問題である。しかし、一軒前の家の成員であることと、個人としてのムラの成員であることは同じで

はない。氏子や初祈禱への参加は家の構成員であるからというよりもむしろ、この地域で生まれたことが大切なのであり、またどのような年齢に達するかがムラのなかでの役割構造を決定することになる。ここでは、ムラⅡ共同体が重層的に構成されていることになるが、この問題に関しては、針よりも、吐山での報告がよりままりがあるので、それを参考願いたい。

6 共有地

ダイジや垣内それぞれの程度の財産を持っているかは明らかではない。ダイジの財産は、一人三十万円程度のものであるという程度のことしかわからないが、土地の種目としては山林や田畑そして宅地にわたるといふ。また、神社の所有する宮田もあつたが、一部は農地解放によって個人の所有になったり、残った農地はダイジで管理している。また、この旧宮田の名義はムラ全体ではなく、かつて本座の構成員であつた人々の名義で登記をしたとされるが、詳細については確認はできていない。また、垣内の財産は宅地と田畑が中心であり、田畑は個人に貸し付けている。

ダイジの財産（山林や田畑）の管理は惣代（区長）によって行われる。権利者の山林へ出役は、年間三日位であり、出役しないとき、出不足金を支払っていた。しかし、現在この出役も減り、現在では出不足金を支払うということもなくなった。二十年ほど前までは、当時の日当の半分位を出不足金として支払い、女性が出役しても出不足金の一部を支払わなければならなかった。

財産の利用は、農地・宅地として土地を貸付け、定められた地代がダイジあるいは垣内の収入となる。また、共有地をゲートボール場、駐車場に利用している。

管理方法としては、土地の売買・立木の売買・貸付・分収の契約・利用方法の変更・権利者の移動は、すべて役員会で決められ総会へ進められる。これらのときの議決は満場一致の方法がとられる。

この共有地を管理するために十二人の議員がいて、多くは惣代を経験した人々によって構成されている。

7 年齢集団

年齢集団についての伝承は希薄である。戦前に関しては、ムラの若い衆（十六歳から二十五歳）が青年会を組織して、神社境内で力くらべの相撲をしたり、運動会や機関誌の発行をし、八月七日は全員で埋墓の掃除をしていたという以外には聞くことができなかった。他のダイジのように、「彼岸の道作り」の時、成人儀礼が行われたことということも聞くことはできなかった。

現在の年齢集団は次の通りである。

名称	年齢	性	活動
青年会	一五〜二五歳	男女	ソフトボール大会・映画会・奉仕作業等
消防団	二五〜三〇歳	男性	消防活動と親睦を行う
婦人会	結婚〜五〇歳	女性	料理講習・社会見学・空き缶回収など
ほほえみ会	五〇〜七〇歳	女性	趣味の学習・ボランティア活動など
老人会	六五歳以上	男女	ゲートボール・公演会・ゴルフ・社会見学等

二 生業（略）

三 家族・親族

(A) 家族

1 家族形態

表三―1は、針の家族形態をまとめたものである。この表から、針では直系家族の形態が一般的な傾向であることが窺える。Z―3の形態は、世帯主から見て、いわゆる「核家族」の形態であり、S―1は直系尊属を含む家族形態であり、S―2は直系卑属が配偶者

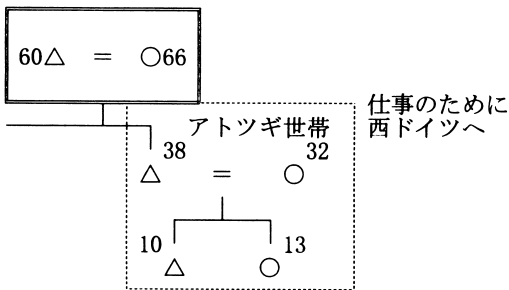
表三-1 家族類型

地域	N-1	N-2	N-3	S-1	S-2	S-3	B-1	B-2	小計	不明	計
北村	0	4	3	8	6	1	0	0	22	4	26
石堂	1	3	5	7	4	1	0	0	21	0	21
向出	0	2	10	6	8	1	1	0	28	3	31
東部	0	1	5	7	8	3	0	0	24	4	28
合計	1	10	23	28	26	6	1	0	95	11	106
比	1.1	10.5	24.2	29.5	27.4	6.3	1.1	0	100	-	-

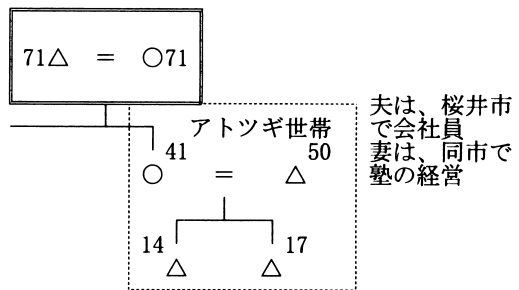
を持つ家族である。この三つの家族形態が全体で八割を占め、かつそれぞれの割合もほぼ同様の数字を示している。
 隠居制家族は、このような家族の分類からすれば、「S-1」の形態

図表三-2 N-2の家族形態の事例

(1)



(2)



*数字は調査時の年齢

に区分されることになる。つまり、所帯を息子に譲り、父が隠居をした家族は、直系尊属が家族構成のなかに含まれることになるので、この分類のなかでは「S—」（その隠居の年齢が高ければ時には「S—」に分類されることになる）。父が隠居をしている例は針では全部で十例ある。その数は必ずしも多いわけではないし、またその父の年齢は高い。八十歳代が五例、七十歳代が四例、六十歳代が一例であり、それだけでは隠居習俗を読みとることができない。

聞書のなかでは、父親が隠居するのは、父親が高齢になった時にはアトツギに譲ったという話は聞かれた。そこでは、父親は五十五歳から六十歳くらいで跡継ぎの農業経営をアトツギに譲ったという人が多い。また、アトツギとの関係や嫁姑の関係がうまくいかないときには別棟に家を建てて隠居する例もあつた答えた人もいる。

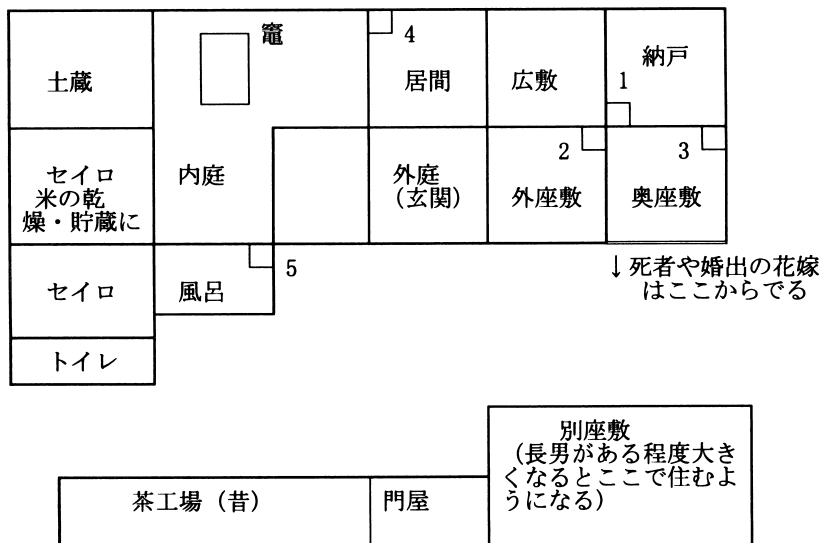
聞書のなかで窺えることは、同じ家屋のなかで父親がある程度高齢になると隠居をしたということであり、それは別棟隠居という形態ではないということになる。そもそもこの地域ではインキョということばは（分家）を意味しており、所帯を譲ることを必ずしもインキョということばでは示さない。いわゆる「隠居をする」とことは、シヨタイワラス（所帯を渡す）あるいはシヨタイユズル（所帯を譲る）ということばで表現する。また、アトツギに所帯を譲ったとしても、財布が別になつたとしても、いわゆる（別籠）になるわけではない。その意味では、別居隠居制の伝承は希薄であるといわなければならないし、現実にも比較的高齢にならなければアトツギに所帯を譲ることが少なくなつてゐる。

しかし、他方では次のような意見を聞くこともできる。図表三—2で示した家屋の構造は針のなかでも比較的古い家屋の形態を残しているものである。このなかで、家長が住むのは、一般に納戸である。子供達は空いた部屋で過ごすことになるが、たとえば（1）の図表の別屋敷と呼ばれている部屋には隠居をした老人が住んでいたという話も聞ける。また、（2）の図表の「東の部屋」も同じである。

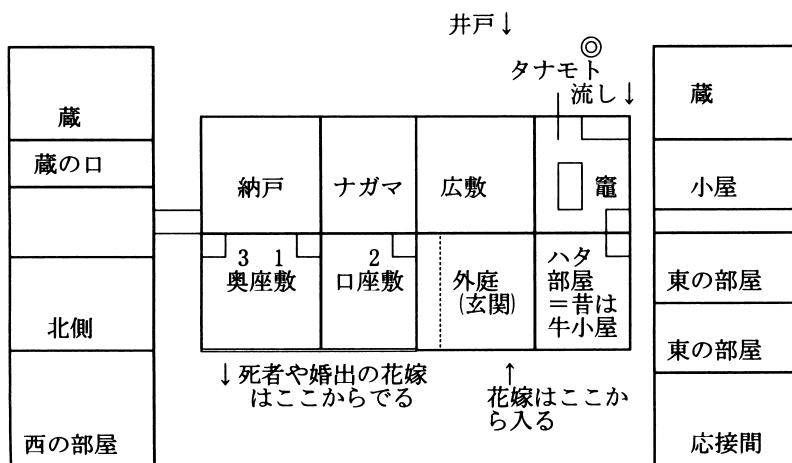
このように年を取ると別棟の部屋で生活すると習慣は微かに読みとることができる。この問題については、吐山の家族形態のなかで述べることにして、ここではこれ以上触れないことにしよう。

さて、家族形態の現在のな構造にも触れておかなければならない。先の三つの家族形態の外に、Z—の形態、すなわち夫婦だけの家族が十軒を占めている。この地域はいわゆる過疎地域ではない。奈良市を始めとして大阪への通勤圏のなかにあり、針でも新しい団地の建設が進んでいる。しかし、他方では農業後継者の深刻な問題となつてゐるのも事実であり、このことが夫婦だけのZ—家族が増加する要因にもなつてゐるように思える。つまり、アトツギ家族が農業を放棄し、サラリーマンとして他出した結果であるといえるであろう。図表の二つの家族はZ—の家族形態の事例を示したものである。十例のほとんどがここに示した事例と同じような構造を持つたものである。

図表三-2(1) 家屋の構造



図表三-2(2) 家屋の構造



- 1 仏 (仏壇)
- 2 お伊勢さん (神棚)
- 3 天理の神様
- 4 恵比須・大黒神
- 5 火の神・荒神様

— 縁側を示す

・世帯主は納戸で寝る。死者が出たときもこの部屋で寝かせる。

2 家長の地位

家長としての主要な役割は、農作業の指示、財産の管理、村の会合に出席する、親戚づきあい、冠婚葬祭に出席するなどである。また、正月料理を作るための最初の火をつけることも家長の象徴的な役割と意識されている。

かつての家長の権威については、「昔は家長の言うとおりにすべてが決められてしまいそむくことができなかった」「昔は厳格であった」であり、家長のイメージについても「怖い」「絶対服従」「一番偉い人」「厳しい」「温厚な人」「尊敬できる人」「堅い」「家の表紙のようなもの(家の顔)」という人が多い。また、最近の父親(あるいは家長)のイメージについては「友達のようになってしまった」と言い、戦後(昭和二十年代、特に昭和三十年代)になってから、徐々にそのイメージが変化してきたと考えている。

かつては、家長は、食事の場合においても特別な扱いをされた。食事のときに、家長の座る所をカミザ、その向かいをシモザといい主婦や嫁が座るといふ。この場所に他の家族員が座ることはない。また、家長より先に食事をするということもなく、家長だけは食事の膳も高床のものを用いたという家も多い。また、惣菜についても、「家長に魚をつける」「魚の切り身の数が違う」「家長と魚の大きさが違い、酒をつける」など、家長は特別な扱いをされた。さらに、風呂に入るのも家長が先であったとする家も多いが、入浴の観念としては「風呂は男が先であり、嫁が最後にはいる」というのが一般的である。

食事をする部屋はヒロシキ(広敷)と呼ばれる部屋である。広敷に通常の客を通すものではないが、親類がきたときなどはこの部屋で食事をする。このような場合、年長の客であったりすると、家長が通常座る位置を客に譲るといふのがこの地域の慣習である。この意味では、東北地方で一般的にみられるように、イロリの家長の座は原則的には譲らない(譲るのは本家の家長とき)という、この座のなかに家長の象徴的な意味を見いだす意識はきわめて希薄であるといわなければならない。

3 家計

家のなかで、現金を持つのは家長であり、農業収入やお茶の栽培で得た収入は全て家長が握りことになり、他の家族員は独自の収入源を持たなかった。

家長は、主婦に日常的な生活費をある程度まとまった形で渡し、主婦がそのお金でやりくりをした。嫁が日用品の買物をするときには、姑からお金をもらい、大きな買物をする場合にだけ、家長からお金をもらうというのが一般的である。子どもの学校に支払う費用なども、家長に頼んでもらうという形が多かったために、家長になかなか言い出しにくいことがあり、子どもに我慢をさせたという話をよく聞いた。

所帯が譲られると、家の財布は息子夫婦にわたるが、一定の現金(収入源)は隠居夫婦が握っていた。しかし、税金や家の交際費(冠婚葬祭の費用)は譲られた息子の負担になる。したがって、早く所

帯を譲られたとしても生活を維持するための費用が多くかかるので、かえって大変であるともいう。

昭和四十年代後半以降の大きな変化は、家のなかでの財布の構造の変化である。まず第一に、現金の収入源が多様になってきたことである。現在では、親が農業を行い、息子夫婦は働きにでるケースが多い。このような場合、ムラの交際は親が行う場合が多く、その費用の負担は親が行う。他方、息子夫婦は若干の生活費を入れる場合もあるが、多くの場合息子夫婦の収入は「家の財布」から切り離されている。同居をしているとしても、「家の財布」は必ずしも一つではないということである。

今回の私たちの調査では、このような家族構造の現代的な変化は調査項目のなかには入っていなかったが、今後の課題として考えなければならぬ問題である。この問題は、単に農家の兼業化、家の家計に影響を与えたと思われる農業者年金制度、そして息子夫婦の脱農業化というような、農業をとりまく環境の変化だけに規定された問題ではないだろう。都市であれ農村であれ、家族の連続性を維持しようとする傾向は多かれ少なかれおおくの地域でみられる傾向であり、いわば家意識は残しながらも、一つの家のなかで消費単位が分裂し、家の家計の構造が変貌している様子である。

4 主婦と嫁の地位

主婦の日常の仕事は、家事全般、農作業、子育てなどであり、家事や子育てに、家長が口を出すことはほとんどなかった。米櫃の管

理も主婦が行い、どの程度の米を消費するは主婦の裁量で決めることができた。主婦が日常的な生活費のたいして一定の裁量権を持っていたことはすでに述べたが、その費用は家事にかかわる費用に限定されていた。

また、母親には、父親の（厳格さ）にたいして、「やさしい」「いつも働いていた」というイメージをもっている人が多い。

嫁の条件として大切なことは、「家格が釣り合っていること」、「丈夫でよく働くこと」であり、舅・姑の言うことをよく聞くことも大切であった。嫁の仕事は、主婦である姑の仕事を手伝うこととされ、嫁は、朝一番早く起きて炊事、洗濯をし、夜は一番遅く寝るものだとされた。嫁にたいしては、「よそ者が来たという意識をもち嫁にきつくあたった」「財産をとられてしまうという意識があつて、もつと働けと言った」というように、主婦の地位につくまではつねに肩身の狭い思いをしなければならなかった。

嫁に来たときには実家へ帰るのが楽しみであった。ヤブイリの時に実家へ帰り、実家で羽をのばし、実家でたまった縫い物などをして暮らした。長期間にわたって実家に帰ることができたのは子どもが小さいときで、子どもが学校へ行き始めると、里帰りの期間も短くなってくる。実家から帰るときには、実家の親から小遣いをもらい、自分の日用品や子どものおやつなどを買った。ヤブイリや実家の祭りの時には「大いばりで」で実家に帰ることができたが、それ以外に実家に帰るときは、舅・姑に許可を得なければならなかった。時には、実家の親から頼んでもらうこともあった。この里帰りは、

夫の許可よりも舅・姑の許可が優先されていた。このような構造は、昭和三十年代くらいまで続いたが、その後徐々に嫁の地位にも変化が生まれてきた。

昔と現在の嫁の地位の違いについて、「昔の嫁は、口答え等ほんなことがあってもできないくらい低い地位にあったが、現在は嫁の発言権もふえ、姑や夫と対等か、それより上ぐらいである」「今の嫁は責任が軽い」「実家へは自分が好きなときに帰る」というのがかつて姑に仕えた女性達の感想である。現在の嫁は農作業を手伝うこともなく、子どもたちを姑に預け、自分は勤めにでるケースが多い。お金も自由に使える。また、食事の支度にしても年寄りのことはあまり考えずに、子ども中心に作っている。しかし、このような変化を「昔の嫁」は必ずしも否定的に捉えていない。「時代が変わった」と言い、また「子どもを大切に育てるのは良いことだ」と答える。このような変化は、昭和四十年代になってから徐々に進んできたと考えている。

5 子ども

子どもが農作業や家の仕事を手伝うようになるのは、十歳頃からである。子どもの仕事は、農作業のほか、掃除・子守り・風呂炊きなどであった。また、長男以外の子どもは、十歳くらいから大きな家や商売をしている家へ奉公に出されることも多かった。男の子はデッチとして働き、女の子は女中に出された。

また、子どもの小遣いは、昭和十年代では祭りや遠足などの特別

な行事があるときに十銭程度貰っていた。

アトツギには、長男がなるのが理想とされ、ソウリヨウ（総領）・アトトリと呼ばれていた。長男はアトトリとその他の子どもの間で育て方については、差があると考える人と差はないと考える人は拮抗しており、必ずしも長男であるから他の子どもから区別して特別に育てなければいけないという意識は普遍的であった訳ではない。差があったという人でも、「遠足のときの小遣いが違うことやアトトリ（長男）には新しい服で、金銭的に余裕があっても弟はそれのお古を着せること」、「次男、三男にはやさしいが、アトツギ（長男）は厳しくしつけた」という程度のものであり、アトトリが兄弟のなかで特権的な地位が認められていた訳ではない。差があったという人でも、現在ではこのような差は全くないと答えている。つまり、「時代が変わった」という理由とともに、長男が必ずしも家に残るとは限らないというのもその理由の一つになっている。

子どもの育て方は、戦後になってから大きく変わったと考える人が多い。「昔は自由に遊べたが、今は教育重視」「昔はしつけが厳しかった」などがあげられた。

6 養子

子供がいなくアトトリ（跡取り）養子、女子ばかりで男子がいなくときは婿養子をとった。

子供がいなくときは、なるべく血のつながりのある家から養子を迎える。この場合は、父方母方には特にこだわらない。婿養子の場

合には、特に血にこだわらない。一般には、同等の家柄が少し低い家柄の家から婿養子をとることが多かった。婿養子の家の中の地位は低かった。発言権もなく、肩身の狭い思いをしていたといわれている。

養子の形態は、この二つの形態であり、他の養子の形態については聞くことはできなかった。

7 奉公人

奉公人のことは、男はオトゴシあるいはデッチ（丁稚）・バンノウ（番頭）と呼ばれ、女はオナゴシと呼ばれた。オトゴシやオナゴシは短期間の間の奉公人であり、丁稚・番頭は比較的長くその家にいる奉公人である。オトゴシやオナゴシが住み込みであるかどうかは、奉公人やその家の事情で決まる。

奉公人は、地主階層や茶栽培・製造を行う大規模な農家で雇われた。奉公に出すのは、ムラのなかでは小規模な農家であるが、奉公先は必ずしもムラの内部であった訳ではなく、ムラの外にでるケースの方が多い。子どもが奉公に出るにしても、子供が稼ぎ手になることを期待するのではなく、むしろ家のなかから食い扶持を減らすという感じで奉公に出された。したがって、子どもがもらう賃金は小遣程度のものであった。オトゴシやオナゴシの場合には米や金銭で支払った。長い奉公人にたいしては、土地や山林を分け与えることもあり、時には家を与えることもあったという。もつとも、これについての具体的な事例については確認できていない。子のよ

うな土地を家を与えることがあったとしても、その家が分家になるということはないという。いわゆる奉公人分家という形態はこの地域では見いだすことができない。

(B) 親族

1 親族の範囲

この地域では、本家と分家が超世代的に集団を形成することはないし、また本家と分家の集団⇨同族集団を示す特別な呼称もない。イットウということばがしばしば用いられるが、必ずしも同族集団を示すものでなく、血のつながりがあるシンルイを意味する場合が多い。たとえば、今西イットウという場合には、今西家から養出しあるいは婚出していった家の集合であり、この場合には妻家は含まない。つまり、妻家は今西家から見たときには今西家の血は入っていないからである。もつとも、このようなイットウとことばの使い方も相対的であり、たとえば、「イットウの墓地」という場合には針の今西家の同族墓地を示し、この場合には同族関係にある家の連合を示すことばになる。

一般的に、親族関係にある人々を示すことばは、シンルイである。シンルイということばには父方か母方の区別はない。父親の兄弟も母親の兄弟も同じく、シンルイであり、この両者を区別する意味は認めていない。このシンルイの範囲については、かつて蒲生正男氏が「トウマイリに来る家々とトウマイリに行く家々」と表現したことがある、的をえた指摘であるだろう。このシンルイが日常的な交

際のなかでもっとも重要なシンルイの範囲であり、世代を経るしたがってシンルイの交際は薄くなっていく。たとえば、姻戚関係の場合には、多くは婚入してきた人の年忌が明けるとその交際はなくなり、兄弟関係のなかでは二ないし三世代、オモヤ（母屋）との関係においても四世代を過ぎるとシンルイとしての交際は希薄化する。

2 分家

この地域では、分家のことをインキョと呼び、また分家することもインキョをすると呼ぶ。また、本家のことはオモヤと呼ぶ。

分家をする場合には、生活が成り立つて行くだけの財産を分与する。分与する財産については、分家をした者がどのように生計を立てるかによって異なり、農地などをどの程度分与したか、一般論として語るのは難しい。最近では農業で生計を立てないケースが多いので、農地を分与するケースはほとんど稀であり、一般に家を建てる程度が多い。

これまでの分家の事例を見ると、古い分家は母屋に隣接して立てられているケースが多い。このことから考えてみても、隠居屋がそのまま分家になったケースが十分に考えられるが、具体的な事例としては確認することはできない。また、分家をする場合には、本家より上（かみ）に家を建てるべきではないともいう。これは地理的な問題を指してのことではあるが、それほど厳格に守られているわけではない。

分家は原則として同一の垣内のなかで行う。地理的に他の垣内の

なかに家を建てたとしても、交際は母屋のある垣内で行うことになる。この問題は村制のなかで論じておいたので、ここではこれ以上触れない。

母屋との交際は、他の兄弟姉妹の交際よりは長く行う。母屋とインキョは同一の垣内のなかにあるため、ムラの交際としては永久に続くことになるが、シンルイとして交際は世代を経ると当然薄くなる。たとえば、法事がある場合に一般のシンルイでは呼ばないような場合でも、ヨビツカイ（呼び使い）をすることがあるが、血が薄くなってくると、その世代の兄弟や妻家との交際が中心となる。また、本家であるからと言って上座に座することもない。法事などのシンルイの集まりのなかでは、自然と年齢順に座順が決まっていく。

3 妻の実家

妻の実家は、サトと呼ばれる。デアト・デザトと呼ばれることもある。盆や暮れには婚家から嫁のサトに中元・歳暮を贈るのが習わしであり、夏は素麺、冬は鱈を贈るのが習慣である。結婚をして数年はカワセ（金銭）を中元・歳暮の代わりに贈ることもあったという。サトとの交際は、親が生きているときはヤブイリ（藪入り）などの里帰りを通じて、親が死んだときにはトウマイリを通じて維持されていく。

妻の実家との交際は、妻の子の出産、結婚・葬式・法事・上棟式・祭り等である。妻が子どもを出産し、宮詣りをするときには、妻家からお祝いにかけて、妻家の両親も宮詣りに参加するし、稚児

の当屋になったときにも妻家が一定の役割を果たす。

妻家との交際は、妻に子がいるかどうかによって妻死亡後の交際が決定される。子どもがいけない場合には、妻の死亡とともに徐々にシングルとしての交際は希薄になっていく。子どもがいる場合には、その子が生きている限り母のサトとの交際は続けし、死亡した母の年忌が明けるまで法事の呼び使いをするのが常識である。

4 トウマイリ

トウマイリとは、結婚・養子・分家などによってその家から出た人々が、八月七日前後までにサトあるいは母屋に帰り、先祖供養を行う儀礼である。トウマイリの一般的な問題については、序論で述べているので、ここでは具体的な問題に限定して述べることにしよう。

まず、聞書の結果をまとめておこう。

① 盆はその家の先祖を祀る行事を行い、七日盆にはその家から出て行った者が実家の先祖を祀る行事である。この七日盆に行うのがトウマイリである。トウマイリを行うのは、八月一日から七日までに行うことが望ましいと考えている。

② トウマイリは、親の死によって始まる。トウマイリすべき子が死亡しているときは、その子の子（＝孫）が代参するのが望ましいと考えている。つまり、一般的には、婚家のアトツギが代参する。

しかし、そのアトツギがまだ若いときには、その配偶者が代参することもある。

③ トウマイリは、次の世代のトウマイリが始まる頃に自然に終了する。実家が甥の世代になり、その兄弟姉妹達がトウマイリに来るようになる、「遠慮が出てくる」。実家からのヨビツカイがなければ、自然と足が遠くなる。

④ トウマイリの時には、子（死者からみれば外孫）を連れて行くときが多い。その子からみても、死者は「先祖」であるから、お詣りをしなければならぬ。

⑤ このとき持参する供物は、お菓子や果物等の品、米あるいはお金、花や線香・蠟燭などである。

⑥ トウマイリの日、実家（サト）に帰るとすぐに仏壇に供物を供える。その後、墓詣りに行く。すでに石碑がある場合には、石塔墓（詣墓）の方へ行くが、死亡してまもなくの頃は埋墓の方へ行く。

最近では、「家墓」が増えて個人墓や夫婦墓を建てるケースが少なくなってきたが、たとえ「家墓」があるとしても死んでからしばらくの間は埋墓にお詣りをすることが多い。

⑦ トウマイリのためにサトへ行ったときには、夕食をご馳走になつてから帰った。しかし、ムラの外に結婚・養子のために出て行った時には、一晩泊めてもらうことが多かった。最近では、車で来ることが多くなったので、泊まっていくなかった。最近では、檀那寺の住職にも来てもらい、塔婆を建てて拝んでもらった。

⑧ 一回忌・三回忌・七回忌までの年忌にあたる年は、檀那寺の住職にも来てもらい、塔婆を建てて拝んでもらった。

以上、聞書によって整理した、トウマイリの習俗である。

表三―4は、一九九一年調査の時にトウマイリについてアンケート

ト調査を行い、現実に誰がどこにトウマイリに行き、また誰が来たかをまとめたものである。

表三-4トウマイリ（アンケート）

誰が来たか		誰が行ったか	
誰もこない	25	誰も行かない	17
一世代	34	一世代	45
二世代	21	二世代	18

一世代 子、自己あるいは父母の世代のいずれかの世代がトウマイリに来ている（行っている）。

二世代 子、自己あるいは父母の世代のうち二世代がトウマイリに来ている（行っている）。なお、三世代の人々がトウマイリに来たり、行ったりする事例はない。

まず、トウマイリに誰も来ないし、トウマイリに誰も行かないとする家が多いのは、トウマイリの慣習のない地域との通婚が行われるようになったこと、兄弟姉妹達が遠隔地に住みようになったことによる。ムラの内部あるいは大和高原内の地域で居住している人々の間では、なおトウマイリの習俗は「生ける法」であるといえる。

また、婚入して来た母あるいは婿養子として入ってきた父が死亡した後、その子が代参をしている例は「来る人」では三例、「行く

人」では六例見られる。母あるいは父のサトに代参するのは、母や父の他の兄弟姉妹がなおトウマイリに来ている間であり、他の兄弟姉妹達が死亡すると、一般的には子が代参することもなくなるといえる。このことは、後で述べる事例1と事例2の比較のなかでも見てくる。

聞書のなかでは、次世代のトウマイリが始まると、前世代のトウマイリが次第に終焉するかのような話であったが、現実には世代が重なり合いながらトウマイリが続いている。甥の世代になると「遠慮がある」という話はしばしば聞かれるとしても、「遠慮をするべき」という規範よりは、トウマイリに「行くべき人」は原則として生きている限りトウマイリに行くべきであり、「来るべき人」が生きている限りはヨビヅカイ（呼び使い）をするべきであるという規範が優先しているといえるであろう。

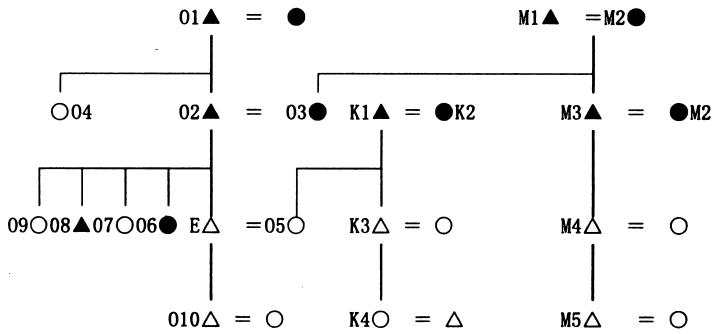
ここでは、より具体的に事例を紹介しておこう。

【事例1】O家の事例

この事例は、二世代にわたる人々がトウマイリには来ており、かつて世帯主は早く死んだ母に代わって母のサトにトウマイリに行っていた事例である。

O家は石堂垣内に属し、世帯主Eは七十六歳、妻O5は六十八歳であり、サトはムラ（東部）のなかにある。Eの母O3はEが十九歳の時に死亡し、母に代わってM家の所にトウマイリに行くようになった。M家には母が生存中も、母の母M2が小学生の頃に死亡したので一緒に行くようになった。その時は、O6からO8の兄弟姉

図表三-5(1) トウマイリ【事例1】 O家の場合



△ 男 ○ 女

▲● 死亡

— 家の継承ライン

┌ 兄弟関係

= 婚姻

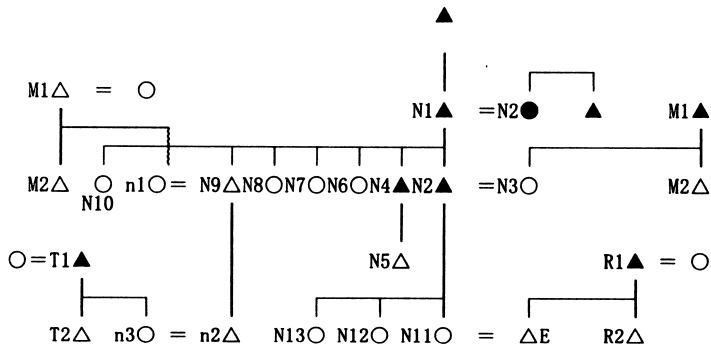
・トウマイリに来た人

04 06 (夫婦で) 08

・トウマイリに行った人

05・・・K3 の所へ (サト)

図表三-5(2) トウマイリ【事例2】 N家の場合



・トウマイリに来た人

E (N家) N5 N6 N7 N8 N9 N10 N12 N13 N14

・トウマイリに行った人

E・・・R2 の所へ (サト)

N3・・・M2 の所へ (サト)

n3・・・T2 の所へ (サト)・・・夫と子どもを連れて

妹も一緒に行った。母の三人姉妹であり、その姉妹が亡くなり、M4が死亡した頃からEはM家へのトウマイリには行かなくなってきた。

母O3が死亡するまでトウマイリのために来ていたのはオバであるO4である。O4のトウマイリは現在に至るまで続けている。Eの父O2は、母O3がなくなつて五年後に死亡した。この頃から家を出た兄弟達がトウマイリに来るようになった。O6は外地でなくなったのでトウマイリには来ないと思うが、O7からO9は大阪の方で生活を営んでいたが、子どもを連れて夫婦でトウマイリに来了。弟O8は昭和五十九年に死亡した。O8の子どもは大阪で住んでいることもあつて、トウマイリには来ない。

【事例2】N家の事例

この事例は、二世代にわたつてトウマイリにきており、また死亡した父に代わつて子が代参している事例である。この事例では、分家をした者も他の兄弟達と同様にトウマイリにきている。(先祖) 供養というレベルでは、婚姻・養子などで他出した子どもと分家をした者との間に差は存在しない。

N家は石堂垣内に属し、現世帯主Eは奈良市から婿養子に入った。Eの父親は死亡しているので、Eはサトヘトウマイリに行っている。N家にトウマイリに来るのは父の世代であるN4の代参としてのN5とN6からN10までのオジ・オバ、および父N2が死んでからN12とN13もトウマイリに来るようになった。N4は戦死して石塔碑が石堂の墓地にある。N5の代参は長い期間にわたつて行われてい

ることになる。N9は分家をした。分家をしたN9も当然トウマイリに帰ってくる。N9の妻n1のサトは向出であったが、他出してしまったのでトウマイリには行かない。N9の長男n2は妻n3の父が亡くなつていたので、夫婦と子どもを連れてトウマイリに行っている。若い世代のなかでは、このように夫婦で子どもを連れて妻のサトにトウマイリに行くケースは多くなつていふように思われる。

5 「先祖」観について

表三―6は、先祖観に関してのアンケート結果をまとめたものである。この調査のきっかけは、一九八九年調査で、聞き取り調査をするなかで「私の先祖」という範疇のなかにしばしば「母方の祖母」を含める人がいたので、トウマイリのアンケート調査と平行してこの項目を含めることにした。

このような意識に関するアンケート調査は、回答者の知識や個人的な経験に規定されるので、社会構造の調査にはなじまない側面があるが、それでもこのアンケート調査はこの地域の特色が現れている。

私たちが「先祖」という場合、一般的には家を前提にして、家の初代あるいはその家系を構成してきた人々を「先祖」(あるいは「祖先」と表現する。もちろん、「村の先祖」とか「日本人の先祖」などのように比喩的に「先祖」ということが用いられることがあるにしても、「私の先祖」という場合には「私」の帰属する家集団の

表三-6 「祖先」についての意識

質問1 先祖の霊はどこにいますかと考えていますか（複数回答）。

みばか（埋め墓）	5	6.0%
石塔墓（詣り墓）	39	47.0%
仏壇	42	50.6%
その他	11	13.2%
無回答	6	7.2%

質問2 一般的に「自分の先祖」という場合、それはどの範囲を示していますか。

(1) 母が嫁入りをしてきた場合、母方の先祖（自分から見て母の父母や母の祖父母）を含みますか。

含む	44	53.0%
含まない	30	36.2%
無回答（わからない）	9	10.8%

(2) 何代か前に分家をした場合、その本家の先祖を自分の先祖として祀りますか。

祀る	39	47.0%
祀らない	29	34.9%
無回答（わからない）	15	18.1%

調査対象

106件

有効回答件数

83件

「先祖」を指すのが普通である。

しかし、この地域では「自分の先祖」として半数以上の人が母方の祖父母を含めると回答している。聞き取り調査のなかでは、家の先祖は初代から家を構成してきた代々の先祖を祀らなければならないが、それと同時に母の父母や祖父母も先祖として祀るのは当然のこととして考えている人が多い。

トウマイリの習俗は、その家から結婚や養子、分家のために出て行った人々が死亡した親を供養する儀礼である。親の死を供養するのは、親が属した家の構成員で行うのではなく、その子達が共同で行うというのが、トウマイリの習俗の意味であり、その子（外孫）は「代参」という形で親の役割を引き継ぐことになる。その子達が死亡すると、その供養は親が属した家の責任で行われることになる。

ここで特徴的なことは、親の供養をその子達が共同で行うことである。このことは、アラボトケと呼ばれる行事なかにも現れる。アラボトケとは、死んでまもなくの死者であり、初盆の時にはアラボトケのために盆棚を作る。この時、アラボトケのために盆棚を作るのは、その家の死者だけではなく、濃いシンルイ（兄弟姉妹やオジ・オバ）の誰かが亡くなったとき、また母方・妻方の父母・祖父母が死んだときにも盆棚をつくる。「濃いシンルイ」の範囲は「トウマイリに来た人」であり、「トウマイリに行く対象となった人」と一致することになる。

もっとも、外棚を作る場合には家の構成員であった死者とそうで

はない者は区別するという人もいる。つまり、家の構成員であった人は盆棚は家のなかに作りが、そうではない人は家の外に作るという者である。しかし、この区別は必ずしも普遍的なものではなく、家によつては家の構成員もそうではない人も同じように盆棚を作るという人もいる。

トウマイリであれば、アラボトケであれば、この種の儀礼のなかには、多かれ少なかれ家の論理が見え隠れしている。トウマイリにおいては、この儀礼の中心の場は死者が属した家であり、そこに死者のアトツギ以外の子どもが集まり、死者の子ども達の死によつて死者の供養は家の枠組みのなかに位置づけられていく。アラボトケの儀礼にしても、家の構成員とそうでない者は区別するという観念も形成されている。ここには、死者の祭祀をめぐる、家の原理と個人中心な親族原理との重層的な構造が見られるのであり、この重層的な社会構造のなかにこのムラの社会構造の特徴が刻印づけられているのである。

6 紋

紋がどのように継承されているかについては、これまで本格的な研究・調査は行われていない。それぞれの家には家紋があり、その家紋が代々にわたつて受け継がれていくというのが常識的な理解であろう。養子や嫁入りをしてきた者は、人家によつてその紋が変更されるといふのが普通である、と考えている人が多い。しかし、現実には私たちが〈普通〉であると認識していることは、それほど〈普

通〉のことではない。嫁入りの場合には、東北地方ではその着物や嫁入り道具に婚家の紋ではなく、実家（生家）の紋をつけてくることが多いし、関東地方の一部では嫁はその年の初節句から婚家の紋を使うとする地域もある。

今回の調査で、紋の問題について詳細な調査を行っていないし、話者によつて話の内容が食い違いが生じてくるケースが多い。詳細な調査は今後委ねなければならないが、いくつかの習俗を報告しておく。

本家と分家は紋は同じである。養子が入ってきたときに、養子は婚家の紋を使いかどうかは、多くの人々は婚家の紋を使うと回答しているが、異なった紋を用いていたと答える人もいた。

嫁入りをするときの女性の紋についても意見が分かれていた。婚家から留袖などの生地をもらったときには婚家の紋をつけるが、そうでない場合には異なった紋をつけるという人が多い。この「異なった紋」については、①生家の紋をつけるという人、②五三の桐の紋をつけるという人、③母親の紋をつけるという人に分かれた。

「五三の桐の紋」と答えた人のなかには、桐の紋はどこでも通じる紋であるから、女性は結婚前も結婚後も桐の紋であり、家紋をつけないのだという。つまり、家紋は男性の紋であつて女性の紋ではないと答える人もいる。「母親の紋」を使うというのも、家紋は男性が使う紋であるという点では桐の紋を使うと答えた人と共通している。ただ、女性が使う紋は母親から譲り受けるものであり、母親と同じ紋を一生使うのだという。したがって、女性が使う紋は女性

に母系的に継承されていく。つまり、一つの家のなかでは、男性は同じ紋を使い、分家をしてもらってもそれは変更されない。女性は、姑と嫁とでは使う紋を異にして、娘達は母親の紋を引き継いでいく。

四 人生儀礼（略）

五 年中行事（略）

六 祭り・信仰

1 宮座

宮座に関しては、針では大正時代中頃まで続き、本座と平座に分かれていたという話は今でも聞くことができる。しかし、具体的な内容になると、その実態は必ずしも明らかではない。『奈良県総合文化調査報告書』（前掲）には、針の宮座について、次のような議事が残されている。

宮座の制度が比較的後まで旧態を残存したところは、都介野においては針のように思われる。針では大正七、八年ころまで宮座があつて、本座と平座とが並列していて、この区別はなかなか嚴重であり、別々に行事を行っていた。本座は六〇軒、田が七、八畝あつた。坂上一族で構成され、それ以外が平座の成員であつた。分家でも本家が本座ならば本座に属する。平座は二つに分れ、両方で三〇軒なかつた。西と東の二つに分れ、西が一、二軒くらい、東は八、九軒であつた。座の田は合併し大字有になつたが、農地解放以来名義だけは個人有にしてある。座に入ることは非常に困難で、入婿の場合は四代たつたら入れる

表三-7 通婚圏

地域	現世帯主	1代前	2代前	3代前	4代前	計（割合）
村内	25	38	36	14	3	117(47.8)
都祁村	20	15	13	5	0	53(21.6)
天理	15	7	2	4	0	28(11.4)
奈良県	16	9	5	5	1	36(11.4)
県外	7	2	2	0	0	11(4.5)
計	83	71	58	28	4	245(100.0)

が、それまでは駄目である。子供が生まれても婚家先で生まれねばならず、わが里へ帰って生めば駄目であった。それだけ血統を重んずるのである。本座の人でも例えば大阪へ長く出稼ぎに行っていて帰村すると、平座に落とされる。平座へ入るにも花つくり一べんよぶ必要がある。呼んでなければ小さな子の生まれるとき花つくりゴクツキを呼んで入れる。欺くの如くであるから、養子はもちろん本座のものは本座からもらう。でないとする方はかまわないが、もらう方は座から落ちるのである。かくて昔は血族結婚が多かった。これは針の特色で、親戚つづきが錯綜しているから、うっかり人のことはいえないという。従って通婚圏は狭く、また隣村であるにかかわらず、小倉・馬場との部落とは通婚関係が全くない。……(前掲、六五〜六頁)。

いくつか意味不明な点があるものの、次のように整理できる。①宮座は、大正七〜八年位まで本座と平座に区分されていた。現在、その区分はない。②本座と平座の区分は厳格であり、行事も別々に行っていた。③本座は坂上一族によって構成されていた。④本座の人は本座から養子をもらわなければ本座から平座に落とされる。⑤本座と平座はそれぞれ固有の座の財産をもっていた。⑥座への加入は厳格であった。

③の「坂上一族」については必ずしもはっきりしない。おそらく、「坂上一族」というのは、ある特定の親族集団を指すというより

は、村制のなかで言及した「十八人衆」の血筋を受け継いだ人々という方が良いのかも知れない。本座はこの「十八人衆」の流れをくむ人々であり、平座は新たにムラのはいつてきた人々によって構成されていたのであろう。本座と平座が区分されていたとき、本座は六十軒、平座は三十軒に満たないとされている。また、この座に加入していない人々もいた。

本座と平座の関係については、次のように伝承されている。本座の者が平座(他村からの養子の場合も同じ)から養子をもらうと、平座に落ちるといのは『報告書』と同じである。ただ、四代たつと、本座に戻ることができ(孫の代になると本座になると聞いた)、また本座の者が平座の家に養子に入ったとすれば、その養子は本座を構成することになるといっているのである。さらに、平座から嫁入りをしてその地位には変更がない。問題であるのは、この土地で生まれることであり、男系の血筋が問題となる。

このような伝承から、少なくとも、本座と平座の問題は、単純に〈家〉の階層差の問題には解消できない、ということが明らかになる。すなわち、ムラ(社会)が〈家〉によって構成されているという場合、個々人の地位Ⅱ身分は、彼が属する家に付着した地位Ⅱ身分によって決定される、というのが一般的な原則であろう。したがって、他家から養子にきた場合においても、その養子の地位は自己が生まれた家の地位ではなく、養子先の家の地位が彼の地位を決定することになる。

しかし、針においては、このような一般的な原則は妥当しない。

平座から養子を貰うと、本座であっても平座に落ちるといふのは、本座あるいは平座を決定する原理が（家筋）の問題ではない。本座の地位は、この土地で生まれることを前提として、本座の地位を持つ血筋、それも男系の血筋を継承することによって、その地位が決定されているように思える。このことは、後に述べる、この地域の〈氏子〉の觀念とも関連することになる。

毎月の月次祭（座）が本座と平座の間で別々に開催されていた。現在毎月行われている一日座は本座が行っていた座であり、平座は別の日に行われていたと思われる。初祈禱もそれぞれが行い、平座は午前中に行い、本座は午後になってから行っていた。また、稚児を出すのも、おそらくは本座と平座の双方から出していたものと思われる。

2 頭屋

『都祁村史』のなかに「宮座本座行事米入用」の記事があり、そこには「昔ヨリ男子出産スレバ都テ先ニ生レタルヲ兄頭屋トシ、其宅ニ於テ御供搗ト定ム」とある。ここで「兄頭屋」というのは、二人の稚児のうち年長者の方の頭屋である。頭屋というのはその年に分霊を預かる稚児の親であり、本座の座衆から東針と西針からそれぞれ一人づつになった。右記事中には次のようである。「九月七日神稚子（稚子の誤りか？）之儀ハ、勤ムル者ノ親頭屋弟頭屋ト称へ・・・」。つまり、頭屋を勤めるのは、稚児を出した親である。

稚児は、座衆のなかで祭りの前年に生まれた男子から、東針と西

針から一人づつになった。頭屋渡しは十月十八日に行われ、そこで〈宮〉の分霊を預かり、翌年の例祭（十月十七日）まで分霊を預かることになる。この行事の具体的な様子については次説を参照していただきたい。

稚児の親、すなわち頭屋は多くの行事に参加し、座衆にたいして酒・料理などの振る舞いをしなければならぬ。初祈禱（二月十二日）の準備のために、前日にハナツクリを行う。この時の様子について、「二月十一日本座御供搗立会人一老ヨリシモ二十人衆ト申シテ朝ヨリ頭屋宅ニ集リ、年酒三献三種ノ肴、雑煮二度替エテ中飯出ス、中飯済ムト御供搗、終ルト夕飯ニ付馳走ス」「酒一斗 一月十一日御供搗立会人二十人衆へ酒出ス事」とある。このような饗応は、初祈禱の前だけではなく、十月十七日の例祭の時あるいは九月九日の御霊神社祭典の時にも行われていたと思われるので、その負担はかなりのものになっていったのであろう。この様子について、『報告書』では「御馳走のために魚を昔は名張まで買いに行った。頭家が親類に御馳走する。頭屋にあたる里から着物を用意する習慣であった」（六十六頁）と。

このような頭屋は、おそらく平座にもおかれたはずである。本座の行事と平座の行事は多くは別々に開催されていたが（三月十五日の竜王祭では本座と平座は一緒に行事を行っていた）、その内容は本座のそれと大きな差異はないと伝承されているからである。また、現在頭屋になるのは四名、東針と西針からそれぞれ二名の稚児が選ばれ、頭屋となる。現行の四名の稚児は、本座と平座が合併したの

で、四名の稚児が選ばれるようになったのではなからうか。

さて、以上のことから、次のことを確認しておこう。頭屋は〈家〉を単位として年番で回っているのではないことである。まず、稚児が決まり、その結果としてその稚児の親が頭屋に決まるのである。稚児は〈宮〉の分霊を預かるのであり、

子どもにとっては、座への加入の最初の登竜門であるといえる。頭屋は稚児の父親である。稚児の父にとっても、頭屋を引き受けることによつて本格的に座に加わることになるのだろう。この意味では、この頭屋を引き受けることは家のレベルでの問題ではなく、個人のレベルの問題である。

また、秋祭りに稚児が分霊を〈宮〉に返すとき、それに付き添うのは頭屋である稚児の父親であり、その補佐人的役割を果たすのが母方の祖父である。つまり、〈宮〉の分霊は稚児が預かり、稚児を中心とした親族によつて補佐されている。ここでは、頭屋を〈家〉として理解するより、個人的な役割関係として理解した方が座と頭屋の関係がはつきり見えてくるように思える。

以下、現在の祭りの行事を中心として、その内容を述べておこう。

3 祭りの行事

・毎月一日：月次祭

一日座ともいい、また、ネンシユのはじまりが神と人との共食であるということからザハイ、サヘイとも呼ばれる。

頭屋にあたっている四家の者、社守、六人の年寄りが春日神社に

集まり、玉串を奉獻し、祝詞を上げる。世話役の年寄りを上座とし、厳格にとり行なわれた。

・一月十一日：華造り

翌日行なわれる初祈禱（オコナイ）の準備。頭屋（この日よりさかのぼること一年の間に男の子を生んだ親）と六人衆（村の長老）がおそなえを持つて春日神社に行く。そして頭屋が、翌日のオコナイで六人衆が使う華を、山から取つたフジの枝で作る。

・一月十二日：初祈禱

観音寺においてなされる。神仏混合の儀式で、当日は午後から、任職、宮司、社守、壇家総代（氏子総代とは別に各垣内に一名づつ決められている）、氏子総代その他の村民を集めて、五穀豊穡、家内安全などが神仏二式によつて祈禱される。

・一月十二日：オコナイ

男の子の誕生を祈願する儀式で、使用されるお経から「ランジヨウ」あるいは「ダンジヨウ」などとも呼ばれる。男性しか参加することが出来ない。

みんなが向い合わせに座つているところに、松の板を並べて置く。任職が村の戸主の名前を読みあげ祈願する。「ランジヨウ」というお経の言葉が始まると全員が両手に持った、先を四つ割にしたフジの木で、みんなの前に置かれた板を「ランジヨウ」と言つてたく。フジの枝の先を四つ割にするのは悪霊を払うためといわれている。また、フジの木を使うのはムラから「不事」をたたきだすという意味がある。

フジの木で板を叩いている間に、神主が参拝者の頭をなでていき、氏子総代が板の上を走る。昔はドウケ（道化）と呼ばれる人（コズカイサン）が走ったそうである。そしてフジの木で板を叩いている上から、昨年男の子が生れた親（頭屋）が華造りでつくった華（御幣のついた竹）をほうりこむ。その華を拾った人はフクを拾ったとされ、男の子を授かるといわれた。また、華を拾った人はハンコの押しである紙を持ち帰ってなわしろにする。最後に、頭屋が作って持参し供えた餅をオコナイ終了後に各人がそれぞれ自分の家の男の人数分の餅を持って帰る。

・一月十二日：寄合

初祈祷に続き、観音寺において行なわれる。内は一年間の決算報告、行事予定の伝達である。戦前は「あるきさん」と呼ばれる連絡がいて村中を歩いて伝達していた。また、出席者は各家から男一名（席順は年寄りからの年齢順）だったが、現在では女性も多く出席するようになった。議決の方法は、昔は年寄りの意見に従っていたが、現在は多数であり、女性も意見を出るようになった。

・二月二十八日：祈念祭

春祭りにあたり、五穀豊穡と一年の平安を祈願する。供物としては、秋の洗米に対して春はぬかを奉獻する。その他、酒、餅など有志あるいは厄年の氏子がお供えする。また、四十二、六十一歳の男子は昇殿して厄け祈願を行なう。

・四月十日：御霊社祭

御霊神社は以前、川辺にあったものを春日神社に合祀したものを

である。祭神は不詳。現在は村人が土地の神として祭りを営んでいる。

・六月二十一日：休の宵籠

・七月八日：夏神楽

夏祭り。厄病災害の除去を祈るもので、春日神に参拝し、神主が鈴を振って（鈴の舞）お祓したといわれる。また、この日は農休日で昔はつきなどもされた。現在で盆踊りなどが行なわれる。

・八月三十一日：風の祈祷

台風の害に対する祈祷。お宮の関係者、村の役員、その他村民を集めて行なわれる。また、盆から御法楽として盆踊りが行なわれたという。

・九月十日：琴平社例祭

ご馳走を作り神様に供え、祈祷してからいただく。

・十月十日：榊立

頭屋になった四家には各々、春日神社祭神の分霊があずけられているが、この日頭屋は、この分霊を家の中から玄関や奥座敷の前の庭に移す。きれいな砂を盛りその上に分霊を置き、ひのき葉で屋根をつくる。これらの準備が整うと社守が頭屋の一軒一軒を回り分霊に祝詞をあげていく（頭屋巡拝）。

・十月十五日：湯神楽

稚児とその親がおこなう祭り。湯釜祭。釜で湯を沸かし笹の葉三枚をつけている間、神主が釜のふちをたたきながら歩く（湯釜出し）。清めの式。

・十月十六日：宵宮祭

秋の例祭の前夜祭。夕方から氏子が各々などの供物を持って神社に集まりお祓いをうける。毎年、秋の大祭を前に土地を離れた者が帰省するため、にわかなふるまいをみせる。

・十月十七日：例祭

秋祭り。男の子のいる家しか参加できず、四人の稚児が祭主となつて行なわれる。ただし、家族、親戚に不幸があつた場合には『けがれる』といつて祭りの頭屋を辞退したり、とばされたりした。

①村の役員と氏子総代が中心となつて、氏子がもちよつた餅（百姓でない人はパン、お金、みかんなど）の受け付けをしてたらいにあげる。

②頭屋が列を作つて神社へ向う。

先頭・・・稚児が幟を持つ。稚児は小さいので、稚児の母方の祖父が幟を持つ。二番目・・・稚児（真白な装束、えさし帽）

三番目・・・稚児の父母が春日神社祭神の分霊を持つ。（母方は着物、色無地えおり、父親は羽織、袴に白下駄あるいはモーニングを着る）

四番目・・・稚児の親族（本家、分家、親の兄弟程度）が一升の鏡餅、柿、栗、さや豆、餅米の一株を吊した物を持って続く。

③頭屋が神社に着く前に、神前に神撲物（魚、酒、米、水、塩、海苔、昆布、果物を並べる。「典具」

盛り数は奇数で、典具の際は拝殿から本殿まで手送りで神撲物が運ばれる。また昔はこの神撲物に息がかからないよう覆いをした。

並ぶ順番は、本殿の前から、社守く村の役員く氏子総代

④頭屋が着き、稚児は式に参列する。

⑤氏子総代四人で分霊を受け取り拝殿中に置く。

⑥供物を奉げる。

餅米は前拝殿の両端に二株ずつするす。（この時稚児は、ふくさをつけ帽子をかぶる）

⑦宮司が祝詞をあげる。

⑧稚児の一人が玉串法典を献撰する。

⑨氏子総代が挨拶をして、宮司が下がつて徹撰する。

宮司く村の総代く役員く氏子総代、の順。

⑩村の役員と氏子総代が前拝殿の灯籠ら餅をまく。

その後、社務所で直会となる。

*秋祭の重要な役目をする稚児は西と東から二人ずつでくる。現在は小学校一年ぐらいの男の子が稚児になっている。また、過去一年に不幸のあつた家からは稚児が出せないことになっている。頭屋になつた家は春日神社祭の分霊を一年間預り、その間お頭付きの魚と水を供える。また、頭屋の一年の間に、近い親戚に不幸があつた場合には分霊を返す。

・（十月十七日く）新米祭

新米ができたときに行なう。

・十月十八日：頭屋渡し

社守と氏子総の立ち合ひのもと、分霊を新しい稚児に渡す。

・十月十八日：新穀感謝祭

未確認

・十二月十五日：初欠献納・奉告祭

未確認

・十二月三十一日：除夜祭

未確認

(補論) 祭りの費用

現在は、村からの補助金、神社改築費用の残金などをあてる。しかし、祭りにあまり費用がかからないため、奉獻される。寄付、供え物で充分賄える。また、年に一度、年末に寄付が集められるが、定額ではなく、金額的にもさほど高額ではなかった。

戦前には本座の座田からの年貢米が六斗九升六合二匁あったとされる。この年貢米は初祈禱のときに座衆に配られる餅などに用いられたとされる。しかし、戦後になってから、次第に簡素化され、現在初祈禱のときに供えられる餅は各家から持参して供え、それを持ち帰る。

4 氏子 — ホンウジコ・タウジコ・サカウジコ

私たちの調査で悩まされた問題の一つに、この地域で使われる(氏子)ということばの理解であった。氏子には、ホンウジコ(本氏子)、タウジコ(他氏子)、サカウジコ(逆氏子)に区別される。本氏子とは、この地域(針)で生まれ、春日神社で宮詣りをし、現在もムラの構成員として針に居住している者である。他氏子とは、本氏子であった者が他村に居住したとき、他氏子と呼ばれ、神社の造営の

ときに寄付金を依頼する。逆氏子とは、縁組で他村から入ってきた者である。最後の逆氏子については、他村からの養子や婚入者ではなく、その実家を指すという意見も聞かれた。しかし、生まれた場所の氏子は生涯ついてまわるものであり、縁組みによっては変更されないという人も多い。つまり、彼らが里帰りしてサトの祭りに参加するときは、それは氏子として参加するのだという。その意味では、逆氏子とは縁組などによって他村から入ってきた者であり、神社の造営などのときにはその実家に寄付金などを依頼すると理解した方が分かりやすい。

このように、氏子も家によって規定される概念ではない。この氏子を決定する論理は、基本的には本座や平座を決定する論理と共通している。つまり、氏子になる条件は家によって規定されているのではなく、ある一定の血筋を引き、このムラで生まれることである。本座の場合には、父が本座であることが必要であったが、氏子の場合にはどちらかの親(したがって、父が養子であっても)が氏子であれば、その子は針で生まれれば氏子として承認されることになる。

5 社守・氏子総代・六人衆

氏子総代は、各垣内から一名づつ選出される。一月三日に行なわれる各垣内の集会の話合いにもとづく推薦により決定するが、概ね年長者におちつくということである任期は三年であるが再任も認められており実質的には同一人物が長くうけもつ場合が多い。

社守は、神主の役割を果たす者であるが、春日神社の登録された

宮司Ⅱ神主は都祁水分神社の神主が兼務することになっている。この宮司Ⅱ神主が春日神社に来るのは春と秋の祭りの時だけであり、その他の行事の神事を司るのは社守である。

多くの宮座制のもとでは社守（神主）が頭屋として年番で変わる形態が多いが、針では年番ではかわらない。ムラのなかで神事に詳しい者（氏子総代を勤めた者のなかから選ばれるとも聞いた）が社守となり、その任期には定めがなく、同一の者が長期にわたって社守を続けることになる。現在、社守の仕事として毎日の供物奉獻、祈祷、祭りの運営、祝詞、氏子への寄付の要請等々がある、とされる。

現在の社守の制度がいつの段階でできたか明らかではない。吐山では、明治四十年までは頭屋を勤めた人が「社守」を勤めるとある。しかし、針でこのように頭屋と社守が同じであったかどうかははっきりしない。針では、従前から「一老」あるいは「二十人衆」のなかから、社守が選出されていたのかもしれない。

祭りの行事ななかでしばしば「六人衆」ということが登場する。これは、ムラの長老衆六人のことである。ムラのなかで高齢の者（男性）六人が順次「六人衆」を構成することになる。

前述の村史のなかに「一老」「二十人衆」ということばは出てくるが「六人衆」ということばは出てこない。「二十人衆」というのは座衆の年寄り、二十人を指すものと思われるが、このうちの六人が「六人衆」と呼ばれていたのであろうか。いずれにしても、現在では「社守」「氏子総代」「六人衆」――実質的には彼らがムラの長老衆である――がムラの祭りの運営を行っている。

6 春日神社

A 本社 春日神社

B 祭神

本社 春日神社祭神 天児屋根命

末社七柱 元巖島神社祭神 元琴比羅神社

神社祭神 市杵島姫命 大物主命

元御霊神社祭神 元津島神社祭神

不詳 素細

命元恵美須神社祭神

元龍王神社祭神 蛭子命 豊玉姫命

元八幡神社祭神 品蛇別命

・宮さん当番

毎日二軒ずつ二人一組で春日神社の掃除をする。その家に不幸が起こつた場合一年間当番を休む。

7 その他の信仰

A 同族神、屋敷神

同族神は見る事ができなく、屋敷神も聞くことができなかつた。この村の信仰の特色として、一つの家（屋敷）の中に複数の神々、すなわち、春日神社、天理教、稲荷、皇大神宮、荒神サン等々などが祀っていることがあげられる。荒神サンは昔かまどの上に置かれていた。

天理教については、各家が天理教に入信した日を記念して毎月そ

の日に天理教の分教会の長を招いて祈祷をする。

B ムラの小祀

戦前において軍馬の飼育、牛耕が盛んだったことから馬頭、牛頭観音があるという話を聞いたが、未確認。

春日神社の上にカミノオサンと呼ばれるものがあり、春祭りの際、一緒に祀られるが、特に管理はされていない。

C 民間宗教者

昔は、男女を問わず失せ物、縁談、病氣などを占う者がいて、ムラの中の南部 地域にごく普通に家族と共に暮らしていた。

針以外の地域ではみこさんと呼ばれる人がいて死んだ人の魂を呼んでいた。

D 講

・敬神講

一月・五月・九月の十六日に行われるもので、伊勢講とも呼ばれる。代参講で家族の中から大人の男性（主に世帯主）が一人参加する。講元（各家が順番に当る）に集まり天照大神を拝礼した後、供物を奉げ会食となる。

・観音講

真言宗のみ。毎月十七日に観音寺で行われる。

8 民間信仰

・下痢についての治療法で、ざつ竹を日干しにして味噌汁に入れておいたものとウサギの腹子（胎児）を一緒に食べるという方法があ

った。ウサギの腹子は貴重なもので、とれた時に塩漬けにして保存しておいた。

・雨乞い：昭和初期まで行われていた。夕方、神社に社守をはじめ氏子総代、村の役員、村民全員が集まりたいまつに火をつけて社守が太鼓をたたきながら焼谷の山（山田との境）に登る。頂上に着くと、持ち寄った薪でたき火をたいて降雨を祈願した。これにはたき火の煙が空に上り雨雲となつて雨を降らせるという意味があつた。

・おこおりとすり：稲作の際に行う。土を持って五百回、春日神社へ運ぶ。その後、弁当を持ち寄ってお参りする。

・注2を参照。

・隠居制家族は、一つを単位としてみれば、三世代家族としてあらわれる。ここでは、家長権がどこにあるかが問題であり、二世代に家長権が移っているとき隠居制家族として分類されることになる。しかし、このような分類は相対的なものであり、この種の分類だけで隠居制家族の実態が把握できるわけではない。

父がインキョする場合、その形態は多様な形態をとる。第一に、隠居をするときに、他の子ども達を連れてインキョをしてそのインキョが他の子ども達の一人に引き継がれ分家になる場合、これを隠居分家と呼ぶ。この地域のなかで分家のことをインキョと呼んでいるが、おそらくはこの地域の分家の形態もこの隠居分家の形態をとった可能性が高い。また、親夫婦だけが隠居するケースもある。こ

の場合には、親夫婦と子ども夫婦との間で、同居あるいは別居か、同竈あるいは別竈か（食事が同じであるかどうか）、同財であるか別財であるか（財布は二つに分かれているかどうか）など多様な形態に分かれることになる。たとえば、この同居と別居という区別にしても、全く別の場所に隠居屋を建てるケースもあれば、同じや敷地内に別棟に移り住むケースや、あるいは同じ家屋内であっても所帯を譲った父親が別の部屋に移ることもある（この地域のなかでは、所帯を持つものが納戸で寝起きをし、所帯を譲ると別座敷など別の部屋に移り住んでいる）。このような区別は相対的なものであって、同一の地域のなかにあってもその時代やその家の都合によって変化するケースが多い。

ここでの第一と第二に分類したものは、かつて村武精一氏が分類した「超世代的分立方式」と「世代限定的分立方式」の隠居制家族に対応するものであり、この二つの形態はいわば程度の差に還元できるものであるといえるであろう（この問題については、拙稿「隠居制と家」「民俗学の課題と進展」所収を参照。また、このような隠居習俗は婚姻習俗との関わりなかで多様な形態を示すことになる。これについては上野和男の分類（『日本の隠居制家族の構造とその地域的偏差』『国立歴史民俗博物館研究報告』第五二集）を参照。

このような隠居制家族の形態と関連してムラの構成上の問題である。隠居世帯が形成されたとき、それはムラのなかで一軒前の家が形成されたことではない。家内部では村費の負担や共有地の権利義

務が新しい家長によって引き継がれたとしても、それは家の内部問題に過ぎない。ただ、隠居分家の場合には新たなムラ入りの儀礼が必要となり、新しい一軒前の家が創立されることになる。しかし、この分家の時期は多くは隠居の時期と一致しない。私たちの調査では、隠居分家の具体例を示すことができない。

ただ、私たちは次のことを確認しておかなければならない。村費の負担や共有地の権利というレベルでは、家を単位として構成されているが、祭りや「道作り」のようなムラの行事では必ずしも家を単位とした構成原理は貫徹しない。十七歳になると男子はムラの「道作り」に参加しなければならず、また六十歳になるとその参加を免除される。また、初祈禱への参加も成人した男子が参加するのであり、家の代表者が参加するものではない。ここには、ムラの共同体秩序の重層した構造がみられるのである（『共同体の重層』については、住谷一彦『共同体の史的構造』を参照）。ある一定の年齢になるとムラの行事に参加し、ある一定の年齢に達するとその義務が免除されるといえるのは、ここに一定の年齢階梯的な秩序がみられるが、このような秩序が家族の隠居制習俗とどのように有機的につながっているかは実証的にはなかなか明らかにすることができない問題である。つまり、六十歳になるとムラの出役の義務が免除され、家族内においても所帯を譲るといふ構造は、事実として若干見られるにしても、ムラのなかで有機に結び付けられて理解されている訳ではない。

『奈良県総合文化調査報告書』の民家の構造と私たちの調査の家

屋の構造を比べたとき、基本的な構造は同じでも、かなり家屋の居住空間は大きなものになっている。玄関入り口に一定の土間を作り、客の応対は一般的にはここで行う構造は変わりはないが、内庭と呼ばれる竈を設置した土間の空間はすでに見ることはできない。勝手・台所の変化は昭和三十年代から四十年代にかけて大きく変化したものと思われる。ここであげた竈の位置や内庭はかつてこのような構造であったものを示すものであるが、針のなかでも比較的大きな規模の家屋構造を示すものである。

資料1 行政村の変遷

A 近現代の行政村

・都祁村(昭和三十年) 都介野村と針ヶ別所村が合併

B 「町村制」(明治二十一年公布)のもとでの行政村

・都介野村

針 友田 白石 吐山 南之庄 藺生 相河 甲岡 来迎寺 小

山戸

・針ヶ別所村

針ヶ別所 小倉 上深川 下深川 荻 馬場 山田 杣ノ川

C 戸長役場(明治十七年)

・第四十戸長役場 白石 吐山 針

・第四十一戸長役場 針ヶ別所 小倉 上深川 下深川 荻 馬場

山田

・第四十二戸長役場 針 友田 白石 吐山 南之庄 藺生 相河

甲岡 来迎寺 小山戸

D 明治九年四月 奈良県が堺県に合併される。奈良県下は

五つの大区に区分される。

・明治九年十一月 大区小区の編成替え

・明治八年 西針村と針村が合併して、針村となる

・明治七年 大区・小区の区域変更、都祁村の領域は第二大区となり、八小区に編成される。

・第一小区 針ヶ別所 小倉 上深川 下深川 荻 山田 杣ノ

川 別所 水岡

・第二小区 針 友田 藺生 小山戸 相川 南之庄 来迎寺

甲岡 福住

・第三小区 白石 吐山 無山 多田 染田 小原 深野 上笠

間

E 明治五年四月 大区小区制・・・詳細不明 山辺郡は第

四大区で二十の小区に分かれた。針は十三小区。

・明治五年十一月から 会議所創立に付き、管轄区域の変更。第二

大区会議所の管轄となる。

・第五小区 針ヶ別所 上深川 下深川 中荻 上・下山田 杣

ノ川 馬場 福路寺

・第七小区 東針 西針 友田 小山戸 藺生 来迎寺 甲岡

相河 南之庄

・第八小区 北白石 南白石 吐山 清水 無山

資料2 近世の都祁村

地名	文禄検地 石	宝暦3年 石	支配	戸数 (郷土)	人口
藺生	247.360	247.330	T	38	154
小山戸	533.574	533.575	T	48(3)	238
友田	430.820	430.820	T	45	219
相河	182.114	182.114	S		
来迎寺	26.202	26.202	T	10	42
甲岡	175.590	157.590	T	12	61
南之庄	482.445	257.222	S		
		225.193	A		
白石	927.811				
		491.776	T	53(3)	226
		436.305	T	59(1)	250
吐山	1237.210	1099.842	B		
清水		233.710	T	25	96
針	653.630			83	353
(西)		350.844	T		
東		302.786	T		
小倉	187.478	186.778	T	45	211
針が別所	204.950	204.950	A		
深川	484.370				
上		175.418	T	35	164
下		308.922	T	35(1)	177
萩	335.220				
上		115.920	T	24	101
中		106.220	T	14	72
下		113.800	T	19	84
馬場	227.377	227.370	T	28(1)	117

支配は宝暦三年段階のもの

T：藤堂藩支配 A：赤井六兵衛支配 S：庄田下総守支配 B：幕府領

戸数・人口は寛延の頃（籙堂高文編『宗国史』に基づいた『都祁村史』による。

資料3-1 農家数（農業センサス）

	年代	総農家数	専業農家	兼業農家	第一種	第二種
都祁村	1990	697	48	649	88	561
	1985	772	42	730	169	561
南之庄	1990	29	4	25	2	23
	1985	32	2	30	8	22
甲 岡	1990	8	1	7	-	7
	1985	13	1	12	-	12
来迎寺	1990	12	-	12	-	12
	1985	12	-	12	-	12
友 田	1990	38	4	34	7	27
	1985	48	4	44	9	35
藤 生	1990	34	2	32	6	26
	1985	36	1	35	11	24
高 塚	1990	8	-	8	2	6
	1985	10	-	10	4	6
小山戸	1990	48	2	46	10	36
	1985	47	2	45	7	38
相 河	1990	14	2	12	1	11
	1985	14	-	14	6	8
吐 山	1990	107	9	98	10	88
	1985	114	11	103	21	82
白 石	1990	90	6	84	12	72
	1985	100	3	97	29	68
針	1990	59	1	58	7	51
	1985	64	2	63	13	49

資料3-2 経営耕地規模

	合計	0.1 -0.3	-0.5 例外	0.3 -0.5	0.5 -1.0	1.0 -1.5	1.5 -2.0	2.0 -2.5	2.5 -3.0	3.0 -3.5	3.5 -4.0	4.0 -5.0	5.0 -
都祁村	697 772	98	1	127	280	122	30	15	4	7	5	4	4
南の庄	29 32	6	-	2	11	2	4	3	1	-	-	-	-
甲岡	8 13	1	-	1	4	1	-	-	-	-	1	-	-
来迎寺	12 12	-	-	3	7	2	-	-	-	-	-	-	-
友田	38 48	5	-	4	14	10	1	2	-	-	1	-	1
繭生	34 36	2	-	6	16	6	3	-	1	-	-	-	-
高塚	8 10	2	1	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-
小山戸	48 47	6	-	8	19	12	2	-	1	-	-	-	-
相河	14 14	-	-	1	2	10	1	-	-	-	-	-	-
吐山	107 114	15	-	29	45	15	2	-	-	1	-	-	-
白石	90 100	16	-	11	32	14	5	3	-	5	1	2	1
針	59 64	11	-	14	24	6	3	1	-	-	-	-	-

い 婚姻

正式婚姻

甲 縁談

子 媒酌人

- 一 種類及呼称 媒酌人はたいいてい仲人なるも或いは場合には下仲人あることあり
- 一 敬及性別 大抵夫婦なるも婦なき人は男其の衝に当たたるを常とす

一 縁談に付き媒酌人の仕事 縁談の交渉より見合い写真の交換結納の贈答入輿等が其の主なるもの

丑 見合い 大抵娘の家にて行わる、然れども時に途中又は神社の仏閣に参詣して行わるることもあり

一 見合いと成婚の関係 見合いして相互意気投合せば初めて成婚契約成立す

寅 見合い写真 双方土地非常に遠隔なればこの種の方法行われ

卯 結納の贈答

- 一 形式 現品に目録を添付して嫁方に贈る
- 一 時期 入輿に先ち贈るものあり或いはその当日贈るもあり
- 一 内容 貧富の階級により一定せざるも普通にありて衣服・帯・扇子・履物・酒肴・熨斗・紅白粉等

一 目的に関する観念 破鏡悲境に遇する場合に於いて男子より破約せば贈物を取戻をえず即ち新夫婦間の契を破らざるとの印として与うるものなり

一 沿革 古来より別に変遷したることなきも当時は金銭土地等を用ふること其の数を増せり

一 贈答の儀礼 結納を贈呈する方に於いてもまた是を受け取る方に於いても何れも親族・近隣の人を招待して是を披露す

辰 入輿以前における其の他の行事儀礼 荷物と共に入輿の場合には支度見せとて前日に親族近隣の人を招く

巳 挙式日の決定 普通申卯亥等の日を忌む 月は正月三月盆盃蘭盆月十月を避け結婚者の年齢及方位等の関係により節分の日之を行ふ

乙 入輿

子 服装及裝飾其の他

- 1 花婿の式服 紋付の羽織同着物及袴
- 2 花嫁の式服及着換 上流にありては色物裾模様紋付下着(赤又は白)帯(錦織物)打掛を用いて式後は普通の衣服に改む 中流以下は丸帽子のみにて打ち掛けを用いず
- 3 花嫁化粧頭髪 紅白粉を用い頭髪は高島田或いは当時の底髪等

丑 嫁入道具 附持参財産

1 道具の種類名称用途性質形状沿革 衣装、箆笥、手箆笥、長持、柳行李、雨掛、針箱、鏡台、金盞、枕、下駄箱、傘、編

幡傘、硯箱、文箱、頭の飾り一式

2 道具の運搬 嫁入りの当日運搬す 併し場合により別に

吉日を選び長持箆筒等を贈ることあり 其の運搬方法は親族近隣等知己の人を雇ふ

3 持参財産 貧富階級により多少あるも要するに衣服、現金、公債証書、不動産等

寅 儀式

一 挙式場所 大抵婿の家にて行う

一 刻限 大抵午後六時過ぎ

一 式場装飾 掛物屏風等

一 入輿の順序、附侍女扈從こじやう 本仲人、嫁、扈從女、主なる親族、次て人夫

一 三三九度の杯 大抵略式なり

一 家族・初対面の杯 夫婦の杯をなし後直父母兄弟等初対面の杯をなす

一 祝宴 親類知己一同列座祝杯を挙げ花嫁は仲人の紹介により挨拶す

一 合衾式 式後略服に改め膝直しと称し新夫婦間小宴を開く

一 花嫁の土産物 父母兄弟姉妹親族近隣下人等に対し菓子襟足袋風呂敷手拭等を贈る

一 式後の縁者 将来懇親の為め縁者一同花嫁と挨拶をなす

卯 飲食物、料理、食器、献立等 普通焼物は鯛又はかます其の他海川魚の青物等種々あるも書く貧富階級により献立食器等

一定せず

辰 里帰 時期、儀式、花嫁の土産物

三日帰り、五日帰りの別あり、土産物は蒸飯 仲人は花嫁を連れ里方へ帰る 併し里方にて宿泊せず、当日婚家に帰るを通例とす 但里方にして遠隔日帰り出来難き場合は其の他の親類

又は知己の家を以て里方に代ふ

巳 新婚旅行、結婚披露其他 今日まで行わるるを知らず

ろ 養子、入夫(略)

は 許嫁 許嫁は大抵親族間に多し 他人に行わるることあるも著しき行事なし

1 許嫁決定の場合 男子より扇子一箱を女に贈り以て許嫁の印とす

2 許嫁間の交際 別段なし

(以下略)

に 結婚に関する行事 階級による著しき差

(特筆すべきことなし)

ほ 婚期の早晚

1 一般の婚期 当時早婚の弊に陥るやの観あり、殊に女子は男子より婚期早く大抵は一八・九才を通例とす 男子は大抵丁

年前後とす

2 婚期と婚者との関係 長男は大抵右の如く丁年前後なるも

次男以下特別の場合の外長男より遅るること普通なり

3 職業と婚期と関連 概するに早婚は農業家に多く工業商業

其の他職業に従事するものは晩婚のように見受けらる

へ 結婚に関する迷信

1 結婚当事者相互の年齢に関する俗信 四厄十厄とて年齢の四才十才の違いの年齢の結婚を忌む

2 夫婦相性に関する迷信 火性と水性又は火性と金性との如き相性の夫婦を忌むの風あり

3 挙式日に関する迷信 前項に記述せる如く一般に卯申亥等の日を忌む

4 其の他の迷信 生年と九星等より方位を研究する旧習あり

葬

い 死亡

1 際期の断末魔 近親のもの枕辺に接し念仏を唱ふ

2 死語直後に行う死者の処理

甲 死骸の横臥の方向

頭を北方にして臥せしむ

頭を西にし、北面に横臥せしむるもあり

乙 死者の衣服

子 衣服の種類 地質形状

経帷子、白衣にして帷子口白衣は木綿形状は普通衣服の仕立方

丑 衣服の裁縫者 血族にあらざる即ち他人にして一般老婦之に当たる

寅 衣服の着方 白衣は下にし経帷子を上にし左衽に着せしむ

卯 その他 右の外生前に愛用した衣服を着せしむるもあり

丙 其の他死者の身に附すべきもの
顔を被い、手掩い、脚伴、草鞋等

丁 夜具、掩布の着せ方 無し

戊 屏風の建て方 無し

己 枕辺の刀剣類 魔除けと称し刀を枕辺に置く

庚 死骸の検断 普通の死者はなし

(以下略)

3 死亡の通知

甲 通知の方法 近隣又は知己の者が其の通知の任に当り奔走す但し極めて遠方は電報を利用す

乙 通知状の調整 喪主又は親族の主なる者書面を認む 但し開封封するものあり

丙 別に形式なし 普通文あり

丁 無し

4 入棺

甲 棺の種類及び形状 多くは桶を用いる 間々箱を用いることあり

乙 入棺の作法 入棺するに先んじて沐浴し一定の衣服を着せしめて入棺し剃髪して毛骨を取り置くは一般の習いなり 此間は香

丙 死骸と共に棺に納べき物品 杖(男子は鎌、女子は針、鈇等)、

頭陀袋、錢六文、握飯等

丁 其の他 無し

5 霊前の供物

(略)

6 神祭又念仏

(略)

7 夜伽

甲 参加者 親類知己

乙 時日 葬式前夜徹宵す

丙 参加者夜伽中の行事 夜伽中は香を焼き灯明を点じ詠歌を唱

う

丁 参加者に対する家族待遇 酒飯など茶菓子呈す

ろ 送葬

1 死去より埋葬までの時日 一昼夜半位

2 葬送当日の神祭仏事 (略)

3 位牌

甲 形状質 形状は図の如し 質は の生地

乙 戒名 宗派及び支所の履歴により多少異なるも男は何々信士女

子は何々信女と書くが普通なり

丙 位牌の処理 二個作り一つは墓前に一つは家の祭り一周年の

後塗り位牌に改め先の白位牌は墓地に納む

丁 其の他 無し

4 会葬者

甲 種類

子 親族としての会葬者の範囲 親族の厚薄を論ぜず 会葬者

別に範囲なし

丑 親族以外の会葬者 其の大字内は一般にして其の他外の大

字の知己

乙 会葬者受付の方法 親族又は手伝い中より二名羽織袴にて門口

に出て受付す

丙 香典其の他の贈り物

子 香典

香典の金高 近親の者は二円以上五円以下 其の他の親類の者は

一〇銭以上二円以下

近隣よりの香典 二〇銭以上五〇銭以下

友人等よりの香典 同上

贈方 無し

丑 贈花 無し

寅 放鳥 無し

丁 会葬者の待遇

子 休憩所の設定 近隣の家を借り休憩所に充てる

丑 饗応 葬式饗応の献立

一 神葬の場合 焼き物 平 猪口 汁 酒 組魚

二 仏式の場合 材料は何れも四季に必ず 平 坪 猪口 汁

酒 飯 盛付

上流においては膳に引き菓子を加う

戊 会葬者の服装其の他の持ち物 普通紋付き羽織を着用す

己 其の他 無し

5 出棺

甲 棺の釘打ち 箱は釘付け箱は縄併し何れも十文字に掛け袈裟結びをなす

乙 棺の出口 玄関又は座敷口より出す

丙 出棺に関する儀礼 僧侶読経の外は別に儀式とてなきも血族のものは永訣の杯を挙げる

丁 出棺前の棺の装飾 唐綿(□□)を以て被うか又は白木綿をもつて法図巻きをなす

戊 出棺の迷信 卯の日を忌む

6 葬列

甲 葬列の廃否 別に廃棄せるを見ず

乙 葬列の順序

神式 先追 乗炬箒 赤白旗 白赤旗 辛□ 楽人 赤白旗 白

赤旗 副斎王 斎主 名旌 製花 大神一对 棺 陪従 墓

標 喪主 喪婦 親族 次て一般会葬者

仏式 松明 四つ餅 婦人 盛物 一の旗 二の旗 一つの灯籠 諷経僧 役僧 導師 位牌 柩 天蓋 二の灯籠 三

の旗 四の旗 親族 会葬者

丙 喪主 白衣にて柩に随行する

丁 親族の服装 男子は袴又は羽織袴 女子は白衣

戊 葬礼人夫の服装 なし

己 葬礼に加わる親族と加わらざる親族 加わらざるものなし

庚 神官僧侶の容儀及び乗物 神官は祭服 僧侶は法衣 乗物は

駕籠

辛 楽人 泣男 泣女 無し

7 葬送途中の行 無し

8 斎場又は墓地、火葬場に於ける神祭仏事

出棺前に準ず

9 埋葬

甲 土葬

乙 墓穴 掘方、撰定の方等定式なし

丙 埋棺の際における慣習 無し

丁 迷信 無し

戊 其の他 無し

10 墓

甲 埋棺後の処理 (図一省略)

乙 建碑

子 木碑 二寸五分角長さ四尺の木碑を埋棺の当時之を建つ

丑 石碑 形状大小一定せず一週間若くは三週年忌の節建設す

寅 碑銘 表面に法名を刻し側面又は裏面に俗名及び死亡年月

日年齢を彫刻す

丙 墓地の状態 多くは山林に隣し又は畑地に隣接するものあり

丁 墓地の清掃修理 毎歳一回盂蘭盆会の際清掃修理す

戊 墓地の所在、集合状態 各大字に一カ所若しくは二・三カ

所の墓地あり 中に一カ所の墓地のみにして五カ大字集合する
あり 併し各大字ごとに区画を設け彼此の混同を許さず

己 那寺と墓地との関連 寺と墓と所在を異なるをもつて関係を
有せず

11 墓地に於ける会葬者取り扱い

甲 受付 無し

乙 参拝

丙 喪主の挨拶 墓地の道側に席を設け喪主及び親族と立礼する

丁 其他 無し

12 帰宅後親族家族の行事 無し

13 火葬 無し

は 特殊葬式

甲 戦死者葬儀に関する特例 渾て村尚武会に於いて執行するを
常とす

乙 伝染病者葬儀に関する特例 無し

丙 変死者葬儀に関する特例 無し

丁 嬰兒の葬儀 略式の執行

に 葬儀事務の手伝い

甲 葬儀事務を執行する人 喪家組合の重なる人々に当たる

乙 葬儀組合の手伝いについての弊風 無し

ほ 葬具

甲 葬具屋 なし

乙 葬儀の新調、貸借 葬具は共有物なるを以て其の都度新調又

は貸借することなし

へ 葬費

普通葬儀に要する費用 葬具の新調及び損料 無し

響応費 葬費は程度のよりて多寡ある雖も普通は七八十円より

壹百円迄とす

墓地に関する費用 無し

僧侶に関する布施 家よりするもの 普通十円以内

親族よりするもの 普通三円以内

と 家畜葬式 無し

資料5 (1) 都祁村宮座一覧(『都祁村史』より)

地区	座の形態	内 容
友田	旧座(一日座) と新座(十六日座)	分家の座衆への参加を許す
来迎寺	なし	
相河	なし	
南之庄	古座と新座	?
甲岡	なし	
藺生	垣内に一座づつ	座は世襲制で男子は全員入頭、女兒は長女だけ入頭。当屋と座の長老六人によって宮全体を采配
白石	十七人の座衆がいた	座衆の家で長男が生まれた者が当屋をつとめる。六歳くらいの時頭人をする。養子に來た人は当屋を勤めて座衆になる。大正十一年に改革。
小倉	垣内を単位	「座を炊く頭屋」と「御供搦の頭屋」があり、垣内内の輪番制
上深川	座衆は二十三軒	「座講」「氏神講」「おとな講」と呼び、座衆の分家は加入することができた。
下深川	右座・左座 中座・おとな講・長生座	? 結婚すると中座に入り、順次おとな講を炊いて長生の座に入る。
針が別所		一家の主と長男、孫の長男であれば何歳でも入座することができる。
馬場		氏子の男子は誕生してから成人するまでの間に、出生の順により二名または三名が正言(生まれた次の年)道作り(二、三歳の時)名付け(元服)と証して神社の行事の際に酒・肴・供物をする。
荻	なし	

資料5 (2) 宮座一覧 (1989~1995 : 調査時)

針	本座と平座	大正7~8年 現在	座の解消 座はそれぞれ東と西に分かれていた 東針と西針から2人ずつの頭人を出す
吐山	座	明治12年 明治42年 現在	敬神講に移行 座は上下に分かれていた 座の解消 座はなし。ムラのなかで座の伝承もない。
友田	座 新座と旧座	明治4年 現在	新座が形成される 1日座と16日座
小山戸	座	明治4年頃 明治42年 現在	新座が構成される 相河の国津神社を合祀 社守は相河と交替で出す ムラの構成員は旧座か新座のいずれかに加入 アツギが生まれるか、養子(アツギ)を もらったときに頭を営む
藺生	座	不明 明治42年	男子と長女だけが入頭(座入り) 社守を各垣内から選出(籤) 各垣内の構成員は全てが座の構成員となる

資料6-1 (吐山:表三-1) 吐山の家族構成 (明治10年)

世帯 番号	戸主	妻	父	母	祖父	祖母	長男	二男	三男	四男	養長男	長女	二女	三女	四女	五女	養長女	養長妻	養長男妻	孫	兄	姉	弟	妹	伯父	叔父	従弟	厄介	合計
1	1	1																											2
2	1	1		1								1																	4
3	1	1									1	1																	4
4	1	1		1			1	1	1				1											1					8
5	1	1					1	1					1																5
6	1	1		1							1	1	1										1						7
7	1			1																					4				6
8	1	1		1																			2		1				6
9	1	1					1					1	1	1	1														7
10	1	1		1			1					1																	5
11	1	1	1				1					1	1																6
12	1																												1
13	1	1																											2
14	1	1		1								1													1				5
15	1	1		1			1	1	1			1												1					8
16	1	1		1			1							1	1											1			7
17	1		1	1		1																1	2						7
18	1		1	1		1																	1	2					7
19	1	1		1								1											1						5
20	1	1	1	1			1	1				1												1					8
21	1	1	1	1		1																		2					7
22	1	1						1	1			1	1												2				6
23	1	1																											2
25	1	1	1	1		1						1													1				7
26	1			1																			1	3					6
27	1	1					1																						3
28	1	1					1					1	1	1	1	1													8
29	1	1	1	1		1						1	1																7
30	1	1	1	1																									4
31	1	1	1	1		1																	2						7
32	1	1					1	1				1																	5
33	1	1									1	1	1																5
34	1	1					1																						3
35	1	1	1	1			1	1																	1				7
36	1		1	1																				3					6
38	1	1					1																						3
39	1	1	1	1																									4
40	1			1																									4
41	1	1	1	1		1						1											1	3	1			1	8
42	1	1	1	1			1																	1	2				8
43	1	1	1	1								1												2					7
44	1			1			1	1					1	1	1														7
45	1	1					1					1	1																5
46	1	1	1	1			1					1																	6
47	1	1	1	1		1	1					1																	6
48	1	1	1	1		1																							5
49	1		1	1																				1					4
50	1			1	1																								3
51	1	1										1																	3
52	1	1		1			1																		2				6
53	1																												1
54	1	1										1																	3
55	1	1	1									1	1	1															6
56	1	1					1					1																	4
57	1			1																			1	1	1	2			7
58	1	1					1	1				1	1																6
59	1	1					1																						3
60	1	1		1			1																						4
61	1	1					1	1	1																				5
62	1	1	1				1	1	1			1																	7
63	1	1					1	1										1											5
64	1	1					1					1	1	1															6
65	1	1					1					1	1																5
66	1	1	1				1	1																					5
67	1	1																											2

調査参加者

年度	名前
91	坏 和子
91	天野 郁子
91	荒井佐知子
91	石田美恵子
91	押野由紀子
91	笠井 英美
91	加科 順子
91	川崎 則子
91	佐藤かおり
91	鈴木宣利子
91	沼尻 裕子
91	夏井江利子
91	西野 早苗
91	畠中 裕子
91	堀 恵美子
91	宮田 茜
91	山内亜希子
91	山口加奈子
91	吉田 亜樹
91	辻 大介
91	前田 敦
91	孤塚 克博
91	遠藤 信一
91	岩淵 智之
91	島田 陽一
91	阿部 善之
91	楠窪 寿典
91	佐藤 泰隆
91	半田 裕二
91	水野 勇
91	佐々木禎治
91	谷地 健吾
92	秋山 真澄
92	石堂 育子
92	磯崎かほり
92	植田 尚子
92	海老沢泰子
92	亀田めぐみ

92	軽部 美幸
92	久地岡智子
92	久野 智江
92	鈴木三枝子
92	武田有理子
92	田中ひろみ
92	茅根 良美
92	飛田 幸恵
92	中根由美子
92	西野 泰子
92	林 美恵
92	船橋 朋美
92	星 ゆかり
92	横須賀理香
92	升谷 淳
92	室岡 功
92	斎藤 満貴
92	村井 大祐
92	西原 真
93	井川 澄子
93	岩間 久恵
93	大井香代子
93	大津 芽意
93	帯刀 絵里
93	小泉奈保子
93	小松麻衣子
93	島根 由貴
93	鈴木 美保
93	瀬賀 愛子
93	関原由美子
93	富永 由紀
93	豊田みゆき
93	仲田 淳子
93	野村 幸代
93	服部真由美
93	平沢奈津子
93	柳林真由美
93	山口 瞳
93	山田 晃子
93	綿引 純子
93	綿引 裕子

93	臼井 丈二
93	矢崎 謙三
93	山村 公一
93	斎藤 達雄
93	原岡 利彰
93	池田 順
93	杉野 正和
93	塚本 威足
93	山本 泰弘
93	岩淵 洋
93	長谷川貴洋
93	若林 広人
93	瀧島 和義
93	坂本 剛
93	直井 則祥
93	岡平 泰一
93	小坂 達郎
93	山折 暢人

あとがき

やっと、ここまでできた。これが正直な感想である。この吐山と針の報告書は学生が提出したレポートを土台としている。多くの部分について私が収集した資料に基づいて手を入れたとしても、学生が提出した調査レポートをそのまま用いている部分もある。また、この調査には竹内康博氏、林研三氏、山内健治氏、石井昭彦氏が参加し、そのときの議論がこの報告書の作成に大いに役立っている。しかし、なおすべての資料の整理が行われているわけではないし、さらに「墓制」についてはなお報告書ができていない。

都祁村の調査は一九八九年に始まり、一九九〇年に海外研修のために都祁村での調査は休みとなり、一九九一年から針の補充調査と吐山での予備調査、一九九二年は吐山での調査、一九九三年に吐山の補充調査と来迎寺と甲岡での調査と続いた。一九九二年度の調査で、下部神社に所蔵されている資料を見せていただき、岡田秀郎氏によって整理されている資料の現物を見ることができた。この整理に大きな時間を費やしてしまった。一九九三・四年には卒業した学生から吐山の報告書はどうなったかという催促を何度かもらったが、最近ではそのような催促もなくなった。まずは、大変遅くなったことをお詫びしなければならない。

ある一つの地域で調査を始めると、そこで必ず予期しない問題に出会うことになる。都祁村での調査は、一つは宮座に関する問題、二つは年齢階梯的に構成された墓地および両墓制の問題、第三がト

ウマイリに関する問題、これが調査の始める前にもついていた問題關心である。ムラが祭祀共同体であることはこれまでは何となくわかつていた問題である。ムラが祭祀を担う集団であることは事実として認識していたとしても、その意味についてはあまり考えることがなかったように思う。都祁村の調査を通じて考えさせられた問題は、次のことである。従来のムラ（村落共同体）の構造、農業生産が共同体に依存する構造はすでに崩壊し、現実的の生活のなかでのムラの重要性は低くなっているにもかかわらず、「祭り」が維持され、しかも「祭り」の場にはムラの老弱男女がそこに集っているのである。老人達は「祭り」のために集い、「祭り」に生きているように思えたのである。

ムラの祭祀共同体的性格が現在にまで維持されていること、そして「祭り」がムラをムラらしく、共同体を共同体らしく維持させている要因なのだと、都祁村での調査を通じて、私は考えるようになった。このことは日本の家を祖先祭祀の関連で捉え直すことと私にとってはパラレルな問題であったし、また住谷一彦先生や村武精一先生が「祭祀共同体」としてムラを捉え直していることの意味の一端を、このときに少し理解できたように思えた。祭祀共同体としてのムラ、このような観点からムラを定義したとき、どのようになるのか、この問題が吐山の調査で考え始めた問題であった。本報告書のなかでもなお不十分ではあるが、ムラの再定義の試みている。

しかし、この問題は民俗社会のなかでのムラをどのように捉えるかというよりも、私にとっては現代の共同体に関わる問題なのであ

る。現代のムラ（共同体）は自治組織であり、文化の伝承の母胎であり、生活の共同関係を維持しながらも、生産の機能は解除されている。しかし、現在でもなお、この共同体を構成するのは世帯_{II}家族である。それぞれ社会的な個性を維持しながら、ムラ（共同体）とそれを構成する家族という関係は現在まで維持されている。

都祁村での調査は私に新しい問題を与えた。私はこれからもなお実証的な研究の継続を必要とし、それから得られる多様な事実がこれからも多くのことを教えてくれるであろう。

この報告書の作成の遅れが多くの人々に迷惑をかけた。調査の参加者である学生諸君だけではなく、この報告書の印刷をお願いした日立高速印刷株式会社の坂下さんにご迷惑をおかけした。心からお詫びを申し上げたい。

一九九七年三月三十一日

森 謙二

タイトル 「共同体・宮座・家族―奈良県山辺郡都祁村吐山
・針調査報告書」

発行 森 謙二

シオン短期大学教養学科

発行日 一九九七年四月三〇日

印刷 日立高速印刷株式会社



目次

・ 共同体・宮座・家族—都祁村調査メモ	
一 これまでの都祁村研究史の概況	…………… 1
二 垣内・ムラ・祭祀共同体	…………… 3
三 家族・親族構造・トウマイリ	…………… 10
四 宮座・氏子・ムラ祭祀	…………… 20
<hr/>	
・ 奈良県山辺郡都祁村吐山 (略)	…………… 39
・ 奈良県山辺郡都祁村針 (略)	…………… 117
・ 資料	
資料1 行政村の変遷	…………… 151
資料2 近世の都祁村	…………… 152
資料3 農家数・経営規模(農業センサス)	…………… 153
資料4 「奈良風物志」(大正八年)都祁村の部	…………… 155
資料5 都祁村宮座一覧	…………… 161
資料6 吐山の家族構成	…………… 163
<hr/>	
P.4 上 22	堀界 → 境界
P.4 下 9・12	垣常的 → 恒常的
P.7 上 8	Gemeinschaftsgefühl→Gemeinschaftsgefühl
P.12 下 6・10・13・15/P.13 上 19/P.14 下 10	擬制的 → 擬制的
P.14 下 5	家とい観点 → 家という観点
P.16 下 6・8・21	努める → 勤める
P.19 下 22/P.30 上 16	都祁村の民族と社会 → 都祁村の民俗と社会
P.22 下 19/P.23 4・11・13	境県 → 堺県
P.26 上 3	Gemeideklulte → Gemeindekulte
P.26 下 1	協会 → 教会
P.29 上 20	家の平等性を → 家の平等性が
P.30 下 15	日本村落の民族的構造→日本村落の民俗的構造
P.32 上 9	Genosseinnschaft → Genossenschaft
P.32 下 14	あるとい言う → あると言う
P.35 上 23	介kそうせい → 階層制
P.35 下 16	「奉行」を約を勤め→「奉行」役を勤め
P.54 上 12/下 8	株 → 秣